

平成27年第2回

置戸町議会定例会会議録

平成27年3月10日開会

平成27年3月18日閉会

置戸町議会

平成27年第2回置戸町議会定例会（第1号）

平成27年3月10日（火曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 平成27年度町政執行方針
- 日程第 5 平成27年度教育行政方針
- 日程第 6 議案第10号 置戸町教育委員会教育長の服務に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 8 議案第12号 置戸町行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第13号 置戸町職員の住居手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第14号 置戸町児童センター条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第15号 置戸町森と住まいの支援条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第16号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第17号 置戸町道路占用料条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第18号 置戸町行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第19号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第20号 保育の実施に関する条例を廃止する条例
- 日程第17 議案第21号 平成27年度置戸町一般会計予算
- 日程第18 議案第22号 平成27年度置戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第19 議案第23号 平成27年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第20 議案第24号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第21 議案第25号 平成27年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第22 議案第26号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計予算
- 日程第23 議案第27号 平成27年度置戸町下水道特別会計予算
- 日程第24 議案第 3号 平成26年度置戸町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第25 議案第 4号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第26 議案第 5号 平成26年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第 6号 平成26年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第 7号 平成26年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第 8号 平成26年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議案第 9号 平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）

- 日程第31 同意第 1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
日程第32 報告第 2号 専決処分の報告について
日程第33 報告第 3号 定期監査の結果報告について
日程第34 報告第 4号 例月出納検査の結果報告について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 平成27年度町政執行方針
- 日程第 5 平成27年度教育行政方針
- 日程第 6 議案第10号 置戸町教育委員会教育長の服務に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 8 議案第12号 置戸町行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第13号 置戸町職員の住居手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第14号 置戸町児童センター条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第15号 置戸町森と住まいの支援条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第16号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第17号 置戸町道路占用料条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第18号 置戸町行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第19号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第20号 保育の実施に関する条例を廃止する条例
- 日程第17 議案第21号 平成27年度置戸町一般会計予算

○出席議員(10名)

- | | | | |
|----|----------|-----|----------|
| 1番 | 嘉藤 均 議員 | 2番 | 小林 満 議員 |
| 3番 | 高谷 勲 議員 | 4番 | 岩藤 孝一 議員 |
| 5番 | 細川 昭夫 議員 | 6番 | 石井 伸二 議員 |
| 7番 | 竹内 雅俊 議員 | 8番 | 阿部 光久 議員 |
| 9番 | 佐藤 勇治 議員 | 10番 | 佐藤 純一 議員 |

○欠席議員(0名)

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上久男	副町長	和田薫
会計管理者	鎌田満	町づくり企画課長	栗生貞幸
総務課長	中村啓二	総務課参与	村松登喜男
町民生活課長	田中英規	産業振興課長	坂口博昭
施設整備課長	菅野博敏	地域福祉センター所長	鈴木正美
施設整備課技監	高橋一史	総務課主幹	高木恭治
町づくり企画課財政係長	小島敦志		

〈教育委員会部局〉

教育長	平野毅	学校教育課長	蓑島賢治
社会教育課長	今西輝代教	森林工芸館長	五十嵐勝昭
生涯学習情報センター長	佐藤百合子		

〈農業委員会部局〉

事務局長 坂口博昭(兼)

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 中村啓二(兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本間靖洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長	早坂豊	議事係長	尾俊輔
臨時事務職員	中田美紀		

◎開会宣言

○佐藤議長 ただいまから、平成27年第2回置戸町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は置戸町議会会議規則第122条の規定によって、5番 細川昭夫議員及び6番 石井伸二議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 今期定例会に町長から提出された議案は次のとおりです。

・議案第3号から議案第27号。

・同意第1号。

今期定例会に議会から提出された事件は次のとおりです。

・報告第2号。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は次のとおりです。

・報告第3号から報告第4号。

今期定例会に議案と説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

次に一部事務組合の会議について、組合議員から報告を行います。

北見地区消防組合議会3番 高谷勲議員。

○3番 高谷議員〔登壇〕 北見地区消防組合議会結果について報告をいたします。

去る平成26年12月17日招集の第9回置戸町議会定例会以降に開催されました北見地区消防組合議会の結果につきまして、その概要を報告いたします。

先に、平成26年12月25日招集の第2回臨時北見地区消防組合議会について報告いたします。

初めに、会議録署名議員の指名を行い、会期を12月25日の1日間と決定いたしました。

次に、本議会に付議された事件は、議案第1号 平成26年度北見地区消防組合一般会計補正予算についての1件であります。

櫻田管理者から、議案第1号 平成26年度北見地区消防組合一般会計補正予算について提案理由の説明がされ、その後、議案第1号に対する質疑、討論を行い、原案のとおり可決されました。

最後に宮沢議長及び櫻田管理者より平成26年の最後の議会に際し挨拶があり、その後、閉会いたしました。

なお、議会終了後に北見本部講堂において消防本部、消防署、総合詰所及び消防署留辺蘂支署庁舎並びに北見消防団東相内第9分団詰所移転改築事業に関わる進捗状況の報告が岡田消防長よりされ、その後解散いたしました。

次に平成27年2月27日招集の第1回定例北見地区消防組合議会について報告いたします。

本議会に付議された事件は、議案第1号 平成27年度北見地区消防組合一般会計予算について及び議案第6号 北見地区消防組合職員の配偶者動向休業に関する条例の制定についてまでの都合6件であります。

初めに、会議録署名議員の指名を行い、会期を2月27日の1日間と決定いたしました。

次に、管理者より平成27年度の執行方針が示され、その後消防長より、議案第1号 平成27年度北見地区消防組合一般会計予算について及び議案第6号 北見地区消防組合の配偶者動向休業に関する条例の制定についてまでの都合6件について一括して提案理由の説明がされました。

次に、一括して質疑、討論、採決を行い、原案のとおり可決されました。

次に、議長より、監査報告第1号 定期監査の結果報告について及び監査報告第2号 例月現金出納検査の結果についての報告があり、配付資料のとおり議了され、原案のとおり同意されました。

最後に、宮沢議長より平成26年度末をもって北見地区消防組合消防署員、消防長以下13名が定年退職を迎えるにあたり、職員を代表して挨拶をいただきますとの発言があり、岡田消防長より挨拶があり、その後閉会いたしました。

なお、審議の内容につきましてはお手元に配付の資料のとおりです。

以上で、北見地区消防組合議会の結果の報告といたします。

平成27年3月10日。報告者 高谷 勲。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 会期の決定

○佐藤議長 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から3月19日までの10日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月19日までの10日間に決定しました。

◎日程第 3 行政報告

○佐藤議長 日程第3 町長から行政報告の申し出があります。

発言を許可します。

町長。

○井上町長〔登壇〕 置戸町交流促進センター勝山温泉ゆうゆの一時休業についてご報告を申し上げます。

勝山温泉ゆうゆは、平成6年12月12日の開業から20年が経過いたしました。この間、第3セクター株式会社置戸町振興公社による管理運営から指定管理者制度の導入により、平成18年4月1日からは株式会社相生の杜、平成19年12月14日からは有限会社カネヨ西島食品により管理運営を行ってまいりました。

豊富で良質な湯量を誇る温泉として、町内のみならず近隣市町の皆様に愛され、開業後のピーク時には年間15万人の入浴客数を記録しておりましたが、現在は4万4,000人と大きく減少しております。

現在の指定管理者であります西島食品より、平成26年9月26日、施設の老朽化に伴う不具合の発生や電気料、燃料費をはじめとする維持管理費の高騰、さらには従業員の雇用確保が困難になっている等の理由で、指定管理者を辞退したいと口頭での申し出がございました。その後、平成27年2月4日付文書にて、先程申し上げました理由によりまして、本年3月31日をもって指定管理者辞退の申し出があり、町としてはこの辞退届を了承したところであります。

この間、西島食品西島社長とは何度も協議を重ね、私とも何回か協議をさせていただいておりますが、契約期間を1年残しての辞退につきましては大変残念なことであります。

冒頭申し上げましたが、開業から20年が経過した施設であることから、施設や設備の経年劣化は著しく、本年1月には温泉受水槽の破損もあり、温泉給湯設備を含めた施設全体の大規模改修が必要だと判断をいたしました。

現在の施設の状況を見ますと、利用者の皆様が安心して利用いただけるサービスの提供が困難であることから、本年4月1日より一時休業に踏み切る苦渋の決断をいたしました。平成27年度予算に大規模改修に向け、経営コンサルも加味した基本設計業務委託費を計上いたしました。今後1年6カ月程度に及ぶ期間が必要と考えておりますが、一日も早い再開に向けて努力をしております。

町民の皆さんはじめ多くの利用者の皆様には、一時休業の期間ご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、これまで以上に愛される施設として利用していただけるよう、大規模改修を早急に進めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、行政報告といたします。

○佐藤議長 町長の行政報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで行政報告を終わります。

◎日程第 4 平成27年度町政執行方針

◎日程第 5 平成27年度教育行政方針

○佐藤議長 日程第4及び日程第5 町長から平成27年度町政執行方針、教育委員会から平成27年

度教育行政方針説明のため発言を求められていますので順次発言を許します。

〈日程第4 平成27年度町政執行方針〉

○佐藤議長 まず、平成27年度町政執行方針。

町長。

(以下記載省略。平成27年度町政執行方針別添のとおり)

〈日程第5 平成27年度教育行政方針〉

○佐藤議長 次に、平成27年度教育行政方針。

教育長。

(以下記載省略。平成27年度教育行政方針別添のとおり)

○佐藤議長 これで、町長の平成27年度町政執行方針及び教育長の平成27年度教育行政方針の説明を終わります。

しばらく休憩します。

11時から再開します。

休憩 10時35分

再開 11時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 議案第10号 置戸町教育委員会教育長の服務に関する条例の制定についてから

◎日程第23 議案第27号 平成27年度置戸町下水道特別会計予算

————— 18件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第6 議案第10号 置戸町教育委員会教育長の服務に関する条例の制定についてから、日程第23 議案第27号 平成27年度置戸町下水道特別会計予算までの18件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました議案第10号は、置戸町教育委員会教育長の服務に関する条例の制定についてでございます。議案の内容は、学校教育課長よりご説明を申し上げます。また、議案第27号は平成27年度置戸町下水道特別会計予算についてでございます。議案の内容につきましては、施設整備課長よりご説明を申し上げます。なお、この間のそれぞれの議案の説明については、町づくり企画課長をはじめ、それぞれ担当課長よりご説明を申し上げます。

〈議案第10号 置戸町教育委員会教育長の服務に関する条例の制定について〉

○佐藤議長 まず、議案第10号 置戸町教育委員会教育長の服務に関する条例の制定について。学校教育課長。

○葦島学校教育課長 議案第10号 置戸町教育委員会教育長の服務に関する条例の制定についてご説明をいたします。

置戸町教育委員会教育長の服務に関する条例を次のとおり定める。

置戸町教育委員会教育長の服務に関する条例。

この条例は、平成26年6月に改正されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育長の服務について規定するもので、地方教育行政法の改正により教育長の身分が特別職となり、地方公務員法の規定が適用されなくなること。また、新たに教育長の勤務時間中の職務専念義務が規定されたことに伴いまして免除規定を制定するものです。

第1条では、教育長の職務制定の趣旨について規定をしております。

第2条ですが、第2条では教育長の勤務時間及びその他の勤務条件につきまして、置戸町職員の勤務時間休憩等に関する条例の規定の適用を受ける職員への参酌を規定しております。

第3条では、教育長の職務に専念する義務の免除項目につきまして、第2条同様に職務に専念する義務の特例に関する条例を参酌するよう規定をしております。ただし、教育の中立性確保の観点から、承認権者につきましては教育委員会となります。

第4条では、教育委員会への委任について規定をしております。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

第2項ですが、経過措置について規定をしております。平成27年4月1日現在在職している教育長につきましては、任期満了までこの条例の規定は適用しないこととなります。

以上で議案第10号の説明を終わります。

〈議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例。

学校教育課長。

○葦島学校教育課長 議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例。

今回の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして関係条例の一部を一括して改正する条例となります。

条例の内容をご説明いたしますので、別冊緑の表紙の平成27年3月置戸町議会定例会議案説明資料、4ページをお開き下さい。

議案第11号説明資料、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表。

表につきましては、左より関係条文、改正案、現行となっております。

第1条 置戸町議会委員会条例の一部改正でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、教育委員会の委員長が教育長へ一本化されることから、第18条中、

教育委員会の委員長を教育長へ改めるものでございます。

第2条 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、同じく地方教育行政法の改正によりまして教育長が特別職となることから、第1号第3号として教育長を加え、別表へ教育長及び給料月額60万円を加えるものでございます。

次のページへ移ります。

第3条 置戸町常勤特別職の給料額の特例に関する条例の一部改正ですが、第2条同様教育長が特別職となることから、第1条表へ教育長及び給料月額545,000円を加えるものでございます。

第4条 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正ですが、第1条同様教育委員会の委員長が教育長へ一本化されることから、別表第1、報酬額の表中、委員長の項を削るものでございます。

第5条 置戸町職員の旅費に関する条例の一部改正ですが、第2条同様教育長が特別職となることから、第2条第1号及び別表第2、副町長の後に教育長を加えるものでございます。本議案へお戻り下さい。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

第2項、教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例（昭和40年条例第5号）及び教育長の給与額の特例に関する条例（平成24年条例第14号）は、廃止する。

第3項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の規定に関わらず、なお従前の例による。

この第3項では、制度改正に伴います経過措置について規定をしており、平成27年4月1日現在、在職している教育長につきましては、任期満了まで改正前の条例が適用されることとなります。

以上で議案第11号の説明を終わります。

〈議案第12号 置戸町行政手続条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第12号 置戸町行政手続条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○中村総務課長 議案第12号についてご説明いたします。

置戸町行政手続条例の一部を改正する条例。

置戸町行政手続条例（平成9年条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正理由について説明いたしますので、議案説明資料、緑色の表紙になりますけれども、7ページ、置戸町行政手続条例の改正条例案概要をご覧くださいと思います。

まず、改正の経緯と趣旨ですが、昨年6月に行政手続法の一部を改正する法律が公布され、平成27年4月1日より施行されることとなりました。

行政手続法は、申請や処分、行政指導等に関する手続き等全般を定めた法律ですが、置戸町が行う処分や行政指導については同法の適用除外となっていることから、条例等に基づく手続きや行政指導について、置戸町行政手続条例を制定し、この条例において定めております。行政手続法と行政手続条例の適用範囲については図に記載の通りとなっております。

次に改正内容ですが、行政手続法の改正は処分や行政指導に関する手続きについて国民の権利、利

益の保護の充実を図るため、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度及び法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度の整備をする等の措置が講じられたことに合わせ、関係条文の整備をしようとするものでございます。

整備する主な事項として行政指導の方式、行政指導の中止等の求め、処分等の求めの3つの事項になります。

概要につきましては次のページに記載しておりますので、後程ご覧いただきたいと思っております。

次に9ページ、改正条例新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

右が現行、左が改正案になります。10ページをご覧下さい。

第33条第3項を同条第4項とし、第2項中、前項を前2項に改め、同項を第3項とし、同条第1項の次に行政指導の方式として新たに2項を加えるもので、行政指導に関わる、携わる者は、行政指導の際に許認可等をする権限を示す時は、その相手方に対して根拠となる法令の条項や要件、要件に適合する理由を明らかにしなければならないとする規定を設けたものでございます。

第4章中、第34条の次に行政指導の中止等として第34条の2を加えるもので、第1項は事業者等が法令に違反する行為の是正を求める行政指導を受けた時に、その行政指導が法律や条例に定める要件にあっていないと思う時は行政指導をした機関に対し、行政指導の中止等を書面により求めることができるとしてございます。第2項は、その申出書に記載する事項について、第3項は、その申出書を受けた機関は必要な調査を行い、法律等に定める要件を満たさないと認められた時には、その行政指導の中止と必要な措置をとらなければならないとするものでございます。

11ページになりますが、第4章の次に第4章の2、処分等の求めとして第34条の3を加えるものでございます。

第1項では、何人も法令違反の事実がある場合に、その是正のための処分や行政指導が行われていないと思う時は、処分等の権限を持つ機関に対して、処分などを行うよう書面により求めることができるものとしてございます。次のページになります。

第2項は、その申出書に記載する事項について、第3項は、その申出書を受けた機関は必要な調査を行い、必要があると認めるときは処分等を行わなければならないと規定するものでございます。

これ以外の改正でございますが、条項等のずれの解消及び字句の訂正となっておりますので説明は省略させていただきます。

本議案にお戻りください。

附則でございませう。

1項で、この条例の施行期日を平成27年4月1日とし、2項では置戸町税条例の一部を改正する条例についてですが、町税条例における行政手続条例の適用除外規定についての条項のずれを解消する規定となっております。

以上で議案第12号の説明を終わります。

〈議案第13号 置戸町職員の住居手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第13号 置戸町職員の住居手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○中村総務課長 議案第13号についてご説明いたします。

置戸町職員の住居手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例。

置戸町職員の住居手当の額の特例に関する条例（昭和58年条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正内容についてご説明いたしますので、別冊議案説明資料13ページ、置戸町職員の住居手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧願いたいと思います。

置戸町職員の住居手当の支給の特例について定めたものでございますが、右側が現行、左側が改正案となります。

第2条第1号において、世帯主として自ら所有する住宅に居住する職員にあっては、現在、月額10,000円の支給額を7,000円に改め、同条第3号において同居の親族の所有する住宅に居住する世帯主については、月額5,000円を3,500円に改めるものでございます。

住宅手当の支給につきましては、昭和58年、職員に住宅建設を奨励することを勧める施策として給与条例に規定する住宅手当額について特例を定め、新築及び住宅購入者に対し、月額13,000円としてございましたが、その後、平成20年4月から月額10,000円に見直しを行ってまいりました。

本制度は他の自治体においても独自の住宅奨励助成制度として導入しておりますが、近年、給与の適正化や財政の見直しを進める中で、制度の廃止や支給額の見直しを進めており、本町におきましても今回金額の見直しを行うこととしたものでございます。

本議案にお戻り願いたいと思います。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上で議案第13号の説明を終わります。

〈議案第14号 置戸町児童センター条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第14号 置戸町児童センター条例の一部を改正する条例。

社会教育課長。

○今西社会教育課長 議案第14号についてご説明いたします。

置戸町児童センター条例の一部を改正する条例。

置戸町児童センター条例（平成21年条例第3号）の一部を次のように改正する。

今回の児童センター条例の一部改正は、平成26年12月24日、条例第16号の置戸町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の施行に伴い、児童センター条例の一部を改正するものです。

以下、別紙の緑の表紙の議案説明資料で説明いたします。14ページをお開き下さい。

議案第14号説明資料、置戸町児童センター条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明いたします。新旧対照表の右の欄が現行、左の欄が改正案となります。

第7条の職員について、放課後児童指導員を設置基準に合わせ、放課後児童支援員に名称を変更するものです。

次に、第2項として放課後児童支援員の数は2人以上とする。ただし、その1人を除き補助員（放

課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう)をもってこれに代えることができる設置基準を準用し、新たに追加するものです。以上で新旧対照表の説明を終わります。

本議案にお戻りください。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上で議案第14号の説明を終わります。

〈議案第15号 置戸町森と住まいの支援条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第15号 置戸町森と住まいの支援条例の一部を改正する条例。

町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 議案第15号について説明いたします。

議案第15号 置戸町森と住まいの支援条例の一部を改正する条例。

置戸町森と住まいの支援条例(平成21年条例第2号)の一部を次のように改正する。

森と住まいの支援条例につきましては、平成21年4月1日から施行し、本年度末で失効となります。6年間の利用状況につきましては、36件で3,475万円となる見込みになっております。これまでの利用状況や制度延長の要望が多いことから、一部内容を見直して、制度延長するために一部改正の提案をするものでございます。

第3条第2項に次の1号を加える。

4号、町外に在住している者で、完成時において置戸町内に住所を有する場合には50万円を加算する。

第3条第2項では補助金の額を規定しておりますが、基本となる50万円の他、第1号から第3号で森林認証材を使用した場合には50万円、18歳未満の子供1人につき25万円、プレカット材を使用した場合には50万円をそれぞれ加算することとしております。

今回の改正につきましては、人口減少対策や定住対策の1つとして、町外の方が置戸町内で住宅を建設し居住する場合に50万円の加算を行うことを追加するものです。

附則第2項中、平成27年3月31日を平成30年3月31日に改める。

附則第2項では本条例の有効期限を定めておりますが、平成27年3月31日を平成30年3月31日までとし、3年間延長するものでございます。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は平成27年4月1日から施行する。

なお、別冊の説明資料の方に、15ページになりますが、条例の新旧対照表を添付しておりますので後程ご参照いただきたいと思います。

以上で議案第15号の説明を終わります。

〈議案第16号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に議案第16号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例。

地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 議案第16号 議案第16号について説明をいたします。

置戸町介護保険条例の一部を改正する条例。

置戸町介護保険条例（平成12年3月16日条例第6号）の一部を次のように改正する。

65歳以上の第1号被保険者の保険料につきましては、介護保険法に基づきまして、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込み料等に基づき3年ごとに見直すことになっております。

平成27年度から平成29年度までの計画期間における、標準給付費見込額及び地域支援事業費見込額の22%が第1号被保険者の負担となりますが、介護給付費準備基金を取り崩すなど、第1号被保険者介護保険料上昇の抑制を図るものでございます。

別冊の緑色の議案説明資料16ページになりますが、所得段階別の第1号被保険者に係る介護保険料比較表をご覧いただきたいと思っております。

第5期計画では第1段階から第6段階までの8段階に区分しておりましたが、第6期計画では前期計画の第1、第2段階の統合と第5、6段階を細分化し、第1段階から第9段階までの9段階の区分とし、所得の低い階層の負担を軽減するとともに、介護給付費準備基金1,500万を取り崩す等。

大変失礼しました、19ページになります。続けますけれども、第1号被保険者の介護保険料上昇の抑制を図りまして、保険料基準額、網掛け部分でございますけれども、前期計画より月額800円増の4,200円、年額にしまして5万400円とするものでございます。なお、各段階ごとの基準額に対する割合及び保険料は記載の通りでございます。

次に資料の20ページをご覧いただきたいと思っております。介護保険制度改正に伴います地域支援事業の見直しの概要をご覧いただきたいと思っております。

今回の介護保険制度の改正により、要支援1の方を対象とした訪問介護、通所介護の予防給付は、市町村が取り組む地域支援事業に移行するとともに、これまでの2次予防事業とNPOの実施する事業を合わせまして介護予防・日常生活支援総合整備事業として、介護予防、生活支援サービス事業及び一般介護予防事業を実施することとなります。また、包括的支援事業は在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備等、地域包括ケアシステムの構築に向けた充実が図られます。

しかし、※印の部分になりますけれども、介護予防・日常生活支援総合事業、在宅医療・介護連携の推進、認知症の施策の推進、生活支援サービスの体制整備に係る事業の実施につきましては内容が不十分でありまして、準備周知期間が短い等により、管内の状況は全ての市町村が実施時期を遅れさせる状況であること及び医療介護総合確保推進法附則におきまして、市町村の条例で定める場合には、その実施を猶予できることから、当該の実施開始を延期するもので、現在のところ平成29年4月の実施を予定しているところでございます。

16ページの議案、16号説明資料にありますけれども、置戸町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表をお開きいただきたいと思っております。

現行が右の欄で、改正案が左の欄となります。

第2条につきましては保険料率で、先程説明した内容となっております。17ページに移ります。第4条第3項は保険料段階区分を9段階への変更に伴う改正でございます。

次に附則でございますが、改正附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に関する

経過措置といたしまして、第8条第1項から第4項を追加しまして、ただいま説明いたしました事業の円滑な実施を図るために町長が定める日の翌日から行うものとし、実施を猶予するものでございます。

本議案にお戻りいただきしたいと思います。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の置戸町介護保険条例第2条の規定は平成27年度以降の年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以上で議案第16号の説明を終わります。

〈議案第17号 置戸町道路占用料条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第17号 置戸町道路占用料条例の一部を改正する条例。

施設整備課長。

○菅野施設整備課長 議案第17号 置戸町道路占用料条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

置戸町道路占用料条例（昭和61年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表を次の通り改正する。

提案理由について申し上げます。国の道路占用料につきましては、地価に対する賃料の水準の変動等を反映して、甲、乙、丙に区分されておりました現行の3区分を、平成24年に行われた固定資産税評価額の地価の平均を基に、各市町村の地価の平均の降順に、第1級地、第2級地、第3級地、第4級地及び第5級地の5つの区分にして、平成26年4月1日から改正施行されております。

道内の市町村で第2級地が札幌市、本町及びオホーツク管内の市町村は第5等級地になっております。本町の道路占用料は国の基準を基本としながらも、平成20年度の単価のまま据え置いております。

今回、地価の見直しとともに、所在区分を見直したのに伴いまして、また、近隣の市町村も平成27年度道路占用料の改正に向けて事務を進めていることから、本町におきましても今回道路占用料金の改正を提案するものです。

改正内容につきましては、別紙議案第17号説明資料、置戸町道路占用料の一部を改正する条例新旧対照表、21ページになりますが、後程ご覧下さい。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に係る占用料について適用し、施行日前に係る占用料については、なお従前の例による。

以上で議案17号の説明を終わります。

〈議案第18号 置戸町行政財産使用料条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第18号 置戸町行政財産使用料条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○中村総務課長 議案第18号についてご説明申し上げます。

置戸町行政財産使用料条例の一部を改正する条例。

置戸町行政財産使用料条例（平成6年条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正理由ですが、置戸町の行政財産使用料で規定している電柱等使用料につきましては、従来から置戸町道路占用料の金額に準じた使用料を徴収しておりますが、議案第17号 置戸町道路占用料条例の一部を改正する条例でご提案の通り、使用料の改正が行われることとなりましたので、これに合わせて改正するものでございます。

改正内容についてご説明いたしますので、議案説明資料25ページ、置戸町行政財産使用料条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

別表中の改正となります。電柱等の使用料について、電柱1本当たり、現行530円を310円に、郵便差出箱、ポストですけども、1ポスト当たり、現行400円を240円に改正するものでございます。

本議案にお戻り下さい。

附 則

この条例は平成27年4月1日から施行する。

経過措置として、現に許可を受けて使用中の行政財産に係る使用料は、当該使用許可の期間が終了するまでの間は、当該使用期間に附された使用料とすることを規定するものでございます。

以上で議案第18号の説明を終わります。

〈議案第19号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第19号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例。

施設整備課長。

○菅野施設整備課長 議案第19号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例について説明いたします。

置戸町下水道条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「0.1ミリグラム」を「0.03ミリグラム」に改める。

提案理由について申し上げます。本案は下水道法及び下水道法施行令が昨年12月1日で一部改正されたのに伴い、置戸町下水道条例を定める汚水の基準数値を一部改正するものです。

内容はカドミウム、その化合物に係る水質環境基準が強化されたことを受けて、カドミウム及びその化合物に係る排出基準を0.1ミリグラム以下から0.03ミリグラム以下に改正提案するものであります。

なお、平成26年12月1日に現に設置されている特定施設を設置する特定事業所の排出水のカドミウム及びその化合物の排出基準は、6ヵ月間は従前の基準を適用することとなっているため、平成27年5月31日までは従前の基準を適用するものです。

改正内容につきましては、別紙議案第19号説明資料を後程ご覧ください。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、特定施設を設置する特定事業所については、平成27年5月31日までは従前の基準を適用する。

以上で議案第19号の説明を終わります。

〈議案第20号 保育の実施に関する条例を廃止する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第20号 保育の実施に関する条例を廃止する条例。

地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 議案第20号について説明をいたします。

保育の実施に関する条例を廃止する条例。

保育の実施に関する条例（昭和62年3月14日条例第1号）は廃止する。

これまでの保育につきましては、児童福祉法の規定により市町村が条例に定める事由により、保育にかける児童について実施することとなっておりますが、改正後の児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定により、内閣府令に定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難な児童について実施することとなったことから、保育の実施に関する条例を廃止するものでございます。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上で議案第20号の説明を終わります。

〈議案第21号 平成27年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 次に、議案第21号 平成27年度置戸町一般会計予算。

町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 議案第21号の説明の前に、資料の方の確認をお願いしたいと思います。

予算説明に使用いたしますのは、水色の表紙の平成27年度置戸町一般会計・特別会計予算書になります。説明は主にこの予算書の各会計の事項別明細書により行います。次に、白い表紙の綴りで、平成27年度一般会計・特別会計予算に関する説明資料と黄緑色の議案説明資料があります。予算書、説明資料2種類、本議案の4つを使いまして説明をいたします。

初めに平成27年度の予算概要について申し上げます。

平成27年度の予算編成ですが、国は地方創生法の成立に伴い、消費税引き上げ後の景気の底上げと、人口減少対策を重点とした新年度予算を編成いたしました。また、平成26年度補正予算と一体的に執行することで、景気回復や人口減少対策への国の進むべき方向性を示しております。

国の新年度予算には地方創生関連予算がいたるところに組み込まれておりますが、国、地方を挙げての総合戦略の策定は、人口減少が続く本町においても重要課題であります。置戸町総合戦略は今後の置戸町の進むべき道筋を示すこととなります。

これを受けまして、平成27年度の地方財政計画では地方創生関連で1兆円、合わせて地方の一般財源総額も1兆2,000億円増額しましたが、歳出特別枠や地方交付税の別枠加算を危機対応モードから平時モードに切り替えるなど、結果として景気対策が実感できない地方、あるいは小規模自治体ほど財政対策が厳しくなる内容となっております。

地方交付税は平成26年度比で0.8%の減額に留まりましたが、経常経費の積算に係る単位費用の引き下げ等は本町の交付額に大きく影響することが予想されます。

本町の平成27年度予算は、一般会計は前年度比6.4%増、特別会計を含めた7会計の総額では前年度比5.7%、3億3,350万円の増となりました。

今回の予算編成では、特に歳出予算において円安や公共工事等における人材不足の影響から資材費や人件費が高騰し、物件費、維持修繕費の他、投資的経費にも大きく影響しており、歳出全般における経費の増加が懸念されます。

このことから、本町の厳しい財政状況をしっかりと認識し、長期的な視点に立った持続可能な財政運営を基本とした上で事業の選択と重点化を行い、各施策を取り組むための予算計上をしたところでございます。

平成27年度一般会計歳入歳出予算総額は、前年度に比べまして2億5,100万円、6.4%増の41億4,800万円といたしました。歳入の主な項目についてですが、地方交付税につきましては前年度比2.1%減の23億5,000万円を見込みました。内、普通交付税は3.2%減の21億3,000万円、特別交付税は前年度比10%増の2億2,000万円を計上いたしました。

国庫支出金につきましては、国の制度改正等に伴い、社会保障、税番号制度や子どもセンターに係る措置費の増額等から、前年比6.3%増の2億412万円を計上いたしました。

道支出金につきましては、主に土地改良事業が増加したことにより、前年度比21.3%増の1億7,938万円を計上いたしました。

財産収入につきましては、町有林、流木売り払い収入や素材売り払い収入の減少により、前年度比16.4%減の4,902万円を計上いたしました。

繰入金につきましては、計画的に積み立てを行ってまいりました財政調整基金より1億円、減債基金より2億円の他、ふるさと銀河線跡地整備事業による基金繰入金が増加したことにより、前年度比253.4%増の3億8,093万円を計上いたしました。

なお、町債は過疎対策事業債等で2億190万円、臨時財政対策債の1億2,800万円を合わせ3億2,990万円を計上いたしました。これにより町債の平成27年度末残高は46億1,369万円の見込みとなっております。

基金の運用状況ですが、平成27年度末で財政調整基金10億96万円、減債基金13億780万円等、積立基金と運用基金を合わせまして35億11万円の見込みとなっております。

次に歳出ですが、管理経費等につきましては平成26年度における予算計上額をベースといたしまして、事務事業全般の見直しにより経常経費の削減に努めてまいりました。

人件費につきましては、給与の独自削減の継続により抑制に努め、前年度比6.2%減の6億3,055万円を計上しております。

投資的経費につきましては、第1常呂川橋桁等撤去工事、道営土地改良事業や橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕事業等、前年度比22.8%増の7億4,227万円を計上いたしました。

公債費は前年度比0.2%減の5億3,380万円を計上いたしました。

前年度に続き、公債費残高は減少いたしました。

特別会計は国民健康保険特別会計他6事業で前年度比4.3%増の20億710万円となりました。国民健康保険特別会計や介護保険事業特別会計の主な要因となっております。

それでは議案第21号について説明いたしますので、本議案をお開き下さい。

議案第21号 平成27年度置戸町一般会計予算。

平成27年度置戸町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億4,800万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算につきましては、後程、平成27年度置戸町一般会計歳入歳出予算事項別明細書で説明をいたします。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第2表 地方債について説明いたしますので、7ページをお開き下さい。

第2表 地方債 過疎地域自立促進特別事業から小型動力ポンプ購入事業までの7事業及び臨時財政対策債を加え、総額で3億2,990万円の町債の発行を予定しております。

事業ごとの限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載の通りです。

この表の一番上の段、過疎地域自立促進特別事業について説明いたしますので、別冊の黄緑色の表紙、平成27年3月議案説明資料となっております、最終ページになりますが、30ページをご覧くださいと思います。

この表は、過疎対策事業ソフト事業分の対象事業一覧でございます。過疎計画に基づく過疎対策事業者へのソフト事業として借り入れを予定しているものでございます。

通学バス定期購入費補助事業から置戸高校支援対策事業までの8事業で、7,740万円の発行を予定しております。

本議案の方にお戻り下さい。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書の説明の前に、別冊の平成27年度一般会計・特別会計予算に関する説明資料の説明をいたしますのでご用意いただきたいと思います。

平成27年度一般会計・特別会計予算に関する説明資料ですが、1ページをお開き下さい。

1ページは部局別職員数調べ、次の2ページから4ページまでは各会計別の人件費対前年度当初予算比較表、5ページにつきましては作業員賃金一覧で、後程、総務課長の方より説明をいたします。次に、6ページから9ページをお開きいただきたいと思います、歳入歳出の性質別内訳になります。

この表によりまして、置戸町の財政状況の概要を説明をいたします。

6ページ、7ページは歳入ですが、6ページは歳入の内、経常的収入を、7ページは臨時的収入をまとめたものです。表の右側に前年度の数値を掲載しておりますので併せてご覧下さい。

6ページの上段、経常的収入の内、自主財源は主に町税や使用料、手数料等で4億1,450万8,000円、収入の10.1%になります。この内、町税は2億6,412万円で、構成比6.4%となります。

下段の依存財源ですが、普通交付税の他、地方譲与税や国・道支出金等となっております。普通交付税は21億3,000万円で51.4%の構成比となります。7ページ、臨時的収入の特別交付税2億2,000万円を含めると地方交付税で23億5,000万円となり、全体収入の56.7%となります。

依存財源の合計は24億2,678万4,000円で、構成比は58.5%、経常的収入の合計は28億4,129万2,000円となり、構成比で68.5%となります。

7ページ、臨時的収入では、特別交付税の他、国・道支出金、繰入金、諸収入、町債等となります。

国庫支出金は1億1,142万6,000円で、前年度とほぼ同額で社会資本整備総合交付金が主なものであります。

繰入金は3億8,092万5,000円ですが、財政調整基金で1億円、公債費の償還財源として減債基金2億円、この他、ふるさと銀河線跡地活用等振興基金の繰入金7,300万円が主なものです。諸収入では、老人ホームの指定管理委託に係る老人福祉施設運営資金貸付金等の元利収入1億2,164万7,000円が主なものとなっております。

町債3億2,990万円は、総務債から臨時財政対策債まで記載の通りで、前年度より130万円の増となっております。

臨時的収入の合計は13億670万8,000円で、収入の31.5%となります。

次に、8ページ、9ページをお開き下さい。

歳出の説明になります。最初に8ページ、投資的経費ですが、下段の計の欄28億9,163万1,000円で、歳出全体の69.6%を占めており、この数値が増加する程、財政の硬直化が進むこととなります。

人件費の内、給与費は5億5,995万6,000円、構成比13.5%で、前年度比7.8%の減となっております。

物件費は6億8,898万9,000円、構成比16.6%で、前年度より約3,400万円増となっております。電気使用料で約1,000万円の増。委託料の内、森林工芸館販売部門の業務委託料で1,000万円の増、交流促進センター管理に係る賃金等に係る増となっております。

補助費等が4億9,550万円で構成比11.8%。交際費が5億3,379万8,000円で構成比12.9%となっております。

9ページの臨時的経費ですが、補助事業や単独事業、貸付金などが臨時的経費となりますが、計の欄12億5,636万9,000円で、支出全体の30.4%となります。以上で性質別内訳の説明を終わります。

○佐藤議長 会議の途中ですが申し上げます。

12時になりますが、引き続き会議を開きます。お願いします。

○栗生町づくり企画課長 10ページ、11ページをお開き下さい。

投資的事業の内訳になりますが、予算科目ごとに事業名、事業内容、予算額や財源内訳を記載しております。

12ページ、13ページをお開き下さい。扶助費の内訳となりますが、前ページと同様に予算科目ごとに事業名、事業内容、予算額等を記載をしております。

14ページ、15ページをお開き下さい。

各施設管理経費の内訳になります。各施設の管理経費は15ページの方の下の方の表。合計欄で、一般会計、特別会計合わせて2億8,333万1,000円ですが、参考欄の増減の内、燃料費につきましては、単価の値下げにより減。電気料金につきましては料金の値上げにより増加をしております。また、清掃施設管理委託料846万8,000円の減額は、老人ホーム及び交流促進センターの指定管理委託料の減が主な要因となっております。

次のページをお開き下さい。

負担金補助及び交付金の内訳ですが、16ページから30ページまで続きます。30ページの合計欄で説明いたしますのでご覧いただきたいと思っております。負担金で5億8,012万2,000円。補助金、交付金で4億5,174万2,000円。合計203件で10億3,186万4,000円となります。

事業に係る分につきましては括弧で内書きとなっております、合計で3億643万8,000円となります。また、廃止となりました負担金等につきましては、北網地域活性化協議会負担金以下10件で1,736万1,000円となっております。

なお、新規の負担金等につきましては、件名の最後に括弧書きで新規と記載しておりますが、番号制度に係るシステム改修費として、北海道自治体情報システム協議会負担金他9件で6,938万1,000円となっております。

31ページをご覧下さい。

各基金の運用予定調書になります。始めに、表の上段、積立基金についてですが、一般会計財政調整基金から介護給付費準備基金までの8件で、平成26年度末の見込み額は33億6,012万2,000円となります。

平成27年度の積み立てですが、老人ホーム施設整備基金に2,000万円。その他寄附金等を見込み、合計で2,026万9,000円を積み立てる予定となっております。

一方、平成27年度の取り崩しは一般会計財政調整基金1億円。減債基金2億円。ふるさと銀河線跡地活用等振興基金7,300万円。国保、介保、各特別会計の繰入合計で2,122万2,000円。総額で3億9,422万2,000円となり、平成27年度末の見込額は、29億8,616万9,000円となります。

表の下段、運用基金ですが、社会福祉振興基金から図書資料整備基金までの5件で、運用中の資金を除く平成26年度末の見込額は3億8,200万3,000円となっております。

平成27年度の主な取り崩しは、夏まつり振興基金他1件で700万円。寄附金の積立や貸付基金の増減を調整し、平成27年度末の見込額は運用分を除き3億7,171万8,000円になります。

次に合計欄ですが、平成26年度末の見込額は37億4,212万5,000円。括弧の運用分も含めると、記載してございませんが38億8,100万1,000円となります。

同じく合計欄の平成27年度末の見込額は33億5,748万7,000円。括弧の運用分も含めると、35億11万2,000円になります。

欄外に参考として北海道市町村備考資金組合への積立金について記載をしております。

なお、32ページ以降の説明資料につきましては、それぞれ議案の説明に合わせまして担当課長の

方から説明をいたします。

それでは、予算の内容について説明をいたしますので、平成27年度置戸町一般会計・特別会計予算書の33ページ、34ページをお開き下さい。

(以下、関係課長説明、記載省略。平成27年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。

午後1時10分から再開します。

休憩	12時06分
再開	13時10分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〈議案第21号 平成27年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

議案第21号 平成27年度置戸町一般会計予算事項別明細書、33ページ、34ページ。1款議会費から。

(以下、関係課長説明、記載省略。平成27年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

休憩	14時30分
再開	14時50分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。議案の説明を続けます。

〈議案第21号 平成27年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

議案第21号 平成27年度置戸町一般会計予算事項別明細書、79ページ、80ページ。2款総務費、5項統計調査費。統計事務に要する経費から。

(以下関係課長説明、記載省略。平成27年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

◎延会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会宣言

○佐藤議長 本日はこれで延会とします。

延会 16時02分

平成27年第3回置戸町議会定例会（第2号）

平成27年3月11日（水曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 議案第21号 平成27年度置戸町一般会計予算
- 日程第 3 議案第22号 平成27年度置戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第23号 平成27年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第24号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第25号 平成27年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第26号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計予算
- 日程第 8 議案第27号 平成27年度置戸町下水道特別会計予算
- 日程第 9 議案第 3号 平成26年度置戸町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第10 議案第 4号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第 5号 平成26年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第 6号 平成26年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第 7号 平成26年度置戸町介護サービス事業特別会計予算（第2号）
- 日程第14 議案第 8号 平成26年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第 9号 平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 同意第 1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 日程第17 報告第 2号 専決処分の報告について
- 日程第18 報告第 3号 定期監査の結果報告について
- 日程第19 報告第 4号 例月出納検査の結果報告について
- 追加日程第1 議案第28号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 追加日程第2 議案第29号 置戸町指定密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 追加日程第3 議案第30号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）

日程第 2 議案第 21号 平成 27年度置戸町一般会計予算

日程第 3 議案第 22号 平成 27年度置戸町国民健康保険特別会計予算

○出席議員（10名）

1番	嘉藤 均	議員	2番	小林 満	議員
3番	高谷 勲	議員	4番	岩藤 孝一	議員
5番	細川 昭夫	議員	6番	石井 伸二	議員
7番	竹内 雅俊	議員	8番	阿部 光久	議員
9番	佐藤 勇治	議員	10番	佐藤 純一	議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上 久男	副町長	和田 薫
会計管理者	鎌田 満	町づくり企画課長	栗生 貞幸
総務課長	中村 啓二	総務課参与	村松 登喜男
町民生活課長	田中 英規	産業振興課長	坂口 博昭
施設整備課長	菅野 博敏	地域福祉センター所長	鈴木 正美
施設整備課技監	高橋 一史	総務課主幹	高木 恭治
町づくり企画課財政係長	小島 敦志		

〈教育委員会部局〉

教育長	平野 毅	学校教育課長	蓑島 賢治
社会教育課長	今西 輝代	森林工芸館長	五十嵐 勝昭
生涯学習センター次長	佐藤 百合子		

〈農業委員会部局〉

事務局長 坂口 博昭（兼）

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 中村 啓二（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本間 靖洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 早坂 豊
臨時事務職員 中田 美紀

議事係長 尾俊輔

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって7番 竹内雅俊議員及び8番 阿部光久議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 本日、町長から提出された議案は、次のとおりです。

・追加議案第28号から追加議案第30号。

本日の説明員は、前日のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第21号 平成27年度置戸町一般会計予算から

◎日程第8 議案第27号 平成27年度置戸町下水道特別会計予算まで

————— 7件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第2 議案第21号 平成27年度置戸町一般会計予算から日程第8 議案第27号 平成27年度置戸町下水道特別会計予算までの7件を一括議題とします。

前日に引き続き議案の説明を続けます。

〈議案第21号 平成27年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 議案第21号 平成27年度置戸町一般会計予算事項別明細書。歳出の113ページ、114ページ。4款衛生費、1項保険衛生費、負担金補助及び交付金。

地域福祉センター所長。

(以下担当課長説明、記載省略。平成27年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。11時から再開します。

休憩 10時40分

再開 11時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第21号 平成27年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 議案第21号 平成27年度置戸町一般会計予算事項別明細書。

145ページ、146ページ。6款農林水産業費、2項林業振興費、絆の森整備事業に要する経費から。

産業振興課長。

(以下担当課長説明、記載省略。平成27年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩 12時00分

再開 13時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第21号 平成27年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 議案第21号 平成27年度置戸町一般会計予算事項別明細書。

169ページ、170ページ。9款消防費、1項消防費、北見地区消防組合に要する経費から。総務課参与。

(以下担当課長説明、記載省略。平成27年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。午後2時45分から再開します。

休憩 14時23分

再開 14時45分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第21号 平成27年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 議案第21号 平成27年度置戸町一般会計予算事項別明細書。

213ページ、214ページ。10款教育費、3項公民館費、公民館管理運営に要する経費から。社会教育課長。

(以下担当課長説明、記載省略。平成27年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

〈議案第22号 平成27年度置戸町国民健康保険特別会計予算〉

○佐藤議長 次に、議案第22号 平成27年度置戸町国民健康保険特別会計予算。

町民生活課長。

○田中町民生活課長 議案第22号 平成27年度置戸町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成27年度置戸町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ572,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

歳入歳出予算につきましては、別冊の事項別明細書で説明いたしますが、予算を説明する前に、予算の概要等について、別冊、白色の予算に関する説明資料で説明いたしますので、45ページ、46ページ。平成27年度国民健康保険特別会計予算をご覧ください。

初めに、国民健康保険制度の改正内容等についてご説明いたします。

1点目は、国民健康保険税賦課限度額の引き上げでございます。これにより医療分が現行の51万円から52万円に。後期高齢者支援金等分が16万円から17万円に。介護分が14万円から16万円に、それぞれ引き上げとなり、賦課限度額の合計は、現行の81万円から4万円アップの85万円となります。

2点目は、5割、2割軽減の判定基準の見直しが行われ、4月1日から適用されます。基準の改正内容ですが、5割軽減につきましては、被保険者数に乗ずる金額を24万5,000円から26万円に。また、2割軽減は、被保険者数に乗ずる金額を45万円から47万円に改めるものでございます。

なお、本改正の内、賦課限度額の見直しにつきましては、6月定例会において提案すると共に、それ以外の改正につきましては、順次広報やホームページ等でお知らせいたします。

初めに、歳入であります。保険給付費等の歳出から国庫等の財源を控除した残りを国保税と財政調整基金に求めることとしております。国保税につきましては、世帯数被保険者数の減及び給与所得や営業所得等の減額が見込められるも、農業所得の増や税率の見直し等を考慮し、前年度同額の1億2,316万3,000円を計上しております。国庫支出金及び療養給付費交付金につきましては、保険給付費を基に積算した額を計上しております。また、65歳以上74歳までの前期高齢者に対する交付金として、前期高齢者交付金を計上しております。道支出金につきましては、北海道調整交付金等を計上しております。一定額を超える高額医療に対する交付金として、高額共同事業交付金等を計上しております。一般会計繰入金につきましては、ルールによる繰入金を計上しております。次のページ、歳出であります。過去や前年度の医療費実績を勘案し、推計した保険給付費及び後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等を計上したほか、介護保険第2号被保険者に係る介護納付金、保険事業費では、特定健診等に係る経費を計上しております。予算総額は、歳入歳出それぞれ5億7,210万円の計上で、前年度対比5,880万円の増額となります。次ページ、平成27年度国民健康

保険特別会計予算資料につきましては、1 保険税から6 介護給付費納付金まで年度別の推移を記載しておりますので、後程ご参照願います。

以上で資料の説明を終わります。

事項別明細書の、262 ページ、263 ページをお開き下さい。

(以下担当課長説明、記載省略。平成27年度置戸町国民健康保険特別会計予算事項別明細書、別添のとおり)

◎延会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会宣言

○佐藤議長 本日はこれで延会します。

延会 15時58分

平成27年第2回置戸町議会定例会（第3号）

平成27年3月12日（木曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 議案第22号 平成27年度置戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第23号 平成27年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 議案第24号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第25号 平成27年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第26号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計予算
- 日程第 7 議案第27号 平成27年度置戸町下水道特別会計予算
- 日程第 8 議案第28号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第29号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第30号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第 3号 平成26年度置戸町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第12 議案第 4号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第 5号 平成26年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第 6号 平成26年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第 7号 平成26年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第 8号 平成26年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第 9号 平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 同意第 1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 日程第19 報告第 2号 専決処分の報告について
- 日程第20 報告第 3号 定期監査の結果報告について
- 日程第21 報告第 4号 例月出納検査の結果報告について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）

- 日程第 2 議案第 2 2 号 平成 2 7 年度置戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第 2 3 号 平成 2 7 年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 議案第 2 4 号 平成 2 7 年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第 2 5 号 平成 2 7 年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第 2 6 号 平成 2 7 年度置戸町簡易水道特別会計予算
- 日程第 7 議案第 2 7 号 平成 2 7 年度置戸町下水道特別会計予算
- 日程第 8 議案第 2 8 号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 2 9 号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 0 議案第 3 0 号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 1 議案第 3 号 平成 2 6 年度置戸町一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 日程第 1 2 議案第 4 号 平成 2 6 年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 3 議案第 5 号 平成 2 6 年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 4 議案第 6 号 平成 2 6 年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 5 議案第 7 号 平成 2 6 年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 6 議案第 8 号 平成 2 6 年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 7 議案第 9 号 平成 2 6 年度置戸町下水道特別会計補正予算（第 3 号）

○出席議員（10名）

1 番	嘉 藤	均	議 員	2 番	小 林	満	議 員
3 番	高 谷	勲	議 員	4 番	岩 藤	孝 一	議 員
5 番	細 川	昭 夫	議 員	6 番	石 井	伸 二	議 員
7 番	竹 内	雅 俊	議 員	8 番	阿 部	光 久	議 員
9 番	佐 藤	勇 治	議 員	1 0 番	佐 藤	純 一	議 員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町 長 部 局〉

町 長	井 上	久 男	副 町 長	和 田	薫
会計管理者	鎌 田	満	町づくり企画課長	栗 生	貞 幸
総務課長	中 村	啓 二	総務課参与	村 松	登 喜 男
町民生活課長	田 中	英 規	産業振興課長	坂 口	博 昭

施設整備課長 菅 野 博 敏
施設整備課技監 高 橋 一 史
町づくり企画課財政係長 小 島 敦 志

地域福祉センター所長 鈴 木 正 美
総務課主幹 高 木 恭 治

〈教育委員会部局〉

教 育 長 平 野 毅
社会教育課長 今 西 輝 代 教
生涯学習情報センター次長 佐 藤 百 合 子

学校教育課長 蓑 島 賢 治
森林工芸館長 五 十 嵐 勝 昭

〈農業委員会部局〉

事 務 局 長 坂 口 博 昭 (兼)

〈選挙管理委員会部局〉

事 務 局 長 中 村 啓 二 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事 務 局 長 早 坂 豊
臨時事務職員 中 田 美 紀

議 事 係 長 尾 俊 輔

◎開議宣告

○佐藤議長 これから会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって9番 佐藤勇治議員及び1番 嘉藤均議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 本日の説明員は、前日のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第22号 平成27年度置戸町国民健康保険特別会計予算から

◎日程第10 議案第30号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

————— 9件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第2 議案第22号 平成27年度置戸町国民健康保険特別会計予算から日程第10 議案第30号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例までの9件を一括議題とします。

前日に引き続き議案の説明を続けます。

〈議案第22号 平成27年度置戸町国民健康保険特別会計予算〉

○佐藤議長 議案第22号 平成27年度置戸町国民健康保険特別会計予算。

262ページ、263ページ。3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

町民生活課長。

(以下町民生活課長説明、記載省略。平成27年度置戸町国民健康保険特別会計予算事項別明細書、別添のとおり)

〈議案第23号 平成27年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算〉

○佐藤議長 次に、議案第23号 平成27年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算。

町民生活課長。

○田中町民生活課長 議案第23号 平成27年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成27年度置戸町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ53,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳入歳出予算につきましては、別冊の事項別明細書で説明いたしますが、予算を説明する前に予算の概要等について、別冊白色の予算に関する説明資料でご説明いたしますので、48ページ。22.平成27年度後期高齢者医療特別会計予算資料をご覧ください。

後期高齢者医療制度に係る事業主体は、北海道後期高齢者医療広域連合で、町としての業務は、一般窓口業務のほか、保険料の賦課事務を除く徴収事務を行っております。保険料率は、2年ごとに改定されますが、昨年度に保険料率の改定が行われたことから、本年度につきましては、改正はございません。1、保険料、現年度分をご覧ください。平成27年度の被保険者数は、782人を見込みました。保険料の調定額は、3,108万1,000円。一人当たりの調定額は、3万9,746円と推計し、収入率は100%の予算措置としています。次に、4、平成27年度後期高齢者医療特別会計概要。点線枠内の後期高齢者医療特別会計をご覧ください。本会計は、保険料の徴収や被保険者証の交付事務等の窓口業務に係る経費を計上しております。歳入ですが、一般会計より繰入は、①保険基盤安定繰入金。低所得者の保険料軽減分、1,952万6,000円。広域連合事務費、183万5,000円。③市町村事務費、94万4,000円。計2,230万5,000円となります。⑥保険料は、3,109万1,000円。⑦諸収入、4,000円で、歳入の合計は、5,340万円となります。この内、保険基盤安定繰入金、広域連合事務費、保険料につきましては、歳出の広域連合納付金として、残りの市町村事務費と諸収入については、保険料の徴収や被保険者証の交付事務等の窓口業務に係る事務的経費に充てられます。次に、歳出では、広域連合納付金として、5,245万2,000円。総務管理費、61万円。徴収費は、保険料の徴収に伴う事務的経費として、23万7,000円。予備費等、10万1,000円で、歳出合計は、歳入と同額の5,340万円の計上となります。以上で資料の説明を終わります。

事項別明細書の288ページ、289ページをお開き下さい。

(以下町民生活課長説明、記載省略。平成27年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算事項別明細書、別添のとおり)

〈議案第24号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計予算〉

○佐藤議長 次に、議案第24号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計予算。

地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 議案第24号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計予算について説明をいたします。

平成27年度置戸町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ348,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

第1条の歳入歳出予算につきましては、平成27年度の介護保険事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書で説明をいたします。

303ページ、304ページをお開き下さい。

歳出から説明をいたします。

(以下地域福祉センター所長説明、記載省略。平成27年度置戸町介護保険事業特別会計予算事項別明細書、別添のとおり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。

午前11時から再開します。

休憩 10時39分

再開 11時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〈議案第25号 平成27年度置戸町介護サービス事業特別会計予算〉

○佐藤議長 議案第25号 平成27年度置戸町介護サービス事業特別会計予算。

地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 議案第25号 平成27年度置戸町介護サービス事業特別会計予算について説明をいたします。

平成27年度置戸町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000千円と定める。

第1条の歳入歳出予算につきましては、平成27年度の介護サービス事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書で説明をいたしますので、331ページ、332ページをお開き下さい。

歳出から説明をいたします。

(以下地域福祉センター所長説明、記載省略。平成27年度置戸町介護サービス事業特別会計予算事項別明細書、別添のとおり)

〈議案第26号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計予算〉

○佐藤議長 次に、議案第26号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計予算。

施設整備課長。

○菅野施設整備課長 議案第26号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計予算についてご説明いたします。

平成27年度置戸町の簡易水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ759,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1条 歳入歳出予算につきましては、後程、別冊の平成27年度簡易水道特別会計歳入歳出予算事項別明細書により説明いたします。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

3ページをお開き下さい。

第2表 地方債。記載の目的につきましては、簡易水道整備事業で、簡易水道再編推進事業に対する起債です。限度額は、5億2,560万円。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりです。本議案にお戻り下さい。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、700,000千円と定める。

第1条の歳入歳出予算につきましては、別冊の平成27年度簡易水道特別会計歳入歳出予算事項別明細書で説明申し上げますが、その前に、本年度予算案の概要についてご説明します。

本年度の簡易水道特別会計予算は、7億5,910万円で、前年比1,560万円の減額となっております。平成27年度の簡易水道再編推進事業工事箇所について説明いたしますので、白表紙の別冊、平成27年度一般会計・特別会計予算説明資料の53ページをお開き下さい。簡易水道再編推進事業の年度計画に基づき、本年度予定の工事といたしまして、赤色の線で示しております。拓殖パークゴルフ場前から中里送水ポンプ場。安住25号線から中里20号線までの道道春日置戸線。林友橋の橋梁添架と送水管。北光第一ポンプ室、北光愛の沢地区への送水管等の工事を予定しております。

それでは、歳出からご説明いたしますので、別冊、簡易水道特別会計歳入歳出予算事項別明細書、347ページ、348ページをお開き下さい。

(以下施設整備課長説明、記載省略。平成27年度置戸町簡易水道特別会計予算事項別明細書、別添

のとおり)

〈議案第27号 平成27年度置戸町下水道特別会計予算〉

○佐藤議長 次に、議案第27号 平成27年度置戸町下水道特別会計予算。

施設整備課長。

○菅野施設整備課長 議案第27号 平成27年度置戸町下水道特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成27年度置戸町の下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ263,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1条 歳入歳出予算につきましては、後程、別冊の平成27年度下水道特別会計歳入歳出予算事項別明細書により説明いたします。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

3ページをお開き下さい。

第2表 地方債。記載の目的につきましては、農業集落排水事業で、境野浄化センター改築事業に対する起債4,380万円で、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりです。本議案にお戻り下さい。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

次に、第1条の歳入歳出予算についてご説明申し上げますが、下水道事業では、本年度から平成6年に供用開始した、境野浄化センターの改築工事を実施します。

それでは、別冊の下水道特別会計歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたしますので、374ページ、375ページをお開き下さい。

(以下施設整備課長説明、記載省略。平成27年度置戸町下水道特別会計予算事項別明細書、別添のとおり)

○佐藤議長 次に、追加された、議案第28号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から、議案第30号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例までの提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長〔登壇〕 ただいま議題となりました、議案第28号は、置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。また、議案第30号につきましては、置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例で

ございます。それぞれ議案の内容につきましては、地域福祉センター所長よりご説明を申し上げます。

〈議案第28号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第28号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 議案第28号について説明をいたします。

置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

初めに、一部改正の趣旨等について説明をいたしますので、別紙の議案第28号、29号、30号の説明資料、置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてをご覧ください。

議案第29号、30号にも関連がありますので、合わせてご説明を申し上げます。

今回の改正は、平成27年度の介護報酬改定に係る改正と合わせまして、社会保障審議会介護給付分科会の審議を踏まえて、関係省令の改正が行われ、本年1月16日に交付されることに伴いまして、本町の関係条例の一部を改正するものでございます。なお、対象となる事業所は、介護予防を含む認知症対応型共同生活介護と介護予防支援の各一事業所となります。

資料の2ページになりますけれども、改正概要についてですが、今回の基準省令の改正内容は、介護保険サービス等の整備の促進、業者の処遇の向上等で適切な事業の運営確保の観点から本町の実情を踏まえ検討した結果、省令の改正内容に特段の支障がないことから、一部改正された基準省令どおりの関係条例の一部改正となります。①番目の、置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の従業員の員数から、3ページになりますけれども、複合型サービスの基本指針他の改正となります。基準の類型は、国の基準に従い定める従うべき基準と国の基準を標準として定める標準、国の基準を参酌して定める参酌すべき基準の3つの類型に分類され、国どおりの改正となります。②番目の、置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、介護予防認知症対応型通所介護の従業員の員数他から、介護予防認知症対応型共同生活介護の基本方針までの改正となりまして、従うべき基準、標準、参酌すべき基準の類型に分類され、国の基準どおりの改正となります。4ページに移ります。③番目の、置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例については、身分を証する書類の傾向から、具体的取扱方針までの改正となりまして、参酌すべき基準の類型に分類され、国の基準どおりの改正となります。なお、改正にあたっての国の基準につきましては、記載のとおりとなっております。施行期日については、いずれも平成27年4月1日となります。

それでは、本議案の方にお戻り下さい。

○佐藤議長 しばらく休憩します。

午後1時から再開します。

休憩	11時59分
再開	13時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第28号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第28号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 それでは、午前中に引き続きまして、本議案からの説明をさせていただきます。

置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正の具体的な内容につきましては、本町に該当するサービスであります、認知症対応型共同生活介護、グループホームになりますけども、この設備に関する基準の改正で、現行1または2と規定されています、ユニット数についてただし書きが追加されまして、新たな用地確保が困難であること。その他、地域の実情により広角的運営が必要と認められる場合には、最ユニットまでできることを明確化されております。その他、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間のオペレーターとして充てることができる、施設の事業所の範囲の追加。認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して、宿泊サービスを実施している事業所について届出を求めるとともに、自己報告の追加。小規模多機能型居宅介護事業所の介護、介護職員の兼務可能な同一敷地、または、隣接する施設事業所の追加。小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスの登録定員を25人以下から29人以下に改正し、登録定員ごとの利用定員の表の追加。サテライト型地域密着型介護老人福祉サービスの本体施設として認められる対象施設の追加及び具体的な名称にするため、複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改正するなど、条項の新設、削除、字句などの一部改正などとなっております。なお、置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表を添付しておりますので、後程ご参照頂きたいと思っております。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上で議案第28号の説明を終わります。

〈議案第29号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第29号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運

営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 議案第29号について説明をいたします。

置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年条例第24号）の一部を次のように改正する。

条例の一部改正の趣旨等につきましては、先程、午前中に議案第28号で説明いたしましたので省略をいたします。

この条例につきましては、介護予防サービスの事業について規定をしております、改正の具体的な内容につきましては、本町に該当するサービスであります、介護予防認知症対応型共同生活介護グループホームの設置に関する基準の改正で、議案第28号の改正と同様、現行1または2と規定されているユニット数について、ただし書きが追加され、3ユニットまでできることを明確化されております。その他に、介護予防認知症対応型通所介護の施設を利用して、介護保険以外のサービスを実施している事業所について届出を求めるとともに、自己報告の仕組みの追加。介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の介護、看護職員の兼務可能な同一敷地内等の施設事業所の追加。介護予防小規模多機能型居宅介護の登録定員を25人以下から29人以下に改正し、登録定員ごとの利用定員の表の追加及び複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改正するなど、項の新設、削除、字句等の一部改正等を行っております。なお、置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表を添付しておりますので、後程ご参照頂きたいと思っております。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上で議案第29号の説明を終わります。

〈議案第30号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第30号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 議案第30号について説明をいたします。

置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のため

の効果的な支援方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

この条例は、指定介護予防支援等の事業について規定をしております。本町が指定しています事業者は、直営で実施している町内一事業者であります。改正の具体的な内容は、事業者間の意識共有を図る観点から、指定介護予防事業者に対しまして、介護予防訪問看護計画書等の提出を求めること及び介護保険法に基づく地域ケア会議において、検討資料、情報等の提供を求めることがあった場合には、これに協力するよう努めなければならないことが追加されるなど、項の新設、削除、字句等の一部改正となっております。なお、置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表を添付しておりますので、後程ご参照頂きたいと思っております。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上で議案第30号の説明を終わります。

○佐藤議長 これでは、議案第22号から議案第30号までの提案理由の説明を終わります。

◎日程第11 議案第 3号 平成26年度置戸町一般会計補正予算（第11号）から

◎日程第17 議案第 9号 平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）まで

————— 7件 一括議題 —————

○佐藤議員 日程第11 議案第3号 平成26年度置戸町一般会計補正予算（第11号）から日程第17 議案第9号 平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）までの7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長〔登壇〕 ただいま議題となりました議案第3号は、平成26年度置戸町一般会計補正予算（第11号）でございます。また、議案第9号は、平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）でございます。議案第3号につきましては、町づくり企画課長がご説明申し上げます。また、議案の第9号は、施設整備課長よりご説明を申し上げます。なお、この間の議案につきましては、それぞれ所管の課長より議案の内容についてご説明を申し上げます。

〈議案第3号 平成26年度置戸町一般会計補正予算（第11号）〉

○佐藤議長 まず、議案第3号 平成26年度置戸町一般会計補正予算（第11号）。

町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 議案第3号について説明いたします。

平成26年度置戸町一般会計補正予算（第11号）。

平成26年度置戸町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70,937千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,992,495千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては、後程、平成26年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第11号）で説明いたします。

第2表地方債補正について説明いたしますので、5ページをお開き下さい。

第2表 地方債補正。

今回の地方債の補正は、表に記載の過疎地域自立促進特別事業から、臨時財政対策債までの8件について変更を行うものですが、いずれも事業費の確定や起債限度額の確定により変更を行うものです。

補正後の額につきましては、表の右側、変更後の限度額に記載のとおりです。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はありません。

引き続き、平成26年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第11号）により説明いたしますので、事項別明細書の最終ページになります、54ページをご覧ください。

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書になりますが、当該年度中、増減見込みの起債見込み額欄をご覧ください。1、普通債、（3）教育の欄は、830万円減額し、1億360万円。3、その他、（2）過疎対策事業債の欄は、今回の補正に係る変更のほか、平成25年度繰越明許費の減額分10万円を加え、合わせて1,170万円減額し、1億6,850万円に。（4）特別債の欄は、230万5,000円減額し、1億4,269万5,000円に。（10）緊急防災・減災事業債の欄は、新たに140万円を追加しています。下段の合計欄ですが、2,090万5,000円の減額となり、本年度の起債見込額は、4億1,619万5,000円となります。次に、元金償還見込額の欄ですが、既に借入を行っている起債の内、過疎対策事業債と臨時財政対策債を含む特別債の一部で利率の見直しが行われ、借入利率が引き下げられたことから、償還額の内、利子分が減額となり元金分が増額となりましたので、変更をしております。合計欄の数字ですが、179万7,000円増額し、本年度の元金償還見込額は、4億8,518万5,000円となります。一番右側の列の合計欄ですが、平成26年度末の残高見込みは、47億7,758万4,000円となります。以上で第2表地方債補正の説明を終わります。

次に、第1表 歳入歳出予算補正について説明いたしますので、12ページ、13ページをお開き下さい。

（以下町づくり企画課長説明、記載省略。平成26年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第11号）、別添のとおり）

○佐藤議長 しばらく休憩します。
2時50分から再開します。

休憩	14時29分
再開	14時50分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第3号 平成26年度置戸町一般会計補正予算(第11号)〉

○佐藤議長 議案第3号 平成26年度置戸町一般会計補正予算(第11号)。

事項別明細書、40ページ、41ページ。歳出、10款教育費、1項教育総務費。教育委員会事務費に要する経費から。

学校教育課長。

(以下学校教育課長説明、記載省略。平成26年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第11号)、別添のとおり)

〈議案第4号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)〉

○佐藤議長 次に、議案第4号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)。

町民生活課長。

○田中町民生活課長 議案第4号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

平成26年度置戸町の国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ783千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ519,509千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正について、別冊の置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書(第4号)により、歳出より説明いたしますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお開き下さい。

(以下町民生活課長説明、記載省略。平成26年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書(第4号)、別添のとおり)

〈議案第5号 平成26年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)〉

○佐藤議長 次に、議案第5号 平成26年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

町民生活課長。

○田中町民生活課長 議案第5号 平成26年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

平成26年度置戸町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,144千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正について、別冊の置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算事項別明細書(第2号)により、歳出より説明いたしますの、事項別明細書の4ページ、5ページをお開き下さい。

(以下町民生活課長説明、記載省略。平成26年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算事項別明細書(第2号)、別添のとおり)

〈議案第6号 平成26年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)〉

○佐藤議長 次に、議案第6号 平成26年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)。

地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 議案第6号 平成26年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明をいたします。

平成26年度置戸町の介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,123千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ323,297千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、別冊の平成26年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書(第3号)により説明をいたしますので、事項別明細書の8ページ、9ページをお開き下さい。

歳出から説明をいたします。

(以下地域福祉センター所長説明、記載省略。平成26年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書(第3号)、別添のとおり)

〈議案第7号 平成26年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)〉

○佐藤議長 次に、議案第7号 平成26年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)。

地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 議案第7号 平成26年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)について説明をいたします。

平成26年度置戸町の介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,950千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、別冊の平成26年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細書（第2号）により説明をいたします。事項別明細書の4ページ、5ページをお開き下さい。

（以下地域福祉センター所長説明、記載省略。平成26年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細書（第2号）、別添のとおり）

〈議案第8号 平成26年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第3号）〉

○佐藤議長 次に、議案第8号 平成26年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第3号）。

施設整備課長。

○菅野施設整備課長 議案第8号 平成26年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

平成26年度置戸町の簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ53,890千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ723,670千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

3ページをお開き下さい。

第2表 地方債補正。簡易水道事業に関わる起債の変更でございます。当初限度額は、5億3,520万円としておりました。事業執行による事業費の減額に伴い、3,520万円減額し、5億円に変更いたすものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法の変更はございません。

続きまして、第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、別冊の平成26年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第3号）でご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開き下さい。

（以下施設整備課長説明、記載省略。平成26年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第3号）、別添のとおり）

〈議案第9号 平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）〉

○佐藤議長 次に、議案第9号 平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）。

施設整備課長。

○菅野施設整備課長 議案第9号 平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

平成26年度置戸町の下水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,063千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ255,027千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

3ページをお開き下さい。

第2表 地方債補正。農業集落排水事業境野集落センター改築更新事業に関わる起債の変更でございます。当初、限度額は320万円としておりました。事業執行による事業費の減額に伴い50万円減額し、270万円に変更いたすものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法の変更はございません。

続きまして、第1条の歳入歳出予算の補正につきまして説明いたしますので、別冊の平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書(第3号)、6ページ、7ページをお開き下さい。

歳出から説明いたします。

(以下施設整備課長説明、記載省略。平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書(第3号)、別添のとおり)

○佐藤議長 これで、議案第3号から議案第9号までの提案理由の説明を終わります。

◎延会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本日の会議はこれで延会とし、明日3月13日は置戸町議会会議規則第9条第2項の規定によって議会を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認め、本日はこれで延会とし、明日3月13日は休会とすることに決定しました。

なお、3月14日は町の休日のため置戸町議会会議規則第9条第1項の規定によって議会は休会となります。次の議会は3月15日サンデー議会を行うこととし、定刻に閉会します。

◎延会宣言

○佐藤議長 本日はこれで延会します。

延会 15時58分

平成27年第2回置戸町議会定例会（第4号）

平成27年3月15日（日曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
日程第 2 一般質問

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
日程第 2 一般質問

○出席議員（10名）

- | | | | | | |
|----|------|----|-----|------|----|
| 1番 | 嘉藤均 | 議員 | 2番 | 小林満 | 議員 |
| 3番 | 高谷勲 | 議員 | 4番 | 岩藤孝一 | 議員 |
| 5番 | 細川昭夫 | 議員 | 6番 | 石井伸二 | 議員 |
| 7番 | 竹内雅俊 | 議員 | 8番 | 阿部光久 | 議員 |
| 9番 | 佐藤勇治 | 議員 | 10番 | 佐藤純一 | 議員 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

- | | | | |
|-------------|------|------------|-------|
| 町長 | 井上久男 | 副町長 | 和田薫 |
| 会計管理者 | 鎌田満 | 町づくり企画課長 | 栗生貞幸 |
| 総務課長 | 中村啓二 | 総務課参与 | 村松登喜男 |
| 町民生活課長 | 田中英規 | 産業振興課長 | 坂口博昭 |
| 施設整備課長 | 菅野博敏 | 地域福祉センター所長 | 鈴木正美 |
| 施設整備課技監 | 高橋一史 | 総務課主幹 | 高木恭治 |
| 町づくり企画課財政係長 | 小島敦志 | | |

〈教育委員会部局〉

- | | | | |
|--------|------|--------|-------|
| 教育長 | 平野毅 | 学校教育課長 | 蓑島賢治 |
| 社会教育課長 | 今西輝代 | 森林工芸館長 | 五十嵐勝昭 |

生涯学習センター長 佐藤百合子

〈農業委員会部局〉

事務局長 坂口博昭(兼)

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 中村啓二(兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本間靖洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長	早坂	豊	議事係長	尾俊輔
臨時事務職員	中田	美紀		

◎開議宣告

○佐藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、2番 小林満議員及び3番 高谷勲議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 本日の説明員は先日のとおりです。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

○佐藤議長 日程第2 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

5番、細川昭夫議員。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 質問の前に一言前置きをさせていただきます。

置戸町議会は議論を深める趣旨から、質問の回数や時間を制限してはおりませんでした。自主的に各自が質問回数や持ち時間をわきまえて質問に立ってきました。今回、私は議員最後の質問ということで、慣例を破って7項目の質問を通告しています。大半が提案型であり、あまり時間をとらないように進めますので、お許しをいただきたいと思います。

それでは、通告にしたがい町長に質問をいたします。まず始めに、公営住宅入居基準の特例措置と高齢者住宅建設の工夫についてお尋ねをいたします。公営住宅入居募集は、一定期間を置いて募集をしていますが、他市町から転入を希望する場合など緊急を要する時は、空いている住宅があればすぐに入居できる措置が必要と思います。

同時に、都市部から転入者は、前年度の所得証明では所得制限で入居できないことがあります。置戸町での所得予想等を考慮するなどの措置も必要と思います。更に、入居募集のお知らせの時に、所得基準に扶養者1人当たりの控除金額も併記されていると理解されやすいと思いますので一考下さい。また、以前も質問したことがありますが、子供の成長等に伴い、所得控除対象者の同居者が減り、支払う家賃が天井なしで上昇していく制度は、結局、置戸からその人を追い出すこととなります。家賃上昇率の緩和と最高限度額の設定を考える必要があります。

高齢者に優しい住宅建設については、年々工夫改良がなされてきていますが、さらにもう一工夫を提案します。入居者が高齢化によって一番困るのは、夏の草取りと冬の除雪です。私の町内でも元気な方が隣近所の草刈りや除雪を手伝っていますが、段々それも大変になってきています。新しく公営住宅を建設する時、道路と玄関先の距離をできるだけ短くして、玄関からの通路に屋根をかけ、側面に取り外しのできる、または戸袋に収納できる戸板を付けることによって、除雪の心配が大幅に減ります。物置を通路に合わせて設置すれば戸板の数も減らせます。

また、試験的に空き地に木材チップを敷き詰めた団地もありますが、その後どのように検証しているでしょうか。夏の草刈りの手間が省かれているのではないのでしょうか。住み慣れた町にずっといたいが、除雪、草刈りができなくなって置戸を離れる人を防ぐためにも工夫をこらしていただきたいと思いますが、町長の考えを伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 公営住宅入居基準の特例措置についてということですが、公営住宅の入居募集につきましては、ご承知のように、昨年の12月より募集期間を過ぎた後も空き室がある場合においては、随時募集を行うように対応をしております。

また、所得証明につきましてご質問ございましたけれども、これもご承知のように、公営住宅法の施行令がありまして、この第1条の第3項に基づきまして、申請時直前の1年分の所得を証する書類、これを提出していただいております。また、町外から仕事を辞めて本町への転入希望者については、離職証明書、さらに就業先の所得見込書、これを提出してもらうことになっておりますので、これらに基づきまして所得基準ということになっていきます。

次に、家賃の上昇率の緩和についてでありますけれども、家賃算定にかかる基準については、これも公営住宅法の施行令に定められておりまして、所得に応じた上昇率はやむを得ないだろうというふうに考えております。

家賃の最高限度額の設定でありますけれども、すでに収入基準の上限が設定されております。したがって、高額所得者においては、国から住宅を明け渡す努力をなささいということが通達としてあるわけですが、本町においては、このことによって退去を求めたということとはほとんどないというふうにご理解いただきたいと思います。公営住宅法の趣旨、またそれに伴う定めによって運用されているということをご承知いただきたいと、このように思います。

次に、高齢者住宅建設の工夫についてということですが、議員からお話がありましたけれども、住む人に優しい住宅建設として、これまでもいろいろ努力を、また工夫をしてきたというふうに思っております。バリアフリー化あるいは手摺の設置、また、スロープの設置、そうした様々な工夫をしてきたつもりであります。また、同時に景観を考慮した芝生については、草刈りが大変だということから、ウッドチップを雑草防止ということも含めてでありますけれども、ウッドチップを取り入れてきました。雑草があまり生えていないということもあって、そういう意味では、一定の成果としてはあるだろうと、効果としてはあるんだというふうに思いますが、年数が経っていきますと、このウッドチップも軽量化すると言いましょか、風の強い日には飛ぶというようなこともあって、入居者の方が時々道路に出てそのウッドチップを掃除しているというようなことも度々見受けられるわけがあります。

そうしたこともあって、まちなか団地からは、ウッドチップというよりも砕石砂利、一般的に言われるよりもありますけれども、これを外構整備として使っております、これらについても雑草防止という意味では、一定程度の効果があるのかなというふうに思いますけれども、いずれにしてもいろんな効果と言いましょか、経過を見ながらその都度この改善策を図って、より良い工夫を凝らしていきたいなというふうに思っております。

また、このまちなか団地では玄関から物置の一部を利用して雁木を設けることによって、雪に当たらずに除雪用具等について取り出せるように工夫もいたしました。

議員からは具体的なご提案を含めてご指摘いただきましたけれども、いずれにいたしましても、住み慣れたこの町で住み続けていきたいというのは、町民の方々等しく思うことでありますので、特に年配の方を始めとして、住む人たちにとって、より良い、この住みやすい、また、生活上生活のしやすいと言いましょか、そういうような住宅建設の工夫をしていきたいと、このように思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 まず、空いたところの住宅の募集ですね、定期的な募集の他に、随時募集はかけているんですけども、募集が毎回、毎回と言うわけではなくて、ある程度一定期間置いているわけですから、よそから急ぎよ入りたいという人が来た場合に、無条件で入れるのかどうか。募集をかけていなくても空いたところがあれば入れるのかどうかという確認ですね。

もう一つ、都会から来た場合の給与ですね。確かに今回も札幌から入居希望者が偶然置戸でお会いした人が来て、私自身、係のところに行ったんですが、なかなか都会の高給取りでは、その証明では入れませんよというようなやり取りがあったあと、実際辞めてきているんだから何とかならんのかということで、かなり押し問答しているうちに、そんなんであれば地元でのこれからの給与証明、予測証明みたいなものがあればいいんでしょうかと、そんなやり取りがありましたので。ですから、そのところを窓口で親切丁寧に説明しておかないと、簡単に駄目ですよということで諦めて、せっかく来たのによそ探しますと、そういうことになり兼ねないので、そのことも十分に注意していただきたいと思えます。

それから、公営住宅法による家賃なんですけど、入る時はそれぞれ2万なり3万なりということになったんですが、もちろん給料そんなに上がっていかなくても子供たちが2人いれば、その控除によって所得が抑えられるわけですから。ところが、学校を出て置戸を離れてしまうとがくと上がってしまうわけで、確かに、国の基準としては一定程度の収入があれば出なさいということなわけです。町長、今置戸では退去命令を出したことはないと言いますが、片一方で同じ2戸長屋で片一方が2万か3万で入っていると。同じ建物の中で隣では5万になって来年からは6万になりますよと通告受けたら、これはとつても払ってられないということで、やむを得ず出てしまったと。置戸で適当なところあればいいんですけどもなくてよそへ行ってしまったというのが私のすぐ近くでも2人経験しているわけなんですよね。

ですから、そういうことをもうちょっと国の基準と地元との、机上の政府の役人と地元の過疎に悩む町との実情を加味して、そこを法律を曲げてまでということにはならないでしょうけども、政府に働きかけて、地元は地元の特区みたいなことで何とかならないのかという働きかけが必要かなと思う

んですね。

3年ぐらい前ですか、記憶がないのですが、私疑問に思っただけで国がそういう仕組み自体がおかしいでしょうという質問をしたことがあるんですが、町長の答弁としては、国の法令だから仕方ないという話だったんですが。

今年になってから、私が疑問に思っていたやつが政府の政令改定で、我々思っていることに直った決定もありますので、地元の立場を十分に組んでもらって、地元に向かうような政令にしてもらわなければならないと思うんですが、是非これは必要かと思うんですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

建物の工夫についてはですね、我が家から向かいの公営住宅を毎日見て、特に今年みたく大雪が降った時には、高齢のお婆ちゃんが毎日雪をはねているのを見て、何とかならんのかなといつも思っていたんです。それで、まちなか団地、先程、町長から説明ありましたが、確かに工夫されて除雪も楽になってきましたけれども、あれよりもっと工夫を凝らして今の昔の新築住宅、今何て言っているのか分からないんですが、あれが道路に面して建っているわけですから、それをもっともっと近づけて半分以下でも構わないと思うんです、玄関先までね。そしてさっき言った屋根を付けて両方に戸板をはめれば、夏はそれを外せるようにして、そうすれば道路までは、ほんとにわずかで済むかなと。しかも今度予定している3棟6戸については、大きな団地でないわけですから、車がどんどこ通るところでもないと思ひますので、できるだけ道路に近づけて玄関からすぐ出られる。そんな工夫をすることが、お年寄りでも楽に入れるのかなと。そんなことが頭に浮かんでいただけでありますけれども、そんなことができるのかどうか、そのことについても答弁いただきたいと思ひます。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 いろいろご質問が出ましたので抜けていたら言っただけで下さい。空き室が出た時にどういう形で応募しているのかという、募集しているのかということでもありますけれども、基本的には月1で広報のお知らせ版を出してありますが、ここには載せております。

それから通常の募集という意味では、1日から10日ぐらいの間隔というふうにご理解いただきたいと思ひます。ただ、公営住宅を退去したあとに、当然ながら私共の方から現場の方に赴きまして、状況によっては直したりということが出てきますので、必ずしも退去したからすぐ入れるというものではないということをご理解いただきたいというふうに思ひます。

それから所得の関係でちょっとお話がありましたけれども、これは公営住宅法の施行令、先程申し上げましたけれども、この中できちっと明記されておまして、1年前の所得について入れるか入れないかの根拠になってくるということでもあります。

それから国の法律で決まっているから駄目なんだわという言い方は、私、あんまりした覚えはないか記憶がないです。ただ言えることは、この法律もものによって現実的で非常に難しいというものも当然ありますし、いろんな特区と言われ方の中で、それが地方にとって解放するようなものも間違いなくあると思ひます。

しかし、現実には、特にこの公営住宅法の関係について言えば、文字通り全国的な網の中で決められている法律であります。あるいは施行令でありますので、かなり難しいだろうなというふうに思ひます。

今、議員の方から言われましたように、何処からというか町外から来られる方について、積極的に

受け入れるそのための住宅整備をどうするのかという、どう考えていくのかというふうになりますと、やはりあまり法令に縛られないそうした造り方を考えていく必要があるんだろうと思います。

ご承知のように、公営住宅の建設に当たって、いろんな制約はありますけれども、基本的には、安い家賃で入れる方のためのという部分がこの中にはあるわけでありましてけれども、今申し上げたいいろんな制約があるということを考えますと、別な造り方と言いましょか、そうしたことも併せて考えていく必要があるだろうと、こういうふうに思います。

それと道路により近く建てたらというお話がありました。申し上げるまでもないことでありますけれども、道路には道路としての機能があります。当然、夏ばかりではありません。特にここ数年の大雪だとかそんなことを考えますと、道路から一定程度離れたところと言いましょか、この空間をきちっと確保する中で、住宅建設をしていかなければならないというのは、当然あります。

そうしたことも考慮しながら建ててつつもりですし、もう一つは、できるだけ道路から離れて、いわゆる道路に車が行き交う音にあまり左右されないと言いましょか、そういうことを気にならないような一定の距離感をとってほしいというのもまた一方ではあるだろうというふうに思います。ただ、高齢社会になってきて、除雪の問題について非常に大きな生活上の問題として大きなテーマであるということは事実だと思います。

だからと言って、道路に少なくとも公共の道路により近い方が便利だというだけではいかなものかと。むしろ、その除雪の雪をはねる、特に高齢者の人たちが生活をしている、そうしたところの除雪対策について、言ってみれば冬の生活支援に対して町として、あるいは地域としてどう考えていくのかという方が、私は正しいんじゃないかなと、そのように思います。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 確かに、今町長が言ったのはその通りなんですけど、何か十把一絡と言いますか、あくまでも建前論に聞こえるんですね。先程言ったように、建てる3棟6戸については先程言ったように、そんな車が頻繁に行き交う団地ではないはずですから、ですから、そういう今までの発想からちょっと転換する必要があるのかなと。

確かに除雪は除雪で高齢者の除雪を考えて方策を考える方がそれは正論としてはそうなんですけども、それは隣近所が助け合うにしてもやっぱり5メートルの雪をはねるよりは半分をはねる方が手伝う方だってそれは楽なわけだし、中へ入って行って頼む方もできるだけ少ない方が助かるなど、そういうやっぱり現実に住んでいる人、そしてお手伝いしている人、そういう人達の気持ちを十分に汲んで建前でなくてね、町長が言ったような、ある程度道路と建物が離れていなければならないというのは、それは十分僕も承知してますけども、3戸ぐらいの住宅団地だったら、そこまで考える必要があるのかなという気がするんで、これはあくまでも僕個人の思っていることであって、絶対こうしなきゃならないというものではないんですけども、それは町長が言ったように除雪は除雪、草刈りは草刈りでボランティアやなんなりで手伝う仕組みができた方がいいには決まっているんですけど、お互い助け合っていく高齢化になった時点で、どうすればもっと住みやすくなるのかなということに目を移したことで、今の公営住宅もこうしたらどうかと思っただけなんですけどね。

それと1つ質問に抜けてたのが、広報等に公営住宅の募集をかける時に、収入基準が何ぼと出るんですけども、それだけでは我々が見てどれだけの給料貰っていたらここに入れるのかというのがピン

とこないんですね。それで、扶養者1人当たり30万とか50万とか、2人いれば100万控除になりますよ、それぐらいはあんまり行数もないところですから詳しく書けないとしても、控除金額1人何ぼぐらいって書いておけばはつきり分かるのかなと、そのように感じたものですから、そのことをちょっと頭に置いておいてほしいと思います。このことでいいですか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 答弁しますとまた長くなりそうで本当はやめようかなと思っていたんですけどね。例えば、道路があって公営住宅を建てると。で今、議員の論法でいくと、5メートルだったらいいけども10メートルだったら駄目なのかと。3メートルだったらいいんだけど5メートルだったら駄目なのかと。いや、住んでる人の思いですよ。住んでる人の思いとして私は必ずそういうことってあると思うんですよ。

ですから、むしろさっきもちょっと申し上げましたけれども、高齢になってというか高齢者ばかりじゃないんだけど、最近のというか、特に今年の雪なんかの除雪という部分でいくと、これはもうママさんダンプでもままならないものだと思うんですよ。

そういうことも含めて考えると、やっぱり雪撥ねをどうするのかというのは、やっぱり大きなテーマだと思うんですよ。ですからこれからは、そういう冬の生活の中で除雪についてどう考えていくのか、どういう工夫を私はやっぱり皆で考える時期にきてるかなと思います。で、それはこの町の中の流雪溝の問題一つとっても、やっぱりそういう段階に来つつあるんじゃないかっていうふうに思います。

ですから、冬の快適な生活を置戸の町の中でどう過ごしていくのか、作り上げていくのかというこの辺の視点で検討したらいいんじゃないかなというふうに思います。

まあ議員の方からもいろいろご提案と言いますか、お話がありましたけれども、そうしたことも含めて、この創生法の中で5年間の地方の地方版の総合戦略ということを言われてますから、私は一つのテーマとして検討していく、そして作り上げていくということもあっていいんじゃないかなと、そのように思います。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 それは10メートルがいいのか5メートルがいいかって、町長の言い分は十分わかるんですよ。住民なんていうのは便利になっただけでそれですむかって言ったら、またもっと要求が出てくるということは十分わかるんですけども。それでもやっぱり目の前で投げている人を見たら、5メートルよりやっぱり2メートルの方がずっと楽なわけですから、やっぱり可能な限りそういうことを、やっぱり便宜を図ってやるべきかなと、そう思ってますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 次に2番目の定住対策としての民有宅地、住宅情報の集積についてお尋ねしますが、これは先週の置戸タイムスで発表されておまして、私の交代がすでに出ているのかなと思うんですが、通告を出してありましたのでそのまま質問させていただきます。

何年も前から言われていることですが、行政は腰が重くてなかなか実現していません。ちょっとかなりきつい言い方なんですけれども申し訳ありません。町内在住者はもとより、町外者から置戸町に

住みたいが、適当な土地や空き家がないか急な問い合わせが結構ありますが、即座に答えることができません。

定住促進の一環として早急に役場窓口で、すぐに情報が提供できるように整備すべきです。個人情報の上に行政が介入することは難しいなどと言い逃れはせずに、自治連の組織と協議をすれば、各町内会長からその地域の情報を把握することは難しくありません。そして常に新しい情報が入るようなシステムを構築しておく必要があります。

さらに、広く町民に周知しておくことにより住民から売りたい、貸したいという情報が入ってきます。行政が不動産の斡旋をするのではなく、あくまでも情報を提供するためのシステムです。いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 定住対策としての宅地、空き家情報の集積についてということではありますが、昨年11月にご承知のように全国的に深刻化するこの空き家問題への対策を盛り込んだ、空き家対策推進特別措置法というのが成立いたしました。このことによりまして、倒壊の恐れがある危険な空き家あるいは立ち入りする調査や指導、また勧告等がこの措置法によりまして可能になりました。また、この措置法では、住宅所有者に対して倒壊等著しく保安上の危険な物、また衛生上有害な物あるいは景観上そうしたものを含めてであります。周辺の環境を含めて管理責任等を問うものということになります。

一方、空き家の有効活用のための側面も併せて持つこの内容だというふうに思います。法律の完全施行は、本年の5月ということになっておりますが、ガイドライン等が示された以降、本町の運用方法等検討が必要であろうと思いますので、そうした意味では、もう少し時間を要するんだろうというふうに判断をしております。ご質問の定住対策としての、この空き地あるいは空き家の情報の集積でありますけれども、町内には130戸程の空き家があるというふうに把握しておりますが、これらには使用可能な住宅も少なくないだろうというふうに思っております。また、町外者からの空き家情報の紹介というものもこれまで何度かございました。

そこで、平成27年度新年度より住宅に限ってではあります。空き家等情報登録制度、こういうものをスタートさせたいというふうに考えております。所有者本人が売買あるいは賃貸を希望している場合、本人からの登録申し込み、これがなければちょっとどうしようもないんですが、本人からの登録申し込みによって、町内外の利用希望者からの問い合わせにお答えをしていきたいというふうに考えております。現在、この準備作業を進めているところであります。

議員の方からお話がありましたけれども、私有財産でありますので、情報の提供についても本人のご了解はもちろんでありますけれども、積極的に且つ慎重に情報としては流していきたいと、このように思っております。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 まあ、そのようなことで進めていただきたいと思いますし、それから常時出たり入ったりがあるわけですから、先程言ったように自治連とタッグを組んで、各町内会長ですと、どこにどんな土地があってどんな空き家があるよと、だれが持っているよということのはわかるわけですから、もちろんそういうことも常時ニュースが入ってくるように取り組んでいった

らいいかなと。

それから、空き家だけだったんですが、宅地の方はないんですかね。宅地もやっぱり集積しておいた方がいいと思うんですが。

それから、法律変わって通告とはちょっと違うんですが、放置された空き家のことでね、常日頃、前から言っているんですけども固定資産税の減免措置がもう2年も3年も入っていないのがはっきりわかっているのであれば、減免措置を解除すると。そんなことで新しく、恐らく国の法律もそういうことになったんでしょうね。それであればそれでいいんですけども。宅地の方までやるかどうか、それをちょっとお答え願いたいと思いますが。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 今の段階では、空き家を中心に考えているんですが、この空き地の部分というのは、なかなか建物よりも難しいというところもありますので、ただセットみたいな部分もありますので併せて検討加えたいと思います。固定資産税の減免措置については、それはちょっといろいろと法的なこと関わってきますので調べてみたいと思います。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 それでは次に移ります。置戸高校奨学金制度の他市町村への普及と校名変更についてお尋ねします。置戸町は28年4月より、置戸高校入学生に対して新たな奨学金資金制度を実施します。

卒業後、地元の福祉施設に一定期間勤務をした場合、奨学金の返済を免除するもので、施設にとっても生徒にとっても大変意味のある画期的な制度です。さらに制度開始時の2、3年生への在校生にも適用されることを望むものでありますが、このことについては、後程、石井議員の方から同じ質問がありますので、私に対しての答弁は控えていただきたいと思います。

10年後の2025年には、全国で33万人の介護職員が不足すると予測されていますが、現在どこの市町村においても介護職員の不足には悩まされています。

そこで、置戸町の奨学金、奨学資金制度を全道の市町村に勧めてはどうでしょうか。毎年、道内の中学校に送付している置戸高校の紹介パンフと一緒に、奨学資金制度の資料を同封して地元の自治体に働きかけていただくことはできないでしょうか。

特に、井上町長は、管内の町村会長を務めているわけですから、機会あるごとに働きかけてはどうでしょうか。何処の自治体でも、毎年数人規模で置戸高校生を地元の介護職員として確保できるメリットがあります。

さらに、置戸高校は道内唯一の福祉科ですから、この際置戸高校がはっきり福祉専門の高校であることを発信する意味で、置戸福祉高校に校名変更を働きかけてはどうでしょうか。また国は、地方創生の一環として大学生が一定期間、地元企業に勤めれば、国が特別交付税を配分する基金からの支出で、奨学資金の返済を減免する案を計画中と聞きますが、置戸高校福祉科にも適用される運動が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 置戸高等学校の生徒を対象とした、返還義務のない奨学金制度、福祉の夢サポート事業というふうに称しているわけでありましたが、平成28年度から開始に向けて準備を進めている

ところであります。

この制度は家庭の経済状況に関わらず、福祉の道を志す優秀な生徒の夢が実現するように、その一つの助けとなるように、置戸高等学校の生徒の確保あるいは町内の介護施設、医療機関の人材確保に有効な制度ということで考えたわけであります。

具体的には、1学年3名程度を選考しまして、月額3万円の給付の他に入学準備金あるいは就職準備金としてそれぞれ10万円、1人当たり3年間合計いたしますと128万円の給付ということになります。なお、卒業後は置戸町内の介護施設あるいは医療機関で5年間以上介護業務に従事することで返還の義務が生じないということになります。

今後のスケジュールであります、今年の5月の末までに制度設計を終わらせたいというふうに思っております。その後、道内の中学校あるいは教育委員会へのPR活動を行うとともに、例年8月末に開催しております道内主要地域での学校説明会、これら等で制度の説明を行っていききたいと、このように思っております。ご質問の在校生への制度適用についてということにつきまして、石井議員の質問に答えろということでありますので割愛させていただきたいと思えます。ただ、いずれにしても置戸高校あるいはそのPTA、そうした人たちの意向と言いましょか、ご意見も承っていききたいというふうに思います。

次に、他市町村への制度加入の働きかけであります、生徒達の就職先の選択肢範囲ということを考えますと、そういう意味では拡大するということでは意味があるんだろうというふうに思います。しかし、今現場においては、非常に人材確保ということに苦戦をしております、できるだけそうした人材確保について安定的に、将来にわたってであります、安定的に確保しなければならないという、しかも願わくば優秀な人材を確保したいと、それを目指していききたいという制度でもあります。そのことをまずご理解いただきたいなというふうに思います。

さらに全道的な視点からということになりますと、北海道あるいは北海道教育委員会として是非取り組んでいただきたいというふうに思いますし、そのことについてはこれまで何年も何年間にわたって北海道知事部局あるいは北海道教育委員会にも申し上げてきたところであります。しかし、なかなか前に進まないということもありまして、先程申し上げたような、この福祉の夢サポート事業という形で置戸町単独事業ということで進めようというふうに決断したところであります。

それから、校名変更についてでありますけれども、置戸高校の支援対策協議会の活動として置戸高校福祉科をもっと有名にしたいということで、町の課長職を中心にしまして道内約300校の中学校を中心として訪問活動をしてきました。また、議員の皆様にも学校訪問を始めとして、またパンフレットあるいはDVDのこと、そうしたことも含めてでありますけれどもご協力をいただいて、置戸高校の福祉科の学校としてのPR活動にご協力もいただいたところであります。そうしたことをいろいろ考えていきますと、置戸高校イコール福祉科高校ということで道内の中では、かなり知名度としては浸透してきているのではないかなというふうに思っております。

議員の校名変更の意図するところ、私自身も理解しますけれども道立高校でありますし、北海道教育委員会には校名の方針というものが、こういう規定がありまして、そんなに難しいものではありませんけれども、一応こういう規定があるということであります。そうしたことで言えば、1つのきっかけみたいなのがやっぱりなければというところがあると思えます。もう過ぎてしまったことですか

ら、ちょっと申し上げてもしょうがないんですが、例えば置戸高校は普通科でスタートしておりまして、途中普通科とそれから福祉科と1学級1学級という、1クラス1クラスという時期があったと思います。その経過を踏まえて、現在福祉科ということになったんですが、この普通科がなくなる時に、こういうのが一つのきっかけなんだろうというふうに思います。そうした意味では、もう過ぎましたから過去のことに遡ってなんてわけにいきませんから、ただ道教委としては、そういうきっかけがやっぱりほしいなというのがあるようであります。ただ、変えるということについてはそんなに難しいことではないようであります。

私はそれ以上に難しいというか、慎重にならざるを得ないというのは、やっぱり置戸高校にも学校としての60年の歴史を重ねてきたという、そこには多くの卒業生または、有意義な人材として社会にやっぱり送り出しているというのがあると思います。そんなふうなことを考えますと、やはり校名の変更という部分については、福祉という形が2文字ぐらいでしょうか、入る入らないというそれだけの問題ではやっぱりないんじゃないのかなというふうに思っております。いずれにしても慎重に考えていくべきものだろうと、こういうふうに思います。

最後に、国では地方創生の一つとして、奨学金の貸与を受けた大学生等で、卒業後地元就職した場合、地方公共団体と地元産業界が造成する基金によって奨学金の返済を支援する制度というのが、今考えられているようであります。この基金は都道府県と地元産業界が造成をしていくというふうになっております。また、この制度の詳細については明らかでないという部分がありますので、これからの状況についてちょっと見守っていかねばならないだろうなというふうに思います。いずれにしても、国が窓口となっている、この奨学金に対しての支援策ということで考えているようではありますが、この各市町村独自で行っている奨学金については対象にならないものだろうなというふうに思っております。

本町で計画している給付型の奨学金については、平成27年度に策定を予定しております地方版総合戦略の中で、定住促進対策として位置づけをしていきたいと、総合戦略の大きな柱の1つとして考えていきたいと、このように思っております。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 国の奨学金制度は、これから地域おこしのための一環として国が検討していく制度であります。国としては高校は対象にしていない、あくまでも大学ということなんですが、やはり全国的に見て福祉職員が減少してくるということを踏まえて、やはり高校と言えどもやっぱり置戸が名乗りを上げて運動していただきたいな。

今、町長が言われましたけれども、地元企業も出資して奨学資金制度を作るわけではありますが、少なくとも国が特別交付税で支援してくれるわけですから、置戸町の制度そのものは町費丸出しということなわけですからね、それに、さらに加えて国の特別交付金もいただけるような制度にのせていただくことが、やはり町にとっては有利かなと。

奨学金も3人とせず、生徒も5人、6人と。あるいは資金さえ有すればもっと増えていくのかなと、そう思いますので、ぜひこれは働きかけていただきたいと思います。これからの制度ですからね。

それから校名変更については、確かに置戸高校としての60年としての歴史がありまして、変更することはいかがなものかということでありまして、確かにそのこともちょっと引っかけますけども、

もう一つ気になるのは、置戸高校福祉科で置戸高校即ち福祉学校だということは、我々というか、この近くにいる人達は即置戸高校福祉科とわかるんですが、全道的に募集するに当たっては、あるいは新聞・雑誌等で公表される上では、あくまでも置戸高校があって、括弧して福祉科なわけですから。やはり置戸福祉高校と頭からあった方が、僕はこれからの福祉を充実していく意味では、やはり考えていく必要があるのかなと。これは今後、検討していくものかなと思うんですが。

それから、置戸でこれだけ長年かけて地元の企業に就職してくれれば減免、免除するよという制度ができたわけですから、これはこの制度を例えば町長の場合は国や道に働きかけてなかなか動いてくれないと。それは事実なんですが、それはそれとして運動していく必要はあるんですが、置戸でできたこの制度を、例えば訓子府町であれ、北見市であれ、美幌町であれ、それぞれに働きかけてね、こういう制度を作って置戸高校へやれば、即ち地元、訓子府だったら訓子府に3人なら3人に奨学金を出した生徒は、地元の福祉関係の企業に就職できるよと。そういうことに繋がると思うんでね、そのことをやはり各自治体の長に説得する必要があるのかと思うんですが、この件はどうでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 国会議員の人達、道庁もそれから道教委もそうですけれども、国会議員の人達あるいは道議会議員の人達にもいろいろ要請してきました。いろいろ動いてくれたのも事実であります。知事もそれから、当時の道議会としても、国の方に意見書等について出してもいただきました。国会議員の方にもいろいろ動いていただきました。しかし、なかなか福祉という部分での専門学校等がありまして、そういう意味では非常に難しいところ、国ができないことと申しましょうか、クリアするには厳しい内容がこうした問題にはあるということでもあります。

それから他の町ということでもありますけれども、率直に申し上げて、それぞれの町では普通科高校というのが多いんですが、高校存続のために何とかしなければならぬということで、手を変え品を変えと言った方がいいぐらい、いろいろやっていると思います。ですから、それぞれの町において積極的に置戸の福祉の置戸高校に行きなさいなんていう積極的なことは、私は基本的に皆無だと思っています。

しかし、福祉の人材を高齢者福祉施設で働いてもらいたい、人材を確保したいというのは、別な想いで持っているということです。先程もちょっと申し上げましたけれども、置戸の高齢者福祉施設、老人ホームでありますけれども、老人ホームに限らないと思います。置戸の中での同じような施設、それから病院においてもそうだと思います。まだ、置戸の日赤病院とは具体的な協議はしておりませんが、病院としても間違いなく介護福祉士の資格を持っている人を職員として一定程度確保していかなければならないというのは当然あると思います。そうした意味では、置戸日赤病院と高齢者福祉施設というだけじゃなくて、医療機関も含めて一緒に、このサポート事業について展開をしていければなというふうに思ってますし、そういう方向で日赤病院とも協議を進めていきたいと、このように思っております。

先程もちょっと申し上げましたけれども、毎年老人ホームには、少なくとも3人ぐらいは安定的に勤めていただくような人は最低でもそれぐらいは必要なんだろうというふうに思います。その人数を現状確保するだけでも非常に厳しいということでもありますので、それをくどいようでありますけれど

も、将来に亘って安定的に置戸の高齢者福祉施設で働いてもらう、その人達を安定的に確保していきたいというのも率直に申し上げて、このサポート事業にはあるということであります。先程も申し上げましたけれども、福祉の担い手、こうした人を沢山社会につくっていききたい、そういう思いは強く持ってますけれども、足元の部分で今そういう状況でありますから、置戸として考えていきたいなというふうに思ってます。

管内の自治体の中には、私に立ち上げる前に是非情報として下さいというふうにおっしゃっている首長もいますけれども、まだその方にもお話はしていないというような状況であります。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 どの町でも地元の高校残るかどうかって瀬戸際などでやっているわけですから、置戸高校のために奨学資金制度を作ったらどうですか。まあ単純に考えると置戸さんいい加減にしなさいよと言われるような気はするんですけども。ただ、将来的にすぐ目の前に介護職員がほんとにいなくなるよと。需要はどんどん増えるけども介護職員は追いついていかんと、この現状を考えたならばやはりどの町でもやっぱり介護職員確保するためにはね、やはり置戸高校を利用してほしいと。

全道から置戸高校に入学してくれてるわけでありますが、やはりどの生徒も地元に戻って地元の職場に勤めたいというのがほとんどですからね。置戸高校へ通ってこない全道の各地の中学校からも、こういう制度があれば置戸高校に行ってみようかと、そういうことになるわけですからね。これは息長く一つ町長、他の町村にも制度作ってはどうですかということを進めていただければと思うんですが。そんなことでやっていただきたいと思いますが。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 全国的に言っても介護職員の不足ってことは国も分かっていると思います。少なくとも4万数千人は現状でも不足していると聞いております。これから間違いなく、この高齢社会というのが急速に進んでいるわけでありまして、そうした方々にお世話を受けなければならないという人は、右肩上がりになっていくんだらうというのは容易に予測が立つというふうに思います。そうした意味では、これはもうまさに国のレベルで対応・対策を講じていくのが必要なことだろうと思っております。

そんな置戸だけのことで小さいこと言なやという想いはあるかも知れませんが、やっぱり足元の置戸の現状がそういう状況でありますから、それに対してきちっと行政として対策を講じていかなければならないというふうに思っております。置戸高校の介護士として、介護福祉士として卒業している生徒は、実に優秀だって思います。高校を卒業して専門学校等に行って介護福祉士の資格を取って、そういう施設で働いている人が置戸にもいます。

しかし、私は置戸高校の卒業生の質の高さというものは、私自身も、また施設を預かってもらっている社会福祉協議会の人達も、それから当然ながら現場の人もそうでありますし、北海道教育委員会もこの質の高さということはきちっと認めているところであります。

しかし、今、この制度の中でと言いましょか、いわゆるこれも数年というか、過去にお話ししてきておりますけれども、やはり実習という科目と言いましょか、学科のカウントがありまして、少し前は学校の中での実習時間というものをカウントされたんでありますが、今は学校外の施設、そう

いうところで実習を積まなければならないというふうになっております。当然ながら、その時間を生徒が確保するとすれば、それぞれ自分が生まれ育ったと言った方がいいと思うんですが、冬休み、夏休み等で帰った時にその町の施設で実習をさせてもらっているというのが現実であります。

したがいまして、当然ながらその町もその人材を欲しいわけでありまして、卒業した後はうちの町のこういう施設で働いて下さいねというのが強くと言いましょか、要請された場合において、やはり生徒さんもお世話になったから故郷に自分のそうした力をお返ししなければならないなというのは、ある種当然と言えば当然のことです。なかなか置戸高校を卒業したから置戸の施設で働いてくれるという、これがなかなかイコールではないというのが現状であります。

そうした中で、先程申し上げた3人前後の担い手というものを確保していくためには、非常に難しい内容がこうした問題には含んでいるとのことでのご理解もいただきたいと、このように思います。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 あの、その通りなんでね。私が言っているのは、全道各地から来て、置戸高校卒業して、ぜひよそから来た町の生徒が置戸に就職してくれとそういうことではないんですよ。地元の札幌から来た札幌の地元の福祉施設に就職すると。それがほとんどなわけですから、それはそれでいいとして、その他に各地の町村でもなかなか置戸高校へ来るのが資金的にも大変だし遠いしと、だけでも3人程度地元就職してくれるんだったら置戸みたいな奨学資金制度を各町が作ってくれば、そしたら置戸高校へ行ってみようかと。今は19人、今年で19人ですかね。20人切ってしまうと3年経つと怪しいよというような話もありますね。福祉科、特別な高校ですから一概にそうはならんとしても、やはり少なくとももうちょっと置戸高校に生徒を募集したいと。

そういうことで課長職の皆さん達も一所懸命やっているわけでありまして、その募集して歩くときに各町村にこういう置戸みたいな制度をあなたの町もやりませんか。やれば置戸高校にも来やすくなるし、置戸高校を卒業すれば、必ずお宅の町で就職、福祉施設に就職してくれますよと。そういうことの提案なわけですからね。他所の町から来て置戸高校を出たんだから置戸へ勤めなさいと、そういうことではないんで。置戸の来年からやろうとしている制度を他の町に、こうやって作ってみなさいということの宣伝をしてほしいと、そういうことなんですけど。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 あの、それまったく違うんですよ。他所の町からですね、置戸高校にはどんどん入学して下さい、そこまではいいんですよ。私共が願っているのは、卒業、札幌でもどこでもいいんですよけれども、外から来て置戸高校を卒業し、介護福祉士の資格を取って、そして置戸の施設で働いて下さいと。こういう願いですよ。

ですから、議員が言われるように札幌から来てたのが資格取って、どうぞ札幌に行ってそういう施設で頑張ってくださいってもちろんそれもいいんですよ。否定するものは全くないです。全くないですけれども、私のあるいは現場の人達の願ってというのは、どこの町から来てもいいんだけど、資格取った後、置戸の施設で働いてほしいなっていう切なる願いです。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員 そのために、来年から置戸の制度が発足するわけですね。そうすれば僕は少なくともやっぱり3人なら3人、地元就職してくれるかなと思うんです。これが他の町で考えたら、やは

り他の町もやっぱり3人でも5人でもほしいわけでしょ。その制度をそこで作れば、少なくとも置戸は置戸3人はそれは就職してくれるし、他の町は他の町でやっぱり欲しいと。そういうところで全道に広がれば置戸高校は今、19人、20人だけでも、40人まで定員が増えるんでないかなと。こんな希望なんです、これは間違いですかね。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 何にも間違っではないです。間違っではないですけども、何回も言うような形になるんですがね。3人4人くらいはやっぱり、うちの老人ホームをひとつ取った時にも、3人、4人の人材はやっぱり毎年確保したいというのがあるということなんです。そのために、そのためにこの制度を作るんですよ。

言ってみれば、いろんなこと言ってただけ。いろんなこと申し上げているんだけど、間違いなく置戸の今の現状というか、老人ホームを1つとってもですね、80人、50人の130人の定員数を持っているわけですよ。その人達の世話をするためには、当然辞める方もいらっしゃいますから。ですから、毎年3人あるいは5人くらいになるのかも知れませんが、新しい新卒者を送り込んでいかなければならない。そういうことを将来に亘って考えていかなければ施設運営も大変だよというのがあるということなんです。

ただ、問題が全然ないわけではないんですよ。ということは、現場サイドで3人でいいっていうのを5人もってということになると、2人くらいどうするんだという問題も出てくるということなんです。

私は、さっき医療機関もってことも申し上げましたけれども、医療機関で勉強することも大きな意味があるというふうに思ってますし、病院もそういう意味で働いてくれる人も決してマイナスなことではないと思います。時には、この忙しいのに手間がかかるなど。いろいろ研修生みたいな形でいると手間もかかるなどというふうな思いも持つかも知れませんが、しかし、病院としても介護福祉士の資格を持っているそういう若い人材が必要でないということでは全くないと思ってます。

例えば今、3人位というふうに予定しておりますけれども、現場で2人でいいと言ったら1人は病院で何とか、お金はこっちで町で払うけれども、病院で研修を受けさせて1年間なら1年間受けさせてやってほしいというような要請はしていきたいと。そして1年経った段階においては、その職員はホームの方で働いてもらおうと。そういうような構図になっていこうなというふうに思っております。

○佐藤議長 しばらく休憩します。

11時から再開いたします。

休憩	10時40分
再開	11時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番 細川昭夫議員。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 それでは次の質問に移ります。置戸町表彰条例にもとづく被表彰者の選考についてお尋ねいたします。置戸町表彰条例の第6条2項に、本町の産業、経済、社会、教育文化、スポーツ等の活動を通じて、町の発展に尽力し、また貢献したと認められるものと規定があります。私が直接関わることで言いにくい面もあるのですが、置戸ぽっぽ絵画館が開館して以来、国内で活躍されている作家の100点余の作品が展示され、町内外から多くの賞賛を得ています。この絵画館の仕掛け人であり、多大な私財を投じて置戸町の文化の振興に寄与された2人が表彰審議会の俎上に載らないことはいかがなものか、町長の考えを聞かせて下さい。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 置戸町表彰条例にもとづく被表彰者の選考についてであります。議員からのお話がありましたけれども、この町の政治、経済、文化、社会、その他各般にわたって町政振興に寄与し、多くの方々の模範と認められる行為があった方を功労、勤続、善行、社会貢献の4種類に分けて表彰することとしております。

被表彰者の選考であります。役場の各課から推薦のあった方を課長会議において条例に定める選考基準と、別に定める表彰条例取り扱いがございますので、これらに照らし合わせまして候補者を選定しております。この候補者を選定して、町長が表彰審議会に諮問をし、答申をいただき、そして被表彰者を決定するということになっております。

審議会の構成であります。町議会議員あるいは学識経験者からの6名の方に審議会委員をお願いをしております。その審議の過程で諮問をした候補者以外にも新たな候補者として提案しあるいはご審議をいただいているところでもあります。

なお、候補者の選考に当たっては、特定の業界あるいは個人に偏ることなく広く、選考基準に照らして公平、公正に行われていると思っております。ご質問の方につきましては、個人の功績やあるいは審議会運営に関わることでもありますので、答弁は控えさせていただきたいというふうに思います。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 次に、ふるさと納税の積極的な取り組みについてお尋ねいたします。昨年3月の定例議会で小林議員から同じ質問があり、寄贈者への特典は今後も考えられないとの町長の答弁でした。しかし、この1年で特典することにより10億円を超す自治体もありました。

近隣では、上士幌町が9億円を超えています。しかも、道庁は今年2月1日、東京のホテルで寄附者1,000人を抽選で招き、感謝祭を開きました。このニュースを聞いて、私は何もそこまではとの思いがありましたが、上士幌町長は納税を機に、町に興味を持った人が縁を深め、町のアピールができたと言っておりました。この感謝祭を視察した石破地方創生相は、努力しないところにお金は集まらない。上士幌町の努力に大勢の人たちが共感しているのだと思うと述べております。

行き過ぎた特典合戦にゆうパックとの批判もありますが、国はさらに奨励する方向で、個人住民税の1割程度の上限を15年度から2割程度に引き上げる方向を示しています。さらに、ふるさと納税制度の手続きを大幅に簡素化して、サラリーマン等の給与所得者に馴染みの薄い確定申告をしなくても控除が受けられるようにして利用者を増やす方向を示しています。

この制度で寄附した人が、どれほどの税額控除になるか税務係に調べてもらいましたが、所得や家族構成によって一概には言えませんが、おおよそ平均で、国税、地方税合わせて4～5割程度が控除

されると思います。置戸町においても、寄附をしていただいた額の3割から5割程度を目途に、オケクラフトのセットを贈る特典を打ち出せば、町の収入と合わせて、オケクラフトの販売が増えることになります。勿論オケクラフトに限らず、置戸市場で扱う魚介類や農畜産物、置戸ワイン等、都会の人の目につくメニューを考える必要があります。

また、関東地方のある町では、町民の森を整備するのに500万円が必要であると訴えて寄贈者を募ったところ、1年足らずで1,000万円近い寄附があったと報道がありました。置戸町でも福祉高校生の奨学金資金制度の充実、クラフトパーク構想の実現、人間ばん馬40周年記念大会の充実等を訴えて指定寄附を募ってもよいのではないのでしょうか。

自分に関わることですが、ぽっぽ絵画館にも時々寄附を受けております。この制度を利用して、町が寄附を受けて運営委員会に交付することができればもっと件数も増えると思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 ふるさと納税の積極的な取り組みについてということではありますが、ふるさと納税制度が設けられた趣旨につきましても、議員もご承知のことと思いますが、純粋な気持ちで故郷を思いあるいは思い出のある町を応援したいと、こう考えている方への税制面での支援を行うために設けられた制度であります。また、私自身の考え方も、寄附に対する特産品等で結ばれる関係よりも、寄附本来の精神というものを大切にしたいという思いは、これまでもお話ししている通りであります。

議員からお話のありました、ふるさと納税ですが、地方創生の観点から制度を見直し、寄附金が増額することで地方の財源確保への支援を行うとしております。国の制度拡充では、まだ案の段階ではありますが、特例控除額の増減の引き上げ、個人住民税所得割の1割から2割へというようなお話がありましたけれども、これらの上限の引き上げあるいは申告手続きの簡素化、ワンストップ特例というふうに言われておりますけれども、これらがありますが、ふるさと納税の趣旨に反するような過度な返礼品等については、自粛も求められているわけであります。

現時点では、他の市町村で行っているような寄附金の額に応じた特産品等の返礼については考えておりません。純粋に置戸町を応援して下さる方への感謝の印として特産品等でお礼をということであれば、検討の余地はあるかも知れません。また、そのことがきっかけで特産品の商品が拡大し、町の活性化に有効な手段ということになれば、ふるさと納税制度の活用策について再考する必要があるだろうというふうには思います。

いずれにいたしましても、地方創生に関連して、このふるさと納税制度の見直しが行われますので、置戸町の総合戦略の策定の中で改めて検討したいと、このように思っていますが、現時点においては、先程申し上げたような考え方にあるということで、このようにご理解いただきたいと思っております。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 純粋な気持ちは町長が言った通りなんですけれども、何か聞いておまして、武士は食わねど高楊枝のように聞こえるんですが、いかがですかね。それは、金、金の世界ではないにしても、やはり限られた財源の中で3,200人の町をどのように運営していくかということで、その予算に汲々しているわけで、詰めるところは詰めるし、福祉の関係でも、もっと予算がほしいと言っても、我慢して下さいということになるわけですから、やはり金は何ぼあってもいいわ

けですし、先程言いましたけれども、特産品が売れるわけですね。

例えば、オケクラフトに合計で1,000万円寄附があって、500万円のオケクラフトをお返ししますよとなれば、自ずと500万円のオケクラフトの売り上げが増えるわけですから、ですから、本当にゆうパックではないのかという話もありますし、なんかゆうパック以上の素晴らしいもの作ってますね、九州なんかのテレビでやってましたけど、そこまでやらないにしても、やはり空刷りの紙、裏表ぐらいのものでちょっと出して、町民にも、身内なり知人にアピールしてくれということになれば、町民もよその町へ出る人たちにアピールして、置戸の財源、そして特産品を売るということに繋がると思うんですが、そのところ、もうちょっと柔軟に考えていく必要があるんじゃないか。国がとにかくその方針で進んでいるわけですから、是非、町長にもう少し柔軟に考えてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 先程申し上げましたように、決して固まって考え、固めているわけではありません。議員からお話がありましたように、この地方創生、特に地方創生の部分では、今月の6日にも安倍総理は衆議院の予算委員会でこういう発言をしています。地方の責任と判断にもとづく創意工夫を応援すると。アイデアの競争をし、意欲を持ってきちんとやるところは伸びていくと。自治体の奮起を促すという意味での発言だったろうというふうに思います。

間違いなく国は、そうした方針を持っているということであります。そのことはきちっと抑えなければならないというふうに思っていますし、そういう姿勢は前から言っている通りであります。そうした意味では、このふるさと納税の制度の問題についても、決して精神論だけで言うつもりはありません。

ただ、始める以上はきちっとした特産品を提供できるだけのものが、置戸としてきちっと確保できるのか、安定的にそれを返していける品物として、置戸として自信を持って贈れるものなのかと、その製品の生産についてもきちっとその体制が組んでいけるのかどうかと、勿論そういうことも含めて検討しなければならないというふうに思っております。決して柔軟に考えられないということではありません。

総合戦略の中で、地方版の総合戦略という、この5年間の計画がありますから、その計画の中にこの問題もどうするかという議論はきちっとしていく必要があるだろうと、このように思っております。ただ、土幌のお話もありましたけれども、私はそこそ積極的に競争しようというふうに思っておりません。置戸は置戸の町に対するいろんな人たちの思いがあるというふうに思っています。

ふるさと置戸会、東京置戸会の中でも本当に小さいですけども、ふるさとの思いを少しでも広げたいということで、いろんな人たちに呼びかけてやっている部分もあります。そして、その中で売り上げと言いましょか、そういうものについて町にも寄附していただいていると、そういう歴史もあります。また、この人がどういう関わりを持っているのかなというような人が、たまたま置戸に来て、置戸の施設を見て、それは図書館とか工芸館とか、あるいはゆうゆのお風呂に入ったとか、高々それだけの経験ですけども、そのことが非常に良かったということで、正直言いまして驚くようなと言いましょか、そういう寄附をしてくれている人もいるわけであります。いろいろ聞くと、そんなに特別置戸との繋がりがある人でなくても、そういうような人も一方ではいるということでありま

す。

しかし、今、国の一つの政治の流れの中で言われていることについては、きちっと認識をしながらこうした問題についても対処していきたい、考えていきたいと、このように思っています。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 今、町長言われたように、確かに記念品なんかのバックアップもうかつなことでね、寄附受けたわ、後であたふたしても困ることですけども、例えば、置戸市場なんかでも、こんな小さな町でどうして置戸に卸売市場が成り立つんだ。経営は苦しいにしても、12月に入ってからのカタログ販売がびっくりするような数なんですね。今、この通信販売と言いますか、ああいいうネットを利用した売り上げがものすごいわけでありまして。

ですから、このふるさと納税に対するバックアップも、そんなところも十分に調査してみる必要もあるかと思しますので、そのことも考えていただきたいと思います。勿論、私もなりふり構わずどんどんやれというわけではありません。おそらく何処の町も同じくやりだしたら、どっかこっかパンクするわけですから、国もその内、制度も変えてくれるように思うんですけども、とりあえず今はやるべきかなと。

上土幌の例もありましたけど、1万円、2万円という寄贈者が多いんですね、見ず知らずの。それによって返ってくるものがあるものだから、口から口に伝わって、それが9億円を超えるという、そういう金額になっていっているということなんです。精神論からいきますと、ぽっぽ絵画館でも先程言いましたけども、全く見ず知らずの、置戸が何処にあるのかも分からないで、口から口へ伝わって、置戸がこんなことやっているということで、それなら私たちも賛同しましょうということで、10万円、20万円、何処の誰か分からないですけども、その趣旨に対しての寄贈が去年あたりは100万円近い、これも3団体以上が集まって次々と協力して寄贈してくれたと、そんな例がありますので、置戸がお礼としてオケクラフトでもお返ししますよということがあれば、我々もさらにそういうことで宣伝していけるのかなと、そう思っておりますので、是非もっと幅広く寄贈者が集まるような取り組みをしていただきたいと思います。そのことで、これで終わりたいと思います。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 次に、木道プロムナード整備の是非についてお伺いいたします。昨年、12月定例議会の一般質問に、町長は木道プロムナードの試験施工を町民に見てもらい、雪解けの後、町民との意見交換を行うとの答弁でした。

それは、あくまでも実施を前提としたものであり白紙に戻すことではない。町民3,200人の意見はいろいろあり、それを積み重ねて集約して、最終的に議論するのがこの議会の場であるとの答弁をいただきました。私は、これまで議員の一人として協議会も含めて幾度か議論に加わり、かなり遠回しではありますが反対の意見を述べてきましたが、今はっきりと反対の立場を表明いたします。

行政に限らず、一般に事業計画をたてる時、まず費用対効果を論じます。それを論ずる以前の問題として、1億、2億の大金を投じて為す事業なのかどうか、今一度検討する必要があります。

町長は、大通り商店街と中央公民館、スポーツセンター、図書館、森林工芸館を一体化することですが、そのことは私も賛成します。しかし、その手法としての木道プロムナードが必要とは考えられません。ぽっぽと工芸館を結ぶ通路としては有効かも知れませんが、それなら既存の道路が3

本もあり、わざわざつくる必要はありません。

鉄道100年の歴史をしっかりと伝えることが大切と町長は言っていますが、私も大賛成です。であるならば、現状のまま残すことが最善ではないでしょうか。碎石の上に乗った枕木と線路をプラスチックで覆って隠してしまえば、景観はもとより、せつかく残した鉄道100年の歴史が消えてしまいます。町の南北を結ぶ町民を結び、町民に日常的に利用される憩いの場としての活用を図るというも私は賛成します。ただ、大金を投じていろいろな工作物を作るのではなく、現在、南側に桜が一行植わっています。線路側にも一行から二列、三列と植樹して線路以外は一面緑の芝生にして移動可能なベンチを数カ所置くだけの方が景観は良くなります。

公園には東屋がつきものという発想はとりあえず置いて、後年、住民からの要望が強くなった時に改めて検討しても遅くありません。藤棚の構想は反対しません。しかし、その代わり付近住民の目隠しのためとの発想では駄目です。やるなら駅舎から線路の切れるところまでつくり、6月には置戸町へ行って藤の花を見ようと全道から人が集まるようなことをして下さい。設置費用も後年の管理費用も他の植栽物よりは安いと思います。毎年の維持管理費を考慮した公園を造成し、木道プロムナードの設置費用を今後益々増大していく福祉や産業振興等の基金に組み入れるべきと思います。長い時間をかけて積み上げてきたものが白紙に戻ることは、町長には考えられないことかも知れませんが、いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 木道プロムナードの整備の是非についてということではありますが、木道プロムナードの整備につきましては、平成23年度に議論の叩き台として市街地区銀河線構想図というのを作成し、その後、関係機関あるいは議員、町民の皆さんからのご意見をいただきながら、平成25年度に基本設計を終えております。

また、昨年9月には、木道プロムナードの試験施工に係る予算を計上させていただきました。現在、5月頃までを目途に冬期間の管理方法、利用の際の安全性の確保あるいは施工方法等の確認のため、試験施工を行っているところであります。同時に町民の皆さんに実際に歩行体験をしていただき、アンケート方式による意見をいただいております。

これまでも多くの皆さんからご意見をいただくために住民説明会あるいは関係機関との意見交換会、さらに基本設計段階ではワークショップ等も行ってきました。しかし、プロムナードに使用する素材の議論はあったと言うふうに思いますが、木道として整備することへの反対意見はあまりお聞きしておりません。

ご質問の中で、議員からは反対とのご意見をいただきました。実施中のアンケートでも反対のご意見がございます。いずれにしても、試験施工後に予定しております意見交換の場で、更に多くの町民並びに議員の皆さんからのご意見をいただいた上で実施設計の内容を決定していきたいと、このように思います。

先程も申し上げましたけれども、平成23年度からこの問題については、いろんな場面あるいは時間をとって説明し、協議もしてきたつもりであります。仮称という形ではありましたけれども、置戸の町が木材で森林で発展してきた町でありますから、それに大きく関わってきた鉄道が100年とい

う歴史の中で、平成18年の4月に廃線になりましたけれども、私はこの歴史というものを鉄道の歴史と同時に森林が持つ意味合いというものを後世に若い人たちに繋いでいく責任が、今生きている私共に、そこにあるんだろうというふうに思っています。

先程、道路が3本もいないんじゃないかというお話がありましたけれども、それは、単なる道路としての機能を考えるから、そういうことだろうというふうに思います。しかし、今、木道プロムナードと言っているあのエリア一体が、私は一つの公園だというふうに考えております。そうした中で一つの散策道路だというふうに、ジャンルの言えば、それは道路に入ってくるかも知れません。しかし、そこに持つ意味合いというのが、単なる道路ではないという一つの置戸の町がこれまで大通り商店街もそうでありますけれども、いろんな形で工夫をし、綺麗な町だと言われるようなレベルになってきたというのは、いろんな人たちの苦労や努力があったからこそここまで来たんだというふうに思います。私は、廃線になった平成18年4月に、その時にも申しあげましたけれども、不幸にしてこうなったけれども、今まで線路で二分されていたこの地域と言いますか、町を一体化させたいということをお願いしてきました。

私は、あの線路は、線路の残し方というのはいろいろあるというふうに思います。いろいろあると思いますけれども、やっぱり町の中で日々の置戸町民の人たちが生活している中で、やっぱりそこにあるから忘れないということは、人間社会の中では強くそのことはあるんだというふうに思います。

確かに、枕木と言う部分は、この木道プロムナードの今の基本構想からすると、見えなくなるかも知れません。しかし、線路だけは間違いなく皆の目にも映るようにしていきたいと、こういうふうに思っているわけでありまして。東西あるいは南北を一体的な町にする、あるいは今の置戸の町をさらに一段階高いと言いましょうか、そうした町にするために、この事業の必要性を私は感じているわけでありまして。勿論、これから高齢社会の中であるいは経済が非常にコンパクトと言いましょうか、小さくなっていく心配をする中で、財源について心配されることは、私もよく理解をします。しかし、この財源というか、財源対策と言いましょうか、こうした内容についてもきちっと検証し理解し、そしてこの事業についてどうなのかという議論を、あるいは理解をきちっとしていただきたいものだなというふうに思います。

現金そのものがそのままストレートにここに投資するわけではありません。釈迦に説法みたいな話ですけれども、町の財政運営というのが、単に3億円かかるから3億円全てが現金だということではありません。いろんな制度を活用する中で、あるいは起債を起す中で、その起債の償還の問題等も含めてやっていくのが、あるいは、やってきたのがこの小さな町での財政運営だというふうに思っております。少なくとも今の財政状況は議員もご承知のように、規模は小さいですけれども、間違いなく健全財政を心掛けながらやってきたつもりでありますので、今一度お考えいただければなと、そのように思います。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 今、答弁いただきましたように、置戸町の財政基盤、安定してきております。まさに今、井上町政の力量だと思っております。このプロムナードも鉄道が廃止になった時の基金を活用するということも十分承知しております。しかし、先程のふるさと創生基金の寄附の話でもありましたけれども、今現在、十分とは言えないまでも安定した町財政の中で町を運営してい

くわけでありますから、これでいいということはありません。何よりも本当に町長が言うように、プロムナードが本当にいいのかどうか、住民が希望しているのかどうかということ、ここに疑問を持つわけですね。

去年の補正予算を組んで試験的に150メートルやると言ったことに、私は反対しなかったですね。大抵の町民が、何のことが、プロムナードの意味も全然分かっていないんですね。それなんです、細川さんと言っても、なかなか言っても説明つかないし、おそらく議員の皆さんも、どんなものにどうなるのかというのは分からないし、まずは試験的にでもやってもらうことにすれば、どんなものができたか目で見てもらえれば分かるのかなと。そういうことで、去年12月、雪が融けてから全体を見回して、住民と議論をして頂きたいと提案したんですが、先程も言ったように、それはあくまでも実施を前提としたものであって、白紙には戻すものではないということで、私は今回、改めて反対の立場をとらせてもらったんです。

町長言ったように、平成23年でしたか、4年、5年かけて積み上げてきたと言いますけども、もとを正せば、もともとあその土地にあった線路を残せと言った張本人ですから、いかに活用するのかということは、僕も頭を悩ませていました。当時、私の頭にあったのは、せつかく空いた駅舎をどのように有効に使うか、全国から人が来てくれるような方法を使って、そしてオケクラフトの工芸館に、その人たちを誘導するための鉄道を利用した歩道がいいのかなと、そんなことが頭にあったわけです。そんなことが頭にあった中で、当時の企画課長が説明に来まして、私も商工会長という立場で呼ばれて、当時10人ぐらい、とっぴじめの座談会が開かれたんです。

役場から、行政側から、こういう計画ですと説明があって、そこで私は、ところで駅舎をどのように活用するんですかと尋ねた時に、駅舎はここでは関係しておりませんとはっきり言われたので、駅舎が何も活用しないのに遊歩道だけつくって、どうやって、どんな人を工芸館に案内するんですかとしつこく食って掛かったんですけど、そんなこと、この場では二度と駅舎のことは口に出さないでくれ、名前まではっきり言われて、細川さん、これからの会議も何回あっても二度と駅舎の話はしないでくれと青筋立てて怒られたんですよ。それが第1回目です。ですから、これは2回目以上言ったって、これはもう話にならないのかなとということで、正直言って、2回、3回召集がありましたけども、私は顔を出したことはありません。風の噂で聞くと、段々集まる人も少なく、4人、5人と減ってきた中で回数だけが重なってきた。そんな会議に長々かけていてもしょうがないんじゃないのという、そんな風の噂を聞きました。

そもそも町長、何回も積み上げてきた議論が、あくまでも木道プロムナードありきで会議にかけているわけです。こういうことをやりますので、どういう方法がいいですか。プロムナードが良いか悪いかということは、住民に全然説明していないんですよ。ですから、そのことをまず説明しないと、何回町民を集めて説明聞いても、私はやる方向、行政がやってしまうことになり兼ねないかなと、そう思うんです。

先程も言いましたが、網走本線として開通した町と鉄道と同時に置戸の町も栄えてきた、それがふるさと銀河線になって廃線になったわけでありますが、あの鉄道をあややって隠してしまったら、町長が言うように、思いを残すことに僕はならない。あれはあのままずっとプラスチックで困ってしまったんでは、私は鉄道の歴史は何もなくなってしまうと思うんですが、ここら見解の相違ではないと

思うんですが、そのことを真剣に住民に解いてほしい、そう思うんですが、いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 前段の職員の説明なり、また、駅舎のことについての話、非礼があったらお許しいただきたいと、このように思います。それから、議員も集まりに参加しなくなったんだというお話がありましたけれども、先程来申し上げているように、ぽっぽでの集まりが中心だったというふうに思いますが、そこでいろいろ説明してきたつもりです。

また、議員の皆さん方には、議員協議会を含めて、いろいろと構想もお話してきたつもりでありますし、また、図面等でのポンチ絵的なものだったのでしょうか、そうしたものを提示しながら説明もしてきたつもりであります。決して上げ足を取るというつもりはありませんけれども、町民の人たちが木道プロムナードっていうのは、どういうものなんだというふうに聞かれた時に、私共として説明が不十分であるという反省もしなければなりませんけれども、しかしベテランの議員さんですから、それはこういうものなんだというくらいなお話はしていただきたいものだったなというふうに今でも思います。それが行政と議会と一緒に進めていく私は基本だろうというふうに思います。

そこには、賛成も反対もあって当然だというふうに思います。私は、議員の皆さん方にもお話してきたつもりですし、また、町民の人たちにもお話してきましたけれども、私は基本的に、先程も申し上げましたけれども、置戸の町がどういう歴史の中で発展してきたという中で木材あるいは森林というものを考えた時に、今、議員の方からこの素材についてお話がありましたけれども、私は基本的に、許されることならば木でやりたいぐらいな思いです。ただ、木でやると、製材したものでやると、そんなに長くは持ちませんし、変色していきますので、これはちょっと無理だなという思いの中で、森林というか、製材の部分については諦めたわけがあります。

それに代わるものとして何か素材がないかなということでもいろいろ探しました。探したものとして、再生木材というブロックのようなもの、それが見つかりました。いろいろ調査もしました。強度的に心配ないのかと。そして、冬期間はどうなんだと、そうしたことも含めて限りなく木材に近い材質でつくれないものだろうかということでの提案でもあります。

その時もいろんな意見ありました。いろんな意見ありましたけれども、どうでしょうか、概ね理解していただいたように思います。そんなことで今日まで進めてきたと言いましょか、いうことでありますので、決して何て言ったらいいのでしょうか、強引にとかっていう思いは全くありません。

平成23年にこういうものをというふうに申し上げてきてから数年が、私も議員の中には、こんなに時間をかけるのかというふうに思っている議員さんもしらっしゃるかも知れませんが、それぐらいな時間なり、あるいはいろんな情報なり含めてでありますけれども、努めてきたつもりであります。まだご意見あろうかというふうに思いますので、言っていただければと思います。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 少なくとも町会議員の立場で住民に説明できないのか、お叱りに似た言葉ありますが、それは十分説明はしています。分からないんです、どんなものかね。今回、ああやって試験的にやって、しかもアンケートを出して下さって町内に回覧板まで回したわけですね。それで、一体それは何だ、そのこと自体、やること自体知らない人が、我が町内に限って言えば、ほとんどが知らない。これは何ですか、細川さんということになって、実は、こういうことです。実際

に行って見て来て下さいということで説明はしているんですけども、そもそもそう言う人たちは、なしてそんなものつくるのと。あそこにつくって誰が歩くのということになるんですね。

そもそも覆うということ自体が、私は何としても納得できないですね。せっかくの鉄道の歴史を残した線路を隠してしまうことになるわけですから、そこんところが、今ここで何ぼ町長と議論しても時間くってしまいますから、これはまた後の議論にしたいと思いますが、5月に住民との懇談会もやるということですので、これはあくまでもプロムナードをやるという前提じゃなく、本当に良いか悪いかという、そんなことも町民にもう一度問う必要があるのかなと思うんですよ。

なかなか一住民にしてみたら、町長に直接ものを言うなんていうことは、本当に町長そう思っていないか知らないけど、何かの宴会の席とかそういうところは別にして、まともに話をする時には、それは町長にものを言うと言うことは、本当はゆるくないんですよ。だから我々にどんどん言ってきて、とにかく細川さん何とかせいということはあるわけで、私自身もその思いと重なっているものですから、今回強く反対の立場をとっているわけなんですけれども、是非、5月の懇談会では、住民の意見を真摯に聞くことで進めていっていただきたい、そのことを願っているわけなんですけど、どうでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 いつもご意見は真摯に承っているつもりであります。私は、この木道プロムナードの説明会とか、先程申し上げました、ワークショップだとかいろいろ開催しておりますけれども、私が出席している回数は少ないと思います。所管の課長を中心にして、説明会だとかそういうことをやっていただいたというふうに思っております。勿論、必要な時に私も出席をして説明をしてきたつもりであります。そのまんま残すのがいいんじゃないかというご意見がありました。そういう残し方も勿論あると思います。しかし、200メートルを超える、しかも碎石で残される鉄道跡地ですから、これらの草取りも、先程の公営住宅の話ではありませんけれども、なかなか維持していく、綺麗な状態で管理をしていくというのも、これもなかなか大変なことじゃないのかなというふうに思います。

残し方の方法として、できれば違う方法があるんだとすれば、十分議論をしたいというふうに思っていますが、いずれにいたしましても、基本的な部分では、残そうと。いわゆる鉄道の歴史を残して後世に繋いでいこうじゃないかという、その一点では議員と私の考えと同じであろうというふうに思っていますが、是非、前向きな議論なり、またご提案をいただければなど、このように思います。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 冒頭に言いましたけれども、私がここへ立つのは、おそらく最後でありますので、夏の草刈りのことも言いましたけれども、鉄道が走っている時は何も草は生えていないわけですから、それはローカルの方へ行ってしまうと、山の中は草は生えてますけども、駅構内は少なくとも綺麗になったわけですから、それほど管理は難しくないと思うんですね。私最後の言葉として、私自身大きな町の町議会とか市議会と違って野党でも与党でもありません。行政と共に限られた予算をいかに住民の幸せづくりに繋ぐことができるのか、常にそのことを頭に議員を務めてきました。

このプロムナードが一般会計40億円を執行する行政にとって、それほどの金額ではないのかも知れません。また、交付税とか過疎債等のように、7割戻ってくる資金を使うわけでありますから、そ

れほど3億円なら3億円の金が全部出費するわけではありません。しかし、一般庶民の感覚と言いますか、一住民の立場に立って私は見直しを願ってやみません。このプロムナードが井上町長の遺産であると、後世の人々から囁かれないことを祈りまして、次の質問に移りたいと思います。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 最後です。町職員の奮起を促す町長の姿勢と住民への目線について、お尋ねをいたします。地方創生への大号令が飛び交う中、石破地方創生相は、知恵は地方にあると、自治体の自主的な取り組みを国が支援する枠組み作りをすると繰り返しています。勝ち負けがはっきりするとの懸念もあり、自治体間の格差も広がる心配があります。

我が町はどうでしょうか。職員一丸となって知恵を出し、町の活力を生み出してほしいと思うのですが、私は議員になって以来、齊藤町長時代を含めて何度となく職員の指導について町長と議論して参りましたが、今一つ納得できかねています。

井上町長は町長になって15年、行政職員としては50年の大ベテランです。年齢も経験年数も職員の及ぶところではありません。職員を上から目線では見ていないでしょうか。職員は失敗を恐れて段々と小さくなっていきます。職員が意欲を持って取り組んだことへは、減点対象としないと叱咤激励が必要です。自治体は、自ら調べ、自ら考え、自ら行動をするという原則があります。地方創生に必要な職員の豊かな発想を引き出すのは、町長の力量です。

さらに大事なことですが、住民に向ける行政目線です。住民が役場に用事があるなら出向いて来なさい。係の窓口まで訪ねて来なさい。この姿勢は遥か昔より今まで一貫して変わっていません。

町長は役場庁舎の耐震化工事をする時に、住民の高齢化に備えて庁舎にエレベーターを設置すると言っていますが、これは真の住民サービスではありません。1階に住民相談窓口を置いて、足腰の強い、弱いに関係なく、等しく住民が窓口を訪ねたら直ぐに関係課に連絡を取り、1階に降りてくる仕組みづくりこそ本当の住民サービスです。町職員がこのことを理解して、町長、エレベーターの設置費用や毎年の維持管理費用をもっと有効に使いましょう。こんな提言ができる雰囲気職場づくりを願っているのですが、いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 最初に申し上げておきますけれども、私は町長になりまして15年経ちますけれども、職員に点数を付けたことはただの一度もありません。そういうものではないというふうに思っていますが、しかし、今国が求めようとしているのは、そもいかなんようなことにもなっているということは申し上げておきたいというふうに思いますが、点数は付けたことはありません。

私は職員に対して、常日頃こんなふうに言っています。情熱と誇りを持って町づくりに貢献できる職員になりなさいと。業務を遂行してほしいと、そういう思いで業務を遂行してほしいというふうに言ってきております。当然ながらそうしたことから町民と職員との間での信頼関係が出来上がっていくんだらうというふうに思っています。さらに、私と職員、あるいは職員同士のコミュニケーションがいかにか大事であるかということも日頃から言ってきているところであります。

加えて申し上げますが、もう5年くらい前になると思います。職員への年頭の挨拶あるいは仕事始めの挨拶の中で何度か申し上げてきていますので、職員の記憶の中にもあるというふうに思います。私は、常に構想力を持ちなさいというふうに言ってきています。そして、日々の業務を行う際、仕事

上のプロセスというものを意識して、楽しむことや本来の仕事の中で喜びを見出すことが大切なんだということを申し上げてきておりまして、そして皆さんが職員がやっている仕事と言うのは、人の為に役に立っているんだと言うことを忘れないでほしいということを申し上げてきております。これらは職員のやりがいと言いましょか、そういうことに繋がっていくんだらうというふうに思うからであります。

職員に限りませんけれども、自分の考えや意見が具体的な形となることは、立場などの違いはあっても、やはり大きな喜びになるんだらうし、励みにもなっていくんだらうというふうに思います。私は町民の声に耳を傾けるよう心掛けております。公式的と言いましょか、そんなことで申し上げると、町長への手紙あるいは地域懇談会、さらに、各団体等との会合を始めとしてそうではありますが、むしろこの非公式の、先程ちょっとお話ありましたけれども、非公式の地区での集まりあるいはイベント等でよく呼ばれるわけではありますが、こうしたやり取りの中が、ある種、私と町民の方々との距離感と言いか、そういうものがより縮まって、かなり突っ込んだ話ができるということも沢山あるというふうに思っております。

町政に対する提言あるいは各種地域要望については、当然ながらスピーディな解決あるいは対応というものを心掛けております。特に、地域の要望に対して職員には、ただお金がないではなくて、話を聞いて何故できないのか、どうしたらできるようになるのか、それを町民と一緒に考える、そうになれば本物だというふうに思っています。十分でないというふうにも思っています、現状。しかし、今申し上げたことを心掛けていくとすれば、文字通り本物の職員だらうというふうに思っております。

行政目線について、ご意見、ご質問がございました。町民に対して町民の声に対して、私はいつも謙虚であれというふうに思います。そういうふうに考えれば、私は議員がおっしゃられるような行政目線というのは、解決するんだらうなというふうに思っています。職員の名誉と言いましょか、さらには置戸という町の誇りにも関係しますので、あえて申し上げます。

議員の方から、住民が役場に用事があるなら出向いて来なさいと。係の窓口まで訪ねて来なさいと。この姿勢は現在まで一貫して変わっていませんというお話がありました。前の町長時代のことも触れられましたので、あえて申し上げましたけれども、そのことを含めると40年ですよ。そんな姿勢が私もそうありますけれども、少なくとも置戸町の役場なり、あるいは役場の中で働いている職員は、全て否定するものではありませんけれども、また、十分でないということも認めなきゃいけないこともいろいろあると思います。しかし、議員が先程おっしゃられたということは、絶対ないというふうに思っています。そのことを決して上げ足を取るようなつもりは全くありませんけれども、申し上げさせていただきました。

勿論、役場の仕事でありますから、各種行政手続き上のこと、あるいは職員側と言いましょか、役場側と言いましょか、こちらにもそういう都合もいろいろあるだらうというふうに思います。それら全否定するような発言はいかがなものかというふうに今私は思っております。

庁舎1階の住民窓口については、総合窓口機能を持たせて来町される方の要件に応じて、必要によっては職員が窓口に出向き対応していると思います。総合窓口制度というものを、かなり前からですけどもやってきているつもりです。不十分なところもあるというふうに思いますけれども、そういう形にしております。

一つの例でありますけれども、生活支援給付金等の申請手続きに来られた方々には、保健師あるいは担当職員、さらには、社会福祉協議会の協力を得ながら、訪問の際には手続きや、あるいは制度のことについて周知をしながら、配慮や対応に努めてきております。ただ、役場に来庁される際に、住民窓口だけでは要件が完結しない場合がございますので、その際には2階の方に上がってほしいというようなことも勿論あるというふうに思います。

それから、エレベーターのことについてお話がございました。会議への出席あるいは議会を傍聴される方も多くおりますし、車椅子利用者等の階段利用が困難な方もいらっしゃいます。庁舎の構造上のことあるいは規模のこと等の問題もございます。私がエレベーターの設置について触れたのは、議会の傍聴を公民館等でできないかという、そういう方の要望に対してお答えしたからであります。

高齢化のみならず、今お話したことも含めまして、来庁者の利便性を考慮した庁舎改修は必要であろうというふうに考えております。そうしたことで、少し結果としては何か上げ足を取るような言い方もあったかも知れませんが、そうしたものじゃないよということを申し上げさせていただきました。

○佐藤議長 会議の途中ですが、申し上げます。12時を過ぎましたが、引き続き会議を続けます。5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 申し訳ありません。なるべく簡潔にいきたいと思います。最後にエレベーターの話が出ましたので。要は、あるにこしたことはないんですよ。エレベーターであろうとエスカレーターであろうと。要は、先程も言いましたけども、本当にどれだけの必要性があって、どれだけのお金をかけるか、費用対効果なんです。そこが例えば、この議会に傍聴に来る人が車椅子の人がもしいたとして、ちょっと見に行けないから何とかならないかと。例えば、その意見と少数さを切り捨てると言うことじゃなくて、やっぱり民主主義の世界ですから、ましてや地方行政ですから、やっぱり多数意見を取り入れていかないと、予算は限られたものですから、そのことを十分認識しなきゃならんではないかと思えますね。

町長、総合窓口も1階に置いてあるということ、私は全然住民は認識していないと思いますし、とにかく住民に徹底して周知して、とにかく住民が用事ある時には、今の町民課のある窓口、何処へつくるか分からないけども、とにかくそこへ置いて、懇切丁寧に応接する。そうすれば一般業務で来る町民は、2階へ上がらないでもエレベーターは必要としないよと、そういうことなんですけどね。

それと、住民と十分に町長はコミュニケーションを取っているとおっしゃいました。やはり町長の立場でしか理解していないと思うんですよね。確かにいくらかは勿論コミュニケーション取れているけども、大多数はそうではないなというのが実感なんですよ。

それから、上から目線の話しました、職員に対してね。町長は、そんなことはないといろいろとおっしゃいましたけども、やっぱりそうではないんですね。点数は付けていないと言うけど、逆に、減点はしないで加点ぐらいどんどん言ってやって下さいよ。

私も長い間、十何年PTA会長やっていまして、いろいろ子供の教育もやりましたけども、子供の教育するのは、とにかく目線を子供より下にしなさいと。ですから、大人はしゃがんで子供を見上げるような目で見なさいと。これは町長の立場で職員を指導するというか、日常業務をやる時には、この目線でなきゃならないと思うんですよ。

町長、何ぼ職員に対してそんなことはないと言っても、やっぱり第三者の目で見たら、そうじゃな

いんでないかと見えますよ。何て言いますか、先程町長も言っていました、できないのではなく、どうやったらできるのか、これをやりなさい、まさにその通りなんです。私も町会議員として20数年やってきまして、まちづくりとかいろんな議論で各課長さんたち、係の人たちにも提案したり議論してきましたけども、まず、前例にないことは、まず先に拒否されてしまいます。これはどうやったらできるのではなく、やれない理由を次々と出してきて重ねて重ねて、だから駄目なんですと。町長の言ったようなことには、実際になっていないんです。

そのことを町長は自覚していないんじゃないかなと。ベテランの町長に対して失礼なんですけども、私は、役所の常識は民間の非常識と言われますけども、やっぱりどっぷり浸かっていると、なかなか第三者の目で見ることにはできないんですよ。

ですから、そのことを町長に認識してもらいたいなと。やっぱり町長の顔色を伺うような職員が増えてくれば、議論も段々と沈滞してくると思うんですけども、そのことは僕は第三者の立場で見て言っているんですけど、町長はそうではないと、勿論そうなんでしょうけども、そのことを期待して、町長から反論もあると思うんですが、いいですか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 特別反論と言うわけではありません。私は行政目線という言い方があんまり好きではないものですから、だから先程も申し上げましたように、やっぱり町民の人たちと接する場合において、また意見を聞くにあたって、謙虚であれというふうに言ったと思います。私は、そういう意識を持っていれば、その行政目線になるという表現は、何ら消えていくんだらうなというふうに、そう願いたいというふうに思っています。

行政を預かる、またその一つのポジションを預かる職員からすると、決められた予算の中で、やり繰りしていることが当然出てきますから、また、町民の人たちにしますと、予算の裏付けもないにも関わらず、ここをこうしてくれ、あそこをこうなおしてくれというような要望も当然出てくるわけです。その時のやり取り、このやり取りだと思うんですね。

そして一緒に考えられるかっていう、そこまでいったら本物だというふうに先程申し上げたと思うんですが、なかなか職員も時代と共に考え方なり、手法と言いましょうか、変わってきてますから、今の若い人たちは、そういう意味での訓練というのがまだ不十分だと思います。十分でないと思います。しかし、これは経験を積んでいくことによって、あるいは先程私が申し上げていることがより徹底し、そして職員も理解してくれていけば、変わっていくだろうというふうに期待しているところであります。

費用対効果の話もされました。勿論、エレベーターを動かすということは、私は、ぽっぽのエレベーターも一定期間止めましたから十分わかっているつもりです。ただ、3階に傍聴に、今日も沢山の方傍聴に来ていただいておりますけれども、皆さん足腰に自信のある方ばかりだからいいと思うんですよ。しかし、車椅子の人だとか、階段を上って来るにはしんどいという人に、それでもここへ来て生のやり取りを聞きたいという人に対してどうするかということなんです。公民館でと先程申し上げました。公民館でやれないのかというお話もありました。これは、議員の皆さんにもお話あったかどうか分かりませんが、この放送設備だとかそういうようなことから、公民館でやるのは難しいというようなことであつたように聞いております。

ですから、エレベーターだとかそういうものを、もし設けないとすれば、今申し上げた、こういう議会の傍聴なり、議会の議場というものをどういう形で何処に置くのかという、その辺の議論をしないと解決しないということです。それが要望された方に対する本当の回答なんだろうというふうに思います。

そうした意味で先程申し上げました。決して、費用対効果を、費用対効果っていう言い方、これもあんまり好きではないんですけども、お金がかかるからという部分について、そう簡単には決着付けられない大きな問題だというふうに思います。当然と言いましょか、この問題は皆さん方と一緒に協議しなければならない案件の一つだろうと、このように思います。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 今、一例としてエレベーターの話が出ましたけれども、エレベーターをもし付けるのであれば、費用も維持管理も膨大になるよと。それを解決するにはどうしたらいいのかと、その議論なんですね。その議論を十分に尽くした上での結論を出していただきたいのと、そのように思います。最後です。この間、新聞に橋本五郎さんが出ていたので読ませていただきます。政治評論家の橋本五郎さんは、「地方創生で真に問われているのは、その心ではないか。そして、安倍政権に対し常に心事をすまし、負の部分にも十分思いをいたす謙虚な政治を心から期待しています」。このように述べています。これは、地方自治体にとっても同じことが言えるのではないかと思います。かなり以前のことですが、私がこの場で町長に、苛政は虎よりも猛しという孔子の言葉を贈ったことがあります。常にその心を胸に収めておいて町政を執行していただきたいと思います。以上で、私の質問を終わります。

○佐藤議長 しばらく休憩します。

午後1時15分から再開します。

休憩 12時14分

再開 13時15分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番 佐藤勇治議員。

○9番 佐藤議員〔一般質問席〕 それでは、事前に通告しておりました、本町における人口減少問題、対策と地方創生について、町長に考えを伺います。質問の中には、前段、細川議員の質問と重複するのがあると思いますが、その点についてはご了承願いたいと思います。昨年発表されました、日本創成会議の増田レポート、いわゆる地方消滅論は、日本国内の急激な人口減少問題を提起し、それにより広く世間の関心を喚起すると共に日本国内を揺るがせました。

本町におきまして、10年前、これは2005年でございますけど、10年前の国勢調査の時点で3,699人であったのが、今年1月末時点、これは住民基本台帳の登録による人口でございますけど、3,137人。比較しますと562人、率にして15.1%の減少となっており、このままの推移でいきますと、あと数年で3,000人を割り込むことが想定されます。

前日、介護保険事業計画策定委員会から答申されました、高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の人口推計計画の中に、これは国立社会保障人口問題研究所が推計いたしました、将来人口推計によりますと、平成29年度の人口は3,000人を割り、2,996人と予測されております。

現在、全国の多くの自治体が人口減少に直面し、避けられない事実として受け止められておりますが、本町におきましてこの人口減少問題に対し、今後策定されようとする地方版総合戦略を踏まえ、どのような施策を展開し、活力あるまちづくりを進め、人口減少に対応しようとするのか、町長の考えを伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 人口減少問題と地方創生についてというご質問であります。議員からもお話がありましたけれども、昨年の5月に開催された、日本創成会議での増田元総務大臣、増田レポートは、日本の将来人口統計により示したものであります。このまま人口が減り続けると、2040年には全国の約1800の市町村あるわけでありまして、この内、523の市町村が人口1万人未満ということになるであろうと。しかも、消滅の可能性が高いという予測がされているわけでありまして。

このレポートを受けまして、国は2060年に、45年後ということになりますが、2060年に人口1億人、日本の人口であります。現在の1億2,700万を1億人程度を維持する、いわゆる、まち・ひと・しごと創生法というものをつくりまして、この人口減少対策への本格的な取り組みをスタートさせたということでありまして。ご承知のように、また議員の方からお話がありましたけれども、置戸町の人口、本年2月末現在で3,124人ということになっておりまして、このままいきますと、間もなく3,000人を切ってしまうであろうというふうに言われているところであります。

置戸町におきまして、今回の地方創生の取り組みについては、置戸の将来に大きな影響を及ぼすというふうに考えているところであります。そこで、どのような施策を持って、この人口減少に対応しようとするのかというご質問であります。率直に言って難しい問題、課題だというふうに思っています。しかし、何を優先させるかということで申し上げるならば、やはり基幹産業である農業と林業を守り、どう育てていくのかということが基本的な考えになるであろうというふうに思います。農業やあるいは林業に従事する人たちがこのまま減り続けると、これまで大切に育ててきた農地、あるいは森林を失うというだけではなくて、置戸の町そのものが維持できなくなるのではないかとこのように危惧をします。

そこで具体的な施策ということになっていくわけでありまして、これから関係団体あるいは関係者の皆様のご意見、またいろんな角度で協議をし、そして方向性を決めていきたいというふうに思いますが、町政執行方針でも申し上げましたとおり、農業ではコントラクター事業の導入だとか、あるいは新たなTMRセンターや農業生産法人、これらの設立あるいは畑地灌漑排水施設の設置、こうしたことも一つの手段としては有効なものになっていくんだらうなど。そして、施策として今申し上げたようなことが当然出てくるであろうというふうに思っております。また、林業では、将来に向けて林業労働者の担い手育成、この対策が最も重要なことであろうというふうに考えております。

しかし、今申し上げたこれらのことは、農業や林業を守るという点では有効な施策と言えるというふうに思います。しかし、これが人口減少への歯止めになるかどうかということになりますと、いささか断定的に申し上げる状況ではないというふうに思っております。

そこで、やはり重要になってくるのは、農業で言う6次産業化等の事業展開、こうしたことが置戸の中で非常に重要になってくるというふうに思いますけれども、こうした新たな雇用創出へ繋がっていくような、そう言うものが、先程申し上げたような、事業展開の中でできていけば、この人口減少という問題について一定程度の歯止めがかかっていく、そうした期待感はあるんだろうというふうに思います。

また、同時に高齢化、少子化ということの対策というものも非常に重要なテーマになってくるであろうというふうに思います。福祉サービスの充実ということが安定した生活の確保でもありますし、また、新たな雇用にも繋がっていくものであろうというふうにも考えております。教育もしっかりだというふうに思います。これらの施策によって誰もが安心して住み続けることができるまちづくりにそうしたことが繋がっていくんだろうというふうに思っております。

農林業のことについて一例を申し上げましたけれども、この地方創生の取り組みにつきまして、今までいろいろ、また、先程の細川議員のいろんなご質問の中でもお答えしてきておりますけれども、やはりこの地方創生の取り組みについて、町民の方勿論であります、各界の方々、そして議員の皆さんにも多くのご意見をいただいて、この地方版の総合戦略、いわゆる5ヵ年の計画でありますけれども、その策定作業に活かしていきたいなど、そのように考えております。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員〔一般質問席〕 今、町長の答弁の中には、非常にこの地方創生法に基づく総合戦略について懐疑的なものと言いますか、いわゆる過疎地において何十年もこの人口問題と言いますか、地域の活性化ということを繰り返し繰り返し、理事者側、あるいは議会側も検討して、そしてなかなかこれといった案が出ないと。そんな中で苦慮しているということが重々伝わってくるところであります。

ただ、何と言ってもここで生まれる、置戸で生まれる産業をまず育てなきゃならない、そして振興して担い手をまた育成する。まさにそのことが今後置戸が長く生き残る一つの方策ではないかと思えます。

これから具体的に総合戦略版が町民の皆さんと検討しながらいくということで、まだ現在進行形でありますので、具体的なことはなかなか出づらいたと思いますが、若干、いわゆる地方版総合戦略について全国調査した、これは共同通信社が全国の首長さん宛てに調査して、それを北海道新聞社が記事として載せたものがあります。こんな中で、率直に言って、町長の考え方というか、それを伺いたいところが一つあるんですが、国の総合戦略に対して、ある程度評価すると、そういった回答が大部分でございました。

それで、アンケート調査の中ですから、確かなことは言えませんが、自前で総合戦略を策定できると回答した市町村長さんは、3割程度となっているという報道でした。このことについては、多くの市町村長さんが地方創生に対しての冷めた本音や戸惑いがあるんじゃないかと、そういったことが言われております。しかし、そうは言ってもこの地方版総合戦略は、先程も町長が申したとおり、この町の根幹となるものであるということではありますが、既に本町においては第5次の総合計画の後期実施計画が今年度、平成27年度からスタートします。

そんな中で、本町の基本計画と言うべき総合計画との、この地方版総合戦略と、どのように整合性

を図っていくのか。また、総合戦略を練り上げていく上で、先程もちろっと町長の回答の中にありましたけども、住民や団体等との意見をどう吸い上げて、今後どういう形で作成までの手法と言いますか、スキームをどのように立てていくのか、今、頭にあることで結構ですけど、もし示されるものがありましたら示していただきたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔一般質問席〕 この地方創生は、端的に言って人口減少対策が本丸なんだというふうに思います。ですから議員もご承知のように、この人口減と言うビジョンをまず作りなさいということでありますし、国もまずそれが最初の目的になっています。いろいろ国に対して言いたいことはあるんですが、しかし、法律で決めたことでありますからそれを尊重し粛々と進める、そして、置戸にとってプラスと言いましょか、財源の問題も含めてそういうところには、簡単に言えば、頑張ったところには財源配るぞと言ってますから、置戸の町に配られるように努力したいというふうに思っています。

それと、私なりに極めて重要だなというふうに思っているのは、今、高齢化率40%という状況の中で、この40%の高齢化率というのが、長期的に30%前後だとかっていうことで、やはり若返りを図るといふ施策が、あるいは先程来話として出ている地方版の総合戦略の柱の中には、ある種若返りを図るといふことが、柱の中でも特に強調しなければならないことじゃないかなというふうに思います。

しかし、言葉では簡単なんですけれども、それじゃあ具体的にどのような政策を展開していくのかっていうことになりまして、いろんなことがあります。いろんなハードルを乗り越える中で、今申し上げた少しでも若返りが図れるような施策をこの計画の中に、しかも具体的に折り込んでいくということが重要だというふうに思っております。

それと、先程申し上げましたように、置戸の町に限らないと思うのですが、第一次産業で発展してきた町というのは、やっぱりその基幹産業ということが、どうしても中心になってくるであろうというふうに思います。問題は、その第一次産業なり基幹産業と言われる部分について、どう付加価値を付けていくのか。そのことによっていろいろ、いわゆる雇用をどう生んでいくのか、作っていくのか、そういうものに発展していかないと、人口減に寄与したということにはならないだろうというふうに思います。

かなり思い切った施策と言いましょか、計画にしなければならないなというふうに思っています。そうしないと、なかなか国が地方に期待しているような内容にはなっていないだろうなというふうに思っております。

議員もご承知のように、国の方の人口減と地方創生の総合戦略、4つほど言われていると思います。一つは、東京への一極集中というものを是正するために、地方から東京圏の方に転入する人たちを2020年の時点で、2013年に比べて年間7万人減らすと、こういうふうに言っています。本当にできるのかどうかっていうことについては、私がコメントする立場ではありませんから、コメントするつもりはありません。

それと、もう一つ、2つ目には、自治体から提案を募って、国の研究機関等を地方に移転すると言っています。しかし、あんまりやってきた経過がないんですよ。地方にとったらあんまり、どうでも

いいとは言いませんけれども、あんまり期待できるような機関がなかなか移ってこないというのも、今までの歴史が物語っていると言うふうに、私は思っています。ですから、何処まで地方にそうした国の研究機関と言うものが移されていくのかというふうに思っています。もう一つは本社機能あるいは研究開発の拠点になっている、そういうものを地方に移した企業については、税制優遇措置を設けますと、こういうふうに言っています。しかし、国のいろいろなものがなかなか移せないのに、本当に企業のそういう研究機関だとか、そういうようなものを、あるいは本社機能というものを、本当に地方に移せるのかどうかという、私は率直に言って疑問を持っています。しかし、それも国の総合戦略の柱の一つとして言っているわけであります。

もう一つは、この移住希望者の相談窓口として全国に移住促進センターというものを設置すると。北海道もそういうようなものを設置したようでありますので、これはそんなに難しいことではないと思うんですが、しかし問題は、そのセンターがどういう働きをしていくのかというところになると思います。

今申し上げた4つのことについては、国がこの人口減少という問題と絡めての総合戦略の一つの案ということで示されている内容であります。これは、国の方針として、それはそれとしても、私共の小さい町における戦略というものを考えていく上で、先程申し上げたことが柱になっていかざるを得ないだろうなというふうに思っております。それと、今までずっと言っているいいと思いますが、やはり人口減少という問題と言うのは、率直に言って気にならなかったという首長は一人もいないと思います。そういう中で、勿論、投資をしてもいろんな事業を展開しても、それがそこに住んでいる人たちの幸せに繋がるんだとしたら、それはいいじゃないかっていう、あるいは人口が多少減ってもいいじゃないかと言う、そう言う意見も間違いなくあったというふうに思います。しかし、経済論と言いますか、地域経済をどう考えていくのかというふうに考えた時に、やはり地域の経済が、いわゆる地域の人口が減ることによって、地域経済が小さくなっていく、縮小されていくと。結果としては、それが人口減にも繋がっているんだというような反省と言いましょか、そう言う観点から考えていくと、やっぱり地域の中での域内経済というものについてもきちっと考えていかなきゃならないだろうと。

そうあれこれ考えていきますと、今までやってきたことの間違ひは、私はないというふうに思っていますが、思い切ったことを、今までのことは今までのこととして、それをベースにして具体的な計画を立てるにあたって施策を考える上では、かなり思い切ったことをやらないと、先程申し上げているような人口を、例えば3,000人を何とか維持していこうじゃないかという観点に立った時には、そこまでやるのかというぐらいなことが、私はこの5年間の計画の中には出てこなければならないんだらうと、今の時点ではそんなふうに考えております。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員〔一般質問席〕 今、町長から思い切ったことを、大胆なことを展開しないと、地方の人口減少はなかなか食い止められないとか、減少率をいかに下げていくかということ、非常に今後の我が町の地方戦略の総合版がどんな形になるのか、これはまだ1年間かけてということですので、いろんな各界からの議論をいただきながら詰めていくんだと思います。ぜひ大胆な、それこそ集中的にと言いますか、選択と集中とかっていう言葉がよくありますけど、それに添ってがっちり

やっていただければと思っております。

若干各論と言いますか、ミクロな話になって恐縮ですが、この全国の首長さんのアンケート調査の項目の中で、町長も回答していると思うんですが、人口を増やすための最も力を入れたい施策としてどんなことがあるかと。これは10項目の中でアンケート調査しています。

全国の市町村長さんも皆そうなんですが、1番が雇用の確保、先程町長もおっしゃられてましたが、雇用の確保が大前提だということを言っていました。まさにそれが全国のあるいは北海道の首長さん方が皆そのように回答しております。2番目が、これは道内の首長さんですけど、移住の推進あるいはその支援が必要だと。3番目が子育て環境の充実。4番目が家賃補助等、住居の支援が必要だと。その他もろもろとまだあるんですが、上位この4つが最も力を入れたい施策として具体的に回答された結果として出ておりました。

そこで、若干先程も申しましたけど、具体論と言うかミクロの世界になるかも知れませんが、昨年6月に私がこの議会で一般質問させていただきまして、町内のいわゆる通勤者が非常に目立つと。そして、一体通勤者はどれぐらい置戸町にいるんだということで一般質問させていただきました。その結果、町内の事業所について調査をしていただいたところ、その10の事業所の全従業員の381人中、実に30%、112人が他の町からの、市や町からの通勤者であるということが実は判明したわけです。

この事実と言いますか、調査結果は、何を意味しているかということに、私着眼していろいろ考えました。現実には、本町には雇用が現実にあるんでないかと。しかし、定住せずに多くの雇用が他の市や町から通われて、そして本町の雇用が賄われていると、そう言ったことが物語っているのではないかと、そういう思いをしました。つまり、人口を増やすための、先程の全国のあるいは北海道の首長さん方がアンケート調査した中で、雇用の確保というのが一番手に挙がってますけど、まさにこの雇用の確保が我が町の目の前に、あるいは足元にあるのではないかと私を感じております。この通勤者の動向は、いろいろ様々な理由や要素があると認識しますが、しかし、この112人の通勤者の全てが好んで他所の市や町から置戸町に通勤しているとは私は思えません。中には、適当な居住があれば、置戸へ住みたいと望んでいる人が中にはいるのではないかと思います。

特に医療や福祉介護、あるいは幼児教育や保育施設等、これらの現場で新規に働く人の居住環境が非常に厳しいということを聞いております。これらの現場での人材を確保し、持続的に安定して生活するためにも、居住環境の整備は本当に近々の課題ではないかと、そんな思いが私はしております。

同様に、農業の面でも酪農研修生やあるいは従業員の居住確保が容易でないと、そう言ったことも最近聞いております。仕事があっても居住場所が確保されなければ、まさに地方創生の入り口で詰まってしまうのではないかと、そういう思いでいっぱいあります。

今年度の町政執行方針の最初に示されております人口減少対策は最重点課題であると、今年の執行方針に定義されております。まさにその取り組みあるいはこの意気込みに私は期待したいと思っております。その具体的な取り組みとして、是非この勤労者の住宅確保対策を早急に取り組む必要があると思っております。不要、不急な事業は後年度へ、そして選択と集中、より実効性の高い人口減少対策と定住対策に取り組む、本年度、地方創生元年の年にしていただきたいと思います、町長の考え方を伺いたいと思っております。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 いろいろと申し上げてきましたので、特段申し上げることもないのですが、少なくとも地方版の総合戦略、いわゆる5年間の計画を立てるにあたっては、従来のことと言うと、行政を預かっている私共が中心になって作り上げて、そして皆さん方に議論をしていただいて、基本的にはそれを了解したよというようなことできたというふうに思います。

しかし、今回の計画というのは、従来のものとは全く違うというふうに抑えていただきたいと思います。文字通り一緒になって町民の人たち含めて3者が一体となってこの計画を作り上げる。先程、ある種政策によっては大胆にというお話しもしましたけども、本当にここまでやっていいのかと思うぐらいなもの、この中には出て来ざるを得ないんだろうというふうに思います。そのことを今申し上げた3者の人たちがいわゆる理解し、そして合意形成をしていくというものでないといけないというふうに思います。

それだけに私共も勿論そうでありませうけれども、議会の皆さん、そして町民の皆さん一緒になって責任を持つという、それがこの地方版の総合戦略という計画になるだろうというふうに思っていますので、是非皆さん方の積極的な提案と言いましょか、考えと言いましょか、そうしたものも期待をしたいなと、そんなふうに思います。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員〔一般質問席〕 一件、近々の課題として、是非勤労者の住宅確保、この問題について早急に取り組んでほしい、そう言う思いであります。

それで、先程細川議員と意見が同じ意見と言うか、質問が重なると思うんですが、3月5日の置戸タイムスの空き家バンクの記事が載っておりました。これは、今回の27年度の町政執行方針のどこにも空き家バンクについて記載されておりました。

予算案も具体的にも何処にも載ってきておりませんでした。これは非常に空き家バンクの構想に対してサインを送りたいというか、早く空き家バンクを軌道に乗せて、この住宅問題を解決していただき、定住対策あるいは人口減対策も一つの方策と言いますか、そういったことを是非近々の課題として取り組んでいただきたい、そんな思いで最後の質問とさせていただきます。町長、考えありましたらお願いします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 勤労者の住宅というお話もありましたけれども、そして、空き家バンクのいわゆる情報提供というお話もありました。先程来申し上げてきているように、この空き家問題、空き家の情報提供ということも含めて申し上げるならば、間違いなく言えるのは情報だけでは終わりではないということなんです。情報を提供して、それで何かの解決になるんだとすれば、これはそんな難しいことではないんです。

先程、細川議員に対してのご答弁でも申し上げましたけれども、問題は、これからそういう空き家を使って、どなたか入ると言った時に、これはまさにその住宅環境を良くすることと同時に、そこに将来にわたって安定的に住んでもらわなきゃならないという、そういうテーマがあるということだと思えます。ですから、そんなことも含めて一つの情報の提供だけだとかいうことでは、今の問題も解決していかないだろうなというふうに思います。

そうした意味では、何らかの同じ空き家をどなたか町外から来られる人がその空き家を手にして、そして住むというところまでいくには、何らかの手助けと言いましょか、そうした施策も無関係ではないんだろうなというふうに思っております。そんなお答えでいろいろとご理解いただければと思います。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員〔一般質問席〕 最後になりますけど、大胆にという言葉が非常に今回の町長の発言から心に残りました。是非、大胆に、そしてこれからの若い人と言いますか、担い手に対する思いということを最初に述べられていましたので、そう言った中で居住環境の整備をしっかりといただいて、我が町に沢山の若い人が勤められて、そして、これからの置戸の100年を末永くいくように、今回の地方創生がその契機となることを願って、私の質問を終わりたいと思います。

○佐藤議長 1番 嘉藤均議員。

○1番 嘉藤議員〔一般質問席〕 通告にしたがいまして町長に質問したいと思います。開町100周年を節目に5年、10年先の町の方向性についてということであります。今年、開町100周年の年であり、また、平成27年度は、第5次総合計画後期スタートの年でもあります。また、この春には統一地方選挙ということで、我々議員も今期の任期を僅かと残すところとなりました。町長の任期も後1年少しというところになりましたけれども、開町100周年は大切な節目の年であるというふうに考えておりますし、次の100年に向けて、この5年、10年が置戸の町の方向性を決めていく上で大変大事な年になって来ると思いますが、町長の町のリーダーとしての何を大切に、何を目指していくのかということをお聞きをしたいと思っております。今までの2議員と違って、大項目での質問ということになりましたけれどもよろしくお願ひしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 開町100周年を節目に、5年、10年先の町の方向性についてということですが、ご承知のように置戸町、大正4年の4月1日、野付牛村から分村して100年の節目を迎えるわけであります。これまで置戸の歴史を築いていただきました、先人の方々のご努力に対しまして心から敬意と感謝を申し上げたいと、このように思います。

この節目の年に当たりまして、町民の皆さんと共に100周年をお祝いし、そしてまた、新たな世紀の幕開けとして記憶に残る年にしたいなというふうに思っております。

そこで、本年度より第5次の置戸町総合計画の後期計画がスタートいたします。町民や、あるいは議員の皆さんからも、いろいろご意見をいただいて策定作業を終えたところであります。実施計画では、これまで同様、健全財政の維持ということをお忘れなくこの計画について進めてまいりますけれども、いくつか具体的な事業として触れたいと思っておりますが、やはりハード事業では簡易水道、そして下水道また、公共施設の耐震化あるいは長寿命化、そうした生活インフラの整備を基本に計画をしたところであります。またソフト面ではありますが、基幹産業の農業あるいは林業、そして商工業の振興あるいは子供やお年寄りが安心して生活できるように新たな支援策も盛り込んだところであります。特に高齢化対策としては、自宅での生活が困難になってもいつでも支援あるいは介護が受けられるように施設整備等も含めてでありますが進めてまいりたいと思っております。

今後の方向性についてということでありますけれども、先程来人口減少社会を迎えている中でい

ろいろお話、ご答弁をさせていただきましたけれども、間違いなくという表現は、ちょっと当てはまらないというふうに思いますけれども、町の規模という部分では、コンパクトにならざるを得ないだろうなというふうに思います。もちろん今の規模が維持できるのであれば、もちろんそういうなかでいろんな事業を展開する、いろんな政策を展開するということが基本でありますけれども、5年、10年先を見てというようなお話がありましたように、やはり10年先を見越した時には、やはりコンパクトなまちづくりということが避けられないだろうと思っております。

そうした中で、より充実した事業展開なり政策の展開あるいは町民の人達の生活基盤をより高めていくということになるんだらうなというふうに思います。基幹産業のことについても同じであります。やはり維持をして、経済基盤というのをしっかり支えていくことによって、安心して子育てができる、あるいは働く、そして老後も心配なく過ごせるんだと、そうしたまちづくりになっていくんだらうと。また、そういうことを心掛けてまちづくりを進めていかなければならないというふうに認識をしているところであります。

少し余談でありますけれども、2月の28日に、お披露目的に女性グループのK i r o r oの作詞作曲の100周年の記念曲、まあい日々、この1節にもありますけれども、「支えあう繋がっていく、喜び響きあう、今ここにある全てまあくまあく1つになれ」と。まだ、あんまり知られておりません歌詞ですけども、そういう歌詞での置戸の歌を作って頂きました。私は、正にこの歌詞のように町民全てが支えあうと。そしてまあく1つになるようなまちづくり、1つの理想の形ではないかというふうな想いもしております。コミュニケーションがいかに重要かということも、先程来申し上げてきておりますけれども、まさに、この歌の中にはそのことが十分歌われているというふうに思っておりますので、敢えて申し上げさせていただきました。

最終的には、やはり町民の誰もが置戸という町に愛着と誇りとそして自信を持って暮らせる、そんな町をつくっていくんだということだというふうに思っております。

○佐藤議長 1番 嘉藤均議員。

○1番 嘉藤議員〔一般質問席〕 今、町長の方から答弁をいただきました。この間の28日のK i r o r oのコンサートにつきましても、新しい歌ということで、まだ聞き慣れない、ほんとに知らない方も沢山いると思いますし、これからあの歌が広がって町中を流れていけばいいなというふうに考えておりますけれども、何を大切に、何を目指していくかということで質問させていただきました。

町長の想いは十分伝わってくるような答弁でありましたけれども、我々議会人としては、今、もう間もなくですけども改選ということもありますし、町長におかれましても、あと1年と少々での改選ということになると思いますけども。過去にですけども、私多選禁止条例ということで質問させてもらったことがありました。その時はですね、神奈川県条例ということで、神奈川県知事を条例で3期12年までということでの条例を設けたということで、管内首長さんにもいろいろと新聞社等でアンケート等を取った結果があり、その中でも賛成の町長ということで、井上町長のアンケートの結果も載っておりますし、そのことについて、私、少し町長に質問したことがありました。

井上町長においては4期目でありますけども、4期16年は普通にありますよと。3期12年ではありませんというお話を聞いておりましたけれども、まだ1年少し残す中で、町長の公約と言いますか、達成率と言いますか、そういうのも少しお聞きしたいと思いますけども、町を肅々とつくってき

た町長に大変失礼かと思えますけども、どのぐらい達成率と言いますか、町長の想いが繋がってきているのかなと、その辺をちょっとお聞きしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 答えたくないという意味ではないんですよ。今ちょっといろいろ考えていたんですよ。かなりの部分は達成できたというふうに思っております。自分では、マニフェストではないですけども、出してない部分でやってきたものもあります。自分ではやりたくないだけども、でもやらざるを得ないということでやってきたものもあります。しかし、私は基本的にうまくいって今日まで来ているというふうに思っております。

それはもちろん、議会の皆さん含めてでありますけれども、やはり町民の人達が一所懸命というか、理解してくれた、また、支援してくれた結果だというふうに思っております。90%位は上手くいってきているんじゃないかな、やってきているんじゃないかなというふうには思っておりますが、中にはやれなかったものもあります。ありますけれども、やはり時代と共に初めて出馬した時に掲げた内容と、やはり年を追うごとに時代も変わってきているということもあって、必ずしも最初に掲げたことが本当に良いのかどうかという私なりの疑問もあつたりして、それはどうしたんだと言われますとね、やってませんという言い方しかないんですけども、やはり時代と共にそうやって変わってきた、世代が変わってきたからこういうものでいいのかということが中にはありますので、敢えて90%位かなというふうに申し上げましたけれども、あんまりこういうふうに申し上げますと、90%という数字が先に一人歩きするという問題もありますので、あんまり言いたくはなかったんですが、あえて言うならばそうかなという感じがいたします。

○佐藤議長 1番 嘉藤均議員。

○1番 嘉藤議員〔一般質問席〕 通告外と言いますか、ちょっと言いにくい部分での質問をさせていただいて誠に申し訳ありませんけども、引き続き質問させていただきたいと思えます。ほんとに次の100年を見た時に、この5年、10年というのが大事な年と言いますか、時期になっているのは間違いないことであるし、第5次総合計画でありますとか、また、さらには今の地方創生ですか、置戸の町を繋げていくためにも大変重要な時期でありますし、町長の想いというのをお聞きしたくて、今質問させていただきました。

確かにここに住んでいるというか、今、議場におられる方は、この次の100年の時には、決して生きている人はいないのかなとは思いますが、少なくともやっぱり、この置戸の町を繋げていって次の100年というか、次の置戸の人達、先の置戸の人達のために、ちゃんとしたメッセージを発信していかなくちゃならないのかなというふうに考えていますけども、今、町長の中で90%達成率あるいは全て思ったことができたわけでもないし、時によっては変わってくるというようなお話もありました。

そういう時代、その時々で進んでいくことが重要だとは思いますが、何かやはり自分の中には100年後の置戸町民へ伝えたいなというメッセージも持ってますし、また町長の方でそういう想いがあればお聞かせを戴きたいと思えます。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 非常に抽象的になりますけれども、そうですね、やっぱりお互いがお互いを大事

にする町というのか、私はそこだと思ってます。それにはやはり、日常的な会話と言いましょかね、まさにコミュニケーションなんです、そのことをきちっとできる、そういう町なんだろうなと思います。

先程、佐藤議員にもちょっと申し上げましたけれども、やはり40%を超える高齢化率というものを、若返りを図ろうじゃないかというお話もちょっと口幅ったい感じというのか、言い過ぎちゃったかなという思いもないわけではないんですが、やっぱり若返り図りたいというのは絶対あるんですよ。しかし、町が若返ったからあるいは町に住んでいる人達が若返ったからそれで本当に良いのかということになると、これまた別だと思ふんですね。

そこにはやはり冒頭申し上げた、本当に人と人がきちっと会話をできるコミュニケーション力というものを高めることができる町にできるかどうかだと。これなくして若返ったからいいなんてことには私はならないと思っています。

ですから、これは日々の置戸町民個々がそのことを忘れることなく努力と言ったら大袈裟ですけども、そのことを意識しながらまちづくりに参画していくことが重要になるんだろうと思います。それは、50年先であっても100年先であっても間違いのないことだろうというふうに思ってます。

○佐藤議長 1番 嘉藤均議員。

○1番 嘉藤議員〔一般質問席〕 先程、佐藤議員の方からもありましたけれども、人口問題ということでは間違いなく減るのは、町長おっしゃる通りでありますし、第5次総合計画の後半ですか、最終年には3,000人という目標を持ってきましたけれども、実際には縮小するのはやむ無しということも考えますし、今後においても置戸町はずっと100年、200年繁栄していくことを期待しながら、今いる私達が一所懸命やっていきたいと思ひますし、これからも町長にもそういうリーダーシップを取っていただきたいと思ひます。以上で私の質問を終わります。

○佐藤議長 4番 岩藤孝一議員。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 それでは一般質問を行いたいと思ひます。前段で細川議員あるいは佐藤議員、また嘉藤議員と、大変大きなところから大きなテーマで一般質問をしておりましたけれども、自分の一般質問はとても具体的と言ひますか、細かい質問になります。

何か少し引け目を感じているんですが、そんなことを踏まえまして、以前も町長にこの一般質問の中で言ったことがあると思ひますけれども、行政用語で検討しますということは基本的には行わないことだと。また、そういうことを受けて伊達市議会では議事者側が検討しますというように答弁したことについての検証を議会に報告するというような条例を作ったというようなことも、以前にこの一般質問の中でお話をしたというふうに思っております。

そんなことを踏まえまして、昨年の6月の定例議会において、地域間バスの運行開始、そういったものを考えてはかがかという質問をいたしました。その時の答弁としては、100周年の記念の年の事業として位置付けて運行開始してはかがかという質問をしたわけですが、町長の答弁としては100周年の時期とはいかないまでも、その次の年ぐらいには、平成28年になるんでしょうか、その当初ぐらいには地域間バス、そういったものの運行をしたいという答弁をいただいております。

今年度、昨日、先日ですか、新年度予算の説明がありました。その予算の中にも、この地域間バス、

仮称ですけどもそれについての予算組みは全くありませんでした。この通告書を出した後に、総合計画の後期計画、案ではなくて現実、実際の計画書という形で提出されたわけですけども、その中には基本計画ですね、その中にはある程度、文言として書き込んであったというふうに、ザッとしかまだ見られていないので、詳しいことは言えませんけれども、そういった中でやるのかなというふうには思っていますが、昨年6月の答弁、28年度の初め頃にはということで、僕自身とても期待していましたので、その当たりどういふふうになったのかお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 地域間バスの運行についてということですが、できるだけ検討するという言葉は、飲み込むようにしたいなというふうに思っていますが、ちょっと途中経過みたいな形になるかも知れません。しかし、昨年の9月の定例議会の時の議員からの質問に、平成27年度中には方向性を決定したいというふうに申し上げております。今、検討している内容について、どういふ検討をしたのかっていうことを先に申し上げたいと思います。

置戸における交通手段というのは、ご承知のように公共交通機関の北見バスによる運行、この他にスクールバスによる通学の児童生徒。それから、通院患者の輸送と言いましょか、それと高齢者や障がいを持つ方に対しては、基本料金を助成するハイヤーのチケット、この交付であります。あるいは介護輸送サービスとしてのさわやか号の運行ということがございます。

これらの利用状況について最初に申し上げたいと思いますが、スクールバスは5台ございまして、98名の児童生徒が利用しております。1台あたりにしますと約20名ということになろうかと思えます。また、患者輸送車であります。老人ホームを含めて町内5つの路線で週1回から2回の運行ということになっております。老人ホームを除く各地域の一回あたりの利用者については、最高で8名、平均で約4人ということになっております。これは昨年の10月の時点での調査結果であります。また、ハイヤーチケットの利用者につきましては高齢者で25人。障がいのある方で20人。また、さわやか号では43人ということになっております。これは平成25年度の実績あります。

利用状況について申し上げたわけですが、通学バスを除きまして、いずれも高齢者あるいは障がいを持つ方の通院を主な目的として運行しております。

そこで、課題は高齢者の方を中心に、どのような利用ニーズがあるのか、また現状の交通手段の中で利用対象範囲あるいは助成額の拡大、そういうことをすることで、このニーズで応えることが可能かどうかということも含めて、今いろいろと検討している、あるいはどういふ方法がいいのかっていうことを、今、いろいろと考えているというか、まさに検討しているという状況であります。

したがって、平成27年度においては、新年度においてはニーズ調査と患者輸送車の利用対象者の拡大と言いましょか、これらを試験的に行った上で、置戸町の実態に合った交通手段の選択をしていきたいというふうに考えております。関係予算であります。議員からもお話がありましたけれども、このニーズ調査あるいは患者輸送車の拡大について、現行予算で対応できるものについては対応していきたいというふうに思っていますが、このチケットの交付事業等を拡大するということについては、場合によっては追加予算が必要になりますので、その時には改めて相談を申し上げたいなというふうに思います。

本当は何処にいても手を挙げたら停まってくれるような、しかも置戸の農村地帯まではなかなか難

しいですけれども、町の中での部分で言えば、手を挙げたら止まってくれるというような、言ってみれば自由なバスが運行できれば一番良いんでしょうけれども、なかなか申し上げたような現状運行している部分での整理だとか、そんなこともありますので、もう少し時間を貸していただきたいと、そのように思っています。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員 27年度中にもう少し置戸町に即した実施って言いますか、調査を行いたいと。それで、置戸町としてどういうものかというようなことを検討してみたいというような答弁だったと思います。と言うことは、仮にこの調査の結果として、現段階の先程町長言われたスクールバスの運行あるいは障がい者、それからハイヤーのチケットの交付ですとか、今までやっている事業で当面いいんじゃないかと。賄えるんじゃないかというような結論に達するということもあるということでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 それもないというふうには申し上げるわけにはいかないと思うんです。先程も申し上げましたけれども、通学児童生徒という部分についてはスクールバス5台保有してますから特段の問題はないと思います。ただ、特に高齢者だとか障がいを持っている方々の移動と言いましょか、こういう部分についても、人それぞれ、利用者それぞれによって考え方も違いがあるということですね。ですから、ハイヤーのチケットを交付するという、この問題も、今を基本にして拡大をしていただければ十分だっている人もいると思うんです。それから、もう少し違った部分で病院に通院するとか、そういうことは別にしても、置戸の町の中でいろんな行事、イベントをやっている中に来たいという、その時になかなか交通手段としてないんだというふうに考えた時には、先程来申し上げましたけれども手を挙げたら止まってくれるような自由なバスがあったら、自分にとって便利なのになって欲しいはあると思うんですよね。その辺のことを少し整理しなきゃならないなというふうに思っておりますので、先程そのように申し上げたわけです。

○佐藤議長 4番。

○岩藤議員〔一般質問席〕 結論次第でどうなるのかなというふうに、去年の答弁と違ってきているので不安になってきているところなんですけど、平成19年10月に施行された地域公共交通の活性化及び再生に向けた法律というのが施行されていますけれども、これを読むと、地域間バスのものは、こういった田舎の地方の町では非常に作りやすいというか、施行しやすいというか、そういう状況になったのかなというふうに思います。

また、先程来佐藤議員、細川議員の中からも出てきてますけども地方版総合戦略、いかに人口を減らさないか、そういったお話の中で町長は安心して暮らせるまちづくりというような言葉も出されました。そういう意味からすると、やはり高齢社会を迎えた中で、住んでいる人々が本当に安心して便利に暮らすためには、今までの地域間的な交通手段、インフラだけでは足りないんだというふうに思うんですよ。

ですから、地域間バスのもの創設をしたらいかがでしょうかというような質問をしたわけですが、そのあたり前向きに、現状のまま足りているからいいんじゃないかという結論に至らないような方法で考えていただきたいと思いますが、町長いかがですか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 先程来と言いましょか、申し上げていますが、年齢をかさむことによって、今までは車を運転できたんだけど、車の免許を返上したということになりますと、目的地に行きたいんだけど、なかなか行けないというようなことが、少なからず町民の人達の中にはあるんだというふうに思っています。ですから、現状だけを整理すればそれでいいというふうには思ってません。

今、申し上げたような、新しく免許を返上することによって交通手段と言いましょか、自分が求める場所にいきたいといっても、なかなか手段として困るんだという、新しいテーマも当然ながら出てきておりますので、そうした部分も合わせもって、先程来申し上げてきていること、合わせてどういう方法が一番、特に高齢者の人あるいは障がいを持っている人、そういう人たちにとっていいのかという、その結論を生み出していきたいなと、そういうふうに思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 先程来、何度も何度も出てます。まち・ひと・しごと創生法、定住対策とか、そういういろんなことが出てきましたけれども、この置戸の町の中に安心して住むためには、町長言われましたように、免許証を返納した高齢者の方が安心して暮らせるようにということが、これからどんどん出てくるのかなというふうに思います。

先程、町長、地方版総合戦略策定にあたっては、置戸町としてはこんなことまでやるのかと、そういうような言葉を出されて、そういう大胆な計画を練らないことには、この地方版の総合戦略というのは、上手いかないんじゃないかというようなことを町長言われておりました。そういう意味を含めると、総合戦略の中に、この計画を作るにあたって、地域間バスというのは、もしかすると上手く入り込むことができるのかなというふうにも思ったりもするんですが、メニューが具体的にでてきていませんので、これが適合するかどうか分からないんですけども、もしこう言ったことの積み重ねが地方の活性化に繋がるんだということであれば、この地方版の総合戦略、平成27年度で作るわけですけども、その中にこの地域間バスというものも盛り込んでいただきたいなというふうに思いますけれども、町長いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 どういう形にするのか、いわゆる町内に走る町の公共交通機関としての交通網をどういうふうに描くのか、それによってはかなり響く要素にはなるんだろうなというふうに思います。ただ、やっぱり私共心配するのは、つくった時にはそれなりにお金よこすわけですよ。だけど、数年経ったらもう知らないよというのが、大体今までも十分経験してきていると思うんですよ。しかし、我々はそういうことも含めて、国からくるお金がなくなったからもうやめますというわけにはいかないということですよ。

だから、この、まち・ひと・しごと創生法に基づく計画はきちっとしたものを作りますけども、それより先に向かって、きちっとしたその事業が延長してずっとやっていけるかどうかということも腹決めしておかなきゃならないということですよ。ですから、その創生法と言われる部分の5年間だけの事業をやればいいと言う、少なくとも町を預かっている者は、それではいかんというふうに私は思っているんですよ。しかし、間違いなく高齢社会は続きますから、ですから、こういう小さな町の中でそういう人たちが安心して生活するためには、してもらうためには、どう交通手段というか、

そういう問題についても、どういう形が一番望ましいのかっていうことをみんなで議論して、そしてやっていくべきことだろうなというふうに思います。

先程来申し上げてきていますが、本当に望ましい形ってというのが、手を挙げたらいつも私のところにはバスが停まるんだと。しかも行きたいところまで行ってくれるんだと、これが間違いなく理想だと思います。その理想にできるだけ近づける、こういうやり方ができないものなのかっていうことも含めて、今の現状を合わせて整理をさせてもらいたいということでもあります。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕新しい事業を立ち上げるということは、新しい仕事が増えるということ、新しい仕事が増えるということでもあると思います。従来の運転手さんの雇用ということ、プラスアルファで、この地域間バスというものができれば増えるのかなということもありますので、そんなことも雇用創出ということも加味して、この地域間バスというものを、町長言われるように、何処で手を挙げてもみんなが乗れると言うようなことで、実現できれば本当にいいことだなというふうに思いますので、早期の実現をお願いして僕の一般質問を終わりにしたいと思います。

○佐藤議長 6番 石井伸二議員。

○6番 石井議員〔一般質問席〕それでは通告にしがいまして町長にお伺いをいたします。町では、置戸高校生徒に対して給付型奨学金、「福祉の夢」サポート事業を28年度から実施のため準備を進めております。この点につきましては、先程、細川議員の方から質問で、内容についていろいろと詳しく答弁をいただいておりますが、これは全国都道府県社会福祉協議会等が行ってございました介護福祉士等修学資金貸付制度が高校生に対象にならないということで、町独自の給付型奨学金として、以前から声が挙がっておりました、政策の実現でありまして、大変いろいろな面で期待をしているところであります。

また、このお話があった時には町内の福祉現場から前倒ししてでも人材確保のためにやってほしい。それだけ人材確保に苦勞されているわけですが、細川議員から譲っていただいた質問とっていいのかも知れませんが、年度途中の実現というのは、非常に難しいのかなと。そう思いながらも2～3年生からの途中学年から実施する考えはないかどうかをまず伺います。

また、国では地方就職・就労のために奨学金返済支援を、まち・ひと・しごと創生総合戦略に盛り込む考えを示しております。この点についても、先程細川議員の質問の中にもございましたが、「福祉の夢」サポート事業の源資ですとか、既存の町の人材育成基金を利用した小学生が、国家資格、またそれに順ずるもの、例えば、医師ですとか薬剤師、保健師、いろいろあるわけですが、そういった資格を習得して、町で就職した場合、例えば、奨学金の返済免除、また減免といった制度改革が可能ではないかと思いました。

また、これらの方針を町の執行方針にも書かれております、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略、そういった町の計画に盛り込む考えはないかどうか。さらには、こういった国の戦略を利用して、就職時の際の準備金を用意するですとか、佐藤勇治議員が強く言っておりました、就労者専用の住居の整備等、奨学金とはまた別立てに制度をつくって、これらからの置戸町の人材確保、人口減対策をしていく考えはないかどうか、お伺いいたします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 奨学金返済支援制度と言いましょうか、利用した人たちの人材確保ということにならうかというふうに思いますが、平成28年度からの事業開始に向けて準備を進めております、給付型の奨学金、いわゆる「福祉の夢」サポート事業の制度創設に向けての考え方あるいは制度の概要、さらに在校生、2年生、3年生ということになりますけども、この人たちに対しての、言ってみれば前倒しでの実施についてというご質問であります、28年度からスタートする分については、先程来、お話ししている内容でもありますし、特段、ご説明する必要はないかというふうに思います。制度の拡充による在校生、2年生、3年生であります、この実施についてということにつきまして、老人ホーム等の現場の強い要請もございますので、前向きに考えたいというふうに思います。検討するというのは、検討をやらないというふうに等しいという言い方をしてますから、検討するというふうには申し上げませんが、前向きに考えたいというふうに思っています。

問題は、基本的にやろうというふうに思っていますけれども、問題は、どういう仕切りと言いましょうか、これにはいろいろと検討しなければならないということにならうというふうに思っております。人材は安定的に確保したいというのは先程来お話ししてきてますので、そういう意味では一年でも早くという現場の声もありますので、やりたいなというふうに思っています。

次に奨学金の返済支援制度でありますけれども、現在、国の方と言いましょうか、都道府県単位で実施をされ、また、対象者の要件等というものについては、基金の造成者が設定をするんだというふうに言われております。現時点で詳細というのは不明な点が多いわけでありまして、対象者は大学生等ということになっておりますので、高校生への拡大というのは、今の報道されている部分でいくと難しいのかなというふうに思わざるを得ません。

そこで本町の人材育成基金による奨学金の制度改正ということになるわけですが、国の総合戦略とは別に、この「福祉の夢」サポート事業等、他の奨学金制度との整合性っていうのは勿論検討しなければならない、図っていかなければならないというふうに思ってますが、定住促進あるいは雇用創出、そうした視点から見直しをしたいというふうに思います。

ただ、議員がおっしゃられた看護師さんとか保健師さん、いろいろ挙げられましたけども、何処まで広げられるのかっていうのがあると思います。勿論、農業者だとか、当然と言うか、林業者だとかにも出てくると思います。そうした人たちも同じ俎上に上げて、テーブルに挙げて議論をしなければならないというふうに思いますし、それは当然のことだというふうに思います。

先程、岩藤議員の質問に対してもお答えしましたけれども、何もかにも総合戦略に乗せたら、国の方からお金に来るとい、この保証は何処にもないんですよ。だけど、作ってこれを公にするという以上は、町としての責任は当然ながらありますので、十分な議論がそこには必要なんだろうなというふうに思っています。

しかし、はっきり言えることは、27年度で策定する、この地方版総合戦略の中での定住促進あるいは人材確保というものについて大きな関わりを持ってくる事業でありますから、私は間違いなくこの戦略という5年の計画の中の大きな柱というふうに考えております。

○佐藤議長 しばらく休憩します。

午後3時から再開します。

休憩 14時44分

再開 15時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番 石井伸二議員。

○6番 石井議員〔一般質問席〕 休憩を挟みまして、この後どうなるかというところなんですが、私が申し上げている部分におきましては、町の人材育成基金を使った小学生に対してのお話ですが、これは優秀な人材を流出させない。言い方は悪いですけども、囲い込みと言いますか、これが学生本人にとってどうなのかということもございますけども、就職の際は実家等があれば家の心配もすることもないのかなと、ちょっと話は反れますけども、前回と言いますか、この前行われました、町民憲章大会の講師の方が言っておりました、保健師の資格を取る割合が低いと言うことは、当然不足すると。地域福祉に大きな影響が出るのではないかというような心配をされておりました。

実際置戸町の、特に福祉センターということになります。こう言った保健師等の有資格者、専門職の補充というのは、今後続けていかなければならない。執行方針にもありますけども、例えば、消防の分野であったならば、救命士と言った部分の補充もしていかなければならないと。今まさに、置戸の人たちと言いますか、子供たちに対して、人材育成のための投資が必要な時期ではないかと、今強く思っているところであります。

先程から国の総合戦略において、丸々自治体にお金がおりにてくるというふうには当然のことながら思っておりませんが、今なけなしの基金であっても、投資のために使っていくという決断を迫られているのではないというふうに思うのですが、町長いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 人材への投資ということにつきましては、全く異論はありません。あらゆる分野における人材を確保していくというのは、とても大事なことだというふうに思っております。

まちづくりに当たって、そうした人材のことについては、当然ながら考えなければならないというテーマだというふうに思っています。特に、保健師さんなんかというものは、保健師に限らないんですけども、なかなか地方の方に来てくれないというのが現実です。

先程、町民憲章推進大会の時の講師の先生のお話もありましたけれども、そういうコースの方に進んでも、看護師さんなんかもそうですけれども、少なくともそういう学科を目指して入学するだけでも、卒業生の4分の1ぐらいしかそういう道に進まないとか。保健師を必要とするならば、1年以上も前から個人個人に、例えばあなたは1年後には置戸町のこういうところに行くですよって言う、それを頭から離れないぐらい言っておかないと、なかなか成就しないと言うか、実現しないと言うようなお話もありましたけれども、総体的なこと言えば、限りなくそういう人たちは、都会の方にとって言うか、大きな都市の方での就職を目指していると言うのか。

したがって、なかなかこういう小さな町のところでは、平たく言えば働きたくないと言った方がいいんじゃないでしょうか、そういうのが現実だということでもあります。そうした意味では先行投資的に人材を

確保する、そうした制度を考えていかなければならないというのは、先程来お話をしてきております介護福祉士の問題の延長線上に、今議員からいろいろと職種、いろんな分野のお話がありましたけれども、その分野についても、そういうような考え方って言いますか、方法を考えていかに得ないんだらうかと。何処までやれるのかってという問題も勿論ありますけれども、そんなふう考えているところであります。

○佐藤議長 6番。

○6番 石井議員〔一般質問席〕 非常に言い方は悪いんですけども、是非とも足かせ制度を創設していただいて、人材確保に努めていただきたいというふうに思います。以上で、私の質問を終わります。

○佐藤議長 3番 高谷勲議員。

○3番 高谷勲議員〔一般質問席〕 通告にしたがいまして町長に一点、教育長に一点質問させていただきたいとします。まず、町長にお伺いしますが、置戸町における新規就農のための研修牧場の検討についてということで、置戸町の畜産農家は現在50戸を割るところまで減少しております。

置戸町における大切な基幹産業であり、これ以上の減少を阻止するための方策として新規就農があります。これまでに新規就農は常盤地区と拓実地区の2軒にとどまっております。新たな就農者を養成する手段として、研修牧場について検討してはどうか、お伺いをいたします。

現在の置戸町の農家戸数は109戸です。後継者がいる経営者は34戸と。50歳代以上、50歳代の農家は38戸。60歳代は34戸と。70歳代は2戸というふうになっております。その内、後継者がいるのは、33戸。44.6%にとどまっております。その中で、50歳以上の酪農家は36戸で、後継者がいるのは18戸と、50%にとどまっております。

昨年、私たち議会では管内所管事務調査で浜中町の新規就農研修と、それから別海町にあります酪農研修牧場を視察してまいりました。浜中町の就農者研修牧場では、平成3年に町と農協が出資をして新規就農者を養成する全国初のトレーニング牧場が開設してスタートいたしました。

これによりまして、酪農の担い手を育てるシステムを確立して、平成25年までに36組を就農させ、現在192戸の搾乳農家の2割を占めるまでになっております。研修期間は3年～5年で、夫婦で月額25万を支給、住宅と生活費の保障を行いながら就農のための研修をしております。

また、別海町では、酪農研修牧場では平成8年、別海町と町内3農協と別海乳業公舎が出資をして設立をしております。現在までに63戸、125人の就農者を輩出しております。現在は人材確保を目的に新規就農者の発掘と後継者の育成、酪農ヘルパー養成を行っております。特に、新規就農希望者は3年間を原則に総合職で17万円。専門職で13万円支給されておまして、夫婦ですと30万円支給され、住宅も貸し付けられております。

置戸町におきましては農業形態の違いはありますが、人材育成のための施設や施設の検討や異業種との連携による新規参入、さらには研究機関、補助機関等との連携、そして北見市あるいは訓子府町等の共同の上で、きたみらい農協との連携を図りながら牧場の検討はなされないのか、町長にお考えを伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 新規就農のための研修牧場の検討についてということではありますが、議員の方からお話がありましたけれども、本町における酪農家は50戸を割りまして現在49戸であります。

議員の言われる通り、酪農家の減少を食い止める方法の一つとして、新規就農制度があるということは事実でありますし、本町においても平成14年の3月に置戸町新規就農者支援育成条例というものを制定しまして、今日までいろいろと取り組んでまいりました。

その結果、平成15年に常盤地区、平成22年に拓実地区と計2名の方が新規就農され、それぞれの地域において立派に酪農経営をしておられます。この2名の新規就農者が多いか少ないかっていうことは別にいたしまして、酪農を志す人にはこの初期投資に多額の資金が必要なことから、酪農への新規就農希望者ってというのが、減少傾向にあるということでありまして、そうした状況を考えますと、検討している数字かなと言うふうにも思っております。

ご質問の研修牧場の検討についてであります。北海道農業に多大な影響が予想される、現在のTPP交渉という大きな問題を抱えておりまして、大変厳しい農業情勢の中で、この莫大な資金がかかる研修牧場というのを検討するには、ちょっとハードルが高いんじゃないかなというふうに申し上げなければならないというふうに思っております。

研修牧場を全面的に否定するものでは勿論ありませんけれども、置戸町としてのこの新規就農者の育成というのは、かなり高い支援と言いましょいか、支援策になっているというふうに思いますし、町内の酪農家の皆さんとの関わりというものを通して人間関係を築きながら、この酪農技術を習得しているというのが置戸における状況だというふうに思います。

私は、基本的に上手くいっていると思っております。新規で就農したから成立したものと言うよりも、その後に、いわゆる隣で同じような酪農を経営している人たちから、いろんな形で、技術の問題もそうですけれども、いろんな形で応援してもらえるような、そうした人間関係がそこに存在していないと、なかなか上手いかないものだろうなというふうに思います。これらは、彼ら自身も言っていることでありますので、その辺のことは大事にしていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

農業経営の効率化あるいは安定化、さらに後継者の問題、また労働不足といった課題解決を目指して、農業の協業法人化と言いましょいか、これに取り組んでいかなければならないというふうに思っておりますし、今年中に勝山地域の方で、これは耕種農家ですけれども、15戸ぐらいになると思っておりますが、この人たちによる協業法人化と言いましょいか、がスタートするようになるだろうと思っております。

おそらく規模からしても全道的にないと思っております。それぐらい規模が大きいと思っております。勿論行政としても応援したいというふうに思っておりますし、関係する15戸ぐらいの農業者の人たちも、かなりの決意と言いましょいか、そういうことを持ってスタートしていこうというふうに思っておりますので、行政としても応援したいなというふうに思っております。

こうした取り組みということが酪農家の人たちにも、いわゆる協業組織と言いましょいか、そんなことを展望していったらいいんじゃないかなと。私はある種、耕種農家って言うよりも、むしろ酪農家の人たちの方が前向きに考えてみたらいいんじゃないかなと、そのように思います。具体的な動きが出てくれば、また行政としても応援していきたいなと、そんなふうに思っております。

○佐藤議長 3番。

○3番 高谷議員〔一般質問席〕 研修牧場の部分については非常にハードルが高いというのはよく承知しているところであります。例えば、今の別海の研修牧場においても、国の資金を使って、国の資

金5億円、それから町、農協、それらの資金が10億円。牧場自体15億円ぐらいの資金がかかっていると。国の縛りがあるので、非常に建築基準なり、そういうものが縛りが大きいものですから、かなりコスト的には大きな負担が起きてくるということですし、現状からいきますと研修施設部分による負担が非常に大きいと。大体3,500万円から4,000万円ぐらい、牧場自体も年間3,500万円か4,000万円ぐらいの利益が出ているんですが、そういうところにかかる負担が非常に大きいというところで、結果的には5,000万円程度の、町なり農協からの出資がないと継続してやっていけないというような状況なので、そういうものも含めて考えると、ハードルはかなり高いなという思いはありますし、地域性から言うと、この地域で、農協当たりでそういう働きかけをしても、なかなか話には乗ってこないかなという思いもあります。

新規就農の支援に対する手厚い助成というか、支援は置戸町は非常に高いなというふうに思っています。1戸当たりだと約2,000万円ぐらいの支援があったんだと思いますけども、現状、今酪農を新たに立ち上げていこうとすると、8,000万円から1億円近い、そういう資金が必要な、そういう産業ですから、なかなかそこに思い切って入ってこようとする人たちは、そう多くはないというふうに思うんですが、是非、今ある酪農家の離農を少しでも減らす、そういった手段として、そういうことも少し考えていかなければならないかなというふうには思っています。

そこで、平成26年の農業生産、置戸町の農業生産の中でいう畜産部門で言うと、26億円ぐらいですね、平成26年度。対前年比で1億3,000万円ぐらい生産は上がっておりますけども、年度末の組勘の整理でいくと、酪農家で約4戸が平均で470万円ぐらいの借り入れをしているということなんです。そこで、酪農をずっと続けて来て円満に卒業する方はいいとしても、今後先に向けては、今の現状からいくと、置戸の階層別の中でも、Dランクっていうランクの酪農家はいなくなりましたけれども、極めてDに近いような階層の人たちは、先に向けて離農を決意するような事態も、場合によっては出てくるのではないかなと。それを手をこまねいてじっと見ている、そういう手段はどうかかなという意味で、一つの手段としては、こういう方法もあるのかなということなんです。

特にそういうところに新規就農として入ろうとすると、かつて何十年も酪農をやりながらも経済的な理由でね、生産的な条件、施設のなものも含めてそういう条件の中で営農を続けてきた人達でさえも離農を考えざるを得ないというような状況のところ新たにやり込もうとするのであれば、そういう知識なり、技術なりが十分備わっている人達であると、やっぱり同じ道を歩んでしまうような、そういう心配があるとすれば、やっぱりそういう研修の施設、知識を高める技術を高める、まあそういう施設を置戸町が独自で持つことは難しいとしても、近隣の町村なり、そういうところと連携を図り、農協を抱き込みながらそういう施設を検討する機会があってもいいのではないかなと、そういう思いがありますので、是非その辺は、先に向けて置戸がですね、発信者になって働きかけをする機会を持つてはどうかという思いがありますので、再度町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 議員の皆さんが視察された別海あるいは浜中いずれも酪農が基幹産業と言いましょか、中心になってる町でありますから、ある種いろんな形で支援するのもしやすいのかも知れません。ある種、酪農に特化して応援するんだというふうに腹決めもできるのかも知れません。

ただ、置戸の町はそういうような構成にはなっていないということを、まず考えなければならぬと

いうふうに思います。したがって、酪農に対する支援にしても、これはある種限界があるんだろうなというふうに思わざるを得ません。このことは、この北見地域全体にも言えることなんだというふうに思います。

そうした中で、研修牧場なり研修施設をとというのは、先程も申し上げましたけれども、そう簡単なことではないなというふうに思います。私は酪農家の人にも、この協業法人と言いましょか、こういうものを考えたらいんじゃないかというのは、やっぱり大きくは労働力と言いましょか、労働の問題です。経営という部分については、もう長く経験してきてますから行政と言えども口幅ったいことは言う必要性は全くないと思います。ただ問題は労働力が十分に合っているのかどうかということがあると思います。同時に、施設そのものも古くなってきてどうなのかと、こうした問題はあります。

ただ、先程もちょっと申し上げましたけれども、いわゆる技術を高めるとか、そういう部分での取って研修施設というのが本当に必要なのかどうかというふうに思わざるを得ません。置戸ではご承知のように釧北牧場のところに育成センターを作りました。いろんな形で町も応援しましたし、近隣の北見市、訓子府町も、一定程度の支援もしたというふうに思います。そうした意味では、置戸町がこの酪農という問題について決して小さなものではないという、私は一つのメッセージを送ったつもりです。そうした意味で、あそこの保育育成センターは頑張ってくれているというふうに思います。ですから、あそこにある公共牧場である釧北牧場も、更に有効な形で必要とあらば、私は開放していく考え方を持ってます。

まだ今のところ、そういう状況がないと言いましょか、一定程度の面積についてお貸ししてますから、それで今、間に合ってるんだというふうに思いますけれども、将来にわたって、あの保育育成センターがもっともっと大きくなってくるとすれば、当然ながら採草地だとか放牧地だとか必要になってきますので、そういう部分での積極的な支援はしていければなど、むしろそういうことに期待をしているところであります。

いずれにいたしましても、少し触れましたけれども、酪農家の部分について言えば、やっぱり酪農家の人達自らこの労働形態と言いましょかね、これで本当にいいんだろうかと、私は少なくともこの後継者と言いましょか、担い手、酪農家を次担ってくれるような人、そういう人を考えた時には、やっぱり今の形態ではなかなか人は来てくれないじゃないかと。たまたまそこで生まれ育ってきたから、これは父さんの跡継がんきやいかんのだなというふうに日常生活の中でそういうふうに教育されてきているから、割と自然といくのかも知れないけども、例えばサラリーマンの人を酪農家の後継者なんていうふうに考えた時には、やっぱりもう少し労働形態と言いましょか、こんなことが改善されないとなかなか期待するような人は集まってこないんじゃないかと、そういう意味のことも含めて、この協業法人化する形と言いましょか、いろんな形態あると思いますけれども、そう言うことを考えていく必要があるんだろうということで申し上げました。

○佐藤議長 3番。

○3番 高谷議員〔一般質問席〕 先程、ちょっとこの勝山地域で15軒による法人化という話が話の中で出てきましたんで、その部分についてちょっとお話をしたいというふうに思いますが、特に高齢化が進んでいる地域なんです、その中でも若い人達がある意味一つの法人を組んでですね、いわゆ

る今の農地中間管理機構の縛りの中でね、土地がスムーズに次の世代に移行されて、そして活用されていく手段としてこの方法はすごくいいなと思ってます。

15戸という460町歩ぐらいだったと思うんですが、非常に注目されている取り組みでありまして、これがモデルケースとなってね、どんどんそういうものが進んできて、今、農地中間管理機構というのはどちらかと言うと本州タイプで北海道にあまり合わないようなタイプのものですから、なかなか取り組むとしても、いわゆる隣接していないと借りられないとか、そういう縛りもありますし、それから、割合の問題、2割を超さないと事業に乗れないようなそういうような縛りもあったりして、ちょっと北海道のタイプと似合わないなという部分があるものですから、なかなか乗り切れない部分あるので、今の法人化あたりで全てが隣接したそういう地域に当てはまるようにという部分も考え方の中にはあるのだろうなというふうに思いますので、是非それは上手く成り立ってほしいなというふうに思います。

これを置き換えて、例えば今言われた酪農家の中での協業化の中でいわゆるコントラ事業で作業も今も酪農ハーベスタ動いてますけども、さらにもっと効率的なもの、それから、秋田にありますTMRでありますとか、そういうものは広がって品質が向上されて、さらに乳質なり乳量が上がるような対策で既存の酪農家の質を上げていくということも一つの手段だというふうに思いますので、これはこれとして取り組んでいただきたいというふうに思います。

ただ、やっぱりどうしても、さっき言ったように50代、60代の耕種農家含めても、農家の今の年齢層のあれが6割を超えるぐらいのそういう割合になっているものですから、次の世代を考えていく時にはやっぱり新しい血も入れながら、そういう方法も更に検討しながらやっていっていただきたいなという思いがあります。

一つの例として研修牧場も出ささせていただきましたけれども、やはり置戸だけでも非常に難しい、他の行政も農協も抱き込みながらという方法もなかなかこれは難しいことはよく分かっているのですが、検討する値はあるのかなという部分で、先に向けてはその辺も少し考えていただきたいと。検討はさっき何とかできましたので考えていただきたいと、そういう思いでありますので、既存の農家をできるだけ減らさない方策を一つ考えていただきたいと、自分も含めてそういう世代にいますので、先行きを考えるとね、以前にも嘉藤議員がそういう質問で、流動化の話で10年後には1000町歩の土地が出てくるぞみたいな話もありましたので、それを有効に活用できる手段を検討して頂きたいなというふうに思います。

○佐藤議長 3番。

○3番 高谷議員〔一般質問席〕 それではですね、次の質問に移りたいというふうに思います。それでは教育長にお伺いをいたしますけれども、南ヶ丘スキー場のリフトの改修計画と圧雪車の更新計画についてお伺いをしたいと思います。南ヶ丘スキー場は、現在スキー場の現在のリフトは平成3年に設置をされてから23年が経過をしております、昨年には電気系統の不良による数日間運行停止になることがありました。経年の劣化による故障でありましたが、基盤の不良でありまして、同一の部分が確保できず、似たような部品を一部改良して、間に合わず対策で運行されております。

今のところはその後故障もなく運行されていますが、いずれにしても当面の対策ということで、今後においては大幅な改修が必要に思います。第5次の総合計画の後期計画では、リフトの電動機の更

新、油圧ユニット、制動ユニット、改修とあります。

平成28年の事業計画になっておりますが、具体的な内容について教育長にお伺いをしたいと思います。また、本年度は圧雪車の油圧システムの不具合によりましてゲレンデ整備ができない状態になり、臨時休業となりました。これも同じく5次総計の29年の事業計画に圧雪車の更新計画が示されておりますが、以前に企画課長は総計の説明の中では可能性のある事業についてメニューに掲げてありますが、その内の何%が実現可能かと。そこが問題だとうふうに話しておりましたが、圧雪車の更新、それからリフトの改修計画について教育長にお伺いいたします。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔登壇〕 南ヶ丘スキー場のリフト改修計画及び圧雪車の更新計画についてですが、最初にご指摘のあった故障の状況について少しお話をさせていただきます。

昨年、平成26年2月のリフトの故障ですが、制御基盤回路の故障からリフトの速度調整ができなくなりました。そのために安全装置が働いてリフトを起動させることができなくなってしまいました。基盤交換によって復旧しましたが、この基盤は既に製造中止になっておりまして、今後同様の故障が生じた場合には、部品確保はできるかととても憂慮しているところです。なお、営業休止は2日半でした。

次に平成27年2月の圧雪の故障についてですが、圧雪車後部に雪面を攪拌するスノーティラーという部分がありまして、それを動かす油圧系統が故障しました。それで、不調部品の交換と調整を行っております。営業休止は2日間でした。

次に総合計画の後期計画についてですが、リフトについては運行開始が平成4年1月7日で、既に23年経過しております。利用者が乗る部分の半期を始め、いろんな部品が既に製造中止や供給されていないものが数多くあります。そのため、平成28年度に手動電気の更新、運転室操作盤、制動機、減速機の改修を見込んでおります。さらに耐用年数や点検結果によっては、策動ワイヤーロープ等策動部分の部品も交換していかなければならないというふうに考えておりまして、次期総合計画に計画的に計上していく予定であります。

次に圧雪車ですが、平成4年3月に導入して23年経過しております。定期的に交換を要する部品については交換しておりますが、今年の油圧系統の故障等、年々修繕箇所が増えている状況です。そのため、使用開始から25年が経過する平成29年度を目処に、現在の使用機種よりは少し小さい機種での更新を見込んでおります。ただ、リフト及び圧雪車共に故障の器具は年々大きくなっておりまして、今後の点検整備を徹底していく必要があるというふうに思っております。

また、リフトの改修、圧雪車の導入については、それぞれ3,000万円もの支出が見込まれております。ですので、スキー場の安全運行を基本に、利用者に支障を来すことなく、できるだけ現行施設を大切に長く使用していくような努力もしていかなければならないなというふうに思っております。

○佐藤議長 3番。

○3番 高谷議員〔一般質問席〕 第5次の総合計画、28年にリフトの改修、それから29年には圧雪車の更新ということで、それぞれ事業のメニューに載っております、それぞれ3,000万ということで、それもよく分かっております。

私も、あのスキー場が開設した時から関わりがございまして、当時の賑わいは今はそうないわけで

ありますけども、今年の利用状況からいきますと、年間5回土曜日に開催をしております小学生と幼児を対象にしたスキー教室。今年は連盟のそれぞれ教室に入っていた方には連盟の登録をさせていただいているのですが、幼児と小学生含めて90人ほどが今年は登録をさせていただきました。非常に現状の今の子供の数からいくと、多い数だなと言うふうに思っております、スキー技術の向上に非常に意欲があると言うことで、指導する側にとっても非常に嬉しい想いはあるのですが、今言われたように、施設が非常に23年を経過して、各箇所、老朽化をしてきておりまして、これをできるだけ長く使えるような状況を改修なり整備をしながら続けて頂きたいなと言うふうに思っております。場所的にも非常に町に近くて、子供たちなり、一部高齢者の方も毎日毎日自分の健康のためにと言うことで、スキーの愛好家も多いわけでありまして、他の似たようなスキー場から比べても、非常に愛好家が多くて利用率も高いなと言うふうに見ておりますので、是非その辺は長く運行できるように整備の方を進めて頂きたいなと、そのように思っております。

今、スキー場の整備の中で、リフトの方では、いわゆる電気系統だとか油圧系統、制動、それから場合によっては、ワイヤーもと言うようなことでありまして、ワイヤーは大体10年に1回と更新で、ある程度の太さが必要なのですが、あのサイズにしてははずすね。それが1箇所でも2箇所でもその基準を下回った時には交換と言うことが基準で決められておりまして、もう既に10年近くなっているんだらうなと言うふうに思っています。あのリフトは、今シングルで動いているのですが、ペアでも十分に対応できるというか、基本的には、構造的にはペアリフト、ワイヤーとリフトの支柱の構造になっているわけでありまして、そこで一部利用者から、子供たちの利用の世代が、一番小さい子だと3歳の子からリフトを利用している子がいます。あのリフトは一人乗りなものですから、下で乗せてあげると上に着くまで、あそこで管理している人たちも手が出せない、途中で落下するような可能性もある中で、3歳なり4歳の子供たちがリフトを利用していると言うようなものですから、先程言いましたように、一部ペアの搬器も既に製造されていないと言うふうに言っていましたけれども、例えば、あそこ71の搬器があるんですが、その内の10個に1個でもペアで、構造的にいわゆる国の基準が果たしてそれがどうかよく分からないんですが、要望としては、親子なり指導者が一緒に小さい子供たちと乗ってあげられると安全に上まで輸送できるということ、そう言うことも改修に合わせて計画できないかどうかって言うことで要望がありまして、その辺もお願いと言うか検討して頂ければどうかと言うふうに思っております。教育部局だけでは、その辺は決められない色々なことあると思うのですが、是非それは検討して頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔登壇〕 スキー場の存続についてですが、私も子供のことを考えるのですが、今、小学校、中学校とも体育の授業で4時間ないし6時間、時間を使ってスキー授業をやっています。そう言った意味でもなくせないと言うふうに思ってますし、今の話題になっている子供たちの体力の問題についても、やはり冬は特に家の中に閉じこもりがちなので、外へ行っての活動を考える時に、スキー場って言うのは、やはり一番大きな役割を果たすなと言うふうに思ってますので、決して私の中では、なくしてはいけない施設だなと言うふうに思ってますので、引き続き存続の努力をしていく必要があるなと言うふうに思っております。また、リフト、シングルの部分についてのことでですけど、議員がおっしゃられた通り、シングルの部分については、もう製造されていないということで、ゆくゆく

は交換していく時には、ペアリフトで対応していかざるを得ないのかなというふうに思っていますので、そこら辺も含めて検討させていただきたいというふうに思っていますので、どうぞよろしく願います。

○佐藤議長 3番。

○3番 高谷議員〔一般質問席〕 度々検討という話が出てくると、それはどうだっていう話があるものですから、前向きにと言うと、更にやらないというふうにとられても困るので、是非前向きに検討していただきたいなど、そういうふうに思っております。私もスキーをする人間として、すぐ近くにそういう施設があるということは、非常に幸せなことだなというふうに思っておりますし、かつて開設当時の子供たちが、現在、幼児であったり小学生の子供を連れて、また、スキーをする姿を見ると、これは是非残していただきたいなど、そういうふうに思っております。一部からは、仮に、置戸町のスキーのリフトなり、そういうものが使えない状況が訪れた時には、他の町にスクールバスで送って、それで体育の授業なんていうような話も聞こえたりするものですから、是非末永く使えるように大事にやっていただきたいなど、そういう思いを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

○佐藤議長 これで一般質問を終わります。

◎散会宣言

○佐藤議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日3月16日は置戸町議会会議規則第9条第2号の規定により議会は休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認め、明日16日は休会とすることに決定しました。

本日はこれで散会します。

ご苦勞様でした。

散会 15時48分

平成27年第2回置戸町議会定例会（第5号）

平成27年3月17日（火曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 議案第 3号 平成26年度置戸町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第 3 議案第 4号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 4 議案第 5号 平成26年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第 6号 平成26年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第 7号 平成26年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第 8号 平成26年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 9号 平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第10号 置戸町教育委員会教育長の服務に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第11 議案第12号 置戸町行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第13号 置戸町職員の住居手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第14号 置戸町児童センター条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第15号 置戸町森と住まいの支援条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第16号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第17号 置戸町道路占用料条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第18号 置戸町行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第19号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第20号 保育の実施に関する条例を廃止する条例
- 日程第20 議案第21号 平成27年度置戸町一般会計予算
- 日程第21 議案第22号 平成27年度置戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第22 議案第23号 平成27年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第23 議案第24号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第24 議案第25号 平成27年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第25 議案第26号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計予算
- 日程第26 議案第27号 平成27年度置戸町下水道特別会計予算
- 日程第27 議案第28号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第29号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営

- 並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 29 議案第 30号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 30 同意第 1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 日程第 31 報告第 2号 専決処分の報告について
- 日程第 32 報告第 3号 定期監査の結果報告について
- 日程第 33 報告第 4号 例月出納検査の結果報告について
- 日程第 34 意見書案第 1号 農協関係法制度の見直しに関する要望意見書
- 日程第 35 意見書案第 2号 TPP等国際貿易交渉に関する要望意見書

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 議案第 3号 平成26年度置戸町一般会計補正予算(第11号)
- 日程第 3 議案第 4号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 4 議案第 5号 平成26年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 5 議案第 6号 平成26年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 6 議案第 7号 平成26年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第 8号 平成26年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 議案第 9号 平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 9 議案第 10号 置戸町教育委員会教育長の服務に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 11 議案第 12号 置戸町行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 13号 置戸町職員の住居手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 14号 置戸町児童センター条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 15号 置戸町森と住まいの支援条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 16号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 17号 置戸町道路占用料条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 議案第 18号 置戸町行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議案第 19号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 19 議案第 20号 保育の実施に関する条例を廃止する条例
- 日程第 20 議案第 21号 平成27年度置戸町一般会計予算

○出席議員(10名)

1番	嘉藤	均	議員	2番	小林	満	議員
3番	高谷	勲	議員	4番	岩藤	孝一	議員
5番	細川	昭夫	議員	6番	石井	伸二	議員
7番	竹内	雅俊	議員	8番	阿部	光久	議員
9番	佐藤	勇治	議員	10番	佐藤	純一	議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上	久男	副町長	和田	薫
会計管理者	鎌田	満	町づくり企画課長	栗生	貞幸
総務課長	中村	啓二	総務課参与	村松	登喜男
町民生活課長	田中	英規	産業振興課長	坂口	博昭
施設整備課長	菅野	博敏	地域福祉センター所長	鈴木	正美
施設整備課技監	高橋	一史	総務課主幹	高木	恭治
町づくり企画課財政係長	小島	敦志			

〈教育委員会部局〉

教育長	平野	毅	学校教育課長	蓑島	賢治
社会教育課長	今西	輝代教	森林工芸館長	五十嵐	勝昭
生涯学習情報センター次長	佐藤	百合子			

〈農業委員会部局〉

事務局長 坂口 博昭（兼）

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 中村 啓二（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本間 靖洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長	早坂	豊	議事係長	尾俊輔
臨時事務職員	中田	美紀		

◎開議宣告

○佐藤議長 これから会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は置戸町議会会議規則第122条の規定によって、4番 岩藤孝一議員及び5番 細川昭夫議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 本日、議会から提出された事件は、次のとおりです。

・意見書案第1号から意見書案第2号。

本日の説明員は、前日のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第 3号 平成26年度置戸町一般会計補正予算(第11号)から

◎日程第 8 議案第 9号 平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)まで

————— 7件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第2 議案第3号 平成26年度置戸町一般会計補正予算(第11号)から日程第8 議案第9号 平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)までの7件を一括議題とします。

12日に引き続き、議案の審議を行います。

〈議案第3号 平成26年度置戸町一般会計補正予算(第11号)〉

○佐藤議長 議案第3号 平成26年度置戸町一般会計補正予算(第11号)。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第11号)。

12ページ、13ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。1款議会費。2款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

14ページ、15ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

16ページ、17ページ。

4項選挙費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

18ページ、19ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

20ページ、21ページ。

3款民生費、1項社会福祉費。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 民生費の臨時福祉給付金の503万の減額でございますが、1,500万の予算を含んでかなりの額が減額ということなんですけど、実質的に対象者を抑えるというのは、税務の方の守秘義務もあって、担当の方ではなかなか抑えきれない部分あるかと思うんですが、おおよそ対象者のどの程度、何%ぐらいが今回の寄附金の給付の申請というか、これはあくまでも申請主義だから、いりませんと言えばそれまでなんですけど、実行率と言いますか、その率をおおよそ科目としてそういうものがあれば知らせてほしいと思います。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 今お話のとおり、対象者を仕分けするのが非常に難しく、今回の見込んだ当初予算の方では、1,150人を見込んで予算を計上しているわけでございますけども、その中に250人ほど特定扶養の関係の人数も見込みまして、大幅に見込みの増になったと申すことでございます。当初の1,150人を実績の718人で割り返しますと、実績が62.43%、62%が今回申請を頂いた実績と言うふうになります。今回は、先程言いましたとおり、250人ほど特定扶養の人数を課題に人数を見込み過ぎた分、それから、今回の給付金については、課税された、町民税課税の扶養になっている方の分も対象にならないと言う部分ございまして、なかなか対象者の人数の把握に非常に難しかったと言う部分がございまして、この実績になったと申すことでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

22ページ、23ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

24ページ、25ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

26ページ、27ページ。

2項児童福祉費。4款衛生費、1項保健衛生費。

4番。

○4番 岩藤議員 認定こども園等運営に要する経費なのですが、説明を聞き漏らしました。もう一度説明をお願いいたします。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 それでは、認定こども園等運営に要する経費、112万7,000円の追

加について再度ご説明を申し上げます。本年2月に国より、適用の保育単価の改正の通知がございまして、本年の26年4月にさかのぼると言うことで適用されるという旨の通知がございました。したがって、認可保育所の運営費負担金、こどもセンターどんぐりの分でございますけれども、111万円の追加と、認可保育所の広域入所について、これは留辺蘂のマリア幼稚園の分でございますけれども、1名の方、認可保育を受けている方がございますので、この分、1万7,000円を合わせまして、112万7,000円の追加と言うことでございます。

○佐藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員 児童福祉事務に要する経費と言うことでお伺いしますが、説明の中で予定の会議がなかったと言うことでしたけれども、その辺についてお答えをいただきたいと思っております。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 平成27年4月から、こども子育て支援新制度が始まるということで、その説明会等予定していたわけでございますけれども、北見の方で一回会議がございまして、それ以来、国及び道主催の説明会等がございませんでした。ほとんどが電子メールの方で情報の提供がございましたので、今回の会議はなかったと言うことで今回執行残を減額すると言うことでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

28ページ、29ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

30ページ、31ページ。

2項清掃費。6款農林水産業費、1項農業費。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 じん芥処理等に要する経費なのですが、委託料と言うことで減額補正になってますけれども、委託契約の方法と言うか方式と言いますか、ちょっと分からない部分がある、どうして減額になるのかと。年間通しての委託契約と言うことではないのか、それとも、目安があって少ない部分が出てきたので減額になったということなのか、その契約の方法についてお伺いしたいのですが。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 じん芥処理等業務委託料、63万5,000円の減額につきまして説明させていただきます。じん芥収集運搬外4業務の執行残は、5万3,000円です。その他、堆肥供給センターの生ごみ処理量においては、当初170トンと見込み予算を計上しておりましたが、実績見込みで20トンほど減少が見込まれます。また、可燃ごみの処理量につきましても、実績見込みで10トンほど減少が見込まれます。それで、生ごみの処理量の単価は、トン当たり1万6,200円で、20トンと言うことで32万4,000円の減額。それから、可燃ごみにつきましては、トン当たり2万5,785円と言うことで10トンほど減少が見込まれると言うことで、25万8,000円。合計で、63万5,000円の減額です。と言うことで、あくまでもじん芥処理収集、運搬だけではなく、ほかのクリーンセンターにおける可燃ごみの処理量の減、それから、同じく、北見市であります、廃プラスチック処理センターでは、ごみの排出量の減と言うことで、今回減額するものでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

32ページ、33ページ。

2項林業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

34ページ、35ページ。

7款商工費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

36ページ、37ページ。

8款土木費、1項土木管理費、2項道路橋梁費。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 道路橋梁の維持管理に要する経費の流木伐採等委託料の90万9,000円の減額ですけど、説明によりますと、ほぼ町道の管理の中で流木の伐採するような、該当するところがほぼ完了したので、その執行残と言うことで伺っているんですけど、まだまだ町道に木がかぶさって、今

回の湿った雪で枝が道路に覆いかぶさって折れたり、危険なところが若干見受けられるんですね。その状況の中で、山林の所有者との権利関係がどうなのか分かりませんが、特に、具体的に言いますと、中里の拓殖側から墓地に入るところ、あそこの所に雪捨て場ですね、常時今も大型車がどんどんあそこに積み込んでいるんだけど、あそこの行く間の両脇が非常に木が覆いかぶさって、今度、大雪か、若しくは、強風が吹くと非常に危険と言うか、倒れてきそうな所があるんですが、そういったことはもう少し、どう言う業者さんに委託しているのか分かりませんが、ある程度あそこをまだやると言うか伐採する事業が残っているのではないかと思いますけど、いかがですか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○菅野施設整備課長 今年度、流木伐採委託料として予算計上いたしまして、主に、高いところ、そう言うところは高所作業者も含めて依頼しました。ある程度太い木と言うことで、専門業者に伐採した経過です。お話された部分につきましては、一度、現地確認すると共に、もし直営である程度枝払い等ができる部分は執行していきたいと思っております。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員 相当高い木で太い枝なので、やはり業者の方に委託しないと相当難しい面があるんじゃないかと思うんですね。ほとんどかぶさってきていますので、あれが通行上、万が一事故があると大変なこと、管理上責任問われると思うんですね。それで、十分あの辺を見ていただいて、安全に通行できるよう、管理できるよう、再度現地を確認していただきたいと思っております。

○佐藤議長 施設整備課長。

○菅野施設整備課長 分かりました。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番。

○1番 嘉藤議員 町道境野第一雄勝線陥没復旧工事調査の測量委託料が今回できなかったと言うことですが、今後の予定等お知らせいただきたいと思っております。

○佐藤議長 施設整備課長。

○菅野施設整備課長 町道境野第一雄勝線の路肩下の陥没につきましては、毎年、融雪期、大雨の際に陥没して復旧工事を行っております。今年度調査設計を行い、地権者に状況を説明いたしまして協議を行ってきました。地権者からは、工事に対する理解はしますが、耕作地が潰れるのは避けたいと言う、そういう想いでありました。6回に及ぶ協議でしたが、今後も協議を行うことは地権者も了承されておりまして、来年度以降、大雨、融雪期の状況を確認してもらい協議を行っていきたく思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番。

○1番 嘉藤議員 本当にあそこの道路と言うのは、毎年春に陥没して大変通行止めになって危険な状態になる道路ですので、早急にと言いますか、これからも処理していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○佐藤議長 施設整備課長。

○菅野施設整備課長 雪解けの状況含めて地権者と現地確認等を行いながら協議を進めていきたいと思

っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

38ページ、39ページ。

4項住宅費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

40ページ、41ページ。

9款消防費、10款教育費、1項教育総務費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

42ページ、43ページ。

2項小学校費、3項中学校費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

44ページ、45ページ。

4項社会教育費。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 中学校の関係ですけれども、備品購入費、当初162万円で草刈機を買うような予定だったと思います。その他の備品として6万円と言う予算計上だったと思いますが、パネルを何十枚買ったとか、何かそう言う説明ありましたけれども、もう一度説明をお願いします。

○佐藤議長 学校教育課長。

○葦島学校教育課長 ご説明いたします。中学校教材の整備に要する経費でございますけれども、当初です、教材ではなく中学校費とすることでもいいですか。中学校管理に要する経費の備品購入費でよろしいですか。42万円の追加。それにつきましては、芝刈機購入に係る執行残とすることで38万円を減額してございます。その他に、今回、追加とすることで、今年4月から特別支援学級の在籍生徒が3名増えて、3学級6名となることによりまして、学級内に学年の異なった生徒が在籍することから、現在、3教室ある特別支援教室の内、2教室をパネルで仕切ることによって教室を確保したいとすることで、これからパネル12枚とホワイトボード1枚の購入代金、80万円を追加をして、差し引いて42万円の追加をお願いするということでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

46ページ、47ページ。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 学校支援事業に要する経費、地域コーディネーターとすることで35万円の減額と言うふうになってますけども、当初予算216万円だったと言うふうに出ていますが、これは年の契約と言うことではないんですか。例えば、実績に基づいて減額するとか、そういうことになるんですか。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 学校支援事業の地域コーディネーターの賃金の減額の部分ですが、地域コーディネーターとの契約は、時給契約になっていまして、出勤、日数、時間の実績によって支払いをしていると言う形で、年間契約と言う形ではございません。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 森林工芸館の管理に要する経費の中の工事請負の中で、玄関の改修を行ったわけがありますけども、今回の使われた部材の平米単価でしょうか、今回撤去した部材については、何年間で交換になったのか教えていただきたいのですが。

○佐藤議長 施設整備課技監。

○高橋施設整備課技監 今、交換された木材につきましては、交換する前につきましては、建設当初、昭和62年から建設して今まで使われてきました。この状態でいきますと、今回の部分についても同じく20年近くはもつのかなと思っております。

○佐藤議長 3番。

○3番 高谷議員 もう一点、使われた部材の平米単価についてもお伺いしたいのですが。

○佐藤議長 施設整備課技監。

○高橋施設整備課技監 工事施行面積が83平米あります。請負は363万9,000円になっておりますので、平米当たりが4万3,000円と言う単価になってございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番。

○1番 嘉藤議員 公民館教室行事等に要する経費と言うことで、健康と長寿を祝う集いの方で随分減額と言いますか、記念品等であったと言うことでしたけども、対象者70%見込みが53%と言うことで、随分参加者が低くなっているのかなと思いますが、その辺の押さえはどうなっていますか。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 健康と長寿を祝う集いの関係でございまして、まず記念品、報償費の記念品の減額につきましては、当初の予算では単価を8,000円程と見込んでおりまして、従来のタオルケットからオケクラフトを含めて特産品を含めて記念品としたらどうかと言うことであったんですが、日程が近づいてくる中で、対象者の方々、老人クラブですとか、そういう対象年齢に該当するような高

齢者の方に聞き取りをする中で、実際に日用品と言うんですかね、そういう形の方が喜ばれると言う声がありまして、従来のタオルケットで品質の良い物と言うことで、今年度で言いますと5,000円ちょっとと言うような単価で購入させていただいたと言うことで、その差額が減額になったという形になります。あと、参加者の方、需用費の食料費でその分減額になっているんですが、これは正直、どうしてこのぐらい率が下がったのかというのは、きちりと分析はされていないのですが、やはり高齢化によりましてなかなか家を出て来づらくなったのかなと言うことで、一部の中には送迎を含めて考えたらどうだと言うご意見もいただいている状況でございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

48ページ、49ページ。

5項保健体育費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

50ページ、51ページ。

12款公債費。

52ページ、53ページ。

13款給与費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、歳入へ進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。1款町税、1項町民税。9款地方交付税。11款分担金及び負担金、1項負担金、2項分担金。12款使用料及び手数料、1項使用料。13款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

6ページ、7ページ。

4項社会資本整備総合交付金。14款道支出金、1項道負担金、2項道補助金、3項委託金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

8ページ、9ページ。

15款財産収入、2項財産売払収入。16款寄附金。17款繰入金、2項基金繰入金。18款繰越金。19款諸収入、2項貸付金元利収入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

10ページ、11ページ。

4項雑入。20款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案にお戻り願います。

第2条 地方債の補正。

議案の5ページ。

第2表 地方債補正をお開き願います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案の最初にお戻り願います。

歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第4号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)〉

○佐藤議長 議案第4号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第4号)。

6ページ、7ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。7款共同事業拠出金。11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。2款国庫支出金、1項国庫負担金。4款前期高齢者交付金。5款道支出金、1項道負担金。6款共同事業交付金。7款繰入金、1項基金繰入金、2項他会計繰入金。9款諸収入、2項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第5号 平成26年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)〉

○佐藤議長 議案第5号 平成26年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第2号)。

4 ページ、5 ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、上段の歳入へ進みます。

2. 歳入。4 款諸収入、3 項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案へ進みます。

〈議案第 6 号 平成 26 年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)〉

○佐藤議長 議案第 6 号 平成 26 年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)。

第 1 条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書 (第 3 号)。

8 ページ、9 ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。1 款総務費、1 項総務管理費。2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、2 項介護予防サービス等諸費、3 項その他諸費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

10 ページ、11 ページ。

4 項高額介護サービス等費、5 項高額医療合算介護サービス等費、6 項特定入所者介護サービス等費。4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、2 項包括的支援事業任意事業費。

続いて、12 ページ、13 ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入へ進みます。

4 ページ、5 ページ。

2. 歳入。1 款保険料、1 項介護保険料。2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 項国庫補助金。3 款支払基金交付金。4 款道支出金、1 項道負担金、2 項道補助金。5 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

続いて、6 ページ、7 ページ。

2 項基金繰入金。6 款諸収入、2 項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第7号 平成26年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)〉

○佐藤議長 議案第7号 平成26年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第2号)。

4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、上段の歳入へ進みます。

2. 歳入。2款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第8号 平成26年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第3号)〉

○佐藤議長 議案第8号 平成26年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第3号)。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第3号)。

6ページ、7ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。2款水道費、1項水道事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

8ページ、9ページ。

4款公債費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入へ進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。1款使用料及び手数料、1項使用料、2項手数料。2款国庫支出金、1項国庫補助金。

3款繰入金、1項基金繰入金、2項他会計繰入金。4款繰越金。6款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案にお戻り願います。

第2条 地方債の補正。

第2条 地方債の補正は、議案の3ページ。

第2表 地方債補正をお開き願います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案へ移ります。

〈議案第9号 平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)〉

○佐藤議長 議案第9号 平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第3号)。

6ページ、7ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。2款下水道費、1項公共下水道事業費、2項農業集落排水事業費。3款公債費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入へ進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。1款分担金及び負担金、1項分担金。2款使用料及び手数料、1項使用料、2項手数料。

3款国庫支出金、2項地域自主戦略交付金。4款繰入金、1項他会計繰入金。5款繰越金。7款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案にお戻り願います。

第2条 地方債の補正。

第2条 地方債の補正は、議案の3ページ。

第2表 地方債補正をお開き願います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案第3号から議案第9号までを通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、しばらく休憩します。

意見調整を行いたいと思いますので、議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。開会時間は後程連絡いたします。

休憩 10時14分

再開 10時17分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第3号から議案第9号までの7件を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第3号 平成26年度置戸町一般会計補正予算（第11号）から議案第9号 平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）までの7件について一括討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第3号から議案第9号までの7件について討論を終わります。

これから、議案第3号 平成26年度置戸町一般会計補正予算（第11号）から議案第9号 平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）までの7件を一括して採決します。

議案第3号から議案第9号までの7件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第3号 平成26年度置戸町一般会計補正予算（第11号）から議案第9号 平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）までの7件については、いずれも原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第10号 置戸町教育委員会教育長の服務に関する条例の制定についてから

◎日程第29 議案第30号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例まで

————— 21件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第9 議案第10号 置戸町教育委員会教育長の服務に関する条例の制定についてから日程第29 議案第30号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例までの21件を一括議題とし質疑を行います。

〈議案第10号 置戸町教育委員会教育長の服務に関する条例の制定について〉

○佐藤議長 まず、議案第10号 置戸町教育委員会教育長の服務に関する条例の制定について。
質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

〈議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例〉

○佐藤議長 議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整

備に関する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

〈議案第12号 置戸町行政手続条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第12号 置戸町行政手続条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

〈議案第13号 置戸町職員の住居手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第13号 置戸町職員の住居手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

〈議案第14号 置戸町児童センター条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第14号 置戸町児童センター条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

〈議案第15号 置戸町森と住まいの支援条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第15号 置戸町森と住まいの支援条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

〈議案第16号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第16号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

〈議案第17号 置戸町道路占用料条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第17号 置戸町道路占用料条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

〈議案第18号 置戸町行政財産使用料条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第18号 置戸町行政財産使用料条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

〈議案第19号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第19号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

〈議案第20号 保育の実施に関する条例を廃止する条例〉

○佐藤議長 議案第20号 保育の実施に関する条例を廃止する条例。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

〈議案第21号 平成27年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 議案第21号 平成27年度置戸町一般会計予算。
質疑は条文ごとに進めます。

別冊予算書を用意願います。

第1条 歳入歳出予算は、事項別明細書33ページ、34ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。1款議会費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

35ページ、36ページ。

2款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

37ページ、38ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

39ページ、40ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

41ページ、42ページ。

質疑はありませんか。

2番。

○2番 小林議員 42ページの番号制度の関係でお聞きしたいんですけども、北海道自治体情報システム協議会負担金が1,100万ほどかかっているんですが、中身をお知らせ願いたいと思います。

○佐藤議長 総務課長。

○中村総務課長 番号制度の関係の負担金関係ですけども、議案の説明の時に資料の説明をいたしませんでしたので、資料にシステムの経費等が載っていますので、それを見ていただきたいと思います。この緑色の資料の27ページになります。番号制度につきましては、制度につきましては説明いたしましたので制度の説明については省略させていただきますけども、昨年、26年度に補正予算をいただき、さらに今年度、新年度で予算措置をしております。自治体情報システム協議会の負担金ですけども、各種番号制度に関わるシステムの改修に関わる経費の負担となります。ここに記載をしておりますけども、住民基本台帳システムから障害者福祉システムの改修までのシステムの改修の経費となります。今年度におきましては、1,187万5,000円を予定をさせていただきます。

財源につきましては、基本的には国10分の10になっておりますけれども、一部地方税システム、この財源の、27年度の財源を見ていただきたいと思いますが、財源の内訳に一般財源とありますけれども、基本的には10分の10でいきますけれども、一般財源に記載をされているシステムの国庫補助につきましては、3分の1が町の一般財源となりますけれども、この一般財源につきましては、後程、特別交付税の措置があると言うふうになってますので、一端は町費で支出をしますけれども、後程、特別交付税で財源が交付されるというふうになっております。国の補助金が838万1,000円。一般財源が349万4,000円。合わせて1,187万5,000円というふうになっております。以上です。

○佐藤議長 2番。

○2番 小林議員 分かりました。次の、中間サーバーの利用なんですけども、これはどう言うものなのかお聞きします。

○佐藤議長 総務課長。

○中村総務課長 それぞれの自治体、機関がいろんな情報をやり取りするように、直接やり取りすることによって情報が漏れるだとか、そう言うような心配がありますので、それを守るために一端中間サーバーで情報を受けて、そこにある情報をそれぞれの機関が情報を取りにいくと、そんなふうになっています。

それで、この中間サーバーにつきましては、地方公共団体それぞれが負担、設置するということになりませんので、全国2箇所に設置をするというふうになっております。これは、地方公共団体の経費節減のため、それと、先程言いましたけれども、情報を管理するセキュリティの問題。それと、運用を安定的に確保すると、そんなことを目的に地方公共団体情報システム機構が開発、そのシステムを開発、管理運用すると言うふうになっています。そこに支払う、基本的には開発費に係る経費、それと、管理運営に係る維持管理費について支出をするんですけども、地方公共団体からそれを利用するということで、利用負担金と言う形で経費を挙げさせていただいております。開発経費につきましては、26年、27年で終わるんですけども、28年度以降につきましては、先程も言いましたけども、管理費に対する維持、管理費、運営費について支出が出てくるというふうになっております。以上です。

○佐藤議長 2番。

○2番 小林議員 利用の関係については分かったんですけども、全国で2箇所の設置をするということですけども、例えば、置戸の役場が使う場合は、置戸の番号みたいなのがあって、それでセキュリティが万全に起動するのかどうかということをお聞きしたいんですが、その辺はどうですか。

○佐藤議長 総務課長。

○中村総務課長 万全だと今の時代言えないと思いますけども、より安全な方法として一箇所で運営するよりも何箇所かで分割して管理をするということ、よりセキュリティを確保するというふうになっています。それと、個人の番号につきましては、基本的に個人番号につきましては、12桁の住民票をランダムに加工をして番号を設置するということになっていますので、その仕方だとか、その辺の管理について万全な体勢をとっていますので、なるべくそれが漏れることのないような方法で実施をしようと、こんなふうになってございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 今の上の方になりますけども、例規類集作成委託料、昨年度は97万2,000円の予算だったと思います。今年度増えた理由をお知らせ下さい。

○佐藤議長 総務課長。

○中村総務課長 例規類集作成委託料、162万円ですか。これは実績に基づいて予算措置しておりますけれども、概ね例規集の1ページと言ったらいいんでしょうか、1ページ当たりの単価が概ね3,000円というふうになっています。それで、今年度の想定する加除数を積算をして予算措置をさせていただいております。それで、昨年度、年によって多い時と少ない時ありますので、26年度の補正予算につきましては、12万円の増額をさせてもらってますけども、昨年、新規条例の制定が多かったので、件数が増えたということで12万円挙げさせていただきました。今年度は、去年ほど多くないだろうということで、162万円予算措置をさせていただきました。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 昨年度よりも今年度はそれほど少くないだろうということで金額が増えているということですか。

○佐藤議長 総務課長。

○中村総務課長 失礼しました。162万につきましては、昨年度と同額を挙げさせていただきました。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

43ページ、44ページ。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 ホームページについて若干伺います。町のホームページについては、町の重要な情報だとかメッセージだとか、それを瞬時に発信する、町民の外に町外にとするか、そういった機能を

持っているわけですが、そう言ったことを含めると、今回の勝山温泉の休業に対してメッセージというのがホームページに出ていない。そして、町民、あるいは町外の人が非常に注目しているし、どうなんだろうと言う、非常に心配とかあったわけですね。置戸タイムスとか、外の新聞に若干は出た、広告としては出ているんですけど、基本的にはこういう本当に町のメッセージ、重要な発信、そう言ったことは積極的にホームページを活用して、利用者だとか町外の人に対する発信、そう言ったものに努めて頂くべきだと私は思うんですが、そのホームページの管理と言うか統括するところ、どういう考えを持っているか分かりませんが、その辺の考え方をお知らせしたいと思います。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 従来は、広報広聴の方でホームページを担当しておりましたが、ホームページの公開に伴いまして、各課でも情報発信できるような形を取っているしいでございまして。それで、なるべく早く新しい情報につきましては、ホームページに掲載するような形をお願いはしているところですが、今一度、各課に対してそこら辺住民に知らせなければならない情報等がありましたら、今後とも迅速に周知するように徹底していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員 それと、勝山温泉の件についてはですね、担当課長さんに若干このことについて私の方から問い合わせして早く周知すべきでないかということで電話で問い合わせたところ、置戸タイムスとホームページについては、今、検討中であるということで、タイムスはその週に出たんですけど、ただホームページに中々立ち上がってこないんですね、今、町民生活課長がおっしゃった通りですね、これは本当に町の重要なメッセージですので、やはりここで発信ということをしつかりと受け止めてですね、こういった重要な課題については、町民、町外の方にも影響を及ぼすことですので、是非そのことについて認識をしていただいてホームページを活用していただきたいと思っております。以上です。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 勝山温泉ゆーゆの休業についてはですね、お電話で佐藤議員の方から色々助言いただいております。今ホームページでのですね、町民利用者の皆様のお知らせについては、遅くなっておりますが協議進めてですね、ホームページでのお知らせ等についても対応して参りたいと考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 ホームページの関連ですけども、例えば、公民館なり情報センターでイベントなり行事がありますよと言うようなお知らせとかって言うのは、ホームページでは一切出てこないんですよ。ブログの方でこう言うことがありましたと言う結果は出るんですけども、と言うことを考えるとお知らせ的な、町内でこういうことがありますよと、そういうのを前もって乗っけてくと言うことの方が重要かなと言うふうに思うんですが、そのあたりも加えて、更新の方をしていただきたいと言うふうに思います。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 各関係課と調整してそこら辺これからですね、ホームページの在り方等ですね、

協議検討していきたいと思いますので、宜しくお願いいたします。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。11時から再開します。

休憩 10時39分

再開 11時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の質疑を続けます。

〈議案第21号 平成27年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 議案第21号 平成27年度置戸町一般会計予算事項別明細書。

45ページ、46ページ。

歳出。2款総務費、1項総務管理費、財政管理に要する経費から。

質疑はありませんか。

2番。

○2番 小林議員 財政管理に関する経費の13節の委託料の関係なんですが、もう少し詳しくご説明
いただきたいと思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 財政管理に要する経費の公会計統一基準導入支援業務委託料についてのご質問
間でありますけれども、現在、各自治体におきましては、公会計制度が導入をされてございます。

置戸町におきましても平成22年度決算から導入をいたしまして、合わせて公表をしているところで
あります。ただ、この導入についてはですね、全国的な課題と言うことで当初から方式が2種類ほ
どございました。一つは、総務省の方で出しました、総務省改定モデルと言う方式と、それから、基
準モデルと言う2つの方式がございまして、結局一つにならなかったがために現状の中では、中々自
治体間の比較ができないと言うことがございまして、この間ずっと国の方で議論をされてきた経過が
ございます。その中でこの度、この方式については一つのものとして全国统一で導入を下さいとい
う要請がございまして、それに係る経費と言うことになります。なお、現在でも当初、相当の金額を
出しまして、550万程度だったと思いますけれども、うちも公会計制度を導入してございます。全
く新たなものを導入するということではなくて、現状のものバージョンアップと言うような考え方
のもとで、最小限の経費に抑えた中で新たな新基準の方に移行して参りたいと言うような考え方ご
ざいます。

○佐藤議長 2番。

○2番 小林議員 この委託先はどこになるんですか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 現在の公会計制度の導入元と言いますのは、札幌の業者になります。事業者
名の方を申し上げますが、株式会社吉岡経営センターという業者さんになります。この業者につき

ましては、今回の新たな公会計制度のシステムにおきましても、恐らく同等のものが全国的に導入をされる予定でありまして、そう言った意味では、全国的に3本の指に入ると言う業者でございますので、引き続き、そちらの方の新たなシステムを導入して参りたいと言うふうに思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

47ページ、48ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

49ページ、50ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

51ページ、52ページ。

質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 工事請負費の中の拓殖住民センターの改修工事と言うことで、工事の中身についてちょっとお伺いしたいのですが。

○佐藤議長 総務課長。

○中村総務課長 拓殖住民センターの改修工事ですけれども、3,500万円予算措置をさせていただいております。

このセンターにつきましては、31年経過して老朽化していますので、今回大規模改修を行うと言うことで考えております。それで、改修内容につきましては、地域の要望、それと地域の役員の方と打ち合わせをしながら進めさせていただきまして、内容等につきましては、基本的に、屋根の改修、講堂の天井の改修、ストーブの取り替え、窓枠をプラスチックに変更、それとトイレの改修、和室の内装のクロスを取り替え、あと廊下出入り口のドアの取り替え、それと外装の塗装、これが主な大きな改修内容となっております。それと細かい備品の取り替えだとかありますけれども、今言ったのが大きな工事内容となっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 上の備品購入費のところなんですけれども、説明でぼつぼ内の電話器、公衆電話とかって言う説明があったと思うんですが、もう一度お願いできますか。

○佐藤議長 総務課長。

○中村総務課長 備品の15万円の件ですか。15万円につきましては、通常の予算措置で、去年は157万円見ておりました。その中身につきましては、川向住民センター講堂の暖房用FFストーブの取り替え、それとコミュニティーホールの電話の設備の更新がありましたけれども、今年、それを合

わせて142万円ありませんので、その分減額となっております。15万円は通常の予算措置となっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 竹内議員 財産事務に要する経費の13節ですか、委託料。ここで説明の中で若松団地を宅地化すると聞いたんですけども、もう少し詳しく何か分かっていたら。

○佐藤議長 総務課長。

○中村総務課長 若松の元職員住宅があったところです、今、まだ1軒残っているんですけども、昨年取り壊しをしまして、もう1軒あるんですけども、そこを今年解体をいたしまして、その跡地、面積では1048.62平米ありますけれども、そこを整備をいたしまして宅地として分譲したいと言うふうに考えております。それで、区画数につきましては2区画を予定しております。概ね130から140平米程度の面積と言うふうになっております。

以上です。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 石井議員 ただいまの委託料の部分の更に2つ下になりますか、新規と言うことになりますか、公共施設等総合管理計画策定業務委託料270万円、説明では、10年の計画を立てていくと言うことなんですが、もう少し内容について詳しく説明をお願いしたいのと、またこれを立てることによって今後、公共施設等の更新等にもいろいろ影響があるのかどうか、その点をお伺いをいたします。

○佐藤議長 総務課長。

○中村総務課長 公共施設等総合管理計画策定業務委託料270万円ですけれども、公共施設、国も地方も同じなんですけれども公共施設が老朽化して、これが大きな課題となっているということで、国におきまして平成25年11月にインフラ長寿命化基本計画というものを策定をいたしまして、それを策定をすることによって、公共施設の更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行うということです。その計画に基づいて、財政負担を軽減、平準化、公共施設等の最適な配置を実現するというような目的で策定をされたものなんですけれども地方公共団体におきましても、国と足並みを揃えて計画を立てなさいと言うふうな指導がありましたので、同じような目的で計画を立てることになっております。目的は先程申しましたものと同じですけれども、町が所有する全ての公共施設が対象となります。更新、統廃合、長寿命化等についてですね、更にその施設の管理に関する基本的な考え方を、この計画に記載をすると言うふうになっております。

基本的に10年と言いましたけれども、計画10年の間に施設をどのように維持管理をしていくかと言うことが、この計画に盛り込まれていくと言うふうに考えられます。その計画に基づいて計画の公共施設の改修、修理等を実施していくということになりますので、この計画によって実施することによって、先程言いましたけども、財政負担の軽減、平準化、公共施設の最適な配置を実現すると、そんなふうな形になるかと思えます。ただ、作ったらそれで終わりと言うことではなくて、作った後もですね、毎年その中身について見直しを行っていくと言うふうに考えてございます。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 財政面の方から補足の説明をさせていただきますけれども、ただいま総務課長の方から申し上げました通り、基本は公共施設の維持、延命でありましたり、更新にあたりまして、一時期に集中するような財政負担をできるだけ平準化をした中で有効に活用をしていくと言う建前でございます。ただ、今回この計画は3年の内に作りなさいと言うことになっておりますけれども、現状、国の方の様子を見ておりますと、この計画を作らなければ、既存の施設の改修事業や新規事業であっても補助の対象にはなりづらいと、これを作ることで優先されると言うような位置付けになっていくような計画でもございます。

それから、この計画の中で、もし建物を壊したいと言うような場合がございました時に、現在までは一部の事業では建て替えのための取り壊しは補助対象になってきたんでありますけれども、一般的に用途廃止をして単なる除却をしたいと言った場合の財源措置は特別ございませんでした。ただ今回、この計画を立てることによりまして75%程度というふうに言われておりますけれども、起債を起せると財源対策ができるという側面もございまして、また改修等の場合におきましても、この計画に載っているものであれば、若干の交付税措置のある記載の方も検討されている状況でありまして、いずれにしましても施設の管理面と、それから財政的な負担の問題、両方の為にこの計画を策定をするということでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 石井議員 参考までにいいんですけども、こう言った計画を策定業務の委託先と言うのは、どのような業種の方々になるか、想定されるかをお知らせ願います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 先程、公会計制度の方でもご説明申し上げましたが、この公共施設等の総合管理計画の策定にあたりましては、町の財産の洗い出しが必要になって参ります。現在、公会計制度の方で、実は資産台帳と言うのをもっております。それを活用してですね、この計画を立てて参りたいと言うふうに考えておりまして、言ってみれば公会計制度の中で活用している資産台帳の言ってみれば、そのデータを活用した計画を立てられるシステムをもっているところと言うふうになって参りまして、先程ちょっとお話ししました、公会計の方で言ってみれば全国で進んでいるという業者に公会計の方をお願いしておりまして、それと合わせてですね、検討する方がコスト的にも安いだらうと言うこともございまして、現在、公会計をお願いしている業者さんの方と、いろいろと内容について検討させていただいている状況でございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

53ページ、54ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

55ページ、56ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

57ページ、58ページ。

質疑はありませんか。

5番。

○5番 細川議員 中程の、ふるさと銀河線跡地周辺整備に要する経費で委託料が、この名目が木道プロムナード実績委託料になっております。敢えてこれにこの名目で委託すると言うことは、この委託の内容はプロムナードだけと言う理解でよろしいですか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 事業の名称についてのご質問でございますけれども、現在までこのエリアの整備につきましては、この木道プロムナードと言う呼び方をして、基本設計でありましたり、試験施工の経費でありましたり計上させていただいてきております。現時点までの考え方の中で、木道プロムナード実施設計委託料と名称といたしましたけれども、エリア全体についての事業を含む実施設計の内容として捉えて頂ければと言うふうに思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

5番。

○5番 細川議員 念のためにもう一度お聞きしますが、そうすると、この跡地全体の公園計画を委託すると言うことでよろしいですか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 その通りでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 今、試験施工と言うことで、ぼっぼの横に15メートルの長さですか、木質再生木材の木道を町民の皆さんに見せて、アンケート調査をしていると言うふうな状況ですけれども、試験施工ですから正確な金額は出ないと思うんですが、平米当たりの単価と言うのはいくらになるんでしょうか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 今ちょっと数字を持ち合わせておりませんので、後程ご回答させていただくことでよろしいでしょうか。ちょっと昨年度の予算計上から面積として15メートルの幅2.5メートルですから、単純に割り算をすれば出てくるんですけども、ちょっと計算をさせていただきたいとします。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 今、計算してみないと大体の平米単価が出てこないと言うことなんですが、先程、高谷議員の方で工芸館の玄関前の昨年度の予算でやった玄関前工事、平米数と単価と割り返したら5万円まではいかないのかなと言うふうな計算になると思います。平米当たり。それと比べてみたかっ

たんですが、木道プロムナード、再生木材って言うものを利用してと言うような計画で、ああ言う見せ方っていうか町民の意見を聞くような形になっていますけども、僕個人的にと言いますか、やっぱり置戸なので木の町置戸って言うことを考えると、本物の木を使ってやった方がいいだろになって言うふうな僕の中でそう言う想いはあります。それで維持管理の費用ですとか、また建設費がどれ位、木道の部分だけ無垢の木を使うことによって差が出てくるのか、そんなことを知りたいと思ったものですから、単価を教えてくださいなと言うように思ったところです。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 数字の話と含めまして、後程ご説明をさせて頂くことでよろしいですか。宜しくお願いいたします。

○佐藤議長 3番。

○3番 高谷議員 今の試験施工している部分ですね、昨年の秋に施工してから町民の皆さんに見ただいてアンケートと言うことと、それと、冬の間の凍上であったり、歪みとか収縮であり、そういうもののデータと言うのは、随時とっているのか。それとも、春までそのまんまの状況なのか、教えていただきたいのですが。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 現在、施工しておりますけども、工期を3月の末の方に設定しております。この間の委託業者との打ち合わせの中では、定期的に高さと言いましょか、レールの高さ、施工面の高さ等について、あとポイントを絞りまして、ポイントとポイントの間の距離ですとか、そんなことについても実施をしていただいていると言うふうになってございます。

それから、先程説明ができませんでした、試験施工に係る平米単価でございますけども、約6万3,000円ほどになっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 平米当たり、6万3,000円と言うことなんですが、先程の森林工芸館前の玄関前、ホームページに出ているんですが、入札結果で、360万9,000円。それで約83平米と言うことで、単純に計算すると、施工の方法とか全く違うんでしょうけども、4万3,000円ぐらい、平米単価ですね。それと比べると、再生木材でやると、6万3,000円と言うことになると、無垢の木材でやる方が安いと言うことになるんですが、だとすれば数年ごとに起きうるであろうメンテナンス、あるいは改修とかって言うことを含めると、置戸らしいと言うことを加味すれば木の方がいいのかなと思うんですが、課長いかがでしょうか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 先程申し上げました、平米単価、実は工事金額と面積だけで単純計算で、6万3,000円程度になっていると言う話をさせていただきましたけれども、実際の試験施工の内容につきましては、この試験施工にあたっての基礎部分となります、枕木等の入れ替え作業、工事作業含めてやっておりますことと合わせて、先程、ご質問のありましたとおり、試験作業と言うのも一式全て入っております、その辺の設計内容手元にございませんですけども、通常の話でいきますと、本当に木道部分の工事に係る部分は、おそらく4万前後だったと言うふうに思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 仮称、木道プロムナード、ぽっぽの裏側の全体の工事費、あるいは形つてものがしっかり見えてこない、その金額の中で占める木道の部分の割合っていうものがでてこない、一概に再生木材にしたほうがいいか、若しくは本物の無垢でやったほうがどれぐらいの割合を占めて、どれぐらいの今後コストがかかってくるかって言うことは見えてこない、実設計が上がってこないとはっきり判断できないのかなっていうのもありますけれども、想いとしては、木道の部分だけ例えば本物の無垢に変えたとしても、倍、ないし3倍、それぐらいなものが全体工事の中に占める割合とすると、それほど大きな金額ではないと言うような、そういう判断となったときには、是非とも今まで通り、置戸の町づくりを進める上でいろんな部分に気を使ってきたと言うものは、やっぱり捨ててほしくないなと言うことがありますので、そのことだけ伝えておきたいと思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 いろんなご意見があると言うふうに思います。今回の試験施工につきましては、終了がおおよそ5月まで位と言うふうに考えておりました、その後、調査結果とアンケートも実施しておりますので、それらを元に、住民の皆様にも説明する機会ですとか、議員の皆様とも協議する機会もございます。その段階で比較論までの数字を用意できるかどうかわかりませんが、施工後の例えば管理にかかる経費とか、そういうことも含めた検討は、それまでの間、内部的に実施してまいりたいと思います。それも含めまして説明等を行っていきたいと言うふうに考えておりますのでご理解の程、お願いしたいと思います。

○佐藤議長 3番。

○3番 高谷議員 今、岩藤議員から言われましたように、可能性を求めていく意味でもね、地場産の木ということも、是非検討の内容として、検討と言ったらあれなんで、協議の内容としてその辺は持っておいていただきたいと言うふうに思います。

一般質問の細川議員とのやり取りの中で、想いはやはり木を使いたいという想いは町長持つてると言うようなお話ありましたので、今の工芸館の敷地の、昭和62年に建設して現在までそれが使われてきたと言うことは少なくとも25、6年は可能性としてあるとすれば、これも一つの検討として、これからの中で持っておいていただきたいという想いがありますので、それもできれば地元産の、地場産の木を使うって言う、そういう想いは、きちっと持っておいてほしいというのがありますので、要望として出しておきたいと思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 ただいまいただきましたご意見等ですね、この試験施工終了後の、新たな実施計画に向かう段階での検討材料とさせていただきますと言うふうに思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

2番。

○2番 小林議員 工事請負費の常呂川の橋桁の撤去が、6,700万程もってますけども、まず1つはですね、鉄骨の部分はどうしてるのかということと、鉄骨も含めて設計の中で売払いしちゃうのかどうか、その辺、まずお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 今回の予算に計上いたしました6,700万円での内訳では、その辺のことも含めておりません。従いまして、撤去後にこちらの方ですね、競売等にかけていと、このように考えております。

○佐藤議長 2番。

○2番 小林議員 分かりました。それでは、もう一つ聞きますけども、両方に橋台がありまして真ん中にピアが2つあるのかな、それらはきちっと取ってしまうんですかね。その辺は。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 工事内容ですけれども、鉄道が走っていた状況の中で橋台なり橋脚、それから橋桁、橋桁の上には、先程ご質問のございました線路等も残っております。これらについては、一切切全部撤去すると言う考え方でございまして、特に橋台の部分はですね、護岸の方との関連もございまして、撤去後のその辺の護岸もきちっと戻す形での工事内容と言うことになってございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 石井議員 少し参考までにお聞かせを願いたいと思いますが、今回木道プロムナードの実施設計委託料、これは予想される総事業費の何パーセントというか、そういう算定の仕方ですね、それをお聞かせ願いたいのと、今回は、土木工事的な部分が多くあると思うんですけども、例えば建築物と言うか建物の部分の実施設計委託料との差と言うのがあるかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 予算計上にあたりましては、一般的にはですね、土木の場合も建物の場合も予想される、想定される工事金額から追いまして設計委託料等、ある程度積算をするということになっております。それで基本設計の時にお話を申し上げたところでありますけれども、詳細ではありませんが、2億円位はかかるのかなと言うお話を申し上げておりました。その中でそれにかかる通常の設計委託、当然そういう考え方の他にも参考の見積もり等も頂戴した中で、この600万円の予算を計上させていただいているところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 開町100周年記念事業に要する経費なんですが、実行委員会の方に交付金と言う形で出して、実行委員会の方が中心になってやるということになって、進めていると思っておりますけども、本当の噂程度しか聞いていないんですが、野外コンサートを鹿ノ子ダムでやるというような話が、今出てると言うようなことをちらっと聞いたんですが、本当にそういう予定になったのか、変更になったのか、あくまでも噂の段階なのか、それだけお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 ただいまのご質問ですけれども、野外コンサートの方を担当しておりますグループの方で、先日、町の方に相談がございました。現在までは、いろいろな場所を検討した中で、スポーツセンターの横のグラウンドで実施をするということで、すでにポスター等も第1弾を全道各地に掲載してもらうと言うことで、これはPR済みと言いましょうか、そんな状況になってございま

す。

ただ、内容をお聞きしますと、出演するアーティストの選考に当たりましてですね、中々難しいことがあるようでして、金額もさることながら、イベントの趣旨に対して賛同もいただかないと、中々、俗に言う大物アーティストは出演交渉が難しいんだと言う状況なんかございます。スポーツセンターの横でやるのが言ってみれば依頼をする際にですね、100周年ということだけで実施をすることで快く引き受けてくれるかどうかと言うことなんかも、現在業者さんの方と、いろいろと相談をさせていただいておりますけれども、やはり難しいと言う結論であったようであります。

従いまして、言ってみれば実施をした映像ですとか、その後の宣伝ですとかいろんなことを考えた時には、100周年記念事業としての位置づけは当然ありますけれども、これを将来に向けてもできるだけ置戸のPRですとか、これからもやはり、そう言ったことなんかも継続できればいいなと言う想いとかそんなことも含めて、再度、開催場所の検討がされたようでありまして、現時点では、お話としては鹿の子ダムの上の方の、言ってみれば湖水まつりを実施している会場あたりでやってみたいなど。それはあくまでも出演者に対する交渉経過と自分達の考えと、いろいろとずっと調整をしてきた中でのこととして、相談がまいりました。

当然、使用いたします場合には、町の土地でございませぬから、いろんな関係機関なんかとも相談申し上げなければなりませんけれども、なんとかそういう部分では許可がいただけるのかなと言うことは、我々としてはちょっと押えたところであります。後は、これからチケット販売ですとか、最終的にはアーティスト、出演者の名前も載せたポスター等も、実は少しチケットの発売なんかも含めて遅れる状況になってございまして、正式には、今月末ぐらいまでの間で方向性を決定してまいりたいと言うふうに思ってます。なお、実施場所につきましても変更する際にはやはり、最終的に実行委員会の組織を作って現在まで、この検討を進めてまいりましたので、変更すると言うふうに決定した場合には、3月内のうちに実行委員会の方に最終ご相談を申し上げた中で決定をしていくと言うような形になろうかと言うふうには思っています。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員 若者が中心になって野外コンサートっていうのを計画して進めていくということになっていて、途中経過も町内回覧板で、ぼっぼの裏でやるので、騒音とかそういうことで迷惑をかけるので町内の皆さん、その当たり宜しくお願いいたしますと、そういうような回覧板を回して下さいって言うようなことで、お願いにきた経過もあります。その時に、グループのリーダー方に言ったのですが、やる気とか気持ちは分かるけど、もう少し具体的に決まってから町民の皆さんにお願いして回らないと、今こんな早い時期から中身何も決まっていなくてのにポスター作ったり何だりしたって、ちょっと理解得られないから、用紙みたいなものを作って、きちんとペーパーにして回さないと駄目だって言うようなことを言ったこともあります。それがこの期に及んで会場を変えようと言うようなことになるとですね、また全然違うイベントになってしまうのかなと言うふうに思います。

確かに湖水まつりのやっているところは、以前花火大会ですとか、そういう花火を打ち上げたりとか、そういうイベントをするには最適な場所と言うように思いますけれども、水の施設がないですとか、湖水まつりのときにも、かなりそのあたり苦労していると言うような現状もあります。そこでやりたいと言うことで努力すると言うことで計画を練っているんでしょうし、また、この予算2,00

0万円ですか、一応組んでいる金額内に収めようと言うことでやっていることだとは思いますが、せっかく作ったポスターが、また1つ無駄になってしまったのかなと言うような気もしますし、そのあたり若者中心とはいえグループのリーダーに立っている人は、それなりの見識のある人がリーダーになっていると思いますので、そのあたりしっかり進めていってほしいと思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 ただいま岩藤議員の方からお話のありました内容についても、それから私共の行政としての立場もございますので、その辺、十分お話し合いをしながら今後作業を進めてまいりたいと言うふうに思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 竹内議員 もう一回プロムナードの方に戻ります。いろんな声が最近このアンケート、町内を回って声が出てきました。早くから町民も声をあげればいいんだと私は思うんですけども、そういう会議をどんどんやっている時に出ないで、この場になってうわっと。そんな高い金出してやる必要あるのかと言う声がどんどん、どんどん出てきているのは確かです。

私個人的な感情を申しますと、この工事をやるのにあたって、補助金と言うんですか、起債を起こすようなものを使っていくんだろうとは思いますが、あの場所自体がとてもいい場所なんですよ、置戸町にとって。将来何かに使う、奥の方もあります、営林署の方もありますけども、町場のど真ん中、逆に言ったら、あんまり経費をかけない、何千万でできるんだったら町単費でやって、いつ壊してもいいような状態というのも一つかなと、そう思った時にあの線路を隠すか隠さないのがいいのか、あるいは周りを芝生でもいいのでないかと言う声もでております。やれ、やるなと言う声が少しずつ上がってきているのは確かでありますので、一つ今後の実施計画、その前に話し合いがあると聞いておりますので、そう言ったことも頭に入れながら無理して背伸びした立派なものを建てるのが本当に良いのかどうか、一つ、もう一度頭の中に入れていただきたいと思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 いろいろとお話をさせて頂いた中で、町民の皆さんからアンケートによるご意見ですとか、この議会の場でも頂いたところであります。いずれにしても、そう言った声などもきちっと我々の方としても、考え方整理をした上で、改めて意見を聞く場所、設けた上で実施設計に向かってまいりたいと、このように考えております

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

59ページ、60ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

61ページ、62ページ。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 住民活動に要する経費のコミュニティ活動助成金についてですけど、2年越しで今回総額で2倍になりまして、大体自分の所の自治会で計算すると、ほとんど皆さん、倍ぐらいになっているんだと思うんですけど、算定根拠の説明の中で一自治会当たりの定額の部分を10,800円に上げると言うことで、最上限に全部上げると言うことの説明を受けました。それはそれとして、財源の148万2,000円をどう割り振るかって言うことの算定根拠の一つだと思うんですけども、ただ、この問題は何と言っても自治会員の会員の少ないところの実財源の非常に困窮していると言う、その発想から出たわけなんですけど、今言った通り、10,800円のいわゆる一自治会当たりの均等割りと言いますか、その部分をですね、逆にもう少し上げて、一戸当たり300円を800円に上げると言う戸数割りを若干修正って言うか、それを調整するって言う考えがないかどうかですね、伺いたいと思います。と言うのは、どうしても300円から800円に上がるということは、1戸当たり500円上がるわけなんですけど、これは結局、戸数の多いところには、この500円の差が比例していくわけですね。逆に戸数が少ない10数戸のところはですね、結果的には数千円と言うことになるんで、要は、この発想からいくとできるだけ下の会員の少ない自治会をですね、できるだけ助成金をアップさせてほしいと言う要望からきてますので、その辺の検討は如何なものでしょう。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 従来、30世帯未満、6,600円。30世帯以上50世帯未満、8,400円。それから、50世帯以上、10,800円と言うことで、やはり小規模な自治会ほど助成額が少ないと。同じ会議をしても小規模自治体ほど負担がかかると言うようなお話も耳にしておりますので、一応、公平と言うことを考えまして、30世帯未満につきまして10,800円と言うことで、4,200円ほどアップしております。それから、防災活動だとかいろんなことを兼ねたコミュニティ活動の充実等を考えて、300円から800円と、500円アップと言うことで、この基準については、私自身、公平、公正だと思っておりますので、今のところこの額で進めていきたいと思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 税金を使うわけですから、公平、公正に不公平のないようにと言うことは正にその通りだと思うんですけど、ここの趣旨ですね、コミュニティ活動助成金を増額してくれと言う趣旨、想いをできるだけ小さな自治会ですね、自治会の再編もいろいろ経緯はありましたけど、どうしても再編できなくて本当に十数戸、最低でもそんなとこだと思うんですけど、そのところの自治会の想いを組んでほしいと言うことで増額を願ったところですが、できないと言うのであればできないだろうし、それ以上は求めませんけど、その趣旨だけを十分に組んでいただきたいと、その想いで質問いたしました。

最初に戻りますけど、その辺のことをもしできるのであれば、自治会の活動と言うのは、大きくても小さくても、量は別として質は同じだと思うんですね。そうすると、それに対する均等割って言うのは公平に配分して、その中で残った分は戸数割と言うことになろうかと思うんですけど、この148万円で自治会で割り振りするわけですから、その想いを、小さい自治体に対する想いを組んでいただきたいと言う思いですので、これ以上できないと言うのであれば、それはその回答かもしれません。

けど、もっと検討の余地があるかどうか、もう一度お聞きしたいと思います。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 このコミュニティ助成事業につきましては、自治連とも数回にわたり協議を行っております。それで、自治連の方にもご理解を頂いたと私は思っております。それで、世帯規模金額をいくりにすればいいのかって言う、そう言う議論だとかいろいろな事については、やはりこれしかないだろうと、自治連サイドの方もそう言うお話でございました。そう言うことで、今回こう言う形で助成額を改定させていただくと言うことですので、そこら辺ご理解をいただきたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

8番。

○8番 阿部議員 直接、この予算の部分には関わらないのかもしれませんが、交通安全対策にしまして1点お伺いをしたいと思います。学友橋のところに以前から2体の人形がありました。これは、通学する子どもの安全を見守ると言う意味で相当長い期間あったわけですが、それが昨年撤去されております。確かに人形も壊れている部分がございますから、そのままと言うことにはならないのかもしれませんが、修理をするために持って行ったのか、必要がないから撤去したのか、今後どう言う対応をするのか、その辺もしも決まっていることがあれば、お答えをいただきたいと思います。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 今後の更新については、まだ考えてはいませんけども、2体の人形ですね、かなり破損が著しく見苦しいと言うこと。それから、本当にこれが車だとかいろいろな支障に、通行だとか妨げになることのお話も受けておりました。それで、これについては交通安全協会さんの方で設置し、それから撤去も交通安全協会の方で撤去いたしましたところ。今後、その必要性等、交通安全協会とお話をし、今後必要と言うことであれば、その辺についても交通安全協会と協力しまして設置等考えていきたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

8番。

○8番 阿部議員 必要とあればと言うことは、今まで必要なかったと言う判断になりますから、そう言うことじゃなくて、今まであったものはしっかりとそこに置いてあげるべきだし、何処の予算を見て、安協が出したんですか、安協が設置したんですか、そこら辺はつきりしていただかないと困ります。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 設置につきましては、交通安全協会の方で設置をしております。それで、昨年、交通安全協会の方で撤去し、そして今のところそのままの状態と保存と保存されているような状況にもあります。先程言いましたけども、必要か必要でないかって、必要だからあったと言うお話でございますけども、そこら辺もう少し交通安全協会の方と煮詰めまして検討していきたいと思いますので、その辺宜しくご理解をしていただきたいと思います。

○佐藤議長 8番。

○8番 阿部議員 言われることは分かります。ただ、あそこに今、人形じゃなくて人がいるわけです。

よ。人が立って子ども達の安全を見守っているという状況です。それが仮になくなったとして、そのことも十分に考えていかなきゃならないし、その人がずっとこれから先何十年もあそこで子どもの見守りできるって言う保障はございませんから、人形は人形できちっと考えてもらわないと困るなど私は思ってますので、善処をいただきたいと思います。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 その辺につきまして検討させてほしいと思います。いろんなことを考えて、設置するか、設置しないか、これについても交通安全協会と連絡を密にして、お話を密にして今後検討していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

63ページ、64ページ。

質疑はありませんか。

7番。

○7番 竹内議員 参考のためにテレビジョンの中継についてお聞きいたします。昨年、地デジ化が組合を作ってある程度見れるようになったと思います。そこで、今、置戸の中でこの組合に入らない方、うちはBSでいいですよという方、この件数って何件位あるのか、分かればお知らせ下さい。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 テレビの放送がデジタル化をされまして以降、置戸でも難視聴のエリアがございましたことから、国の制度なども活用いたしまして、いろいろと対策を進めてきたところであります。中間の状況報告、数字申し上げたことがあるんですが、今ちょっと手元にございませぬ。ただ、難視聴の個人の考え方としては、デジタル放送を見れなくても私は衛星放送で十分ですよというお答えもあった方、何人かいらっしやったと思いますが、その後ですね、それぞれ国の方からになりますけれども、この経過期間が終了すると、本当によろしいですかと言うような問い合わせなんか、各戸に行っておりまして、その中で改めてワンセグ対応の施設が欲しいという要望に最近になって切り替わった方もいらっしやいまして、そのことを含めまして後程、それらを差引いたとしたら最終的にどれぐらいの数になったかの方をお話させていただきたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番。

○1番 嘉藤議員 今の話の上になりますけども、住民活動に要する経費と言うことで、19節、負担金、補助金及び交付金についてと言うことで、元気な町づくり活動支援補助金と言うものがあります。昨年の実績をお聞きしますと1件だったそうでありますし、前の担当の課長の時には自画自賛するぐらい素晴らしい計画だと言う話でありましたけれども、残念ながら3件見積りしながら1件と言うことで、これ、万度に使えとかそれ以上の実績を上げるような何か取り組みと言うか、PRと言うか、これからもしていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょう。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 本当に利用勝手のいい助成金だと思っております。補助金だと思っております。

それでこれにつきましてはですね、いつも申し上げますけども、PR等、住民に周知して、少しでも使っていただけるような形を取っていきたいと思っておりますので、その辺、宜しくお願いいたします。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番。

○1番 嘉藤議員 今のことですけども、名前の通り本当に元気な町づくりになるような活動資金であっていただきたいと思います。宜しくお願いいたします。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 その通り、私達も少しでも1件でも多くの団体が使っていただけるようにその辺、工夫していきたいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

○佐藤議長 しばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩	11時59分
再開	13時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に議案第21号の質疑について補足がありますので発言を許可します。

町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 午前中、竹内議員の方からご質問いただきました難視聴対策の戸数が最終的にどういう状況になっているかというご質問でございました。

置戸町の難視聴対策につきましては、平成22年から具体的な対応をしてまいりました。この間、全部で23戸の難視聴世帯が発生をしております。それぞれの状況に合わせた対応の相談を国の方と一緒にやって参りましたが、最終的な対応の結果として数字の方を申し上げたいと思います。

まずは、高性能アンテナ自宅付近で高い場所にアンテナを設置することで解消した、それが5件ございました。それから、少し電波は弱くなりますけれども、ワンセグでの対応と言うのが、この期間の後半の方で出てまいりまして、それらで対応した世帯が5戸、それから、昨年実施をいたしました勝山第一地区の共同受信組合の方で共聴施設、整備しました。ここで9戸、それから、アナログが終了する前から、例えば自宅の付近の高台の方から電波を引っ張って、すでにデジタル化された後もその場所を利用して受信が可能だった世帯等もございまして、これらが3戸ございました。それから、もう1戸につきましては、移行当時、難視聴であったんですが現在廃業されたと言う事業者が1戸、常元の方にございまして、それらを含めましてトータル23戸の現在まで対応をしてきたところであります。

現時点では、それ以降についてのご相談等もございませんし、国の方の制度も当初から、この平成27年の3月をもって暫定措置、衛星放送による暫定措置も終了するということになっております。ただ、今後もですね季節ですとか、地理的な条件等から難視聴がこれ以上発生しないということではございませんので、相談がありました折にはきちっと対応をしてまいりたいと、このように考えてお

ります。

○佐藤議長 ただいまの発言に対し質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 それでは休憩前の議案に戻ります。

61ページ、62ページ。

質疑はありませんか。

議案の質疑を続けます。

〈議案第21号 平成27年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 議案第21号 平成27年度置戸町一般会計予算事項別明細書。

63ページ、64ページ。

歳出。2款総務費、1項総務管理費、住民活動に要する経費の続きから。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 64ページです。再下段で交付金の各地区自治連合会交付金の150万の増額ということなんですが、若干聞き漏らしたんで、150万の増額についての説明を再度お願いします。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 説明させていただきます。開町100周年を迎えるに当たり各団体に協賛事業を募集したところ、150万円につきましては、境野地区自治連より境野地区大演芸会が協賛事業として実施されることから、150万円かかる経費を増額して計上しております。以上です。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員 その大演芸会なんですけど、具体的にですね150万円の根拠と言いますか、事業の内容というのが分かればお知らせ願いたいと思います。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 総事業費的には200万円でございます。それで会場設営費、舞台だとか照明、放送で50万円、映画上映料として50万円、それから出演料等ですね大演芸会ですから、これが50万円です。合計150万円の補助要望額でございます。残り50万円については手持ちの持ち出しということでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 交付金で、置戸町ふるさと運動推進協議会の交付金ということで、札幌置戸会が30周年を迎えるということでの50万円の増額ということになってますけども、具体的な内容とかがあればお願いいたします。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 札幌置戸会からの具体的な要望は、まだありませんが現段階においては、集いの会場において置戸音頭や置戸小唄踊りで札幌置戸会の会員と町民とが一になり、相互に親睦交流を深め、周年のお祝いをしたいとの思いもあり、その思いを実現するためにかかる経費ということで増額しておりますが、今後とも連絡を密にし、会の意に沿うよう協力支援をしていきたいと思っております。

この50万円の内訳ですが、もし、置戸音頭や置戸小唄踊りということであれば大体30名程度で参加をしていきたいと思っております。予算内容につきましては宿泊料と会費5,000円、その他の事務的経費として5万円と言うことで50万円を計上したところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 石井議員 先程の佐藤勇治議員の質問に関連するんですけども、今回自治会の方に対して、境野における100周年事業に対して支出をすると、また他の項目でも100周年事業に関わって各幾らかの支出が記載されておりますけども、58ページのいわゆる100周年事業に要する経費の8,160万の項目の中に関連事業、協賛事業交付金と言うのがございまして、442万6,000円ですか、これとは各会計で支出する100周年事業の協賛に関わる支出と、丸々別立てで100周年記念事業に対する協賛事業交付金というのが出されるという認識でよろしいでしょうか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 ただいまのご質問の件ですけども、すいません、資料を用いて説明をさせていただきたいと思えます。緑色の表紙の説明資料のですね、28ページ、29ページに100周年関連の経費の資料を付けてございます。そちらの方をご覧いただきたいと思えます。

28ページの表でありますけれども、企画費の方に出てまいりました経費は8,210万円でございます。これの内訳として、それぞれ会議費ですとか事務費、その他にグループが実施をする事業ということでのトータル8,210万円となっております。たまたまグループが七つありまして、関連事業グループ、下から二つ目になりますけれども440万円程、見てございますけれども、これはグループが直轄でやる事業という押えをしていただければと言うふうに思えます。従いまして協賛事業については、関連事業グループで議論をしていただきましたけれども、実際にやる経費につきましては、この表で行きますところの2番目から14番目までが補助金であったり、交付金であったり若しくは直轄経費であったりと言うことでそれぞれ見て、トータルとして総額9,805万4,000円を計上させていただいたところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

5番。

○5番 細川議員 先程の境野の件なんですけども、演芸会の中で映画鑑賞は分かったんですけども、出演料も50万円ということなんですけども、これは他所からそういう演芸なるものの出演者を呼んだ謝礼ということよろしいでしょうか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 先程、50万円と言いましたけれども、設備費として20万円、それからプロの出演料として30万円、合わせて50万円と言うことでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

65ページ、66ページ。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 備品購入費の291万6,000円、メディアコンバータ18台分の更新と言う説明でした。メディアコンバータって何なんですか。

○佐藤議長 総務課長。

○中村総務課長 18節、備品購入費の情報機器等291万6,000円の予算計上ですけども、各役場と各施設を今、光通信で結んでいるんですけどもその光通信を結んだ情報を、それぞれの施設のパソコンと役場のサーバー、これを認識するための機械なんですけども、光をアナログに変換する機器と言うことで、メディアコンバータと呼んでますけども、要するに早い話が光をアナログに変える装置、それで施設と役場にそれぞれ一台ずつ設置をしなければならないと言うことで、旧施設両方2つつありますので18台、合わせて291万6,000円を予算計上させていただいたところです。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

67ページ、68ページ。

2項町税費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

69ページ、70ページ。

3項戸籍住民登録費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

71ページ、72ページ。

4項選挙費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

73ページ、74ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

75ページ、76ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

77ページ、78ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

79ページ、80ページ。

5項統計調査費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

81ページ、82ページ。

6項監査委員費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

83ページ、84ページ。

3款民生費、1項社会福祉費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

85ページ、86ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

87ページ、88ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

89ページ、90ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

91ページ、92ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

93ページ、94ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

95ページ、96ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

97ページ、98ページ。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 中程の、老人福祉事業支援に要する経費の扶助費なんですけど、認知症対応型共同生活介護事業所云々、助成金なんですけど、135万円なんですけど、内容が説明でよく分からなかったんですけど、この予算説明資料の12ページに若干説明が書いてあるんですけど、限度額5,000円から10,000円の所得分に応じて家賃等の負担の軽減を支援するということなんですけど、基本的にグループホームに入られている入居者に対して家賃を軽減した場合についてのグループホームに対する助成って言う、そういう考え方なんですか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 ただいまの認知症対応型の共同生活介護事業所への利用者負担軽減の助成でございますけども、今、議員がおっしゃった内容でございます、住民税の非課税の低所得の利用者の家賃とか光熱費、この負担を軽減する事業者、グループホームですけども、事業者に対しまして一人当たり一月5,000円から10,000万円の助成を行いまして、低所得利用者の負担軽減を図ると言うことで助成をして参りたいという内容でございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 135万円なんですけど、対象者何人を見込んでいるのか。基本的にこれは助成するのは、はなおけとに対して助成するということですよ。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 この助成金については、先程ご説明したとおり、住民税非課税の方と言うことで考えてございますので、あの施設については、18人の定員でございますけども、その内、積算では12名で積算をしております。それぞれ介護保険の段階に基づいた中での同じ考え方で助成をして参りたいと思っておりますけども、その中の低所得者層と言うことで、ただ今議員の方からご質問ありましたとおり、助成先はグループホームはなおけとに対しての助成と言うふうになります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

99ページ、100ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

101ページ、102ページ。

2項児童福祉費。

質疑はありませんか。

8番。

○8番 阿部議員 19節の負担金補助及び交付金なんですけども、NPO法人の事業の内容について、何様なものにどれだけかかっているのかご説明をお願いしたいと思います。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 ただ今ご質問のありました、NPO法人活動支援事業補助金の内容と言うことのご質問だと思いますけども、この補助金の積算の内訳について説明を申し上げます。390万円の中身なんですけども、水道光熱費が75万6,000円。燃料費、暖房、それから車両の燃料費になりますけども、この分が36万円。通信運搬費が12万円。それから、玄関マットとか掃除用のモップ、それから、修繕等の施設整備費として62万円。消耗品とか印刷製本等で35万2,000円。保険料で10万円。それから、職員1名分の賃金とボランティアの謝礼と言うことで、これら合わせまして159万2,000円。これを合わせますと、合計390万円と言うことでございます。

6番。

○6番 石井議員 その上になりますけども、青年貢献制度利用助成金。先程の補正予算の中で11万2,000円減額しておりますが、実質、見込人数的な部分と言うのは、何人かお分かりになりますか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 青年後見制度の利用の関係でございまして、今こちらの方に障がい者の方で利用したいという方が1名ございます。そう言うことで相談がある分について予算計上させていただきました。ただ、実際この後、そういう制度に乗るかどうかと言うのは、今後の打ち合わせと言うことで考えてございます。

○佐藤議長 6番。

○6番 石井議員 それでは、その1名分の経費として16万8,000円と言うことでよろしいでしょうか。であるならば、昨年の部分の減額の部分の11万2,000円と言うのは、どうして減額になったのか。価格の差と言ったらおかしいですけども、ちょっと違いがあるのかお知らせ願いたいと思います。

○佐藤議長 鈴木地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 青年後見制度の助成金だけを見ますと、昨年も同額の予算計上でございまして、これ1年分じゃなくて6ヵ月分の積算でこの分の助成金を見てございます。昨年と同じ予算の計上と言うことでご理解いただきたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

103ページ、104ページ。

質疑はありませんか。

7番。

○7番 竹内議員 健やか子育て応援についてお聞きします。私も子供が大きくなって、最近こういうのが薄くなってきておりますので、一通り概要だけ教えていただきたいと思います。

○鈴木地域福祉センター所長 健やか子育て応援事業についてのご質問でございますけども、今、お話ありました概要について簡単にご説明をさせていただきます。

この事業につきましては、置戸町に住所があります、小学校1年生から高校3年生までのお子さんがある保護者が対象でございます、医療保険法の対象となります、通院とか入院費の医療費の自己負担から、非課税世帯でございますと、初診時の一時負担、課税世帯でございますと、1割を控除した額を1ポイント1円で還元いたしまして、500円の金券で皆さんの方にお渡しをして商店の方で使っていただくと言うことで、子育て家庭の経済的な支援と、町内の購買力の向上を図ると言うことで事業を実施していると言うことでございます。なお、これらの制度の案内につきましては、毎年、広報を通じましてこの利用についてのお知らせと言いましょるか、周知を図っているところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 竹内議員 分かりました。これ随時PRはしていると思うんですけども、一昨年、何回ほどPRをされているのか、広報でも何でも結構です、何回ぐらいPRされたか覚えていますか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 昨年、秋頃だと思いますけども、広報の方にこの周知と言うことで、昨年でいけば秋の1回の広報の周知になろうかと思えます。また、ホームページの方には、この事業の中身含めて掲載をさせていただいていると言うことでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 竹内議員 分かりました。その年によってこの利用と言うのは変わってくるものだと思いますけども、これを利用されている傾向としては、年々伸びているのか、どのように感じているのか教えていただきたいと思います。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 利用の実績のご質問でございますけども、新たな申請については、今までの継続の方がおられますので年々減少傾向でございますけども、医療費の申請額でいきますと、25年度の実績でいきますと、230万程度と言うことで、制度の始まりました、22年度には190万、200万を切る数字でございますので、そのあと280万程度と言うことでございますので、年々伸びてきているのかなと言うふうには考えてございます。ただ、26年度、今の現在でございますけども、今のところ150万程度の申請と言うことの内容でございます。

○佐藤議長 7番。

7番。

○7番 竹内議員 先程、PR聞きました。秋ほどPRしていると言うことでございますけども、広報にも余裕がある時とない時あると思えますけども、これ以外に知らない人がいるんですね。もう少しPRしてはいかかかと思えますけども、どうでしょうか、所長。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 制度始まってから、それぞれPRしているつもりでございますけども、昨年は滞ってまして1回程度の広報の掲載になりましたので、この後、もう少し回数を増やして目につける形でPRの方進めて参りたいと言うふうに考えてございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 認定こども園等運営に要する経費の部分、交付金のところなんですけど、僕のメモではさっぱり分からないとしか書いていなくて、本当にさっぱり分からないんですけど、施設型給付費負担金という名目が変わったということなんでしょうけども、これは認可されていなくても施設型であれば国としては負担金を出すよと言う、そういう変更による名称の変更と言うふうに考えてよろしいでしょうか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 認定こども園等の運営に要する経費の中の負担金の関係のご質問でございます。施設型給付と言うのは、保育所、それから、幼稚園、認定こども園等が給付を受けるための施設が施設型給付と言うことでございます。従いまして、今まで幼稚園なり保育所でやっていた施設についても、置戸町こどもセンター、それから、留辺蘂のマリア幼稚園、これについても施設型給付と言うことで整理を、27年4月から新しい制度になります。それに伴いまして、今まで置戸町こどもセンターでいけば、長時間型、短時間型、幼稚園の子供と保育所の子供と言うことで受け入れをしていたわけでございますけども、この費用の中には、長時間型、短時間型含めまして従来のそう言う方を含めまして、1号から3号までの認定。1号は、教育標準による幼稚園に該当する分の子ども達で、3歳以上の子ども達でございます。2号については、保育所、保育認定と言うことで、これも3歳以上の子ども達でございます。3号認定が3歳未満の保育の認定を受けた子ども達でございますけども、それらがこの給付費の中に全て網羅されるということでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

105ページ、106ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

107ページ、108ページ。

4款衛生費、1項保健衛生費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

109ページ、110ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

111ページ、112ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

113ページ、114ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

115ページ、116ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

117ページ、118ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

119ページ、120ページ。

2項清掃費

質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 一番上の、野犬の掃討と言うか駆除、それから蜂も併せてなんですが、野犬の実績と言うのがありましたら教えて下さい。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 1月末現在なんですけども、野犬の捕獲頭数は12頭です。それと、野犬の出動回数は28回です。それと、捕獲犬の保留は91日です。そう言うことになっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

121ページ、122ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

123ページ、124ページ。

5款労働費、1項労働諸費。6款農林水産業費、1項農業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

125ページ、126ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

127ページ、128ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

129ページ、130ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

131ページ、132ページ。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 交流促進センター管理に要する経費の部分の賃金なのですが、323万9,000円。これの積算根拠と言うか、この金額にした根拠と言うものをお伺いいたします。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 それでは、交流促進センター管理に要する経費、7節賃金の積算の根拠でございますが、町の定期作業員として積算しておりまして、日給については、1万1,000円。平日のみの245日間で、269万5,000円。それと、6月、12月の特別賃金。それから、11月支給の寒冷地手当、4万500円を含めた手当等で、54万4,000円。合計323万9,000円と言う形で計上させていただいております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 定期職員と同じ金額と言うことなんでしょうけれども、1年ないし2年間休業となる間の維持管理等含めた仕事と言うことになるんだと思います。今後の見込みで約束をしているのか、その辺りも含めて、定期職員が安いとか高いとかって言うことではないんですけども、一定の家族を持ったそれなりの年齢の方の給与だと思います。いろいろ町の臨時職員だったり定期職員だったり、また、賃金だったりと言うことでいろいろな格差と言うか、役職によって職域によったりとかいろいろ差があるんですけども、単純に言いますと、どま工場の研究員さんが321万円だとか、あと、小学校の用務員さんが482万円だとか、家族を持っていたり、持っていなかったりいろいろな状況に応じてどういうふうな形で採用するかと言うことで、賃金自体が変わってきているんですけども、ある程度将来を見越してそれなりの責任のある仕事を担ってもらうのであれば、この金額が適当なのかどうなのかって言うと、ちょっとクエッションが付くかなとも思うんですが、将来的な再開するにあ

たってもきちんと責務と言うか、職種を全うしてもらわなきゃならないと言う立場にある人であれば、この金額が妥当なのかどうなのかって言うクエッションマークが付くんですが、その辺りいかがでしょう。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 一時休業期間の1年半から2年と言うことでございまして、そういう形で常用でなくて定期作業員と言う形で雇用しております、定期作業員の賃金としては、日給1万1,000円と言うのは、施設整備課の常用さんでも1万1,300円と言う部分の中では、この日給安いと言うふうには思っておりません。ただ、今までもらっていた給料、それから家族構成等によって変わってくると思うんですが、今年度どうしても定期作業員で6月の手当、4月1日採用者は7割カットと言う形で、非常に3割しか出ないと言うことで、手当の部分で十数万減額になっておりますが、来年度は、この手当の分は満額、6月分も1.1ヵ月出ると言うことで考えております。

岩藤議員の方からは、そういう形で採用する人の形で、家族構成等と言うことでありますが、我々としては積算する段階では、協議して日給等含めて最大限努力したと言うつもりであります。それから、将来に渡っての見込みと、休業終わって再開の時という部分については、これはまだどのような形で新生ゆうゆ運営していくかと言うようなことは決まっております。そういう形で新しく管理運営を行っていただく方には、町としても施設管理等含めて、泉源管理含めて、非常にベテランということ含めて、新生ゆうゆで働いていただけるような、最大限のお願いをしていくと言うようなことでお話をしております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 石井議員 交流促進センターの管理に要する経費の点なんですが、今のお話を聞きますと、臨時の作業員が平日、年245日ですか、と言うことは土日、更には、休日の日は休んで頂くと。それ以外のいわゆる平日の時にゆうゆに行かずと張り付けでそこで一体何をしているのか、非常に疑問に思うんですね。泉源等々の機械等が順調に動いているかどうかそれを監視しているって言う部分はあると思うんですが、それ以外に接客等々などはありません。本当にそう言った監視業務だけで、ずっと一日そこで過ごされるのかどうか、ちょっと管理方法と言いますか、その作業員の業務的な部分、もう少し詳しくお知らせを願いたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 作業員の業務の内容と言うことでございます。石井議員の方からは、泉源管理、施設管理だけではちょっと余るのではないかと言うご指摘をいただきましたが、泉源管理チェック等していかんとならない部分、それと全てですね、委託料の方でも若干、草が伸びる時期の草刈り等は見えておりますが、施設周りの環境整備等含めて作業が出てくるだろうと。それから冬期間については、除雪等の作業と言うふうには考えております。それと、今回当初予算で、500万の委託料と基本設計委託料、その後ですね実施設計等を含めて、そういう現地の確認等含めて、そういう作業も入ってまいります。また、そういう部分の中で今までのゆうゆの経営状況だとか含めて、それから現地の確認等含めて、そういうような形で作業員がいてもらうと言うことは、プラスになると考えておりました、平日のみの245日間で算定をしております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 石井議員 仮に、私がおの場に行つたとしたならば、やはり何かすることはないかと言つて、常に環境整備等々にも配慮して仕事をするだろうとは思つてはすけども、委託料の部分で、各種環境整備委託料で114万7,000円、除雪の委託料も10万円等々支出する予定になっています。また、泉源配管等維持管理委託料については、もし何かあつた場合には専門の業者を呼んで元の状態にしようと言ふような部分の委託料だと言ふふうに思つて、また、電気保安管理等々委託料で、随分専門業者に対しての部分でも支出をするんだなと。後ほど、もしかすると使わなかつたと言ふことで予算の補正があるのかもしれないけども、非常に大らかな、何て言いますかね、管理をする経費の支出だと言ふふうに思つています。また、電話使用料につきましても10万円、どれだけ電話を使うのだろうと。仮にですね、ゆづの電話番号を保持するための電話料、使用料と言ふようなことであるならば、果たして、その10万円、使つて電話番号を保持する必要があるのかどうか、非常に管理に要する経費、もう少し煮詰めてと言いますか、緻密にと言いますか、そう言つた部分で経費を出していただきたかつたなと思つて、いかがでしょうか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 議員からは大らかなと言ふ言い方をさせていただきましたが、これ言い訳にしかありませんが、我々としても何とか基本設計終わるまで工事まで営業していただける方針でという予算編成をしておりましたが、西島食品さんとですね、給湯設備の故障等で施設管理者を辞退したいと言ふことになりまして、予算編成作業上、大変大雑把な予算計上になっております。そういう形では、平成19年の相生の杜さんが11月中に辞めたというのを元にですね、予算計上させていただいておりますが、これにつきまして、石井議員からあつたように、我々も大変大雑把な予算計上になっていることは認めております。大変申し訳ないと思つておりますが、これについてはですね、不要なものを使わないと減額補正をすると、そして電気使用量、燃料費等もですね、何とかコスト削減して極力最低限で抑えるような形で1名の作業員を置く中で、低コストな管理運営を1年間行つていきたいと言ふふうに思つておりますので、宜しくどうぞお願いいたします。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

133ページ、134ページ。

質疑はありませんか。

2番。

○2番 小林議員 基本設計の関係でお聞きしたいんですけど、これはいつ頃まで回答貰うのかと言ふのと、できれば中間に1回、議会の方にも協議をさせていただきたいなと思つてはすけども、その辺についてはどうですか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 基本設計のタイムスケジュールですが、なるべく早くに委託業務発注してと、議員協議会の方もですね、大まかなタイムスケジュールとしては、基本設計3ヶ月と言ふようなことで

やっておりますので、4、5、6、4月1日には発注できませんので4月中旬の委託業務発注、6月中旬と言うようなことで考えております。それと、議員の皆様方もですね、数度にわたる協議会、総務常任委員会等開いていただいております。そういう形で、形の見えた段階で、皆さんからご意見をいただけるような形で、総務常任委員会なり、議員協議会等開催をお願いしていきたいと思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

135ページ、136ページ。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 果実園芸作物に要する経費の部分なんですが、毎年のごとで平成26年度の実績をお伺いいたします。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 平成26年度の果実園芸作物補助の実績について説明いたします。平成26年度の実績でございます。まず、葡萄でございます。

セイベルを中心とした白混合で181キロ、アムレンシス種を中心とした赤混合で105キロ、ジーガレーベ種でございますが、26年度は46キロ、山葡萄が219キロ、葡萄の合計が551キロでございます。売り上げにつきましては消費税込みで551キロで10万1,993円ということになっております。それから小果実類でございます。木苺が18キロ、ハスカップ15キロ、ブルーベリーが72キロ、小果実合計105キロ、売り上げは前年度の在庫分も含めて10万6,800円という形になっております。その他にですね、商工会と連携して作っておりますハロウィーン用の南瓜の2万円ということ、合わせて22万8,793円という形で、これが平成26年度の実績となっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 今年度は苗木、ジーガレーベ用等とかメモしてありますが昨年度よりかは、若干7万円程ですか、増やすと言う予定になってますが、少しでも葡萄の量を増やすと言う気持ちで苗木を増やすと言うことでよろしいですか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 はい。その通りでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

137ページ、138ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

139ページ、140ページ。

2項林業費。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 道営土地改良事業に要する経費の1億550万5,000円について伺います。参考資料の図面の中には、道営土地改良事業2本入っているんですけど、今年で終了するという釧北のですね、きたみらい地区の道営草地整備ですか、これが今回というか去年も入っていなかったんですけど、図面入れる必要性がないということで入れてないのかも知れませんが、いずれにせよ今年で終了しますんで来年は無いと言うことで、いわゆる道営土地改良事業それぞれ合わさって、3本が合わさって1億500万になるということなんで、もう少しですね、去年も多分私、議会終わってからもお願いしたんですけど、それから前の年の課長さんにもお願いしたんですけど、3本のそれぞれの事業の区分けによってですね、事業それぞれが国費、道費、町費、それぞれ負担率が違いますし、それから基盤整備の部分については、線の事業については町の負担までしかないんだけど、いわゆる面ですね、畑とか農家の重機さんに関わるものについては農家負担が出てくると。そう言ったことですね。もう少し負担を明確になる表を添付してくれと言うことで頼んだはずなんです。たまたま今年の12月の補正予算にはですね、26年度の事業については細かく工種ごとに負担率を入れて分かりやすく説明してくれたんですけど、これは要望なんですけど、来年以降もですね基盤整備については、パート分と線の部分は、それぞれ末端の負担率違いますんでね、もう少しその辺の計算式というか表ですね、分かりやすく添付していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 佐藤議員の方からですね、昨年12月補正の時にこのような資料と言うことで、付けたら分かりやすいということでご助言いただいておりました。今から28年でのことになりますが、そういう形で説明資料、充実いく方向で実施していきたいと言うふうに考えております。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員 それでですね、昨年度とちょっと基盤整備で負担率が変わったと言うことで、ちょっと確認させていただきたいんですけど、今年度のパワーアップ分に係わる部分ですね、1億7,250万の事業についてはですね、事業の20%の内訳の中に農家負担の7.5%の他に従来ですと6.25%を町と道で負担していたというパワーアップの仕組みだったんですけど、今回それが6.25%が更にその2分の1、ちょっと端数でるんですけど、3.1%がですね国の方で見られると言うことなんですけど、これは歳入も見ているんですけど、これは間違いなことですか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 この新制度の農業経営高度化促進事業補助金につきましては、農業競争力強化基盤整備事業と一体的に行うソフト事業として、平成25年度の補正予算で制度拡充されたものでございます。北海道における農業基盤整備事業にもこの促進費が使えるようになったと言うことで、この部分ですね、道における促進補助の活用の考えとしては、従来のパワーアップとの整合性を考慮して、現行のパワーアップでの農家負担率7.5%を固定し、工種もパワーアップ対象工種に限定して補助

金を充当することとしているということで、具体的には事業費の20%の基本農家負担額を現行のパワーアップによるものとしますので、国費50%ですので6.25%の補助金を受けて残りの6.25%を従来のパワーアップ同様、町が2分の1、道が2分の1ということになりますので議員の言われた通り、町のパワーアップの負担が軽減するということでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 もう一度確認しますが、今年の予算には農業経営高度化促進事業補助金、いわゆる国からの補助金が1,078万1,000円と載っているんですけど、この基盤整備は去年からやっていますよね。26年度は促進なんだけど、それは該当しないということですか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 今、新たな制度で25年度の補正でと言う形でご説明しましたが、26年度の部分については、置戸地区の畑草については該当になりませんでした。今回、この促進費を受けるために26年度、着工地区であります。畑草の担い手支援型から、担い手育成型への変更、型の変更手続きを26年度でとって27年度から促進費が使用できるようになったと言うふうにご理解下さい。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 ちょっと教えていただきたいんですが、負担金補助及び交付金の多面的機能支払い事業補助金と言うことで、これ昨年から事業名が変更してと言うふうになんてちょっとメモしてあったみたいなんですが、昨年427万3,000円、今年度は1,918万2,000円と言うことで、この以前の事業と言うのはどういう事業だったか、それと1,500万ほど事業費増えているんですが、内容について教えていただきたいんですが。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 平成26年度から国の制度改正によって、それまでの農地・水保全管理事業から、多面的機能支払い事業と言う形でございます。事業内容につきましては、農家の方々が農地の保全、それから農道だとかですね、法面だとか周辺環境の整備等に利用できると言うことで、置戸町の多面的機能では景観緑地の巻き付けだとか、それから地域ごとに皆さんの周りの農道の法面だとか、道路の法だとか畑の草刈りだとかシュレッダー等購入してやっていただいております。本年度、対前年ですね、大きく増額の要因としては、説明させてもらいましたが、今までは町の負担分を、4分の1の町の負担分を上部組織に収めて、上部組織から農地・水協議会の方に直接支払いできていたものが、今回からは事業費は変わってないんですが、全て国、道の負担金を町が受けて活動組織にまとめて町が間接補助で助成すると言う形に変更になったものですから、大幅増額になっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

141ページ、142ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

143ページ、144ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

145ページ、146ページ。

7款商工費。

質疑はありませんか。

1番。

○1番 嘉藤議員 負担金のところでお尋ねをしますけども、植樹祭の関係で随分と費用を見ているようですけども、その内容についてお知らせ下さい。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 植樹祭の経費、245万円、前年対比240万円の増と言うことで、説明では開町100周年記念植樹祭と言うことで大雑把に説明しておりました。開町100周年の植樹祭につきましては、置戸団地、南ヶ丘公園下手の1.6ヘクタールの町有林で行います。26年度において、地ごしらえ終わりました植樹を待つばかりですが、植樹の内容につきましては町木である赤えぞ松、みずなら、いたやなど針葉樹、広葉樹を取り混ぜた7種類、各800本、5600本の植樹を計画しております。その苗木代としては170万円、それから開町100周年の記念看板代として60万円、それから広報タイムス等の参加者の募集等、参加者の飲み物等の経費として30万、合計で植樹祭には260万を予算計上しておりましたが、昨年、ニトリ財団のニトリ応援基金に応募したところ、100万円の助成が決定したために、植樹祭の経費につきましては、260万から100万円を差し引いた160万円で計上しております。これに100周年実行委員会等で協議頂いた100周年の植樹祭終了後に開催する交流会、焼肉交流会で計上していますが、その分の負担金として85万円、合計で245万円を予算計上させていただきました。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番。

○1番 嘉藤議員 交流会の関係が今、出てきていましたけども85万円と言うことで、大体どれぐらいの人数を予想されているのか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 ただいま、積算させていただいておりますのは、300名、総経費100万円で、参加者からは500円の負担金をいただいて15万円差し引いた85万円の負担金で計上させてもらっております。

○佐藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員 通常年の植樹祭より相当の人数が多いと思われましてこの辺の範疇と言いますか、どんな方をお呼びしてと言いますか、対象者の範囲をお知らせください。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 今回の開町100周年記念事業、これにつきましては多くの町民の方に参加して

いただいてという形で、広報タイムス等で多くの町民の方に参加してもらえるような形で広報、それから自治連等に各自治会通して参加者の取りまとめ等お願いしまして、多くの町民に参加していただけるような方法で考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 石井議員 非常に多くの方にとのことなんですけれども、通常植樹祭、平日に行っておりましたけれども、今回は土日の休みの日に計画をしているのでしょうか。ちょっとお聞かせ下さい。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 はい。すいません。現在、実行委員会等まだ開催しておりませんが、今回は平日でなくて土曜でなくて日曜開催で検討していきたいというふうに考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

147ページ、148ページ。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 上から2番目の投資及び出資金ですね、2,500万円の一般財団法人置戸森林文化振興協会の出損金で、これが商工費で支出されるという理由をお知らせ下さい。

○佐藤議長 森林工芸館長。

○五十嵐森林工芸館長 それでは佐藤議員の質問に対しまして、私の方からお答えさせていただきたいというふうに思います。既にお知らせしております通り、本年から今までのオケクラフト流通普及協会につきましては、一般社団法人化をするということで準備を進めているところでございます。この一般社団法人化の設立にあたりましては、オケクラフトが誕生当時から教育の分野でやってきた部分を、商工分野、いわゆる商業ベースに置き換えまして展開をしていくという長年の懸案事項に基づいた形の中で、この度、法人化をするということで進めてきてございます。今回、一般社団法人とすることで準備が整いましたところ、教育ではなくて商工分野という形の中で進めさせていただきたくべく、商工費の方に計上させていただいた次第でございます。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員 後ほど、森林工芸館費が出てきますので、この協会の中身についてですね、去年の10月に議員協議会で説明あったんですけども、その後内容詰めたものが出てくるんだとは思いますが、後ほど森林工芸館費で質問したいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

149ページ、150ページ。

質疑はありませんか。

8番。

○8番 阿部議員 街路灯の関係でございまして、LED化154灯と言うことで事業を進めると言うことになりますけれども、これは大通りって言いますか、そこに面した部分だけなのか、何処までの範囲を言って154灯なのかちょっとお知らせいただきたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 今年度実施する、置戸市街地地区の154灯につきましては、大通り、それから一部材木緑園通り線等、重量線のデザイン灯部になっているところは省いております。北電共架街路灯の古いタイプの球のもの、その154灯をLED化で考えております。道道灯、木を使ったデザイン灯については、道道との協議、それからLEDにも球タイプのものがやっとなってきたんですが、まだ使える灯具と使えない灯具等がありまして、今回あるのは大通り等から離れた北電柱に共架している街路灯154灯のLED化で考えております。

○佐藤議長 8番。

○8番 阿部議員 勝山は先に、昨年その事業が終了しているようでありますけれども、聞くところによりますと、LEDを付けていないところの場所にですね、蛾が集中すると、こういう実態がありますので、やるとすれば全体を一斉にやっついていかないと何処かに蛾が大量に発生すると言うか、そこに集中するという実態が聞かれておりますので、その辺の対応はどうされるのか、お伺いします。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 マイマイガの関係でございまして。マイマイガが大量発生して、2年、3年と。マイマイガも周期があると聞いております。そう言う意味では、ここ3年ばかり大量発生してると言う部分では、そろそろ落ち着く時期かなと言うふうに思っておりますが、今、阿部議員のおっしゃる通り、私、昨年の勝山地区の地域懇談会で、LEDにするとマイマイガが寄ってこないということで、ある勝山地区の方からその通りだと。ただ、LEDでない公共施設の周りと言う形です、多く集まってしまったと言うことがございます。そういう意味では、我々今回外してるのが、連続照明区間と言うことで、1灯、2灯ではないと言うんで、大通りだとか町道の部分はですね。何灯が残ると言うのではなくて、連続照明の区間が残ると言うことでございまして、今、その辺のマイマイガ、希望的観測としては終息に、数が少なくなっていくだろうと思っておりますが、これら連続照明についてもですね、早期に道との協議等を進めてLED化に向けて協議を進めていきたいと言うふうに考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

151ページ、152ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

153ページ、154ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

155ページ、156ページ。

8款土木費、1項土木管理費。

質疑はありませんか。

1番。

○1番 嘉藤議員 おけと夏まつり実行委員会の補助金、今回100周年と言うことでまた挙がってま
すけども、その内訳をお知らせ下さい。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 おけと夏まつり実行委員会補助金につきましては、開町100周年記念事業分と
して、200万円と言うことで大雑把な説明になっておりますが、この中には今年の開町100周年
記念事業、多彩な事業展開になっておりますが、おけと夏まつりとしても100周年という部分の中
で上乘せと言うことで、一つには、7人引きの賞金等の部分だとか、それから、前夜祭、それから、
人間ばん馬大会の後にやっている関連事業の部分ですね、多くの町民に楽しんでもらえる工夫をして
いこうと言うことで、100周年部分として200万円。これまだ第1回の企画会議を開催して詳細
詰まっておりますが、その分で200万円と言う形で計上させてもらっております。それと、昨年
も新たなテントを買ったりと言うようなことで、備品の整備やって参りましたが、その他に備品の更
新として510万円を計上させてもらってます。

主なものとしては、人間ばん馬のやぐら昨年の強風で倒れまして、皆さんが開催前に放送の屋
根を付けたところ倒れて、基礎の部分の足がアルミでつくっているものですから切れたりと言うよう
なことで、放送に使うやぐらの改修。それから、昨年、非常に風が強くて前夜祭でテントが飛んで、
あばらに当たって怪我をされた人がいると言うようなことで、テントの強風対策用として、重りの整
備。それから、昨年もテーブル更新させてもらってましたが、事業を検討して、それでもダスキンレ
ンタルから50台ほどテーブルをレンタルしていると言うような状況で、テーブルも新たに購入と言
うことで510万円を計上させてもらっております。そう言うことで、開町100年の夏まつりと言
うことであります。ただ、人間ばん馬としては、28年が第40回と周年事業続きますが、こう言う
形で単なるお祭りではなく、置戸の歴史と文化と言うような部分で継承してきた夏まつり、多くの町
民の方にも参加してもらえるような形で工夫しながら開催していきたいという形で予算の方、計上さ
せていただいております。

○佐藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員 今、説明の中でいろいろ事故とか怪我の話ありましたけども、安全第一で取り組ん
でいただきたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 実行委員会含めて、その辺反省会でも出ておまして、安全第一で取り組んで参
りたいと言うふうに考えております。何かお気づきの点がありましたら、実行委員会の方によりしく
お願いいたします。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。2時50分から再開します。

休憩 14時30分
再開 14時50分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の質疑を続けます。

〈議案第21号 平成27年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 議案第21号 平成27年度置戸町一般会計予算事項別明細書。

157ページ、158ページ。

歳出。8款土木費、1項土木費の続きから。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

159ページ、160ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

161ページ、162ページ。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 162ページ、上から3行目の道路巡回管理業務委託料、1,400万円と言うことで毎年増えていっているんですけど、当初、1,200万だったと思うんですけど、今回、1,400万と言う労務単価の増と言うことで理由伺ってますけど、具体的に委託料の中に労務費と言うか、その労務に係わる人が何人いるのか教えていただきたいと思います。

○佐藤議長 施設整備課長。

○菅野施設整備課長 道路巡回管理業務委託と言うことで、置戸町事業協同組合に委託をかけている業務です。それで、道路の管理状況を確認するという業務で2名。それと、事務手続き、事務を行って頂く職員1名分を見ております。巡回を行っているのが2名でございます。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員 事務を行っている方が1名分入っているということなんですけど、この事務を行っている方と言うのは、何処で事務を行っている方ですか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○菅野施設整備課長 事業協同組合の会社につきましては、小田運輸の会社内を借りております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

9番。

○9番 佐藤議員 道路路面の路面状況調査の委託で、3年目で最終年と言うことなんですか。この後の調査を委託して結果出て、この後どう言う町道の整備体制と言うか、いわゆる古いところから順次補修していくんだと思うんですけど、この委託をした後にどう言うスケジュールになっていくのか、教えていただきたいと思います。

○佐藤議長 施設整備課長。

○菅野施設整備課長 道路路面正常調査の委託の部分は、事業自体は25、26、今年度で3年間で改良舗装済みの1級町道と、集落と市街地を結ぶ2級路線、3年間で50キロ。既に2年間で3線終わりました、今年度20キロで完了します。議員のお話される、今後の部分につきましては、このデータを基に、できれば今年度改修の要望をかけまして、改修工事については28年度以降を予定しております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 今、説明頂いたんですが、3年間の調査の委託料となっているんですが、昨年の26年の予算書の中には、この項目はないんですが、どこで見ていたんでしょうか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○菅野施設整備課長 2年間、25、26につきましては、それぞれ1年前の繰越で計上しております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

163ページ、164ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

165ページ、166ページ。

3項河川費。

質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 橋梁点検の業務委託料の中で、4号橋と言うのが出てきているんですが、具体的にこれはいつ頃を目途に、今、一号橋が行っている改修に向けたのは、いつ頃の予定かお聞きしたいんですけども。

○佐藤議長 施設整備課長。

○菅野施設整備課長 今年度、委託の実施設計で4号橋入っております。時期については、平成29年を予定しております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

167ページ、168ページ。

4項住宅費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

169ページ、170ページ。

9款消防費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

171ページ、172ページ。

10款教育費、1項教育総務費。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 消防費の委託料のところで、防災おけと保守点検委託料、防災メールに関してのことだと思いますけれども、防災メール始まって間もないわけですが、その実績と言いますか、実際に登録された人数、その辺りをお伺いいたします。

○栗生町づくり企画課長 この委託料の中で、2本ちょっと委託料計上しておりますけれども、ただ今のご質問の新たにスタートいたしました、メール配信システムの保守の委託料につきましては、上段の方の、各種機器清掃整備点検委託料の38万9,000円の方になってございます。運用開始したのが2月からでありまして、まだ1ヵ月半ぐらいになります。直近で確認いたしましたところ、現在、214名の方に登録をいただいております。これに関連いたしまして、やはり近隣の市町村、市、町でも同様のシステムは沢山入って参りまして、この利用者をいかに増やしていくかと言うことが課題であると言うふうに思っております。運用開始以降、町民憲章推進大会の場所もお借りをしまして、実際に登録の難しい方は、こちらの方でお預かりをして実施をしたりいたしましたけれども、引き続き呼ばれましたらどこへでも出向いて行きたいと言うのもありますし、いろいろな会合等について、こちらから積極的に今後出向いて行って、この登録件数の方を増やして参りたいと言うふうに思います。なお、下の方の防災おけと保守点検委託料につきましては、既存の防災無線の保守点検の委託料になってございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

173ページ、174ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

175ページ、176ページ。

質疑はありませんか。

8番。

○8番 阿部議員 AETに関する事なんですけれども、現在、いらっしゃるAET、次年度もここにいたいよと、こう言うことで継続で採用するということになっておりますけど、これって本人の望む限りいつまでも、あるいはジェット事業ですから向こうから指示をされて何かされるのか、その辺りお知らせいただきたいと思います。

○佐藤議長 学校教育課長。

○葦島学校教育課長 今現在、勤務していただいております、英語指導助手、名前ジョンと言いますが、平成24年の8月から雇用し、今年の7月で丸3年を迎えます。そこで、本人の意思確認をする前に、予算を計上するにあたりまして、各学校の意向をまずは確認しております。そのところ、小学校、中学校とも児童生徒始め教職員等から、ジョンに対して大分日本語にも精通してきたと言うことで、コミュニケーションが取りやすいため、継続を望む声と言うのがあったわけです。それを基に私たちの方でジョンの方に、あと1年間の継続をするかしないかの確認をしております。そこで、ジョンがあと1年間継続したいと言う希望もありましたので、継続をしているところでございます。ジェットの任用規定といたしましては、最長で5年間の期間は継続できるということになってございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

177ページ、178ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

179ページ、180ページ。

2項小学校費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

181ページ、182ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

183ページ、184ページ。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 備品購入費のところ、電子黒板と言うような話がありました。詳しく電子黒板について、どう言うふうにご利用して、どのようなものなのか説明をお願いしたいと思います。

○佐藤議長 学校教育課長。

○葦島学校教育課長 今回、平成27年度で置戸町小学校におきまして、電子黒板、予算的には135万円の電子黒板を1台導入する予定となっております。電子黒板自体は、電子教科書と言いまして、普段一般的に使っている教科書、そのままのものが黒板の画面に出てくるような形になってございます。

そこで、利点といたしましては、テンポよく授業を進行させることができるということと、また、見て視覚によって興味を引くことができる、また、教師が今までは黒板に書く、書いてそれから生徒に教えるというやり方をしてたんですけども、この画面をタッチすることによって教科書、黒板、板書がポンポンポン入れ替わるもんですから、それで教師が生徒と向き合う時間が増えるという利点がございます。そのためにですね、それと最後にもう1つ利点としましては少し前の授業に戻ることができるってこともありまして、繰り返し学習をする時に何回も進んでからまた戻る、進んでから戻ると言う、その作業がスムーズに行えると、そう言うこともございまして電子黒板を導入するものでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 電子黒板のことは、今、全国的に話題になってる問題なので、上手に利用と言うか使っていただきたいと言うように思います。その上ですね、使用料及び賃借料のところ、図書情報検索ソフト使用料、まあ中学校にも出てくるんですけども、このソフトの使用料って言うのが、ちょっと意味が分からないと言うか、各学校でこのソフト使用料が発生してくるのか、その辺りお伺いしたいです。

○佐藤議長 学校教育課長。

○葦島学校教育課長 はい。14節、使用料及び賃借料、図書情報検索ソフト使用料25万5,000円でございますけども、この図書情報検索ソフトにつきましては、昨年度、置戸町生涯学習情報センターのシステムが機器の老朽化に伴いまして、高いセキュリティを備えたクラウド型の図書館システムへ更新を行ったところでございます。それを受けまして、各小中学校で平成22年度より蔵書管理及び貸し出し予約サービスの効率化の為に、情報センターと連携した図書室運営を行っていたことから、今回の生涯学習情報センターとの整合性を図り、富士通のクラウド型の図書情報システムを各学校でも導入するものでございまして、経費といたしましては更新前につきましては、保守点検のための委託料と言うことで、保守点検委託料のみ額にして4万4,000円を各小中学校で計上してございました。今回の更新に合わせまして、保守料の他、パソコン機器のシステムの使用料、それとシステムの使用料、合わせまして月額で2万5,000円、年額にしましたら22万5,000円を計上したものでございまして、なおですね、昨年の情報センターの更新に伴いまして、従来、その経費というのは情報センターでみてたわけなんですけども、その分、情報センターの使用料の方が減額になっていると、そう言うことになってございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 学校教育のことなんでお金のことは、あんまりぐずぐず言うのもあれなんだろうけども、各小中学校で同じような金額、昨年17万2,000円ですか、それとはちょっと意味合い

が違うのかもしれないですけども、基本的に小中学校の図書室でこのパソコンを利用して検索すれば情報センター、今度は図書館ですけども図書館の蔵書の部分の図書の検索が可能になっているということですか。

○佐藤議長 学校教育課長。

○葦島学校教育課長 その通りでございます。従来は、結ばさってる前はUSBで1回1回やり取りをしていたんですけども、それが結ばさったということになってございます。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員 これ、毎年このソフト使用料と言うのはかかってくるというふうに考えていいんですか。

○佐藤議長 学校教育課長。

○葦島学校教育課長 今の契約の内容といたしましては、5年間のリース契約と言うことで情報センターと合わせてやってますので、昨年10月から導入なんで、5年後の9月までと5年間のリースになってございます。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員 とっても便利で、各学校に居ながらにして置戸の中央図書館の本が検索できると、便利な仕組みと言うかシステムなんだろうけども金額を考えるとですね、別段学校で検索しなくても図書館に向いて自ら本を探すとか、図書館で検索してみるとか言うことでも僕は可能と言うか、十分足りるんじゃないかなと言う気もするんですが、その辺りは、お金のことを言うのもなんですけれども、課長どうでしょうかね。

○佐藤議長 学校教育課長。

○葦島学校教育課長 先程もちょっと言ったんですけども、この今回の保守点検の機器の使用料等ですね、従前は図書館システムの中でみていたものなんですね。それで、今回の更新でその分学校に回ってきて、図書館システムの方の金額がその分落ちてると、相対的に見ると同じ額になっているということと、また学校の図書館の機能といたしまして、今の検索ですとか、そういう学習や情報だとか、そういう機能はあるんですけども、それ以外にもですね、教員の授業改善のための調べる資質向上のための支援機能ですとか、そういう機能も図書館システムの中には携わっているものですから、その分ではやっぱりあると便利、そのいちいち調べもので図書館まで行くだとか、そういうことにはならないのかなと言うことで考えてます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

185ページ、186ページ。

3項中学校費

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

187ページ、188ページ。

質疑はありませんか

2番。

○2番 小林議員 188ページの賃金のことですとね、それと去年までは教材費があったように思うんですが、1つ額が300万円近く落ちてると言うことと、教材費がないと言うことはどう言うことなのかちょっとお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 学校教育課長。

○葺島学校教育課長 今回の7節、賃金でございますけども、平成26年度までは、今まで学校用務員さんやっていた方は常用職員と言うことで行政2表を使った常用職員さんを雇って働いていただいていた。それで26年度を持って60歳の定年を迎えたと言うことで、本年7月からは定期用務員さんという形で、うちで言う賃金表を見ていただければなんですけども、18万円での雇用となります。社会保険料に関しましては総務課の方で一括計上しているものですから、今度は賃金だけの計上で299万円減の221万円を計上しているところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 石井議員 今回修繕料として、国旗掲揚台の改修が乗っておりますけども、どのようなところまで改修するのか、全然丸々建て替えるのかという点なんですけども、たまたま現在ある国旗掲揚台の、ちょうどグラウンド側の真ん中あたりですか、約1メートル程になりますか、30周年記念の時にタイムカプセルを埋めておりますので、もし、そこまで関わる工事をする場合には、ちょっと注意をしていただきたいと言うことを申し上げたいと思います。

○佐藤議長 学校教育課長。

○葺島学校教育課長 はい。今回の国旗掲揚台の改修と致しましては、今現在国旗掲揚台の台座なんですけども、タイル張りになっていてそこが風化で全部剥がれてきてると、そう言うことでそのタイルを全部1回剥がして、そこをコンクリの打ちっぱなしで囲むと言うだけの作業になります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

189ページ、190ページ。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 石井議員 このページで申し上げるべきなのかどうかわかりませんが、私が見落としているのかもしれないけれども、教育行政方針の中には、スクールカウンセラーの配置を継続するとなっておりますけども、小学校費または中学校費の中でスクールカウンセラーの予算と言いますか、それが私は見つけられないんですけども、何処に載っているんでしょうか。

○佐藤議長 学校教育課長。

○葺島学校教育課長 はい。スクールカウンセラーの派遣事業と言うことで事業自体は北海道の事業になってます。そこで希望して定期的にスクールカウンセラーの方が巡回してくれると、そう言う形になっておりますので町費としては持ち出しは無いということになってます。

○6番 石井議員 ここまでにスクールカウンセラーの昨年度の実績と言いますか、実際にまたそういったようなカウンセリングの実態と言うのがあったのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

○佐藤議長 学校教育課長。

○葦島学校教育課長 はい。今、実際の記録が無いので、正確な回数は申し上げられないんですけども、来ていただいているのは月に1回、昨年はずね不登校の子がいたものですから、その子にかかっていたと言うことと、また教師保護者の相談にも乗っていると言うことになります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

191ページ、192ページ。

4項社会教育費。

質疑はありませんか

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

193ページ、194ページ。

質疑はありませんか

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

195ページ、196ページ。

質疑はありませんか

4番。

○4番 岩藤議員 一番上段の、愛タウンふるさとづくり事業に要する経費、275万円と言うことで、今年度から生活費を従来より若干上げて月10万円で募集してみたいと言うような説明だったと思います。なかなか難しい状況になってきているんだろうと言うふうに思いますけども、この辺り目途と言いますか、どうなのか。それから、今までの置戸に住み着いてくれた人達、そう言ったものの実績とか考えると、この事業と言うのは継続した方がいいって言うのは勿論あるんですけども、地域おこし協力隊でしたっけ、総務省がやっている、そう言ったものとの賃金格差と言うのも、当然まだあるわけですし、その辺りのことも含めて、今年度どう言う姿勢で言うか、どう言う方向性で進めていくのか、課長お伺いしたいと思います。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 まず、新年度の地遊人の募集状況ですが、残念ながらまだ確定はしておりません。ただ今週1人面談をする予定でして、その方が決まっていたらと言うような状況でございます。

ご質問にありました地遊人の月額調整金額3万円を27年度アップしたいと言うことですが、これにつきましては制度開始以来、20年近く7万円のままだとやってきたと言うことで生活実態、物価等の上昇もありますので、ある程度値上げをした方がいいのではないか言う愛タウンの協議会の役員の方のご意見もいただきまして、3万円程度の増額と言うことにさせていただいています。ただ、議員の

ご指摘の通り、地域おこし協力隊等々の他の体験事業では安くて14万円、高いところだと20万円と言う賃金をお支払いしているところがあると言うことで、そこの差が当然出てくるわけでございますので、その辺のところは、今後も検討しなければならないだろうなと言うふうに思っています。

その一番の検討の方向性としては、以前、所管事務調査等でもお話をさせていただきましたが、地域おこし協力隊と言う形を導入することによって国の補助金を受け、それに合わせて賃金と言う形に、生活調整から賃金と言う形には変わりますが、金額をアップすることも1つの方策だと言うふうに考えております。実は、27年度から地遊人については、地域おこし協力隊の制度を導入できないかと言うことで種々検討させていただいたんですが、やはり地域おこし協力隊と言う制度自体が、単に地遊人だけではなくて他の置戸町で色々な人材を求める事業にも活用できるというようなことがございまして、定住対策も含めて全体でやはり慎重に検討する必要があると言うことで、地遊人一葉で導入を図ると言うことはちょっと難しいと言うことになりましたので、その間1年間、27年度については、従来の形で生活助成金だけを3万円上げさせていただく形でなんとか事業を行っていきたいと言うふうに思っております。非常に地遊人の募集が少ない中、苦戦はしておりますがなんとか募集等の広告等も含めて人材を確保したいと言うふうに考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 地遊人の制度で、月額報酬7万円から10万円と言うことで、この発足以来、初めて改定したわけですね。これでうまくいけば良いとは思いますが、もう1点、任期1年ですね。この方、来てる方が色々な方がおられると思うんですけど、任期が1年終わって町の臨時職員として働いてもらったりと言うことで、色々その人の色々な面で町内に定住して活躍してもらっているんですけど、むしろ、任期1年をですね将来的に2年にするとか、それは本人の希望によると思うんですけどその辺の検討もですね、せっかく人材がこうやって町として得たと言うことでね、1年終わってすぐ帰ってしまうとか、帰らんかった方もいるんですけど、そう言ったことも含めれば、ある程度任期の複数年と言うのかな、そう言ったことも検討しては如何でしょうか。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 今回の地遊人制度の関係では、最近募集が少ないことから趣旨見直しの議論をさせていただいております。その中で任期1年がどうなのかと言うご意見もいただいているところです。ただ、今年度27年度の事業については申し訳ございませんが従来の事業と言う骨組みでやらせていただきますので、任期については1年と言うことになろうかと思っております。ただ、先程もお話いたしましたが、定住対策も含めて地域おこし協力隊の導入と言うところでは、あちらの事業では最大3年と言う上限がありますので、そういう形も含めて検討させていただくことになろうかと思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

197ページ、198ページ。

質疑はありませんか

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

199ページ、200ページ。

質疑はありませんか

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

201ページ、202ページ。

質疑はありませんか

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

203ページ、204ページ。

質疑はありませんか

3番。

○3番 高谷議員 森林工芸館管理に要する経費の中の報償費、今年は658万2,000円ですか、時松先生4回分、それから更に、置戸のクラフトマン3名に対する謝礼と一言で載っていますが、この謝礼の内訳と一言か、報償費の内訳についてちょっと教えていただきたいんですが。

○佐藤議長 森林工芸館長。

○五十嵐森林工芸館長 それでは、森林工芸館管理に要する経費の8節、報償費、謝礼金等598万2,000円の内訳を説明させていただきたいと思います。ただいまお話ありました通り、作り手養成塾の講師謝礼、名誉塾長であります、時松先生、従来通り月額37万8,000円、これが4回分でございます。151万2,000円、続きまして、実技講師であります内部講師です。オケクラフトの作り手、主任講師分、月額25万円かける12ヶ月、300万円です。それから同じくですね、今度は主任ではありません。講師です。作り手です。月額5万円かける12ヶ月、これが2人分です。合計120万円。それから外部講師と一言することで、現役の作り手さんに対します謝礼分として見込んでいるところでございます。1時間当たりと一言計算をさせていただいておりますが、時間単価2,000円かける延べ時間で30時間分を見込んでございます。合計6万円、それから同じく外部講師としまして道内講師分です。1回あたり3万円かけることの2回分を見込んでおりまして6万円です。それから同じく外部講師で、今度は道外講師分としまして1回あたり15万円かける1回分、合計15万円です。これを全部足しますと598万2,000円と一言で計上させていただいております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

205ページ、206ページ。

質疑はありませんか

9番。

○9番 佐藤議員 森林工芸館費にきましたんで、関連すると言ふことで先程も出ました、一般財団法人について伺いたいと思います。まず、基金拠出の1口50万円で、置戸町が2,500万円拠出するわけですけど、他に基金の拠出、町以外にあるかどうか、その辺ことをまず1点お聞きしたいと思

います。

○佐藤議長 森林工芸館長。

○五十嵐森林工芸館長 それでは、先程の出捐金に関する部分と言うことでご説明をさせていただきたいと言うふうに思います。一般社団法人置戸森林文化振興協会につきましては、法人の構成員と言うことで正会員、並びに準会員で成り立っております。

正会員につきましては、その趣旨・目的に賛同する置戸町内に住所を有する法人と言うことで、現在準備を進めているところでございますが、4法人予定してございます。置戸町、置戸町商工会、置戸地区林産協同組合、そして新世紀森林組合、この4法人を予定してございます。準会員につきましては、同じく趣旨・目的に賛同する個人、または団体ということでオケクラフトの生産者を中心に賛同をいただきたいということで今、お話をさせていただいて準備を進めているところでございます。昨年、所管事務調査の時にお話をさせていただきまして、定款等の途中経過の中で1口50万円の基金を募ると言うお話をさせて頂いたところでございますが、最終的には基金の拠出1口の金額を20万円と言う形でさせていただこうということで考えております。現在のところ置戸町が2,500万円全てを出捐すると言うことで、全部で125口の出損と言うことで今のところ予定してございます。基金の中でですね、引き受ける者、随時募集することができると言うことで、もし途中の中で趣旨に賛同いただいて、出資しますよと言う方がおりましたら、それは随時受け付けることができるような形で定款の方は定めております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 それでは、この団体の振興協会ですね、中身について若干伺いたいと思うんですが、2,500万の出資は分かりましたが、その後委託料で1,000万円、これは森林工芸館の販売分を引き受けると言うことで、これは1,000万円と言うことなんですが、具体的に流通普及協会の仕事をですね、7月1日から移行して団体として仕事を引き受けていくと言うことなんですけど、具体的に事業の概要だとかですね、収支の予算案だとかこれから理事会に諮ったりしていくんだと思うんですけど、粗々と言いますか、今考えられてることでどういう事業を展開していくのか、或いは、どういう収入をですね、今、1,000万円委託料収入受けて、販売員3人ですか、その人達を雇ってっていう話は聞いているんですけど、部分的にしか聞いてないんで、その粗々の事業の概要だとか収支予算案だとか、もし、手元に出せるものがあれば今、用意できなければ後程で結構なんですけど若干、その辺のことを事業の内容について伺いたいと思います。

それと、こないだの定款の中ではですね、森林工芸館内の販売エリア等の管理運営を行うと言うのが事業の4条の第1項に書いてます。これは、その通り今回7月から移行していくんだと思うんですが、その他に地域生産文化の継承及び振興に寄与する人材育成事業の受託及び運営と言うのが中に入っているんですね。基本的には今行っている工芸館のいわゆる、人材育成部門、クラフト研修生の育成というのは、この工芸館の工芸館費の中に報償費として示された、いわゆる指導員の給与なんかも入っているんですけど、要は、その使い分けと言うのかな、基本的にはあくまでも今の段階で、いわゆる森林文化振興協会は、財団はですね、今の段階ではあくまでも販売だとかそういったもの、それのみに特化して、いわゆる従来やっていたクラフトの担い手と言いますか、その研修は工芸館が引

き続き担っていくと言う、そういう2つの使い分けというのかな、そういうことがきちっと整理されているのかどうか、そういう形で今現在スタートして、行く行くは、この定款のある通り人材育成事業にも移行していくんだ、そういう考え方があるのかどうかその辺2点お聞きしたいと思います。

○佐藤議長 森林工芸館長。

○五十嵐森林工芸館長 質問で一部重複するところがございますので、話の内容が前後することをご了承くださいたいと言うふうに思います。

まず、一般社団法人置戸森林文化振興協会と言うことで長いものですから一般社団法人と言うことで略させていただきたいと言うふうに思いますが、こちらの方、先程ご説明いたしました、法人の構成員は先程申し上げました正会員、準会員と言うふうになってございます。実際には法人の役員と言うことで理事を配置する予定でございます。この理事につきましては、9名それから監事2名と言うことで、この理事によりまして理事会を設けて、この理事会の中でそれぞれ事業計画、事業報告、収支予算並びに収支決算に関するご審議をいただくと言う内容になってございます。それから、販売・運営の部分につきまして、運営体制の部分につきましては、先程の理事の中から1人、常勤の専務理事、これが1名おります。それからその他に、販売部門の正職員と言うことで2名、パート職員と言うことで1名、現在と同じですね。それから、技術部門の職員と言うことで1名、これを予定してございます。合計5名の常勤体制の中で、この一般社団法人を運営していく予定でございます。

それから、この後のスケジュールにつきまして少しお話をさせていただきたいと言うふうに思いますが、法人の設立総会、これをですね4月の下旬の方に予定をしております。ここで初めて法人が設立しますので、現在のところは何もない法人ということなものですから、まだ、お話をさせていただくことができません。この法人の設立総会を終えた後、法人登記を終わりますのが大体4月の中旬、これ位を予定してございます。

この一般社団法人の第1期事業につきましては、この法人登記後から6月30日までといたしまして、売上高としましては、先程佐藤議員の方からお話のありました1,000万円の委託料の内、委託料収入のみ、この委託料の内の一部をですね受託料収入としまして、大体140万円程度を見込んでおります。専務理事と技術職員、これら2名分の賃金、それから設立登記等に関します設立費用、それから総会並びに理事会、準備会等の会議費、それから法人を設立しますので広告掲載費等の販売費・一般管理費と言うことで、営業損益につきましては代金につきましては赤字となる見込みでございます。現在の流通普及協会から一般社団法人への業務移行に関しましては、7月1日から会計年度と言うことを予定しております、それで先程の第1期事業につきましては6月の30日で一旦切らせていただきます。それで、第2期事業と言うことで7月の1日から翌年の6月の30日までの間を1つの事業年度として進んでいく予定でございます。第1回の理事会を、設立総会後に実施を予定しております、ここで第1期事業分の内容についてのお話をさせて頂く予定でございます。第2回目の理事会を8月の下旬、これ位に予定してございまして、この時の内容としましては、第1期事業の収支決算報告の承認、それから第2期事業の収支計画の承認、これらについて予定をしているところでございます。また、第1期の定時総会につきましては9月の初旬を予定しているところでございます。

オケクラフト流通普及協会につきましては、このまま解散まで存在はするわけでございますが販売

員さんの賃金につきましては、町費の方で3ヶ月分見込んでいるということで、先にご説明をさせていただいた通りでございます。一応、一部、流通普及協会と一般社団法人が存在としては重複する期間があるということになりますが、実際解散をしまして、それらの種々手続きを終えるのが10月の下旬、これ位を予定しているところでございます。これで初めて流通普及協会の方が解散になりまして、一般社団法人の方が残るところというような形になってございます。それから、業務内容の方でございます。昨年の所管事務調査の中で定款の方をご覧になっていただいた部分と、現在なんら事業内容につきましては変わってものございません。基本的には森林工芸館内の販売エリアの受託、それから販売部門等となってございますのは、商品の販売の他に素材の提供管理、それから乾燥機の受託等々の業務がございますので、販売部門等と言う形で表現を括らせていただいているところでございます。

それから、事業定款の中で人材育成事業の受託並びに運営と言うことでのご質問に対してご説明をさせていただきたいと言うふうに思います。あくまでもオケクラフトの後継者を育てると言う意味合いでは、教育委員会分野の中で予算計上の通りですね、進めていく予定でございます。これは、オケクラフトの作り手の研修制度が昭和59年に始まって以降、その時代時代によって変化はしつつも、従来通りの形で進めていく予定でございますが、こちらの一般社団法人の収入源としまして、その部分を受託するということも含めてはありますが、作り手さんの方がですね、例えば一般の方に対する、その前後にも出てきますが、例えば木工体験ですとかそう言ったところを通しての人材育成、そこに対する講師を派遣できるという事業内容をこの定款の中に謳っているということでご理解をいただければと言うふうに思います。もっと大きく言いますと、表現はちょっと悪いですが収入源の1つとして、そこにも幅を持たせているということと合わせまして、後継の人材育成に関しましては、あくまでも教育分野の中で今後も進めていくということで線引きを考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

207ページ、208ページ。

質疑はありませんか。

8番。

○8番 阿部議員 土間工房管理に要する経費と言うことですね、研究員の方の給与が出ておるわけですけれども、前年21万9,100円、今年度の予算では26万8,100円と言うのが月額になっておりますけれども、その根拠をお知らせいただきたいと思います。

○佐藤議長 森林工芸館長。

○五十嵐森林工芸館長 ただいまのご質問でございます。土間工房管理に要する経費の1節、報酬分、研究員に対します報酬の積算の内訳をご説明させていただきたいと言うふう思います。現在の生活資料研究員は3代目の研究員でございますが、2代目の研究員の時にですね、この報酬につきまして内規を定めさせていただきました。

内容と言いますのが、学歴及び前歴換算後の町の職員と同号俸に格付けした給与月額、これに12ヶ月分を乗じまして、更に置戸町作業員等就業規則、これで定められましたいわゆる定期作業員の期

末手当数、現在で行きますと2.85ヶ月分です。これに乗じた額に燃料手当分、世帯主で行きますと4万と500円、これを加算しましてその総額を12で除します。それで1月当たりの単価を出しまして、この1月当たりの単価100円未満を切り上げて算出した額を月額報酬と言うことで、この式に基づいて計算しました額を、来年度につきましては26万8,100円と言うことでの根拠でございます。なお、報酬額につきましては、これら算定基準に基づいて2年ごとに改定すると言うことになってございまして、現在の研究員につきましては、平成27年度から3年目を迎えることになっているものですから、この度増額計上をさせていただいたところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

209ページ、210ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

211ページ、212ページ。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 上段の補助金なのですが、オケクラフト販売促進事業補助金と言うことで10万円出てますけど、これの交付先はどちらになりますか。

○佐藤議長 森林工芸館長。

○五十嵐森林工芸館長 先日の新年度予算の説明の中でもお話をさせていただきましたが、これにつきましては従来、オケクラフト流通普及宣伝事業補助金、これを名前を変更しまして販売促進事業補助金とさせていただきます。内容につきましては、生産者がそれぞれ販売、それから展示会等に参加する若しくは自分達で自ら企画して参加する場合の交通費、宿泊費等につきまして2分の1を補助すると言う内容になってございます。平成26年度につきましても2件の申請がありまして、それにつきまして交付をしてきたところでございますが、あくまでも補助金先、交付先につきましては作り手さんと言うことになります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 先程、社団法人ですね聞き漏らしたんですけど説明の中に、常勤職員の中に技術員1名がいると言うことを聞いたんですけど、技術員1名ね、その他に専務理事とパート1と常勤職員販売員が2名と言うことで合計5名ということなんだけど、この技術員と言うのはどういう職名を持ってるのがかって言うか、今、そういう対象者が技術員としてですねおられるのかどうか、その辺のことをちょっと聞きしたいんですが。

○佐藤議長 森林工芸館長。

○五十嵐森林工芸館長 先程、ご説明申し上げました技術員の部分につきまして、お話をさせていただきたいと言うふうに思います。現行の流通普及協会の中では、技術員と言う職員はおりません。この

一般社団法人を設立するにあたって、技術員と言う職の人を配置すると言うことで今、準備を進めてございますが、先程、お話をさせて頂いた中の販売部門以外の部分、素材の関係です。それから乾燥機の関係、並びに将来的な部分で言いますと、荒ぐり材の提供ですとか塗装の分業部分ですね、これらを視野に入れた中での技術職員の配置と言うことで考えてございまして、今、相手に対しましてですね色々準備を進めているところではございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

213ページ、214ページ。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 公民館管理運営に要する経費、修繕料なんですけれども、館長、公民館のロビーの椅子を修理出してますよね。それはこの修繕料の中から出すと言うことでよろしいですか。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 はい。お答えいたします。実は26年度、今年度もこの公民館管理運営に要する経費で修繕料と言うことで中央公民館のロビーの椅子、テーブル一部修繕に出しております。修繕の依頼先は、当初の製作者でありますクラフトマンの片岡祥光さんでございまして、製作者に修繕をお願いをしていると言う形でございます。ご存じの通り片岡さん、非常にお忙しい、仕事の関係でお忙しいため、1年度で全て修繕することができませんので数年に亘って少しずつ修繕をすると言う形を取らせていただくと言うことで去年に引き続き、この修繕料の中に一部、ロビーの椅子、テーブルの修繕料も含まさせていただいております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

215ページ、216ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

217ページ、218ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

219ページ、220ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

221ページ、222ページ。

5項保健体育費。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 学習交流事業に要する経費と言うことで、開館10周年記念の講演会と言うことで説明がありましたけれども、具体的にこの91万6,000円、こういった計画があるか、もし煮詰まっているのであれば教えていただきたいと思います。

○佐藤議長 生涯学習情報センター次長。

○佐藤生涯学習情報センター次長 一応、追加させていただきました経費につきましては、通常年の各種事業の報償費の他に、記念事業として作家の講演会を予定しております。有名な作家さん呼んで公園をして頂くと言うことで、その作家の方に掛かる謝礼金として50万円掛かるものですから、その分の追加費用として、報償費の増額をさせていただいております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 要する経費の中の印刷製本費の、置戸100年ですね。これ300セットを印刷するということなんですけど、具体的に配付先はどこになるのか。そして、歳入で20セット10万円を販売で予定していると言うことで歳入をあげているんですよね。ですから、それ以外は無料で公共施設等に配付するのことは思うんですけれども、具体的に配付先が決まっていれば教えていただきたいと思います。

○佐藤議長 生涯学習情報センター次長。

○佐藤生涯学習情報センター次長 主な贈呈先って言いますのは、色々古老の声で記録を取るのにご協力していただいた方とか、それから町外で言ったら各図書館に、そう言うところには一応贈呈したいなと思っております。それで大体300セット作りまして、半分は贈呈していく形になって、あと半分は大体買っていただく形になると思うんですけれども、ただ、出来上がるのがどの位になるか、一応10月末を見ているんですけれども、それも予定ですので、出来上がり次第によっては若干、購入も遅れるかなと思っております。ただ、貴重な資料なんですけれども興味がない方は、きっと買って頂けないかなと思ひまして一応歳入では、5,000円、ちょっと高いんですけれども5,000円で20セット分だけ見ております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

◎延会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本日の会議はこれで延会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会とすることに決定しました。

◎延会宣言

○佐藤議長 本日はこれで延会とします。

延会 16時02分

平成27年第2回置戸町議会定例会（第6号）

平成27年3月18日（水曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 議案第21号 平成27年度置戸町一般会計予算
- 日程第 3 議案第22号 平成27年度置戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第23号 平成27年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第24号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第25号 平成27年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第26号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計予算
- 日程第 8 議案第27号 平成27年度置戸町下水道特別会計予算
- 日程第 9 議案第28号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第29号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第30号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第10号 置戸町教育委員会教育長の服務に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第14 議案第12号 置戸町行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第13号 置戸町職員の住居手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第14号 置戸町児童センター条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第15号 置戸町森と住まいの支援条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第16号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第17号 置戸町道路占用料条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第18号 置戸町行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第19号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第20号 保育の実施に関する条例を廃止する条例
- 日程第23 同意第 1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 日程第24 報告第 2号 専決処分の報告について

- 日程第 25 報告第 3 号 定期監査の結果報告について
- 日程第 26 報告第 4 号 例月出納検査の結果報告について
- 日程第 27 意見書案第 1 号 農協関係法制度の見直しに関する要望意見書
- 日程第 28 意見書案第 2 号 TPP 等国際貿易交渉に関する要望意見書
- 追加日程第 1 議案第 31 号 平成 26 年度置戸町一般会計補正予算（第 12 号）
- 追加日程第 2 議案第 32 号 平成 27 年度置戸町一般会計補正予算（第 1 号）
- 追加日程第 3 議案第 33 号 工事請負変更契約の締結について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 議案第 21 号 平成 27 年度置戸町一般会計予算
- 日程第 3 議案第 22 号 平成 27 年度置戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第 23 号 平成 27 年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第 24 号 平成 27 年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第 25 号 平成 27 年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 26 号 平成 27 年度置戸町簡易水道特別会計予算
- 日程第 8 議案第 27 号 平成 27 年度置戸町下水道特別会計予算
- 日程第 9 議案第 28 号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 29 号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 30 号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 10 号 置戸町教育委員会教育長の服務に関する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 11 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 14 議案第 12 号 置戸町行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 13 号 置戸町職員の住居手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 14 号 置戸町児童センター条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 議案第 15 号 置戸町森と住まいの支援条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議案第 16 号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 19 議案第 17 号 置戸町道路占用料条例の一部を改正する条例
- 日程第 20 議案第 18 号 置戸町行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第 21 議案第 19 号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例

- 日程第22 議案第20号 保育の実施に関する条例を廃止する条例
 日程第23 同意第1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
 日程第24 報告第2号 専決処分の報告について
 日程第25 報告第3号 定期監査の結果報告について
 日程第26 報告第4号 例月出納検査の結果報告について
 日程第27 意見書案第1号 農協関係法制度の見直しに関する要望意見書
 日程第28 意見書案第2号 TPP等国際貿易交渉に関する要望意見書
 追加日程第1 議案第31号 平成26年度置戸町一般会計補正予算(第12号)
 追加日程第2 議案第32号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第1号)
 追加日程第3 議案第33号 工事請負変更契約の締結について

○出席議員(10名)

1番	嘉藤均	議員	2番	小林満	議員
3番	高谷勲	議員	4番	岩藤孝一	議員
5番	細川昭夫	議員	6番	石井伸二	議員
7番	竹内雅俊	議員	8番	阿部光久	議員
9番	佐藤勇治	議員	10番	佐藤純一	議員

○欠席議員(0名)

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上久男	副町長	和田薫
会計管理者	鎌田満	町づくり企画課長	栗生貞幸
総務課長	中村啓二	総務課参与	村松登喜男
町民生活課長	田中英規	産業振興課長	坂口博昭
施設整備課長	菅野博敏	地域福祉センター所長	鈴木正美
施設整備課技監	高橋一史	総務課主幹	高木恭治
町づくり企画課財政係長	小島敦志		

〈教育委員会部局〉

教育長	平野毅	学校教育課長	蓑島賢治
社会教育課長	今西輝代	森林工芸館長	五十嵐勝昭
生涯学習センター次長	佐藤百合子		

〈農業委員会部局〉

事務局長	坂口博昭(兼)
------	---------

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 中 村 啓 二 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 早 坂 豊 議 事 係 長 尾 俊 輔

臨時事務職員 中 田 美 紀

◎開議宣告

○佐藤議長 これから会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は置戸町議会会議規則第122条の規定によって、6番 石井伸二議員及び7番 竹内雅俊議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 本日の説明員は先日のとおりです。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第21号 平成27年度置戸町一般会計予算から

◎日程第 1 1 議案第30号 置戸町指定介護予防支援等の事業の
日程人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例まで

————— 10件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第2 議案第21号 平成27年度置戸町一般会計予算から日程第1 1 議案第30号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例までの10件を一括議題とします。

前日に引き続き質疑を行います。

〈議案第21号 平成27年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 議案第21号 平成27年度置戸町一般会計予算。

第1条 歳入歳出予算は、事項別明細書の223ページ、224ページ。歳出。10款教育費、5項保健体育費。スポーツ推進委員に要する経費の
続きから。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 スポーツ大会教室に要する経費、サイクル駅伝の記念大会と言う説明があったと思いますが、公道でやると言うようなことだと思えますけども、どう言う計画になっているのかお尋ねいたします。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 お答えいたします。サイクル駅伝につきましては、100周年の記念事業の一環と位置付けさせていただいております。例年よりも少しでも参加者チーム、それから観客の動員をしたい、多く見ていただきたいという思いがありまして、スポーツ推進委員さんの会議の中でコース変更を検討しております。

従来は、スポーツセンターを起点にしまして、裏通り線と言いますか、そちらの方の周回コースなんですけど、少しでも多くの方に見ていただきたいという思いで、27年度については役場を起点にした大通りを周回するコースということは今検討しております。

ただ、事前に警察の方には打診をして一応了解得られそうだという感触は得ているんですが、正式にはまだ協議をしていないということと、例年の日程で行いますと、北見北斗高校の強行遠足と日程がかぶさるということもありまして、コースについてはまだ確定をしていないということですが、従来のコースよりも少しでも見ていただけるコースに変更したいということで今、検討している最中でございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

225ページ、226ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

227ページ、228ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

229ページ、230ページ。

質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 テニスコートの改修工事、フェンスの交換700万円というふうに予算が出ておりますけども、昨年のテニスコートの利用率というか、どの程度利用されていたのか。最近ちょっと利用の頻度が少ないなというような思いもありますが、どの程度利用されていたのか、お伺いしたいと思います。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 お答えいたします。テニスコートですが、平成26年は開設日数でいきますと1

2日、利用日数ですね。それと、利用者数は54名ということになっておりまして、ご存じのとおり7月、8月は結構長雨がございまして、テニスコート、土のコートですので利用できない状況が大分続きました。そういうことで、例年ですと7月、8月に利用が集中するんですが、その部分で利用ができない状況が続いたということで、利用者数については先程申したとおりでございます。

例年ですと、大体250名から300名ぐらいの利用になるところなんですが、去年はそういう雨の状況で利用者数が減ったというふうに考えております。

参考までですが、最近、従来の愛好者に加えて新規に始められる方もいらっしやいまして、そういう方たちが通常の開設日が利用可能であれば、日数的には従来より平年ベースより増えたのではないかなというふうに考えておりますので、新年度については利用が伸びることを期待しております。

○佐藤議長 3番。

○3番 高谷議員 この例年の250人から300人というのは、実は、置戸高校の部活の部分も含まれているんじゃないかなというふうに思うんですが、去年の利用率の中には置戸高校の数は含まれていないと。それとも利用されていないのか、どちらなのかお伺いします。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 26年度につきましては、置戸高校の利用はほとんどなかったというふうに記憶しています。たまたま部員が1名しかいなくなってしまうと、その部員も怪我をされたということで、練習ほとんどしていなかったと聞いております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 関連なんですけども、去年210万円ほどかけてテニスコートの休憩小屋つくってますよね。今年度でまたフェンス更新というような、それはそれでテニス人口っていうのが多い少ないに関わらず、置戸町的には設備をきちんとしておくということでは必要なかなと思うんですが、上の段のプールの改修工事もそうなんですけども、水泳大会が去年から行われていないだとか、そういうような状況でもあります。設備にお金を投資するということも含めて、そういった協会ですとか、利用者ですとか、そういった動きも社会体育としてきちんと民間で活動の方を大きく広げていくというような、そういうことをして欲しいと思いますが、いかがですか。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 議員がおっしゃったとおり、施設整備するにあたっては利用を伸ばす、あるいは維持するということは非常に大切だというふうに考えておりますので、教室等の開催も含めてそういう努力をさせていただきたいと思います。また、施設整備についてはできるだけ最小限にとどめるという考えでおりますので、その辺もご理解いただきたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

231ページ、232ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

233ページ、234ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

235ページ、236ページ。

11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 上の段の2行目になります。シール作成委託料。給食運搬車の絵柄のシールの貼り替えだというふうに思いますけども、数年前に子ども達の絵をあそこに貼ってということだったと思いますが、それを更新するということですか。

○佐藤議長 学校教育課長。

○葦島学校教育課長 今おっしゃるとおりなんですけども、今、給食の配送車、運送車に貼ってある荷台のシールなんですけども、平成14年に作成をいたしまして12年が経過しています。現在、見てもらって分かるとおりですね、剥がれてぼろぼろの状態になっているということもありまして、今回の100周年を機に絵柄を変えてシールを貼りかえるという計画でございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

237ページ、238ページ。

12款交際費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

239ページ、240ページ。

13款給与費。14款諸支出金、1項普通財産取得費。15款予備費。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 この給与費のところでは質問するのがいいのちよっと疑問もありますけども、今年度100周年ということでかなりの事業量があると思います。その地方創生戦略の関連でも今年からいろいろな計画を練っていかなくちゃならない、そういうような状況で、町づくり企画課がかなり大変になるのかなと。

それに合わせて、各課それぞれの100周年関連事業で大変な1年になるのかなというふうに思います。そう言った意味で職員の配置というか、その辺り現状で本当に大丈夫なのかなというような不安がいたします。

退職者も今年度限りでというのも結構多いわけですし、その辺りどのように今年度頑張っていくと

いうことでしかないのかどうか分からないですけども、どういうふうを考えているのか、お伺いしたいと思います。

○佐藤議長 副町長。

○和田副町長 岩藤議員の質問、予算の金額というよりも職員配置ということですので、少し私の方から説明をさせていただきたいというふうに思います。

ご存知の通り100周年記念での事業量の増、あるいは地方創生、その通りでございます。ご存じの通り3月末で5名の退職者、それから新規採用は3名ということです。社会福祉協議会に派遣している者が2名おまして、その者も、今現在総務課にはカウントされてますけども、それも配置をできると。ですから5人辞めて5人が配置できるというような状況は変わらない、プラスマイナスゼロと言いましょか、そんなふうになるのはなるんですが、やはり事業量の中では大変な状況も出てくるのは事実です。

100周年の関係で言いますと、町づくり企画課にも人も配置をしております。それらでしのいでもらうしかないと思いますし、全体の配置の中で効率的な業務遂行にあたっていきたいというふうなことで考えております。

また、それぞれ配置の中では検討もしていかなきゃならないところもあるかと思いますが、それらについては、この後4月に向けて全体配置を考えながら効率的な運用に努めていきたいというふうに思っているところでございます。

また、昨年、中途採用と言いましょか、技術職の採用とか、そういうことも目指してます。

それから、保健師も採用したいということで募集もかけました。保健師については、残念ながら応募者がなくて臨時で当面对応したいということで予算計上もしているところでございますが、そのような形で状況を見ながらも採用せざるを得ないと言いましょか、そんなことも出てくるかも知れません。

それらについては状況を見ながら考えていきたいと思いますが、当面はこの予算の資料にもありますように71名の現員ですか、4月1日、71名になりますので、その中で効率的な業務遂行できるような体制をとっていきたいというふうに考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、歳入へ進みます。

13ページ、14ページ。

2. 歳入。1款町税、1項町民税、2項固定資産税、3項軽自動車税、4項町たばこ税、5項入湯税。2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、2項自動車重量譲与税。3款利子割交付金。

質疑はありませんか。

2番。

○2番 小林議員 税金のことでお尋ねをしたいんですけども、税金の中身でなくて考え方なんですけど、3億円切ってますので税收とまでは言わないんですけども、いわゆる収入の一つの増える方向を考える時に、町有林の財産が1,900町歩ぐらいありますので、少しでも毎年3,000万円でも5,000万円でも入れるような立木販売もあるんじゃないかと思うんですけど、その辺についてお伺いした

いと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 今の小林議員からご提案あったように、町の税収3億円を切っているということ
でございまして、町有林、小林議員言う通り面積持っております。その部分では、町有林としても計
画的に立木売却等計画して、歳入に充てていきたいというふうに考えております。

○佐藤議長 2番。

○2番 小林議員 これ担当課長の答弁では駄目なんです。町長か副町長答えないと、全体的な話です
から、その辺どうなんですか。

○佐藤議長 副町長。

○和田副町長 流木云々に限って言いますと、担当課長が言うような、森林経営計画なり、そういうも
のの中で伐期が来ているもの、それらは計画にやってみますので、そういう中で財源という意味
で確保していくような、そんな努力は重ねているつもりでもございますし、この後もそういうような
計画的な配慮はしていきたいというふうに考えます。

○佐藤議長 町長。

○井上町長 議員もご承知のように、税収と言いましょか、税金も財産ですし森林資源も財産であり
ますから、私はそれは同列だというふうに基本的に思ってます。ですから、森林のことで言うと、担
当課長なり副町長の方からも答弁ありましたけれども、森林にはやはり整備計画っていうのも勿論あ
りますし、ご承知のように経営計画も立てているわけであります。したがって、それを基本とし
て森林整備だとか森林資源を有効活用していただくか、そういうふうな立場でっていうか、観点で考
えなければならないというふうに思います。

税収の減ということについて言えば、いわゆる域内経済というものをどう発展していくかによりま
すし、また、人口の問題も非常に大きな要素としては関わってきます。先の見通しということでは
、残念ながら税収が今より更に増えていくというような状況というのは、なかなか厳しいであろう
ということでの小林議員のご質問だったというふうに思いますけれども、冒頭申し上げましたように、
どちらも重要と言いましょか、特に町としては森林資源というのは重要でありますから、切って
売る、そこから出てきたものを財源として活用するということになりますけれども、やはり森林資源
というのは、その財源が植林だとかそういうものに向けられていくっていうのか、向けていくって
いうことが、そんなに大きな面積でもありませんし、材積から換算していく収益と言いましょか、そ
んなことを含めて考えますと、そんなに木を切って売って、それを財源としてどれだけ有効なものに
なるのかって考えた時には、私は基本的には山に返していくっていうのか、いわゆる循環型の森林整
備っていうものを考えていかなきゃならないと思うんですね。

ですから、一つの提案としてはお聞きしたいというふうに思ってますが、木を売ってお金が出てき
たから、それを一般会計に入れて使いましょかやっていう、簡単なことではないんでないかと、そこ
には慎重さが必要であろうというふうに思ってます。

○佐藤議長 2番。

○2番 小林議員 一つの考え方としてそういう考え方もあるのかなという感じもしますけども、いつ
の議会かわかりませんが、いわゆる標準伐期でトドマツの場合40年にしたんですよね。結局、

何故標準伐期を変えたのかということ念頭に置けばですね、やっぱりトドの腐れっていうのは、やっぱり間伐やっててどうしても腐朽菌が根っこから生えるよと。

それは施業の変え方ももちろんあるんですけども、昔植えた僕の責任ももちろんありますけども、そう言うふうなことも考え合わすとね、やはり切ってまた植えてくっていう、今町長が言ったように循環型にしていけないと本来ならないと思うんですよ。やっぱり地質の悪いとこ、あるいは腐れの多いとこはですね、できるだけ標準伐期に変えたわけですから、そういうのを基にしてですね、やっぱり売払いを早くした方が収入も上がるんじゃないかと。

当然そうすれば面積も10町とか20町とかってなりますんで、今、企業がですね、そんな大金叩いて買うなんてできませんので、1つの林班を3人ぐらいに区切って売っていくというようなことで、それには地元企業もそれだけのお金用意してやれるっていう工夫があるんで、いっぺんに林班30町切っちゃうからすぐお金だってそう簡単には行かないんですよ。

ですから売り方もその辺は考えながらですね、地元企業と相談しながらそういうのを収入に向けてくっていうのも1つの方法かなということでお話してるんで、その辺についてもよろしくお願ひしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長 森林のことについて言えば、やはり国有林から始まって民有林まで、やっぱり一体的になってこの森林っていうものを考えていかなきゃならないっていうふうには私は思ってます。しかし、残念ながら私有林と言いましょか、個人の所有林ということ言うと、なかなか今のいろんな町政含めて考えますと、個人がなかなか森林を持つというか、山を持つということについて言えば厳しいものがあるんだろうというふうには思います。

しかし、行政の立場、また置戸町の立場からすると、いわゆる森林はきちっと守っていかなければならない、育てていかなければならないというのが私の基本的なスタンスです。ですから、やはり荒廃するような山を置戸の私有林と言えども放置しておくわけにはいかないだろうというふうには思ってます。ですから可能な限りそういうような山にならないように行政は、ある種やっぱり取得も含めて考えていかないと、置戸の森林資源をきちっと守っていくということにはならないんだろうというふうには思います。

今、この短い短期間でそう思ってるわけじゃないですけども、少なくとも中・長期的に考えるとそういうことも避けられない、行政的に言えば1つの課題と言った方がいいんでしょうけども、そういうこともあるんだろうというふうには思います。

それと、議員からもお話がありましたけれども、やはり循環型の整備というか考えますと、やはり伐期と言いましょか、その時期を見逃さないようにと言いましょか、もちろん、市場の問題もありますから伐期が来たからということで、切ればいいんだというわけには短絡的にはいきませんが、そうした社会情勢と言いましょか、市場のことも含めて有効な循環型の森林整備と言いましょか、活用の方法をこれからも検討していきたいとこのように思ってます。議員も長い間森林に関わってこられましたし、現在もそういう立場にありますのでいろいろとご助言いただければなど、そのように思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

15ページ、16ページ。

4款配当割交付金。5款株式等譲渡所得割交付金。6款地方消費税交付金。7款自動車取得税交付金。8款地方特例交付金。9款地方交付税。10款交通安全対策特別交付金。11款分担金及び負担金、1項負担金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

17ページ、18ページ。

2項分担金。12款使用料及び手数料、1項使用料。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 石井議員 議案第18号のところで質疑をした方が良かったのかも知れませんが、今回18号にあります条例改正によつての影響と言いますか、行政財産使用料の中で、どれほどの影響があるのかわかれば教えを願いたいと思います。

○佐藤議長 総務課長。

○中村総務課長 今、石井議員の質問にありました行政財産使用料の関係の変更に伴う影響額でございますけれども、ここで12款使用料で言っている行政財産使用料における影響額におきましては、電柱が290本ありまして、その内202本につきましては今回の改正、530円が310円となります。残り後88本、これは複数年で使用契約をしているもので、88本あります。これはそのまま530円で貸付をいたしますので、これについては変わりありません。

先程言った202本分の影響額でございますけれども、4万4,440円となります。それと後、郵便ポストが5箱ありまして、これが400円から240円に影響いたしますので、これの影響額が800円。合わせて行政財産としての影響額が4万5,240円となります。

それと後、普通財産における電柱の関係でございますけれども、これにつきましては15款、25ページ、26ページになります。財産収入の財産運用収入、町有地等貸付料、ここにも電柱がありまして、この電柱の本数195本。ここにおける電柱につきましては全て単年契約でございますので、全て料金に変更となります。195本ありますので、ここでの影響額が4万2,900円となります。合わせて8万8,140円が行政財産及び普通財産における影響額というふうになります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

19ページ、20ページ。

2項手数料。13款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

21ページ、22ページ。

3項委託金、4項社会資本整備総合交付金。14款道支出金、1項道負担金、2項道補助金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

23ページ、24ページ。

3項委託金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

25ページ、26ページ。

15款財産収入、1項財産運用収入、2項財産売払収入。16款寄附金。

質疑はありませんか。

5番。

○5番 細川議員 下段の寄付金についてお尋ねいたします。一般寄付金として10万円計上してあるわけですが、ふるさと納税についてお尋ねしますが、この件については、一般質問の中で町長と数々やりとりをしたわけですが、財政担当の責任者としてどのように考えているかなど。

すぐ隣の上士幌町で、昨年1年間で9億6,000万円もの寄付を集めているわけですが、先程小林議員からも町税収入のことでいろいろありましたけれども、やはりお金は幾らあってもいいわけがありますし、ましてや厳しい現実の中で、担当者としてこれをいかに有効に使っていくかという、そういう思いがあるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 寄附金の内、ふるさと納税に該当する部分についてのご質問だと思います。一般質問の中でも町長の方からお話ございました通り、このふるさと納税に対する寄附金の考え方としては、これは町長のお話の通りであります。ただ、そのお話の中でも地方創生の今回の取り組みの1つとして、このふるさと納税の考え方について、例えば控除額をアップするですとか、地場産業の振興ですとか消費拡大といった観点の中からの取り組みというのも国の方針の中で出てきております。

当然、財政的な側面から考えますと、この種目、歳入の種目にとられませんが沢山あった方がいいのは当然のことです。そういった観点からも含めまして、この財源対策だけではなくて、人口減少に絡めました創生法の取り組みの中の1つの項目としても今後検討してまいりたいと、このように思います。

○佐藤議長 5番

○5番 細川議員 国もとにかくどんどんやれと、法律変えてまでも奨励してるわけですね。ひょっとしたら一過性のものに終わるかも知れません。しかし、それであれば余計躊躇している暇がないのではないかなど、早急に取り組む必要があるのではないかなど。

あまり重大なように考え込んでしまっかなか手が付けられない、例えばですよ、置戸町民100人にですね、なんとか1人ずつでも、最低でも2人ずつ都会に出ている身内なり友達なりに声をかけてくれと。2万円でも構わないよと。2万円でいいから置戸にこうやって寄付してくれと、それを町民から声をかけてもらおうと。1,000人で、1,000人の町民が2人ずつかければ2,000人になるわけです。2万円寄贈してくれれば、それで4,000万円になるわけですね。だいたい1万から3万程度の寄附ですと、ほとんど2,000円を除外して還付されるわけですから。2万円寄贈いただいた方にはクラフトなり地場産品なりを半額程度、1万円お返ししますよ。そうすると寄附した人は2万円寄附して2,000円を除いて18,000円戻るわけですから、2,000円で1万円の置戸の産品を購入した。

ですから寄贈した方にとっても非常に有利、そんなことで九州の町であれ、隣の上士幌であれ、1万、2万の寄贈者が10万円、20万円っていう数が重なって9億円を超える金額になってるわけがありますから。

クラフトにしろ2,000万円。クラフトばかりではないけど、クラフトに例を取ると2,000万円の売り上げができれば、本当に2人分の生活する分の賄いができるわけでありまして、置戸漁業市場においても毎年12月には、だいたい1万から1万5,000円のカatalog販売で1,000件を超えてるといわけですね。ですから市場の産品にしても1万円のものが2,000個販売できるという、そんな単純な計算になるわけですね。

ですから初めからカATALOG立派なものを作るとかかってことじゃなくて、町長とのやり取りでも話をしましたけども、簡単な裏表のチラシ程度で構いませんからね、まず町民に呼びかけて町に寄附者を電話なり手紙なりで頼んでいただきたい。そんな呼びかけをするところからでもまず始まらないと、考えてるうちに、もし一過性で終わるとすれば、もう置戸がやろうとした時には手遅れになる恐れもあります。

見栄を張るとかそういうことじゃなくてですね、やはりまずやれるところからやってほしい、そんな気持ちでありますんで、岩藤議員の質問の中でね、今年100周年を迎えて、なかなか人的配分も増えない中で大変かも知れませんが、まずはやるだけやってほしいと。まず手をつけていただきたい。そう願うんですが、どうでしょうか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 先程、お話をいたしました通り、検討は進めていきますけれども、検討にあたりましてはいろんな課題もあるだろうというふうに考えてます。国が進める地方創生というのは、基本的にはその町がですね、持つ特性なり、産業で言いますと、例えば置戸でありますと林業でありますとか農業でありますとか、やはり地域に根差した産物であったり特産品であったり、そういうものの振興について考えなさいということが基本になっているだろうというふうに思います。

この制度を考えるにあたりましては、恐らく一度制度を作りますと、ずっと暫くの間は続けていくだろうというふうに思いますし、そういう制度の中できちっとした応えられるだけの品物の量でありますとか、そういったものがずっと継続して準備ができていくかっていう、そういうようなことなんかもやはり、検討材料になるだろうというふうに思います。いずれにしましてもいろんな方法があるだろうというふうに思いますので、その辺について検討を進めてまいりたいと、このように思いま

す。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員 準備を考えているうちに1、2年本当にすぐ経ってしまいますよ。町長も昨日、別な項目で答弁いただきましたけども、職員にできないんじゃなく、どうしたらできるかを考えるように常にこう言っているとおっしゃってるわけですから、どうしたらできるかをまず考えて、とにかくやって下さい。役場職員の仕事はなんなのかということ、それは町民の幸せを考えるわけでしょ。そのことから考えても、是非早急に手をつけていただきたい。そう思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 ご質問の趣旨は十分にご理解をしているつもりであります。先程もお話しましたけれども、地方創生の取り組みの検討というのは現在もすでに始まっておりますし、平成27年度中の策定の作業の中ではこういったような事業について、この計画の中に位置付けをして進めていくかということもですね、事前にきちっと検討を加えた上で計画を策定をするということでもあります。長い間かけて検討してまいりたいというようなつもりではございませんので、少なくとも27年度のこの計画の事業の1つという考え方も併せ持ちまして、検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

27ページ、28ページ。

15款繰入金、1項特別会計繰入金、2項基金繰入金。18款繰越金。19款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、2項貸付金元利収入、3項受託事業収入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

29ページ、30ページ。

4項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

31ページ、32ページ。

20款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、なければ議案にお戻り願います。

第2条 地方債。

第2条 地方債は、議案の7ページ。第2表 地方債をお開き願います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案の最初にお戻り願います。

第3条 一時借入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

5番。

○5番 細川議員 ちょっと過ぎ去ってしまったんですが、166ページ支出の166ページを開いていただきたいんですが、河川費の中で委託料、さくら堤草刈り委託料、金額は35万5,000円なんですが、これ現状どうなっているのか、そして担当課長以前の話だったんですが、このさくら堤の経緯がわかれば教えていただきたいんですが。

○佐藤議長 施設整備課長

○菅野施設整備課長 河川維持に関する経費で13節委託料、さくら堤草刈り委託料について、経過について説明させていただきます。このさくら堤モデル事業の概要につきましては、当時の建設省が昭和63年度新規事業として創設され、河川とその周辺の自然的、社会的、歴史的環境等との関連から河川の緑化を推進する必要がある区間として、特に堤防の強化を図ることにより、堤防上に桜等の高木等を植樹して、河川その周辺の緑化を推進することを目的としております。

本町のさくら堤事業につきましては、養護老人ホームの工事が平成7年内に完成することから、常呂川の中里大橋を中心に、平成8年に常呂川の桜等の植樹により緑溢れる水辺を整備するということから、さくら堤モデル事業を申請いたしまして当時の建設省河川局長から認定を受けたのが始まりです。

近隣では北見市、訓子府町も選ばれております。拓殖の町営住宅、置戸中学校、養護老人ホーム、中里大橋を過ぎた右岸、1,631.7メートル、中里大橋から上流左岸291メートル、延べ面積にして3万5,824.33平米が事業区間です。

平成9年よりエゾヤマザクラ58本、チシマザクラ43本、エゾムラサキツツジ350本等を植えまして、平成13年度までに延べ2,249本を植栽しております。

この事業の関係なんですが、当時の予算ベースで説明させていただきます。平成9年度に林業の森林カシンボル事業におきまして植栽工事を520万円で進めております。平成10年度から平成11年度まで地域緑の環境整備事業として林の方で事業を進めております。平成12年度からは今回の土木費の河川、河川費、河川維持に要する経費で予算措置をいたして、平成13年度で完了しております。以降、この項目で草刈り委託料で管理を行っている次第です。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員 それで去年も含めて、最近の状況はどんなふうに見ているか、分かりますか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○菅野施設整備課長 委託内容につきましては、草刈り委託と言うことで年2回、春先の6月の、昨年度で言えば6月の27日から7月2日に1回目、2回目として秋口で9月12日から17日に草刈りを行っております。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員 作業としては草刈2回ということですが、今、何故その昔の話をこんなところでほじくり出したかと言いますと、当時私も議員をやってまして、この案が出て議会に上程されて可決したわけではありますが、その時に可決に至る前まで、国がそういう事業を打ち出してきて、果たしてあそこの場所が適当なのかどうかと。あそこに、何も町費持ち出しが無かったと言え、あそこに桜やツツジを植えて利用する人がいるのかということで、かなり議論はあったわけなんです。それはそれでいいんですけども、いろんな、先程ふるさと創生資金のことも話しましたが、国の指導によって、これも国、先程の栗生課長に聞いたのも国の制度なんですけども、物によってはね、金もかからんだし国がやれというんだからと言うことでやっていい事業と、これやらんきゃならん事業と十分見極めんきゃならんでないかな。で、当時結構議論してそんなとこ行って誰が利用するんだと。で、草刈りも年ではなく月何回ですかね、かなり回数やってまして、その人もろくに行かないとこになんてそんなに草を刈らんきゃならんだって話で、そんな時の答弁では長く伸びてしまうと逆に刈った草を運び出しせんきゃならんと。余計経費がかかるんだという答弁でかなりの回数草を刈っていたんですね。

ところが今お聞きすると、年2回しか刈ってないと。ですから中々現状とですね、当時の答弁しているのとやはり、僕らが懸念していることがやっぱり現実なんです。ですから、先程、役場職員はやっぱり町民の幸せのためを考えて仕事せんきゃならんということの1つの例として、わざと引っ張り出して、ちょっと意地悪かったかも知れませんがね。

ですから、やらんきゃならんことは、すぐやらんきゃならんし、もっと国がやると言っても考えてやらんきゃならんこと十分見極めてほしいなど。自分がこの議会を間もなく去るものですから、長い間議会に席を置いた、もちろんここで議決するわけですから、議員の責任もあるわけなんですけれども、やはり計画を立てて、予算書として上程するまでには十分そのことを考えてほしいなどということで、これは菅野課長だけではないんですけども、皆さんにそんなことを分かってほしくて、ちょっと質疑をした次第であります。

○佐藤議長 町長。

○井上町長 さくら堤のことで言えば、1つの、あの時のブームみたいなものだったと思います。それは置戸ばかりじゃなくて全国的に国の方から提案をされて、それを受けてやったって言うことだと思います。

議員がおっしゃられたように、日頃あまり通らない場所にさくら堤なる物がどれ程のものかというのは、率直に言ってあったと思います。しかし、この問題に限りませんけれども、決して国にいろんなことを、全てについて従わなければならないなんていうふうには全く思っておりません。思っておりませんがやっぱり国の、あるいは国の機関の人達の立場と言いましょかね、要請にこちらも応えてやらなければ、応えてあげなければならないというのも、これ現実の問題としてあります。それが日本の今の仕組みだと思います。しかし、それが町民にとって幸せに繋がるのか繋がらないのかということはもちろん、一番重要なことだと思います。

ことだと思いますけれども、さくら堤のことでちょっともう一回返りますけれども、当時のことと言えば本当に私も少なからずそう思いました。ただ、河畔林等が整備され草刈りが行われ、そして道

路挟んで山側の方にご承知のようにパークゴルフ場が10コースでき、そして7コースが増えて17コースになったと。あの辺開かれました。開かれたことによって常呂川の方に目を向けると、そのさくらなる物が一定程度花を咲かせていると。これも事実だと思います。

当初、植えた頃とはあそこの場所の景観と言いましょうか、こういうものも変わってきたというふうに思います。そんなことを考えますと、結果としてはやったことにそんなマイナスはなかったんじゃないかなというふうに私なりに思っております。

しかし、これから議員が心配されるように、何もかにも国のいうことを聞かなければならないというものではありませんけれども、その辺はやっぱり上手に、今の日本のいろんな仕組みとか社会的な仕組み、そうしたことも考えますと、やはり国とも上手に付き合っていかなきゃならないというふうに言えると思います。

○佐藤議長 ほかに質疑漏れはありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 ちょっと戻りまして、衛生費の114ページなのですが、若干聞き漏らした点がありますので、補助金で置戸日赤の施設整備事業の補助金ですね。その補助金の対象経費の内容を、例年1,000万円は別として、それ以外の部分で対象経費ゆっくり教えて下さい。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 ご質問の、置戸赤十字病院医療施設充実事業の補助金の内訳のご質問ですので、お答えをしたいと思います。

内訳につきましては、レントゲン、内視鏡等の医療画像サーバーということで、972万円でございます。それから、全自動の散薬分包機が404万3,000円。それから、血液の分析の装置でございますが、これが92万3,000円。それから、ワクチンのシステムの分が140万4,000円。それから、システムのバージョンアップということで、529万4,000円。

先に導入しております、X線のCTの保守料が1,026万円。それから、その他に院内のLED照明の交換ということで、777万6,000円。高架水槽の更新ということで、233万3,000円と。それから、別館になりますけども、外壁の修繕ということで、1,857万5,000円と。屋上の防水ということで、1,001万2,000円と。これらを合わせますと、合計が7,070万の内訳でございます。それに合わせまして、通常分の1,000万を超えまして予算の8,070万というふうになります。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員 それで、財源対応として毎年ですね、特別交付税を見込んでいるんですが、今言った、日赤の方からのあがってきた分については町の方で単独事業ということで補助金を支出しているんですけど、この中身の内容が最終的に7,070万円の支出が特別交付税の対象になるのかどうかというか、特別交付税の全てが対象になるとは思わないんですけど、そういった振り分けがあれば教えてほしいんですが。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 赤十字病院の医療施設充実補助金につきましては、規定の1,000万円につきましては、現在までもずっと特別交付税の中できちっと数字を示されて措置をされてまいりまし

た。近年、医療施設の改修ですとか機器の更新などにあたりまして、1,000万円以上の部分でこの補助金を予算計上しております、それに合わせまして特別交付税の方も申請をしております。

結果といたしましては、全額きちっと措置をされてきているということであります。平成27年度におきましても、この総額でありますけれども、8,070万円全額特別交付税が措置をされるという見込の中で特別交付税の方も増額して計上したところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑漏れはございませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 今のところでもう一度確認なんです、これ上限というかそういうのって言うのは、何も示されていないんですか。例えば、今回、7,070万円、何でもかんでもOKなのかどうかという、その辺りちょっと。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 特別交付税の制度上の話で申し上げますと、本年度予算計上いたしました対象事業、それから、今までも実施してまいりました対象事業につきましては、全額措置をされてまいりましたし、この考え方の中に合致した事業であるというふうに思っております。

それから、限度額って言いますか、いくらでもいいのかっていうご質問でありますけれども、細かい数字ちょっと持ち合わせておりませんが、病床数に応じまして限度額が設定をされております。約の数字で申し上げますが、置戸赤十字病院95床だったと思います。1床当たり120、30万ぐらいの設定をされておまして、掛け算をいたしますと、総額で約1億2,000万ぐらいが限度額ということになります。

○佐藤議長 ほかに質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第22号 平成27年度置戸町国民健康保険特別会計予算〉

○佐藤議長 議案第22号 平成27年度置戸町国民健康保険特別会計予算。

質疑は条文ごとに進めます。

歳入歳出予算は事項別明細書、262ページ、263ページ。

歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

264ページ、265ページ。

2項町税費、3項運営協議会費。2款保険給付費、1項療養諸費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

266ページ、267ページ。

2項高額療養費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

268ページ、269ページ。

3項移送費、4項出産育児諸費、5項葬祭諸費。3款後期高齢者支援金等。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

270ページ、271ページ。

4款前期高齢者納付金等。5款老人保健拠出金。6款介護納付金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

272ページ、273ページ。

7款共同事業拠出金。8款保険事業費、1項特定健康診査等事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

274ページ、275ページ。

2項保健事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

276ページ、277ページ。

9款基金積立金、1項財政調整基金積立金。10款交際費。11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2項繰出金。続いて、278ページ、279ページ。12款予備費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、歳入へ進みます。

256ページ、257ページ。

2. 歳入。1款国民健康保険税。2款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

258ページ、259ページ。

3款療養給付費交付金。4款前期高齢者交付金。5款道支出金、1項道負担金、2項道補助金。6

款共同事業交付金。7款繰入金、1項基金繰入金、2項他会計繰入金。続いて、260ページ、261ページ。8款繰越金。9款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、2項雑入。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案へお戻り願います。

第2条 一時借入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次に、第3条 歳出予算の流用。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。

11時から再開します。

休憩	10時39分
再開	11時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〈議案第23号 平成27年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算〉

○佐藤議長 議案第23号 平成27年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算。

第1条 歳入歳出予算は、事項別明細書の288ページ、289ページ。

歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費、2項徴収費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

290ページ、291ページ。

2款後期高齢者医療広域連合納付金。3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。4款予備費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入へ進みます

286ページ、287ページ。

2. 歳入。1款後期高齢者医療保険料。2款繰入金、1項他会計繰入金。3款繰越金。4款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、2項償還金及び還付加算金、3項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第24号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計予算〉

○佐藤議長 議案第24号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計予算。

質疑は条文ごとに進めます。

第1条 歳入歳出予算は、事項別明細書の303ページ、304ページ。
歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費、2項徴収費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

305ページ、306ページ。

3項介護認定審査費。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

307ページ、308ページ。

2項介護予防サービス等諸費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

309ページ、310ページ。

3項その他諸費、4項高額介護サービス等費、5項高額医療合算介護サービス等費、6項特定入所者介護サービス等費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

311ページ、312ページ。

3款基金積立金、1項介護給付費準備基金積立金。4款地域支援事業費、1項介護予防事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

313ページ、314ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

315ページ、316ページ。

2項包括的支援事業任意事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

317ページ、318ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

319ページ、320ページ。

5款交際費。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2項繰出金。続いて、321ページ、322ページ。7款予備費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、歳入へ進みます。

299ページ、300ページ。

2. 歳入。1款保険料、1項介護保険料。2款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金。3款支払基金交付金。4款道支出金、1項道負担金、2項道補助金。5款繰入金、1項一般会計繰入金。続いて、301ページ、302ページ。2項基金繰入金。6款諸収入、1項延滞金及び加算金、2項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案へお戻り願います。

第2条 一時借入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次に、第3条 歳出予算の流用。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

8番。

○8番 阿部議員 保険料のことなんですけども、昨年、1,225人という人数で計算をされた予算なんですけど、本年につきましては何人になっているのか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 今のご質問は、介護保険料の第1号被保険者の人数ということでよろしいでしょうか。今年の保険料の積算については、前年度より57名の増の1,309人で積

算をしてございます。

○佐藤議長 ほかに質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第25号 平成27年度置戸町介護サービス事業特別会計予算〉

○佐藤議長 議案第25号 平成27年度置戸町介護サービス事業特別会計予算。

質疑は条文ごとに進めます。

第1条 歳入歳出予算は、事項別明細書の331ページ、332ページ。

歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。2款事業費、1項居宅介護支援事業費。続いて、333ページ、334ページ。3款交際費。4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。5款予備費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、歳入へ進みます。

329ページ、330ページ。

2. 歳入。1款サービス収入、1項介護給付費収入、2項予防給付費収入。2款繰入金、1項他会計繰入金。3款繰越金。4款諸収入、1項受託収入、2項雑入。

質疑はありませんか。

2番。

○2番 小林議員 新聞報道しか分からないんですけども、介護報酬が2.27%減るという決定を国が下したように聞いてますけども、その代り、そこで働いている人の職員の賃金を、一人当たり月額で1万2,000円増やすというようなことが言われてますけども、これによりますと介護報酬が減られるということは、いわゆる経営者にとっては非常に厳しいのかなど。その分どうやって経営をしていくのかっていうのが大きなあれになると思うんですけども、例えば、置戸の特養の関係については、どういうふうなことになるか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 介護保険の報酬の関係については、議員のおっしゃりましたとおり、平均で2.27%減をされるということで、特養の分でどうなるかというお話でございますけれども、資料の平成27年度の一般会計・特別会計予算に関する説明資料の35ページの中に、特別養護老人ホーム事業の歳入歳出の予算ということで、資料を付けてご説明をしたところでございます。人数の見込の若干の推移ございますけれども、前年度と対比しますと、この介護報酬で見ますと、全体の前年度の予算の中では利用者負担の収入もございますけども、プラスの213万1,000円ということでございますが、居宅介護収入の利用の分見ますと、三角の77万5,000円ということで、それぞれ全体的な大きな特養としての大きな減収は、多少の減収はございますけども、大きな減収にはならないのかなというふうに思っております。ただ、基本が特養については、介護度が基本的には原則は、介護3以上の方が入所されることが原則でございますので、それを踏まえまして、大幅な介護士の減にはならないのかなというふうに考えてございます。

○佐藤議長 2番。

○2番 小林議員 75万ぐらいしか影響はないということですけども、これはいいんですけども、それじゃあ職員に新聞報道では1万2,200円っていうのが処遇改善で報酬を上げるというふうなことと言ってますが、その辺はどうなんですか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 職員の処遇改善については、昨年度来、それぞれの手当分含めて処遇改善をございまして、昨年より加算の方も請求をしているということで、更に追加してその分を上乗せして賃金をアップするというのではなくて、それぞれ本町については取り組んでいるということでご理解いただければというふうに思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 この介護保険、後期高齢者合わせての質問なんですけど、全く無知なものでして、とんちんかんな質問かも知れません。ただ、後期高齢者の方が歳入の方で300万円の減と。介護保険の方で1,268万6,000円の増と。介護サービスの方では240万円の増と。この3つの歳入歳出の増減の関係というものが表す置戸町の今の状況と言うのは、どういう形になっているのか、その辺りの変遷って言いますか、去年とか、それを分かればお伺いしたいのですが。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 介護保険の分についてご説明をしたいと思います。昨年に比べまして増額になっているっていうのは、やはり対象となります人、高齢者の方が増えている分。それから、対象となるサービスを受ける人が段々増えてきているということで、それぞれの費用が増加しているという中身になってございます。これは、介護保険、それから、介護保険全般的にそういう形の内容でございまして。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員 後期高齢者の方の保険料の方の収入から、そちらの介護保険の方に年齢が上がったことによって移行していっているという考え方でよろしいですか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 介護保険料と後期高齢者保険料と全く別な異質なものであって、あくまでも介護保険は介護に関わるもの。後期高齢者は、後期高齢者医療に関わるものということで、ご理解いただきたいと思っております。

それで、後期高齢者から介護保険にっていう流れではありません。あくまでもこれは国民が払わなければならない保険ということで、後期高齢者とは全く別です。自分たちが介護になる時の貯えみたいなものが変な話、介護保険料です。後期高齢者医療というのは、あくまでも高齢者の医療、今かかっている医療に対する保険料ということでご理解をいただきたいと思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案へお戻り願います。

第2条 一時借入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第26号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計予算〉

○佐藤議長 議案第26号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計予算。

質疑は条文ごとに進めます。

第1条 歳入歳出予算は、事項別明細書の347ページ、348ページ。

歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

349ページ、350ページ。

2款水道費、1項水道事業費。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

351ページ、352ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

353ページ、354ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

355ページ、356ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

357ページ、358ページ。

3款交際費。4款予備費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、歳入へ進みます。

345ページ、346ページ。

2. 歳入。1款使用料及び手数料、1項使用料、2項手数料。2款国庫支出金、1項国庫補助金。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金。4 款繰越金。5 款諸収入、1 項雑入。6 款町債。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案へお戻り願います。

第 2 条 地方債。

第 2 条 地方債は、議案の 3 ページ。

第 2 表 地方債をお開き願います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案へお戻り願います。

第 3 条 一時借入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第 27 号 平成 27 年度置戸町下水道特別会計予算〉

○佐藤議長 議案第 27 号 平成 27 年度置戸町下水道特別会計予算。

質疑は条文ごとに進めます。

第 1 条 歳入歳出予算は、事項別明細書の 374 ページ、375 ページ。
歳出から進めます。

3. 歳出。1 款総務費、1 項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

376 ページ、377 ページ。

2 款下水道費、1 項公共下水道事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

378 ページ、379 ページ。

2 項農業集落排水事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

380 ページ、381 ページ。

3 款交際費。続いて、382 ページ、383 ページ。4 款予備費。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 石井議員 どの項目で質問したらいいのかちょっと分からないんですけども、この件につきまして議案第19号のところで質疑をした方が良かったのかも知れませんが、各下水道施設において基準の強化がされると。19号の部分です。その部分で検査料ですとか、そういう項目っていうのは出てこないんですけども、置戸町内における下水道処理施設においては、あくまでも基準強化されても十分に対応しているということによろしいでしょうか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○菅野施設整備課長 要は、水質基準でございますよね。今回、下水道の水質基準の中で、特定施設、2つの法律による下水道法と水質汚濁法の関係で、置戸町の下水道終末処理施設が該当になるものですから、そういった部分でそれを満たしているというか、クリアするというところで条例改正になっております。水質検査につきましては委託業者に実施しております。基準は満たしております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、歳入へ進みます。

370ページ、371ページ。

2. 歳入。1款分担金及び負担金、1項分担金。2款使用料及び手数料、1項使用料、2項手数料。3款国庫支出金、1項国庫補助金。4款繰入金、1項他会計繰入金。5款繰越金。6款諸収入、1項延滞金加算金及び過料。続いて、372ページ、373ページ。7款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案へお戻り願います。

第2条 地方債。

第2条 地方債は、議案3ページ。

第2表 地方債をお開き願います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案の最初にお戻り願います。

第3条 一時借入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第28号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第28号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する

る基準を定める条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

〈議案第29号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第29号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

〈議案第30号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第30号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認めます。

しばらく休憩します。

意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参の上議員控室の方へ移動願います。

休憩 11時33分

再開 11時42分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第10号 置戸町教育委員会教育長の服務に関する条例の制定についてから、議案第30号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例までの21件を通して質疑漏れはありませんか。

2番。

○2番 小林議員 一般会計の136ページなのですが、特産品の関係でお聞きしたいんですが、白花豆焼酎の現状を知りたいので、どのぐらいの在庫があって、今どういう状況なのか。それと、将来的にどうするのか、お聞きしたいのですが。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 白花豆焼酎の現状についてということでご説明いたします。今、手元に詳細な数字持ってませんが、私昨年来て製造メーカーと話をしている段階では、近年の売り上げのベースであれば、あと5、6年ということで、昨年で7年程度とってましたので、新年度、あと6年程度という形でございます。

それで、白花豆焼酎を作っている美峰酒造の方からは、新たな仕込みは美峰としてはできないという言葉をいただいております。今、課内においても、北海道内でも豆を使った焼酎、中札内村等で大豆の焼酎、これ北海道旭川の方で作ったりということで、今、その辺調査してまして、時間はあと5年から6年というようなことになってくると思いますが、それら含めて内部協議を進めていきたいというふうに考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

2番。

○2番 小林議員 今、20度とか25度とか39度っていう、度数いろいろありますけども、その辺の在庫の状況どうなんですか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 39度については、現在のタンクの保存状況の中では、39度は作れないと。20度と25度というようなことになっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 227、228ページ。体育施設管理に要する経費の中で、修繕費197万8,000円のうち、圧雪車の調査でしたか、50万円っていうのがあるわけですが、仮に、この中で不具合が生じている部分の結果がもし出た時には、修理についてはこの中で見るということでよろしいんでしょうか。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 今、ご質問のありました予算につきましては、基本的には総合メンテナンスという形でございますので、修繕の中身によりましては、特にその大きな金額は出てくるようになりましたら補正予算等に対応しなければならないのかなというふうに考えています。あくまでも通常の総合点検の中で含まれるような消耗品、オイルですとかそういうものを含めては、この予算の中に入っておりますが、改めて大きな修繕が必要になると、別途予算を見なければならないというふうになると思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

5番。

○5番 細川議員 同じく、次のページ、230ページ。町営テニスコートの改修でフェンスの交換ということで、なかなか先程は勇気を持って質問できなかったんですが、休憩挟んで改めて質問したいんですが、700万円のフェンスをつくるということで予算計上されたんですが、先程の説明の中で、利用状況をお聞きいたしまして、この状況の中で内部でどのような議論がなされたか。利用状況とフェンスを交換する金額、今後どうなるのかということ。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 今年度、27年度で計上いたしました、防球フェンスの関係でございますが、説明の時も申し上げましたが、現状のフェンスが相当古い、老朽化をしております、また、昔の企画でございますので、フェンスの網の目も非常に太いものが使われておまして、それに近場の森林からのコケのようなものが前面についておまして、非常に見た目も悪いと言うような状況がございます。そう言うことで、一番は老朽化でそんなに年数的には持たないだろうと言うことでございますので、今回、予算を計上させていただいたということで、岩藤議員からもお話あったとおり、利用状況どうかということですが、こちらとしては、今後も少しずつですが利用状況が増えていく可能性があるということで、最低限の施設整備はしていく必要があるというふうに判断をして今回お願いをしたところでございます。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員 議会の立場として、見た目は置いておきまして、高校生も部活で利用するのがそれほどこれから見込まれないと。それから、少子高齢化が進んでテニス人口が、どんなに勧誘してもそうそう増えるとは思わないわけで、このこと自体、私自身、いろんな趣味とかスポーツであれ、文芸であれ、どんなクラブでも同好会でも少子高齢化の影響が出てきて、本当に町全体が低迷していくというのは肌で自分もいろんなことやっていますので分かるんですが、かと言って、あまりにも利用率の低いところに、将来何十年も見越しての改修をすることに、もうちょっと議論する必要があるのかなと、そんな感じがあって質問させていただきました。そんなことも今後、いろんなところで出てくると思うんですが、私自身、趣味やスポーツの団体は、できるだけ活発にやってほしいと思うんですが、それに対する限られた予算をいかに使うかということも十分考慮していただきたいと、そんなことで改めて質問させていただきました。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 今、ご意見いただきました件につきましては、十分心して進めていきたいというふうに思いますが、スポーツ愛好者、これもどういふスポーツが愛好者が増えていくかというのは、時代の流れと言いますか、人気スポーツということもございまして、我々としても昨年度、26年度です、新たにテニス人口が、少しですが増えてきたと。これはきっと錦織選手の活躍が影響しているのかなと思いますが、そういうスポーツ全体の種目の動向見ながら整備はしていきたいというふうに思っております。なかなか新たなスポーツ施設というのは難しいと思いますが、少なくとも既存のもので愛好者がある程度見込まれるものについては、順次整備をしていきたいということで考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

5番。

○5番 細川議員 58ページを開いていただきたいんですが、町長にお尋ねしますが、ふるさと銀河線跡地周辺整備の木道プロムナード実施設計委託料、600万について、これは議員間でもかなり時間を使って議論をいたしました。その結果、今、行われているアンケート調査の集計結果と、5月に予定されている行政と住民との懇談会。その結果を見て議会と行政と十分な議論を尽くすと、そういう結論に至ったわけでありまして、私たちが議員は、4月30日を持って任期が終了してしま

ます。この結論というのは、新しい議会に責任を持ってませんので、5月以降、新しい議員による議会と行政と、この予算を執行する以前に十分な議論を重ねていただきたいと、そのことを約束していただければということで質問をするわけですが、いかがでしょうか。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員 結局、この本会議の中で議論したわけでないわけですね。議員間内部で私たちが先程説明したようなことの結論を得たわけでありまして。ところが、4月30日で私たちがいなくなるという改選になってしまうわけですから、これは何の申し送りも何もないわけですから、そのことでこの予算の審議の時に町長の答弁を聞いておきたいと、そういうことなんです。

○佐藤議長 町長。

○井上町長 日曜日のサンデー議会の時に、細川議員のご質問に対してお答えをしました。その最後に、いずれにいたしましても試験施工後に予定しております意見交換の場でさらに多くの町民並びに議員の皆さんからご意見をいただいた上で実施設計の内容を決定したいと思います、そのようにお答えしていると思います。この答弁で何かご不満と言いましょうか、ございますか。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員 改めて念を押したわけでありまして、その答えて結構です。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

しばらく休憩します。1時から再開します。

休憩 11時55分

再開 13時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、議案第10号 置戸町教育委員会教育長の服務に関する条例の制定についてから、議案第30号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例までの21件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第10号から議案第30号までの21件について討論を終わります。

これから、議案第10号 置戸町教育委員会教育長の服務に関する条例の制定についてから、議案第30号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例までの21件を採決します。

採決は、議案の順序で行います。

まず、議案第10号 置戸町教育委員会教育長の服務に関する条例の制定についてから、議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例までの2件を一括して採決します。

議案10号から議案第11号までの2件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第10号 置戸町教育委員会教育長の服務に関する条例の制定についてから、議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例までの2件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 置戸町行政手続条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第12号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第12号 置戸町行政手続条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 置戸町職員の住居手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第13号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第13号 置戸町職員の住居手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 置戸町児童センター条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第14号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第14号 置戸町児童センター条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 置戸町森と住まいの支援条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第15号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第15号 置戸町森と住まいの支援条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第16号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第16号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 置戸町道路占用料条例の一部を改正する条例から、議案第18号 置戸町行政財産使用料条例の一部を改正する条例までの2件を一括して採決します。

議案第17号から議案第18号までの2件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第17号 置戸町道路占用料条例の一部を改正する条例から、議案第18号 置戸町行政財産使用料条例の一部を改正する条例までの2件は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第19号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第19号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 保育の実施に関する条例を廃止する条例を採決します。

議案第20号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第20号 保育の実施に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成27年度置戸町一般会計予算から議案第27号 平成27年度置戸町下水道特別会計予算までの7件を一括して採決します。

議案第21号から議案第27号までの7件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第21号 平成27年度置戸町一般会計予算から議案第27号 平成27年度置戸町下水道特別会計予算までの7件は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第28号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第28号 置戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第29号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第29号 置戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第30号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第30号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 同意第1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任 について

○佐藤議長 日程第23、同意第1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました、同意第1号は、オホーツク町村公平委員会委員の選任についてでございます。

オホーツク町村公平委員会委員 田中誠氏は、平成27年3月31日をもって任期満了となるので、次の者を選任いたしたく、オホーツク町村公平委員会規約第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

後任の方ではありますが、住所は、北海道紋別郡西興部村・・・・・・・・・・。氏名は、高畑秀美氏でございます。生年月日は、昭和25年・・・・現在64歳でございます。(以下履歴省略)

同意について、よろしくお願いを申し上げまして説明とさせていただきます。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論は、置戸町議会運用例により省略します。

これから、同意第1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、同意第1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎日程第24 報告第2号 専決処分の報告について

○佐藤議長 日程第24、報告第2号 専決処分の報告についてを議題とします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 報告第2号について申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任による専決処分について、同条第2項の規定によりお手元に配付のとおり処分報告がありました。報告を終わります。

○佐藤議長 報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで報告済とします。

◎日程第25 報告第3号 定期監査の結果報告について

○佐藤議長 日程第25、報告第3号 定期監査の結果報告について。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 報告第3号について申し上げます。

監査委員が平成27年2月17日に、平成26年度の物品購入等の契約執行状況外7項目の財務監査と備品管理状況の現地監査を執行され、お手元に配付のとおり結果報告がありました。報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済とします。

◎日程第26 報告第4号 例月出納検査の結果報告について

○佐藤議長 日程第26、報告第4号 例月出納検査の結果報告について。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 報告第4号について申し上げます

監査委員が、平成26年11月30日、12月31日、平成27年1月31日現在の出納状況について検査を執行され、お手元に配付のとおりの結果報告がありました。報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済とします。

◎日程第27 意見書案第1号 農協関係法制度の見直しに関する
要望意見書から

◎日程第28 意見書案第2号 TPP等国際貿易交渉に関する要
望意見書まで

————— 2件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第27 意見書案第1号 農協関係法制度の見直しに関する要望意見書から日程第28 意見書案第2号 TPP等国際貿易交渉に関する要望意見書までの2件を議題とします。

お諮りします。

意見書案第1号から意見書案第2号までの2件については、置戸町議会会議規則第38条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号から意見書案第2号までの2件については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから、意見書案第1号から意見書案第2号までの2件について一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認めます。

これから、意見書案第1号から意見書案第2号までの2件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第1号 農協関係法制度の見直しに関する要望意見書についてから意見書案第2号 TPP等国際貿易交渉に関する要望意見書までの2件を一括採決します。

お諮りします。

意見書案第1号から意見書案第2号までの2件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号 農協関係法制度の見直しに関する要望意見書についてから意見書案第2号 TPP等国際貿易交渉に関する要望意見書までの2件については、原案のとおり可決されま

した。

しばらく休憩します。

そのまま自席でお待ち下さい。

休憩 13時18分

再開 13時20分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま町長から、議案第31号 平成26年度置戸町一般会計補正予算（第12号）から議案第33号 工事請負変更契約の締結についてまでの3件の議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として直ちに議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号から議案第33号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第31号 平成26年度置戸町一般会計補正
予算（第12号）から

◎追加日程第3 議案第33号 工事請負変更契約の締結について
まで

————— 3件 一括議題 —————

○佐藤議長 追加日程第1 議案第31号 平成26年度置戸町一般会計補正予算（第12号）から追加日程第3 議案第33号 工事請負変更契約の締結についてまでの3件を一括議題とします。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 異議なしと認めます。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました議案第31号は、平成26年度置戸町一般会計補正予算（第12号）でございます。議案の説明は、町づくり企画課長よりご説明を申し上げます。

また、議案第32号は、平成27年度置戸町一般会計補正予算（第1号）であります。議案の説明につきましては、町づくり企画課長よりご説明を申し上げます。

また、議案第33号につきましては、工事請負変更契約の締結についてでございます。議案の内容につきましては、総務課長よりご説明を申し上げます。

〈議案第31号 平成26年度置戸町一般会計補正予算（第12号）〉

○佐藤議長 まず、議案第31号 平成26年度置戸町一般会計補正予算（第12号）。

町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 議案第31号について説明いたします。

初めに、今回の補正予算の概要について申し上げます。

ご承知のとおり、日本の人口減少に歯止めをかけることを目的として、まち・ひと・しごと創生法が成立をし、国・地方挙げての取り組みがスタートすることとなっております。これに伴いまして、国の補正予算も編成をされ、平成26年度におきましては、地域住民生活等緊急支援交付金事業が実施をされることになりました。平成27年度までに総合戦略を策定いたしますが、その先行的な取り組みとしての地方創生先行型交付金事業と、経済対策の緊急的取り組みとして、消費喚起生活支援型交付金事業が実施をされることになりました。本町におきましても、この交付金事業を活用し取り組みを進めるため、今回の補正予算を提案したものでございます。

なお、今回の補正予算の中には、除雪経費の不足が見込まれますことから、合わせて追加計上しておりますので、ご了承願いたいと思います。

内容について説明いたします前に、別紙資料で説明をいたします。予算説明資料の方をご覧いただきたいと思います。議案第31号と32号にも関連いたしますので、その資料ということになりますが、地域住民生活等緊急支援交付金事業の説明資料になります。まず始めに、地方創生先行型交付金事業ですけれども、いずれの事業も人口減少対策のために総合戦略に位置付けをし、実施していくべき事業と判断し、今回計上しております。定住促進事業として実施いたします、置戸町住宅改修奨励事業500万円から、農業等体験交流事業として275万円までの計11事業で、3,056万9,000円となっております。次に、表の下の方になりますが、消費喚起生活支援型交付金事業といたしまして、置戸町におきましては、プレミアム付き商品券の発行事業を実施することとし、1,340万円を計上してございます。事業内容につきましては、1,000円の商品券、13枚綴りを1万円で、計3,800セット。プレミアム率につきましては、置戸町が25%。これに北海道からの支援分5%を加えまして、30%のプレミアムを上乗せして販売をすることとしております。なお、実際の販売にあたりましての詳細は、現在予定をしております、商工会の方とも十分協議をしながら進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。なお、表の一番右側の列、平成27の欄に、丸印を付した事業につきましては、次の議案第32号で平成27年度予算から減額補正を行う事業となっております。

それでは、議案の説明に入りますので、本議案の方をご覧いただきたいと思います。

平成26年度置戸町一般会計補正予算（第12号）。

平成26年度置戸町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,936千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,033,431千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、後程、別冊の事項別明細書の方で説明をいたします。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第2表の繰越明許費補正について説明いたしますので、2ページをお開き願いたいと思います。

第2表 繰越明許費補正。

今回の繰越明許費の補正は、地域住民生活等緊急支援交付金事業に係る繰越明許費の追加であります。事業につきましては、表に記載のとおり、置戸町住宅改修奨励事業から置戸町すくすくギフト事業までの12事業、4,396万9,000円となりますが、年度内の実施が困難でありますことから、平成25年度に繰越して実施するものでございます。

第1表 歳入歳出予算補正について説明いたしますので、別冊事項別明細書(第12号)の6ページ、7ページをお開き下さい。

(以下町づくり企画課長説明、記載省略。平成26年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第12号)、別添のとおり)

〈議案第32号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 次に、議案第32号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第1号)。

町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 議案第32号について説明いたします。

先程の議案第31号 平成26年度置戸町一般会計補正予算(第12号)に関連いたしまして、地域住民生活等緊急支援交付金事業の地方創生先行型交付金事業の内、置戸町森と住まいの支援事業を除く10事業、2,956万9,000円につきまして、平成27年度予算から減額するため補正を行うものです。

失礼しました。議案の読むのが後先になりました。

平成27年度置戸町一般会計補正予算(第1号)。

平成27年度置戸町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29,569千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,118,431千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表の歳入歳出予算補正について説明をいたしますので、別冊の事項別明細書(第1号)の6ページ、7ページをお開き下さい。

(以下町づくり企画課長説明、記載省略。平成27年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第1号)、別添のとおり)

〈議案第33号 工事請負変更契約の締結について〉

○佐藤議長 次に、議案第33号 工事請負変更契約の締結について。

総務課長。

○中村総務課長 議案第33号 工事請負変更契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第33号につきましては、昨年10月15日開催の第8回議会臨時会において、議案第50号

で議決後、平成26年12月19日、第9回定例町議会、議案第72号及び平成27年2月16日付け専決処分をもって一部変更させていただきました、社会資本整備総合交付金事業、橋梁長寿命化修繕工事についてでございますけれども、橋桁の塗装工事におきまして、既存の塗装と錆を落とすのに使用する砂の量が当初設計よりも少なくすんだため、その処分費が減額となったことにより、工事請負金額変更の契約締結を行うため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるとでございます。

記。

1. 目的、社会資本整備総合交付金事業、橋梁長寿命化修繕工事。
2. 金額、変更前請負金額、78,213,600円。変更後請負金額、76,798,800円。
3. 相手方、常呂郡置戸町字置戸22番地の3。北進工業株式会社代表取締役鈴木栄樹。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

〈議案第31号 平成26年度置戸町一般会計補正予算(第12号)〉

○佐藤議長 まず、議案第31号 平成26年度置戸町一般会計補正予算(第12号)。

質疑は条文ごとに進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書、6ページ、7ページ。

歳出から進めます。

3. 歳出。2款総務費、1項総務管理費。3款民生費、2項児童福祉費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

8ページ、9ページ。

4款衛生費、1項保健衛生費。8款土木費、2項道路橋梁費。10款教育費、4項社会教育費。続いて、10ページ、11ページ。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 聞くは一時の恥、知らぬは一生の恥という言葉もありますけれども、また、平成27年度の一般会計も決議しておきながら、今更ここで聞くのも如何なものかと思うんですが、除雪費のところでは、追加補正で2,000万円ってなってますが、当初予算で、27年度もそうですけれども、2,500万円と。一昨年も補正したと思うんですが、26年度でトータルで7,000万円ということになると思うんですが、その2,500万円を見込まなければいけない根拠と言うか、これだけ数年来除雪費が補正で追加追加ということになると、もう少し増額してもいいのかなというふうに思うんですが、その辺りいかがでしょうか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○菅野施設整備課長 ここ何年間で除雪費が、当初、2,500万円というご質問だと思います。平成24年度の除雪費で3,064万7,000円。25年度で4,484万8,000円と。当初の予算額を上回り、今年度補正で7,000万の予算措置をいたしました。予算作成にあたりまして、

過去の実績での計上、また、除雪路線の見直しも必要かと思いましたが、交付税にも算定されており、財政面も含めて安全路線の確保と言うことで、今年度も前年実績でなくて例年通り、来年度もですね、2,500万円を計上させていただいた次第です。それで、大変申し訳ないんですけど、来年、自然相手でありますので、もし来年度も除雪費の追加補正がありましたら、ご理解をお願いいたします。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 当初予算が、見込みが2,500万円では低いんじゃないかと言う、そういう岩藤議員の意見だったと思います。今年のように異常気象で爆弾低気圧って言われているやつが十数回きたと言うことで、土曜、日曜ごとに、週末ごとに除雪ということで、担当者の方大変だったと思うんですけど、いずれにしろ26年度の総額が7,000万円ということで、予算ですね。最終的に執行額がどうなるか分かりませんが、今回は、財政調整基金の支出額で調整したということでございますけど、これについては、報道によると、若干道東地区については、特別交付税措置の運動をしているところがあって、それを充当されているというところも聞いているんですけど、まだ3月分の特別交付税の配分が新聞報道やなんかには出てないんですけど、今回、26年度のこういった除雪費の増額について、特交の動きと言うか、そう言うことってというのは考えられているのでしょうか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 交付税上の除雪経費につきましては、基本的にはまず普通交付税の方に措置をされている分がございまして、それ以上の所要経費が生じた場合において特別交付税の方で措置をされる仕組みになってございまして、今年ですが、特にこの降雪量が多いという状況もございまして、管内の期成会も含めましてですが、中央の方に要望活動等を行っている状況もございまして、ただ、これは事務処理上の問題になるんでしょうけれども、3月中旬に特別交付税の交付が実務として行われますので、ぎりぎりまではその要素としての調査ございましてけれども、最終この時点ぐらいまでになりますと、2,000万円辺りについては、調査をされる機会がないというのも実態であります。したがって、申請したものについては、算定の基礎にはなるんですが、最終結果的には、3月交付の部分というのは内訳がございまして、どの程度措置をされたのかということがはっきりしません。

ただ、いずれにしましても、この国への要望活動の中では一部町村に規定の額よりも多く追加交付があるという情報も入って参りましたし、今後、置戸町におきまして、これまで以上にこの特別気象等によりまして、これは冬ばかりではございませぬ。夏の雨等もそうなんでありまして、特別交付税の特殊事情に該当する項目については、丁寧に数字を拾い上げて、できる限り特別交付税で措置されるように進めてまいりたいなど、こんなふうに思っているところであります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、歳入へ進みます。

4ページ、5ページ。

13款国庫支出金、2項国庫補助金。14款道支出金、2項道補助金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案にお戻り願います。

第2条 繰越明許費の補正。

議案の2ページ。

第2表 繰越明許費補正をお開き願います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次に移ります。

〈議案第32号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 議案第32号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第1号)。

質疑は条文ごとに進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、事項別明細書、6ページ、7ページ。

歳出から進めます。

3. 歳出。2款総務費、1項総務管理費。3款民生費、2項児童福祉費。4款衛生費、1項保険衛生費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

8ページ、9ページ。

10款教育費、4項社会教育費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、歳入へ進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。9款地方交付税。20款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

〈議案第33号 工事請負変更契約の締結について〉

○佐藤議長 次に、議案第33号 工事請負変更契約の締結について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認めます。

これから、議案第31号 平成26年度置戸町一般会計補正予算(第12号)から議案第33号 工事請負変更契約の締結についてまでの3件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第31号から議案第33号までの3件について討論を終わります。

これから、議案第31号 平成26年度置戸町一般会計補正予算(第12号)から議案第32号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第1号)までの2件について一括して採決します。

議案第31号から議案第32号までの2件について、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第31号 平成26年度置戸町一般会計補正予算(第12号)から議案第32号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 工事請負変更契約の締結についてを採決します。

議案第33号について、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第33号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって置戸町議会会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○佐藤議長 これで本日の会議を閉じます。

平成27年第2回置戸町議会定例会を閉会します。

閉会 14時00分